

熊本県文化財調査報告書 第二十二集

蓮花寺跡・相良頼景館跡

昭和五十二年

熊本県教育委員会

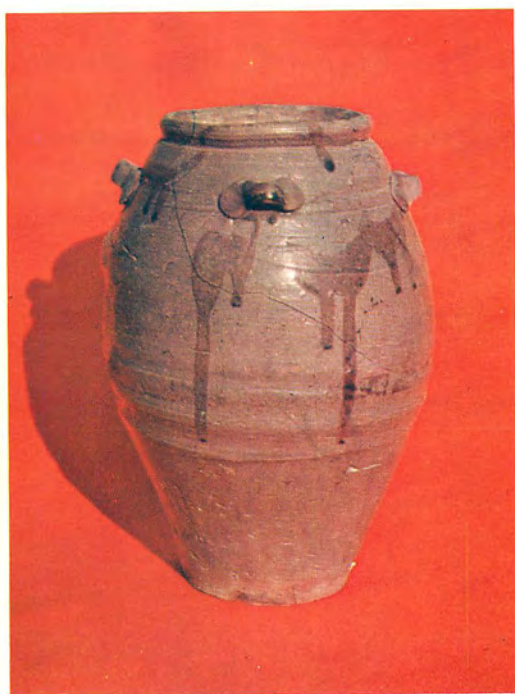
蓮花寺跡・相良頼景館跡

熊本県教育委員会

1977年



蓮花寺跡出土の青磁碗



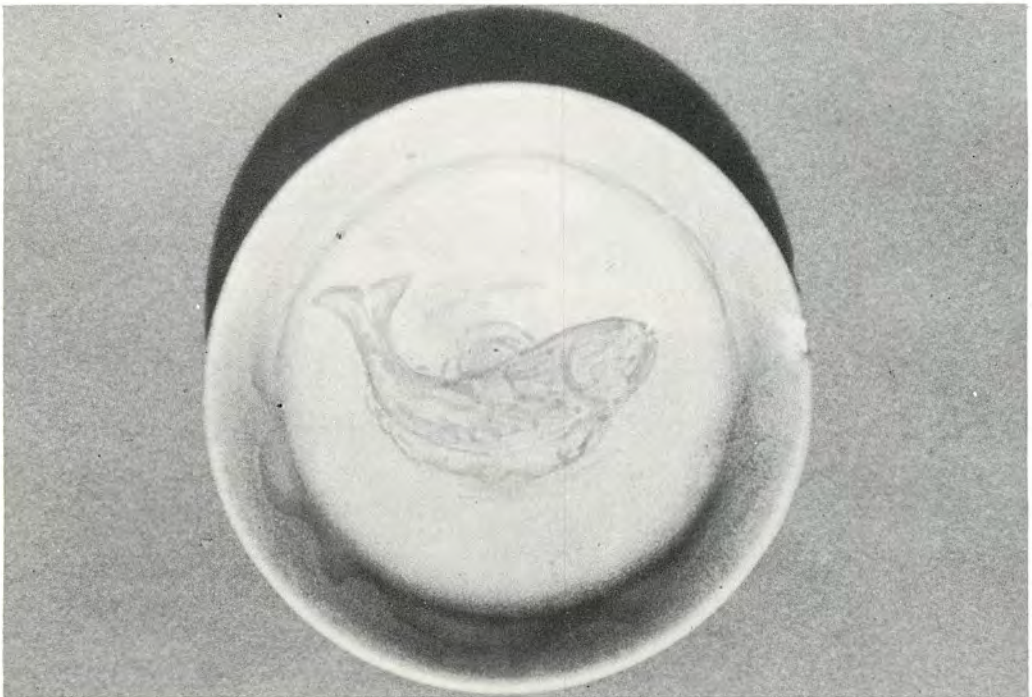
蓮花寺跡出土の蔵骨器



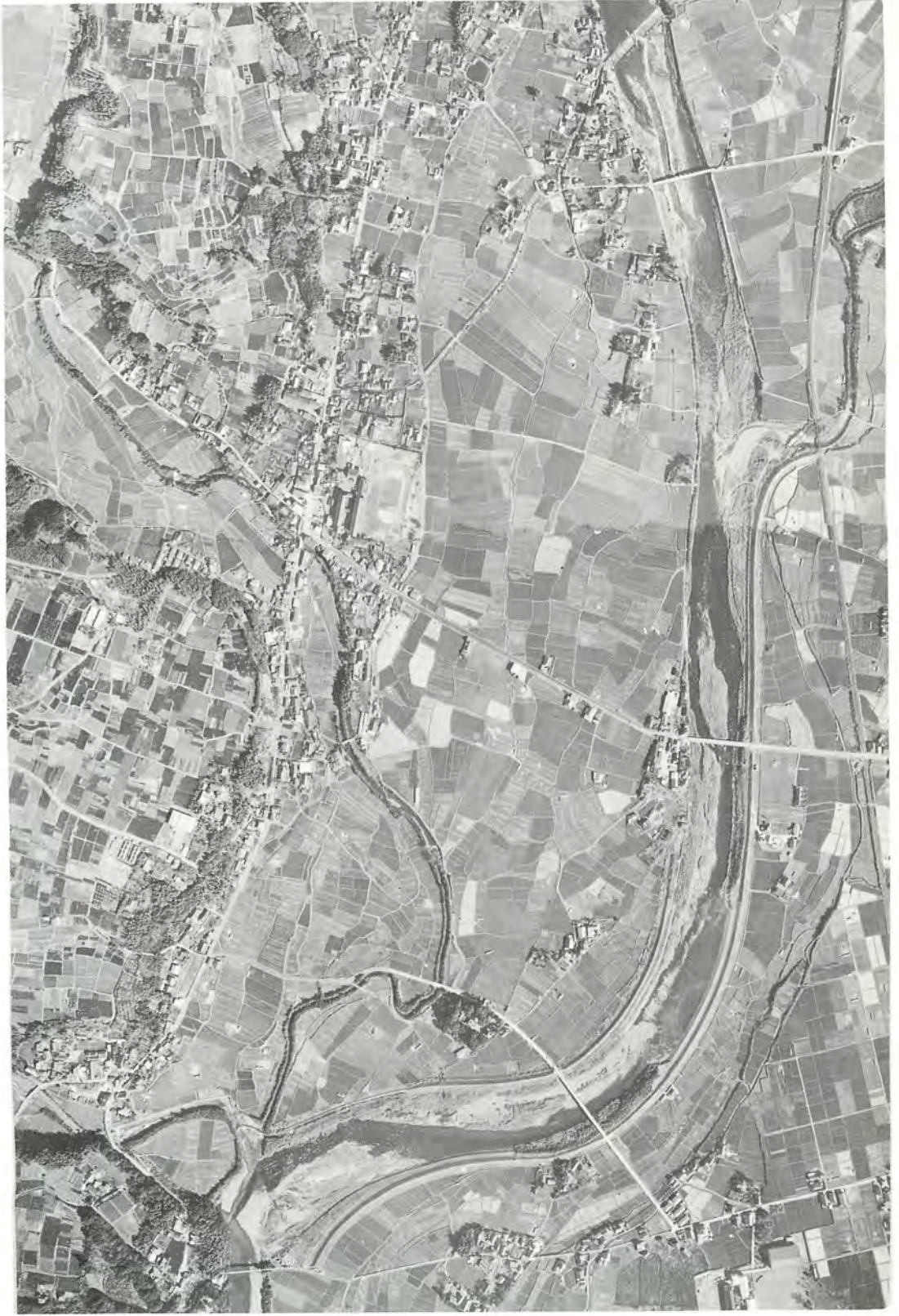
相良頼景館跡出土の青磁碗



蓮花寺跡出土の和鏡



相良頼景館跡出土の青磁皿



遺跡周辺の航空写真

序 文

近年開発事業の活発化にともない埋蔵文化財の保護について多大の問題を生じております。熊本県下においても道路建設、宅地造成等の工事建設によって、埋蔵文化財の破壊が年々増加の一途をたどっております。この問題の解決のため、やむをえず破壊される遺跡については、事前の発掘調査を実施するよう努めております。

このたび、球磨郡多良木町黒肥地に所在する蓮花寺跡古塔碑群（県指定）、相良頼景館跡（多良木町指定）の一部が建設省九州地方建設局の球磨川改修工事により消滅するので、工事に先立ち記録調査の措置を講ずることとなり、ここに熊本県教育委員会が調査を実施しました。

調査に際しては、地元の方々、および関係諸方面のご協力と文化財に対する深いご理解をいただきました。ここに深甚の敬意を表するものです。

本報告書が、埋蔵文化財に対する認識と理解のため少しでも役立つならば幸いです。

昭和五十二年三月

熊本県教育長 林 田 正 恒

例 言

- 一、本書は、球磨川改修工事堤防建設地埋蔵文化財発掘調査報告である。
- 二、調査・報告書作成は、建設省九州地方建設局八代工事事務所の委託を受けて、熊本県教育委員会が昭和四九年度～五一年度に実施した。
- 三、口絵の航空写真は熊本県球磨事務所耕地課、遺構の航空写真は航空大学の協力を得た。
- 四、遺物の整理は文化財収蔵庫で行った。蓮花寺跡の遺構実測及び写真撮影は、杉村彰一、松本健郎、松村道博が行い、遺物実測、製図は松本、松村が行った。
相良頼景館跡の遺構実測は、杉村、安達武敏、松村が行い、写真撮影は主として杉村があたった。遺物実測は文化財収蔵庫で行い、杉村が補正し、製図は高木正文、江本直、丸山武水の協力を得た。
両遺跡の遺物撮影は白石巖があつた。相良長每骨塔の写真は上川香氏によるものである。
- 五、本書の編集は、隈昭志、杉村、松本があたり、その責を負うものである。なお、編集には佐藤征子、西町圭子の協力をうけた。

調査団の組織

調査責任者 田 辺 哲 夫 熊本県教育庁前文化課長

境 信三郎 熊本県教育庁文化課長

調査総務 隈 昭 志 熊本県教育庁文化課文化財調査係長

調査主任 杉 村 彰 一 熊本県教育庁文化課技師

調査員 松 本 健 郎 熊本県教育庁文化課技師

高 木 正 文 熊本県教育庁文化課学芸員

松 村 道 博 熊本県教育庁文化課調査員

安 達 武 敏 熊本県教育庁文化課調査員

地元協力者

東 千 徳 熊本県球磨教育事務所社会教育主事

多良木町教育委員会

上 川 香 人 吉市文化財保護委員

種 元 勝 弘 人 吉市文化財保護委員

作業協力者

多良木町黒肥地蓮花寺区

熊本県文化財収蔵庫

文化課内協力者

上野辰男、島津義昭

調査協力者

指導助言者

阿蘇品 保 夫 熊本市立高等学校教諭

大 迫 靖 雄 熊本大学教育学部助教

大 澤 正 己 新日本製鉄八幡製鉄所技術研究室

鏡 山 猛 福岡県立九州歴史資料館館長

亀 井 明 徳 福岡県立九州歴史資料館学芸員

北 野 隆 熊本大学工学部講師

斉 藤 林 次 熊本県文化財保護審議会委員

花 岡 興 輝 熊本県立美術館専門員

松 本 寿 三 郎 熊本大学法文学部助教

宮 元 尚 熊本県球磨郡多良木町文化財保護委員

調査事務局 河野宗忠、前田利郎、松本 巽（文化課）

浜田 勝、栗崎辰之、村田一美、西野英俊（前文化課）

建設省九州地方建設局八代工務事務所

所 長 若 松 基 夫

前 所 長 安 藤 和 人

技術副所長 永 松 久 敏

工務課長 吉 村 慶 造

前工務課長 木 村 昭 二

工務課第三係長 石 橋 伝 史

前工務課第三係長 大 窪 彪

本文目次

序 章

- 一、調査にいたる経過……………限 昭志……………一
- 二、地理・歴史的環境……………杉村彰一……………四
- (一) 遺跡と地理的環境…………………………四
- (二) 歴史的環境…………………………六

第一章 蓮花寺跡

- 一、調査の経過……………松村道博……………九
- 二、A区の調査……………松村道博・松本健郎……………二〇
- (一) 調査の概要…………………………二〇
- (二) 石積基壇と出土遺物…………………………二〇
- (三) 埋鏡遺構と出土遺物…………………………二六
- (四) 溝と出土遺物…………………………二七
- (五) 塔群の調査…………………………二五
- 三、B区の調査……………松本健郎・松村道博……………二六
- (一) 調査の概要…………………………二六
- (二) 石敷溝と遺物…………………………二〇
- (三) 溝と出土遺物…………………………二四
- 四、C区の調査……………松村道博……………二五
- (一) 調査の概要…………………………二五
- (二) 出土遺物…………………………二五

- 五、調査の成果と問題点…………………………三三

第二章 相良頼景館跡

- 一、調査の経過…………………………三九
- 二、調査前の遺跡の概況…………………………四三
- 三、遺構…………………………四三
- (一) 外濠…………………………四三
- (二) 切落し…………………………四三
- (三) 柱穴群…………………………四七
- (四) 排水溝と土器溜…………………………四三
- (五) 広場…………………………四三
- (六) 堤防…………………………四三
- (七) 館構築について…………………………四三
- 四、遺物…………………………四三
- (一) 柱穴構築面より出土した遺物…………………………四三
- (二) 柱穴内より出土した遺物…………………………四三
- (三) 土器溜より出土した遺物…………………………四三

- (四) 外濠より出土した遺物…………… 六
- (五) A地区より出土した遺物…………… 三
- (六) 盛土より出土した遺物…………… 六
- (七) 広場より出土した遺物…………… 五
- (八) C地区より出土した遺物…………… 六
- (九) 堤防内より出土した遺物…………… 一〇
- (十) 土塁内より出土した遺物…………… 一〇
- (十一) 出土遺物について…………… 一〇
- 五、考古学上よりみた成果と展望…………… 一〇

第三章

- 一、相良氏の球磨下向と多良木支配…………… 松本寿三郎…………… 一〇七
- はじめに……………
- (一) 相良頼景の多良木村下向をめぐって…………… 一〇八
- (二) 上相良氏の多良木支配…………… 一〇六
- 補論……………
- (一) 下相良氏の展開…………… 一〇〇
- (二) 下相良氏の惣領制の確立…………… 一〇三
- 相良頼景関係未刊資料……………
- (一) 歴代参考下書…………… 一〇五
- (二) 歴代私鑑…………… 一〇五
- (三) 南藤蔓綿録…………… 一〇七
- (四) 深源記…………… 一〇六
- 相良氏に関する諸系図…………… 一〇九
- 二、相良頼景館跡地質調査報告…………… 齊藤林次…………… 一三九

緒言

- (一) 立地条件からみた館跡…………… 一
- (二) 地質…………… 一
- (三) トレンチによる調査…………… 一
- 三、蓮花寺跡出土鉄滓の調査…………… 大澤正己…………… 一

- はじめに……………
- (一) 調査方法…………… 一
- (二) 調査の結果…………… 一
- (三) 考察…………… 一
- (四) まとめ…………… 一
- 四、相良頼景館跡出土鉄滓の調査…………… 大澤正己…………… 一
- はじめに……………
- (一) 調査方法…………… 一
- (二) 調査の結果…………… 一
- (三) まとめ…………… 一

- 五、相良長毎の骨塔…………… 桑原憲彰…………… 一
- (一) 調査の経緯…………… 一
- (二) 地理的概況…………… 一
- (三) 発掘調査…………… 一
- (四) 骨塔…………… 一
- (五) 銅製納骨器…………… 一
- (六) 関連調査…………… 一
- (七) 考察…………… 一

挿 図 目 次

出土遺物……………	口絵 1	第19図	A区出土土錘実測図……………	三
出土遺物……………	口絵 2	第20図	A区出土鉄器実測図……………	三
遺跡周辺航空写真……………	口絵 3	第21図	A区溝出土ふいごの羽口実測図……………	三
第1図 遺跡の位置……………	(折り込み)	第22図	A区塔碑群配置図……………	(折り込み)
第2図 蓮花寺跡及び頼景館跡地形図……………	(折り込み)	第23図	五輪塔実測図……………	三
第3図 遺跡周辺の地形と周辺遺跡……………	五	第24図	五輪塔実測図……………	三
第4図 蓮花寺跡調査区及び遺構配置図……………	(折り込み)	第25図	五輪塔実測図……………	三
第5図 A区石積基壇実測図……………	三	第26図	五輪塔実測図……………	三
第6図 A区石積基壇基礎部実測図……………	三	第27図	B区発掘区及び遺構配置図……………	(折り込み)
第7図 A区石積基壇出土遺物実測図……………	四	第28図	B区石敷溝実測図……………	四
第8図 A区石積基壇出土古銭拓影……………	五	第29図	B区溝断面図……………	四
第9図 蔵骨器出土状態実測図……………	五	第30図	B区溝出土遺物実測図……………	四
第10図 蔵骨器実測図……………	六	第31図	B区溝出土遺物実測図……………	四
第11図 A区石積基壇出土短刀実測図……………	六	第32図	B区溝出土遺物実測図……………	四
第12図 和鏡・挿鉢実測図……………	七	第33図	B区溝出土遺物実測図……………	四
第13図 A区溝平面図・北側断面図……………	六	第34図	B区溝出土遺物実測図……………	四
第14図 A区溝出土遺物実測図……………	六	第35図	B区溝出土遺物実測図……………	四
第15図 A区溝出土遺物実測図……………	六	第36図	B区溝出土石鍋実測図……………	四
第16図 A区溝出土遺物実測図……………	三	第37図	B区出土鉄器実測図……………	五
第17図 A区溝(上層)出土遺物実測図……………	三	第38図	C区出土遺物実測図……………	三
第18図 A区溝出土遺物実測図……………	三	第39図	塔碑群移転配置図……………	(折り込み)

第40図	館跡周辺測量図	……………	(折り込み)
第41図	土塁実測図	……………	六
第42図	外濠実測図	……………	六
第43図	遺構実測図	……………	(折り込み)
第44図	切落し実測図	……………	七
第45図	柱穴実測図	……………	七
第46図	排水溝と土器溜実測図	……………	七
第47図	遺跡南北断面図	……………	(折り込み)
第48図	集石群・堤防実測図	……………	(折り込み)
第49図	堤防実測図	……………	(折り込み)
第50図	試掘坑断面実測図(A4・A5・C4)	……………	(折り込み)
第51図	柱穴構築面出土遺物	……………	七
第52図	柱穴構築面・C地区・堤防内出土遺物	……………	八
第53図	柱穴内出土遺物	……………	八
第54図	柱穴内・土器溜内出土遺物	……………	八
第55図	東外濠内出土遺物	……………	八
第56図	西外濠内出土遺物	……………	八
第57図	西外濠内出土遺物	……………	八
第58図	A地区・西外濠南側切落し部出土遺物	……………	八
第59図	盛土内出土遺物	……………	九
第60図	盛土内出土遺物	……………	九
第61図	広場出土遺物	……………	九
第62図	土塁内出土遺物	……………	一〇
第63図	相良頼景館跡の地質図	……………	一三

第64図	相良頼景館跡地質図	……………	一三
第65図	相良頼景館跡地質図	……………	一三
第66図	鍛冶師職人尺絵屏風	……………	一六
第67図	蓮花寺跡出土鉄滓の顕微鏡組織	……………	一七
第68図	鉄滓中に残留した金属鉄の顕微鏡組織	……………	一七
第69図	鉄滓中に残留した金属鉄の電子顕微鏡組織	……………	一七
第70図	頼景館跡出土鉄滓の顕微鏡組織	……………	一七

表 目 次

第1表	五輪塔・笠塔婆一覽表……………	一六
第2表	板碑一覽表……………	一三
第3表	相良入国以前の伝承痕跡ある寺院……………	一一
第4表	鎌倉期建立の寺院……………	一一
第5表	相良長頼・人吉庄配分表……………	一三
第6表	表土と地質・河川との関係……………	一四
第7表	(1) 供試試料の履歴及び調査項目……………	一五
	(2) 鉄滓の化学組成……………	一六
	(3) 鉄滓の分光分析結果……………	一六
	(4) 断面硬度測定結果……………	一六
	(5) 椀形滓の出土例……………	一六
第8表	(1) 供試試料の履歴及び調査項目……………	一七
	(2) 鉄滓の化学組成……………	一七
	(3) 鉄滓の分光分析結果……………	一七
第9表	各地出土経筒との比較表……………	一五
第10表	経筒内に納められた歯……………	一五
第11表	相良長毎供養塔関連年表……………	一七

序 章

一 調査にいたる経過

熊本県教育委員会では、県下の主要な文化財について総合的な基礎調査を計画し、球磨地方については昭和三六年度に実施した。その結果については「熊本県文化財調査報告」第四集（熊本県教育委員会・昭和三八年三月三一日）に集録されている。

この基礎調査にもとづいて、昭和四四年三月二〇日、蓮花寺跡古塔碑群は、青蓮寺古塔碑群とともに県指定史跡となった。

昭和四八年七月一八日、球磨郡多良木町教育委員会社会教育課長北崎元生氏から、県教育庁文化課長田辺哲夫あて、蓮花寺の件で次のような電話連絡があった。

「建設省から、四九年度に、球磨川の改修工事に着手するので、蓮花寺跡古塔碑群の調査、移転を四八年度中に終了して欲しいと相談があった」ということであった。

ことが重大であるため、翌七月一九日北崎氏に文化課へ出向いていただき、事情を聞くとともに、協議を行った。つまり、ことが県指定史跡の現状変更であり、全面的に遺跡が消滅するので、指定解除の可能性がある。県指定としては初めてのケースで重大なことであり、建設省からの事情の説明と正式な書類提出を求める必要があるという結論に達した。そこで、翌七月二〇日、建設省八代工務事務所から工務課工務第一係長山田武男氏、同用地課主任嵯島武人氏に来庁願った。

それによると、四九年度着工ということではなかったが、すでに上流から改修が始まっており、計画変更はありえない状況であった。そこで、物件が県指定であるため、熊本県文化財専門委員会に諮問する必要がある、同年九月の同委員会に諮問して検討することになった。その際、隣接して相良頼景館跡があり、県指定史跡ではないが、埋蔵文化財包蔵地として、事前に発掘調査を実施する必要があることを提起した。

八月四日、地元公民館において、多良木町長宮元尚氏をはじめ地元の町当局、町教育委員会、地区代表者及び建設省関係者の協議会があり、文化課から主幹村田一美が出席した。文化財関係の件としては、古塔碑群の移転先の用地問題をどうするか検討したほか、文化財の発掘調査については、地元は全面的に協力するというところで、県教育委員会に調査するよう要請があった。

九月七日、多良木町文化財保護委員会が開かれ、蓮花寺跡の調査、移転等について審議され、九月一四日、県の文化財専門委員会において八代工務事務所工務課長木村昭二氏、多良木町教育委員会社会教育課長北崎元生氏から説明があった。その際の文化財専門委員会の模様は以下のとおりである。

建設省から、改修計画は昭和四一年にたてられたもので、蓮花寺跡等も同計画内に含まれている。すでに左岸は工事完了しており、現段階では計画変更は無理であると説明された。これに対して、文化財専門委員からは、(1)文化財を無視した計画は困る。県指定の解除は前代未聞で、移転するだけという安易な処理は問題である。(2)計画を立てる段階で協議すべきである。等強い意見が述べられた。

しかし、すでに工事は始っており計画変更は無理であろうから、事

務手続をとって発掘調査を行い、史跡の指定解除を行い、有形文化財として改めて指定する方針をとることになった。

昭和四十九年一月九日、藤芳義男・堀内清治・井上辰雄・松本雅明・森下功・米村共司・国分直一・原口長之・野口彰・吉倉真の各県文化財専門委員の現地調査が行われた。

これは、国指定史跡大村横穴群と県指定史跡蓮花寺跡古塔碑群の調査を行ったもので、河川改修事業に伴う蓮花寺跡古塔碑および相良頼景景跡について発掘調査の範囲、五輪塔の移転用地、移転方法等について検討した。この日は建設省から出席の予定であったが、都合により実現できず、多良木町教育委員会から北崎課長、権頭主事が出席し、文化課から田辺課長をはじめ、栗崎辰之、村田一美、前田一洋、西町圭子が同行した。

これによって、発掘調査する方針が進めることになり、調査期間、諸経費について建設省工務課木村昭二課長、同課大窪彪係長と文化課栗崎辰之、松本巽、隈昭志の間で協議を重ね、九州地方建設局八代工事事務所長と熊本県知事との間で以下のような契約をとりかわした。

四九・一一・一 球磨川改修工事堤防建設地埋蔵文化財発掘調査

(蓮花寺跡古塔碑群) 八、〇〇〇、〇〇〇円

五〇・一・一六 契約変更(増額三、五〇〇、〇〇〇円)

一一、五〇〇、〇〇〇円

五〇・七・一 球磨川改修工事堤防建設地埋蔵文化財発掘調査

(相良頼景景跡) 一三、三〇〇、〇〇〇円

五一・七・七 球磨川改修工事堤防建設地埋蔵文化財発掘調査報告書作成(蓮花寺跡古塔碑群及び相良頼景景跡)

八、六九五、〇〇〇円

これと前後して、四十九年一〇月九日～一〇日松本寿三郎氏および花岡興輝氏らが現地調査を行い、文化課から田辺・隈が同行した。また、四十九年一月二四日、地元代表者主催の発掘安全祈願式が行われ、これに多良木町関係者、建設省、県教育委員会等の関係者が出席した。

なお、発掘届については、契約条項によって県教育長名で文化庁長官あてに提出した。蓮花寺跡古塔碑群については昭和五〇年一月七日付け教文第七九一号、相良頼景景跡については昭和五〇年八月七日付け教文第三二二二号で提出し、昭和五〇年二月一四日付け委保第五の一〇四、昭和五〇年八月二九日付け委保第五の一八七九でそれぞれ許可済である。

経過略年表

四四・三・二〇 蓮花寺跡古塔碑群、史跡として県指定。

四八・七・二〇 建設省(八代工事事務所)から改修事業説明。

四八・九・一四 昭和四十八年度第五回文化財専門委員会議にて報告。

四九・一・九 文化財専門委員、現地調査。

五〇・一・一〇 蓮花寺跡古塔碑群発掘調査開始。

五〇・八・二三 相良頼景景跡発掘調査開始。

建設省における球磨川改修工事堤防建設事業の概要は以下のとおりである。

1、河川流域の概要

球磨川は、その水源は熊本県球磨郡水上村と宮崎県東臼杵郡椎葉村の県境にある銚子笠(標高一、四八九m)に発し、免田川、小さで川、川辺川、胸川、万江川等の支川を合せて人吉盆地を貫流した後、さらに峡谷部をすぎ、八代平野に出て、前川、南川を分派して八代市で八

代海に注いでいる。

その流域は熊本県の南部に位置し、扇状形をなしている。流域面積は宮崎、鹿児島県の一部を含み、一、八八二 Km^2 (内山地一六五六 Km^2 (八八%) 平地二二六 Km^2 (一二%)) 幹川流路延長一四・六 Km で、九州の他の河川と比べると流域面積では筑後川、大淀川につき、幹川流路延長では筑後川、川内川につきともに三位である。

地形は人吉盆地、八代平野を除くほかは急峻な山岳部をなしている。日本三大急流の一つにかぞえられる球磨川の河床勾配は上流人吉盆地で一五〇分の一、七〇〇分の一、中流峡谷部で五〇〇分の一、九〇〇分の一、下流八代平野で五四〇分の一、三三〇〇分の一となっている。流域内の一級河川は幹川を含め、七〇の多きをかぞえ特異な存在としては、人吉市の上流で合流する最大支川川辺川が流域面積五四二 Km^2 を有し、本川とほぼ同じ規模を持っていることである。

水文・気象としては山地型気候に属し、流域内の年間降雨量は昭和三八年から昭和四七年までの一〇カ年の平均で人吉は二二八・一 mm 、八代は二〇四・六 mm であるが、山地は久連子(川辺川上流)三〇九・八 mm 、大川内(万江川上流)三〇五・〇 mm と平地に比べ五割近く多い。降雨量は梅雨期から台風期に集中し、流量の変動も大きい。

林相は上流域の大部分が針葉、潤葉、混交林で、異種混交の潤葉林も少なくない。川辺川流域は大部分が異種混交の潤葉林である。中流部の山地は針葉、潤葉混交林が多く、異種混交の潤葉林もかなりの部分を占める。全流域を概括してみれば、一般的に林相良好で潤葉林が多いが、やや粗林の感が強い。全般に単純斉一林が少ないのは天然林が多いからで、元来からの樹相の豊かさを示すものであろうが、近時

伐採が急で粗林化しているところが多く、荒廃地が処々にみられる。

この流域の地質は、古生層の四万十層群を基盤とし、流域の南西部を除く大部分の山岳地帯はこれで構成されており、南西部は新生代の火山岩類が分布する。

人吉盆地地域では、阿蘇溶岩および洪積層の台地が広い地域を占め河川沿岸の平地は沖積層よりなっている。下流部では、萩原地点より急激に広大な沖積層の八代平野が形成されている。

2、改修工事の経過

球磨川は昭和三年に旧河川法の適用河川となり、下流は昭和二年八月の洪水痕跡を基にして、計画高水流量を五〇〇 m^3/S とし、本川四〇〇 m^3/S 、前川一〇〇 m^3/S とした計画で昭和一二年に着手した。その概要は、

- (1) 南川(旧球磨川)を締切って、現本川(旧南川)を拡張して、幹川とする。
- (2) 河床の安定、農業用水位の確保のため球磨川に可動堰を設ける。
- (3) 前川分派点に水門を設置して、分派流量を規制する計画となっている。

上流は、昭和一八年九月及び同一九年七月洪水の雨量から各地点の計画高水流量を定め、昭和二二年に着手した。改修計画では人吉市街地に特殊堤を設けるほか、堤防の新設、河道掘削、護岸水制の設置、須恵地区の捷水路開削、支川合流部の整備等を計画している。

昭和二八年度以降総体計画では既定計画の一部手直し、及び整備がなされたが、昭和二九年八月及び九月の出水に鑑み、昭和三一年度には上下流一貫した流域の再検討が行われ、基本高水流量は上流基準地点人吉で四五〇 m^3/S 、同下流萩原で五五〇 m^3/S とし、市房ダ

ムにより $500\text{ m}^3/\text{S}$ 調節して、計画高水流量は従来どおり上流人吉 $4000\text{ m}^3/\text{S}$ 下流 $5000\text{ m}^3/\text{S}$ に改訂した。

昭和三十八年度以降総体計画は前回同様、既定計画の一部手直し及び整備を行った。

昭和四〇年度は新河川法が施行されたが、球磨川は昭和四一年度に一級河川の指定をうけ、工事実施基本計画を決定したが、その内容は昭和四〇年七月出水を基にして流量改訂を行ったものである。まず治水の安全度を八〇分の一とし、上流基準地点人吉の基本高水流量を $7000\text{ m}^3/\text{S}$ 、同下流萩原を $9000\text{ m}^3/\text{S}$ に定め、既設の市房ダム及び新設予定の川辺川ダムにより洪水調節を行い、計画高水流量は人吉 $4000\text{ m}^3/\text{S}$ 、萩原 $7000\text{ m}^3/\text{S}$ に改訂した。改修計画は流量増に対処して下流では本川を $4000\text{ m}^3/\text{S}$ 、前川を $3000\text{ m}^3/\text{S}$ とした河道計画の変更を行った。上流は人吉市街地の大幅な掘削を計り、その下流約 5 km を直轄編入するとともに、球磨地区は流量増に伴い、局部的に法線変更及び引堤を計画した。また川辺川については、経済効果の大きい合流点から二・四 km を直轄編入した。

その後、昭和四八年四月には中流部及び派川南川が直轄に編入され今回の改修計画では前回の総体計画の一部手直しを行うとともに、中流部、南川の河道計画を加えた。

(限 昭志)

二 地理・歴史的環境

(一) 遺跡と地理的環境

蓮花寺跡と相良頼景館跡は、熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地字蓮花寺に所在する。国土地理院発行の五万分の一「人吉」(昭和四二年編集)図幅北西隅から三九・五 cm 、南西隅から一七・三 cm の交点あたりに相当する。(第一図)

球磨郡は県の南部に位置し、九州第三の高山市房山(標高一七二一・八 m)等に源を發し八代海に注ぐ球磨川の上流域にある。

多良木町は、人吉市から東に二・二 km の地にあり、東は水上村、湯前町、宮崎県児湯郡西米良村に、西は相良村、須恵村、免田町、岡原村、上村に、南は宮崎県諸県郡須木村、小林市に、北は五木村に接している。町のほぼ中央を球磨川が流れている。本流球磨川は、水上村の西北部の奥地に源を發して南下し、一方市房山を源とする湯山川は西下して水上村の中心で合流して、一大人造湖である市房ダムに注ぎこむ。市房ダムから流れ出る球磨川は南方・北方の山岳地帯から注ぐ支流と合流して川幅を広くしている。

この球磨川は、百太郎溝取入口付近からやや流れを南へ迂回し、大王橋あたりから蓮花寺橋までほぼ直線であるが、蓮花寺橋付近から流れは大きく南へカーブし、約二 km 下流で牛繰川、小椎川と合流し流れは直線にもどる。

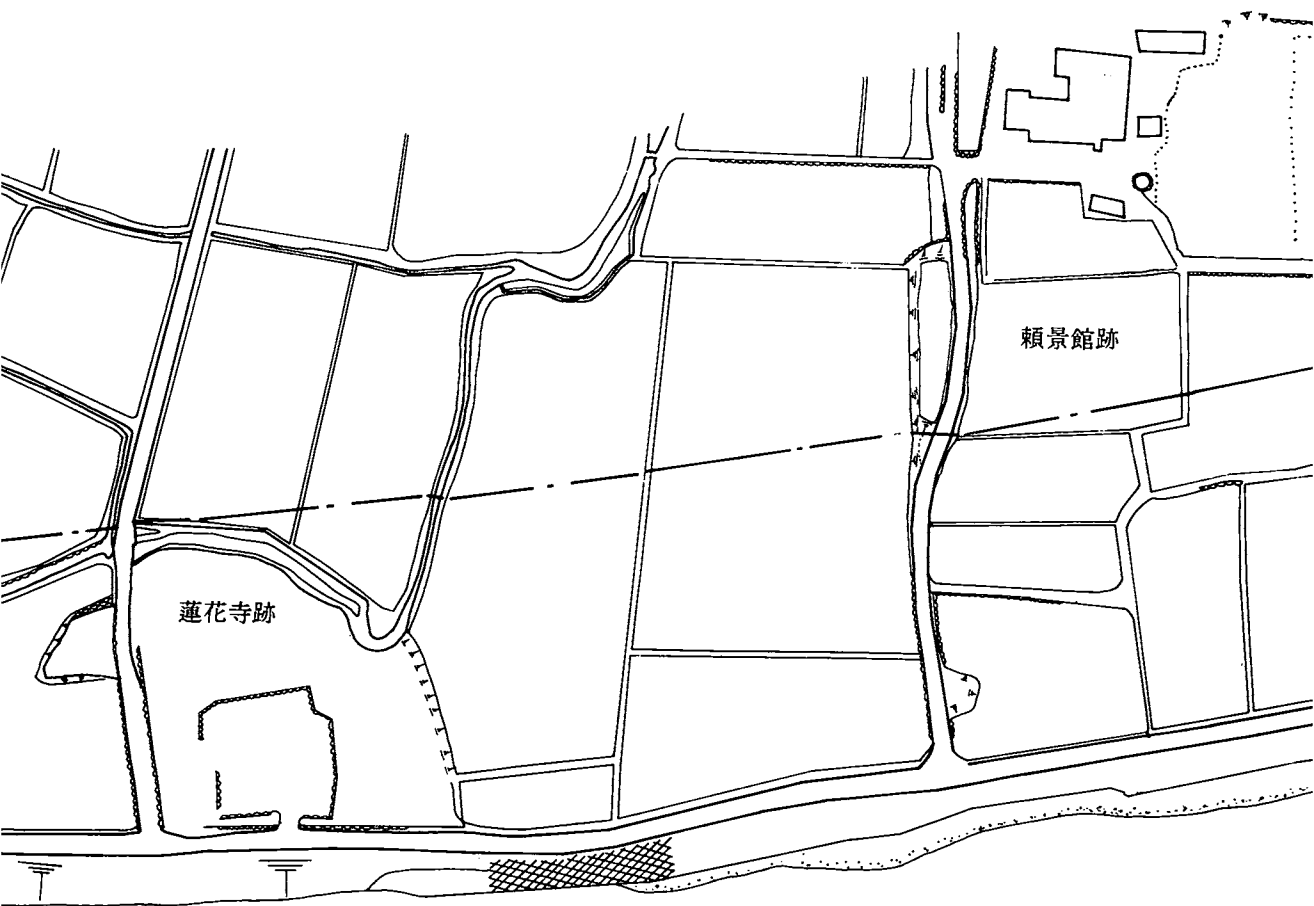
蓮花寺跡と館跡の両遺跡は蓮花寺橋の下流約二〇〇〜三〇〇 m の球



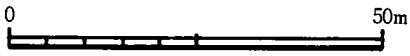
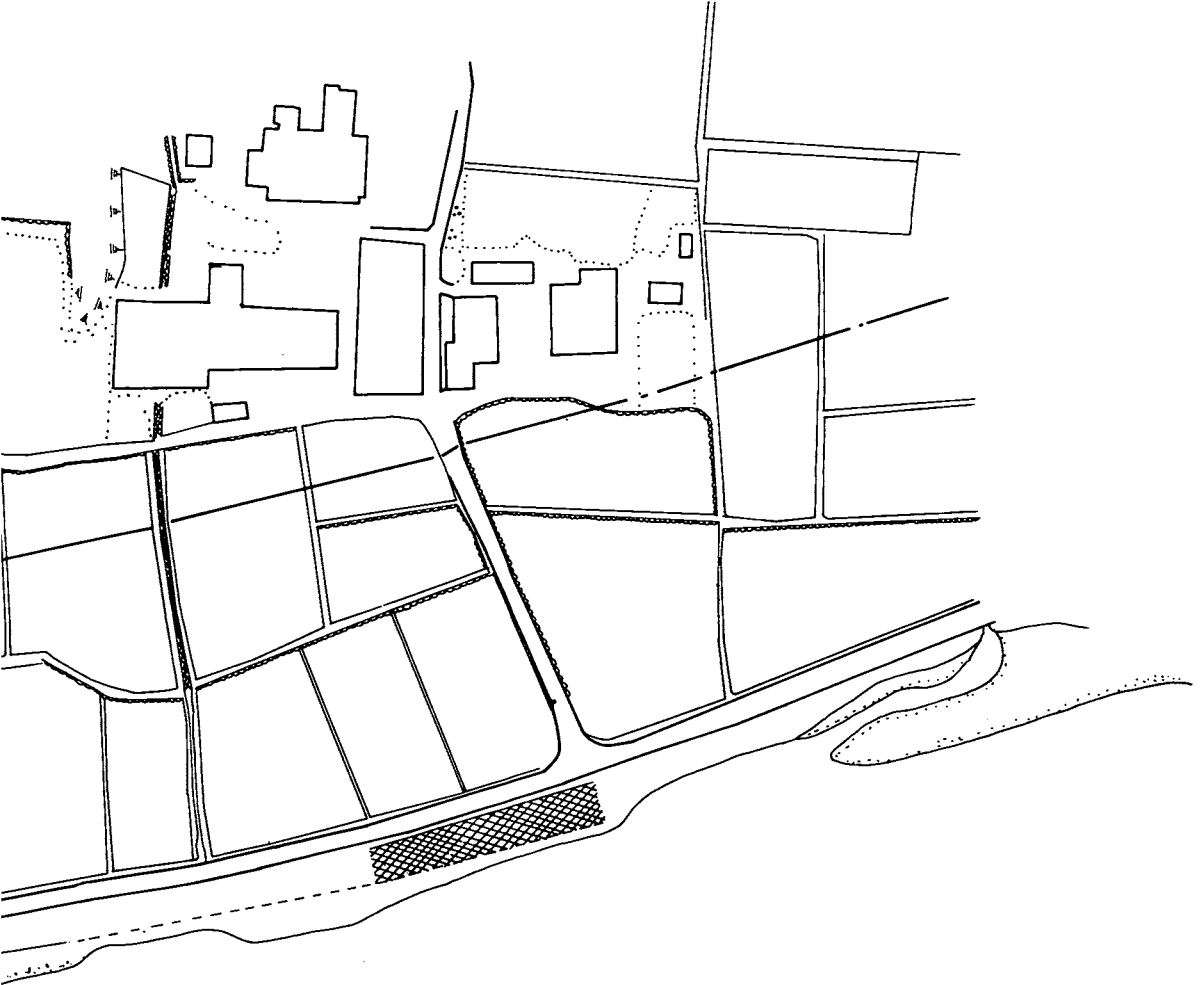
第1図 遺跡の位置

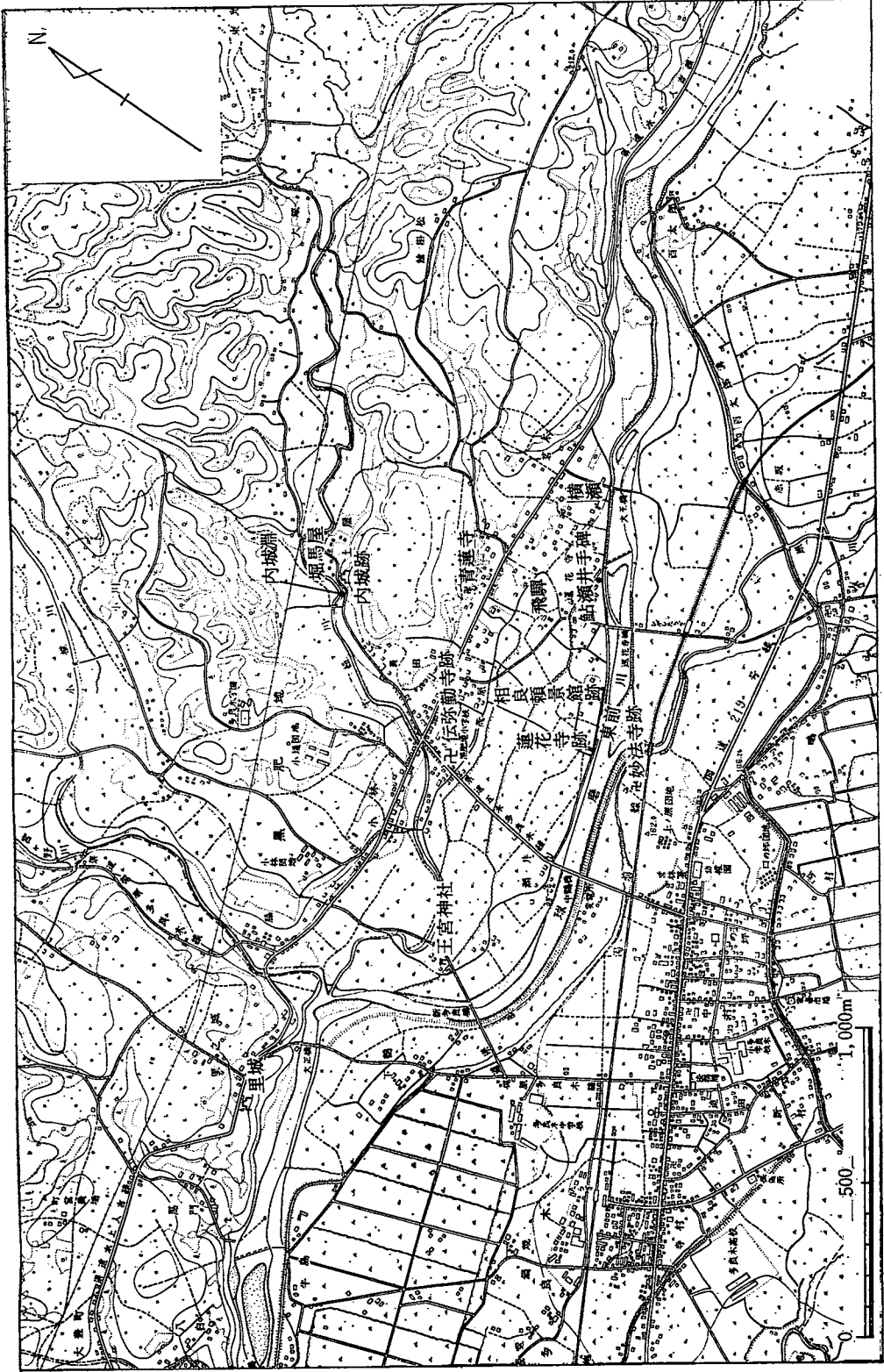






第2図 蓮花寺跡及び頼景館跡地形図 (S = $\frac{1}{1,000}$)





第3図 遺跡周辺の地形と周辺遺跡

磨川畔右岸の堤防沿いに位置する(第3図)。蓮花寺跡の東に直線距離にして約一〇〇mのところ相良頼景館跡がある(第2図)。両遺跡の南側は道路を挟んで直下は球磨川である。道路の標高は一五九・六三m。球磨川面との比高差二・四mである。

遺跡からの遠望は、東方に市房山、南方に白髪岳など九州山脈を仰ぐことができる。

蓮花寺跡の対岸は、南方のアクソ山に源を発した仁原川が本流に注いでいる。球磨川の左岸には国鉄湯前線と国道二一九号線が東西に走り、右岸の約五〇〇m北方には県道水上人吉線が黒肥地小学校、青蓮寺前を走っている。

県道水上人吉線と牛繰川に挟まれた地域は、内城を最高所としたならかな台地が、南方県道際まで延びている。球磨川と県道水上人吉線に挟まれた地域は、球磨川に起因する沖積平野である。

通常おだやかな球磨川は、夏から秋にかけての台風シーズンになると豪雨をもたらし、昭和二六年のルーズ台風をはじめ、幾度となくりかえされる洪水、氾濫によって、球磨川は魔の川になり、堤防は決壊し、水田を泥海と化する。

(杉村彰一)

(一) 歴史的環境

古代の球磨郡は、隣接する鹿児島県の山岳地帯と同一視されて、熊襲伝説(球磨郡と鹿児島県嚙嗟郡が熊襲となったという)をうみ、景行紀、一八年四月条には熊県(註1:2)が設置されている。

六四五年、大化の改新によって従来の国、県制が国・郡制に編成替えされると、火の国は肥前と肥後に区分され、肥後の国には一四の郡

が置かれ、球磨県は球磨郡に改変された。球磨郡の中心である郡家(註3)どこに比定できるか現在のところ確証はない。

この政治機構の改変と同時に経済改革が行われたのが班田収授の法である。球磨郡においても条里施行(註4)の遺名や、地割が研究されているが、地割については球磨川沿岸の沖積平野と、万江川流域に部分的に残っているといわれている。遺名は錦町西小学校付近に三条の字名、錦町木上(木の上)の十日市付近に三ノ坪がみられ、免田町と須恵村の境界を流れる井口川の下流には、ロノ坪の字名が在ったという。それに須恵村浜ノ上に京ノ坪(註4:5)という遺名もある。

さて、七一五年には、郡と里の間に郷がおかれることになるが、一〇世紀のはじめにできた「倭名抄」には、球磨郡に六郷の名がみえる。現在のところ、球磨郡の歴史について明らかになるのは平安時代である。

相良入国前の在地勢力は、荘園開発領主であろう久米氏、須恵氏、人吉次郎氏、矢瀬氏、伊勢弥次郎氏、それに平河氏であったと言われている。平河氏は、はじめ良峯四郎安則を名乗るが、肥後の菊池経頼を頼り、肥後国山本郡(鹿本郡)に住し、そのうち球磨郡錦町木枝(木上)の平河に住むようになって平河の姓を名乗った。これら土豪中には荘園の下司になったり、地頭に任命されたりした。(詳細は松本寿三郎氏報文参照)ここでは、これら在地勢力と相良氏に係る寺院・神社関係について、仏像の造像銘、金石文、近世文書等によって略述したい。

多良木町黒肥地茂原の黒肥地小学校の敷地内の一角は「ミノクジドウ」「寺屋敷」とも呼ばれ、明治の末年まで五輪塔、墓碑が残っていたといわれている。おそらく弥勒寺堂跡と考えられる(註5)。弥勒寺の本尊

あるいは同寺に關係ある木像薬師如来の胎内銘に、大治五年（一一三〇）一月五日建立、檀越、快運とある。

蓮花寺跡、頼景館跡の対岸、球磨川の左岸に土井口妙法寺跡がある。この寺の本尊が人吉市にある願成寺の本尊阿弥陀如来座像と言われ、平安末期の作と言われている。黒肥地東光寺に、東光寺跡がある。この寺は平安時代までに栄えた寺で、鎌倉初期にはすでに廃絶していて「東光寺村」の地名だけが残り、その後、文永一〇年（一二七三）頃までに上相良氏が再興したものとされている。文応元年（一二六〇）上相良頼氏の草創とも言われている、この東光寺跡から銅製経筒（注10）八箇が出土し、七箇の経筒の紀年銘は文永一〇年一月四日となっており、経文および経筒は、相良氏一門の人々によって祈願奉納されたものである。

球磨川と牛繰川が合流するあたり王宮神社（黒肥地神社）があり、大同二年（八〇二）の創建と言われる。

ここで郡内の主な寺院についてふれてみると、須恵村阿蘇に平等寺跡がある。現在の釈迦堂あたりと考えられ、仁平元年（一一五一）には開山されているので、平安末期の創建には違いない。深田村内山には万福寺跡がある。現在の内山観音堂が寺跡と考えられている。久寿元年（一一五四）の建立。同村荒茂に勝福寺跡がある。養和年中（一一八二～八三）の建立。一方、遠く西方の人吉市村山には、観琳寺が治承年中（一一七七）に建立されている。現在の観林寺である。人吉より北方の山江村山田には、高寺院が相良氏入国前に建立されたと言われている。

前述した寺院は、相良氏入国前に建立されたもので、上球磨の弥陀寺、妙法寺、東光寺、平等寺は在地荘園勢力を背景に建立されたもの

と考えられ、久米氏、須恵氏の加護によるものと解される。

中球磨の万福寺、勝福寺は平河氏の建立と考えられており、下球磨の観琳寺、高寺院は、矢瀬氏によって平重盛菩提のため建立されたものと言われている。これらの寺院は真言系である。

鎌倉幕府体制下の新統治者として、人吉の地頭として赴いた相良長頼は、旧任地である遠州（静岡県）相良から真言宗、常福寺の僧弘秀を連れてきて、相良氏の菩提寺願成寺を開かせたことは、在地勢力者による真言系寺院の勢力を無視するわけにはいかなかったのではなからうか。

一世紀になると、在地豪族の荘園領主に加えて、平河氏等の間に墾田が開発され、荘園制鼎立時代が続くことになる。

一二世紀後半の球磨郡の田数は二、〇〇〇町で、蓮華王院領の人吉莊六〇〇町、鎌倉殿御領五〇〇町、公田九〇〇町となっている。荘園現地の管理には在地土豪が下司としてあたり、荘園、公田には地頭がおかれ、これらに土豪が任命されている。このような複雑な土地機構のなかに、相良氏が入国してきたのである。

鎌倉期になると相良氏一族によって、湯前町には浄心寺（城泉寺）が貞応元年（一二二二）に創建され、上相良第二代頼氏によって蓮花寺が、三代頼宗によって永仁三年（一二九五）には、頼景の廟所として、亀田山青蓮寺阿弥陀堂が建立された。方五間の寄棟造茅葺きの本堂は、県下では最大のものである。寺名は頼景の後室青蓮尼に由来している。

（注11）伝説によれば、蓮花寺、青蓮寺は飛驒の匠といわれた工匠に命じて造営させたと言われ、現在、蓮花寺跡と青蓮寺の中間あたりに飛驒という地名が残っている。

青蓮寺本堂の裏には、鎌倉期の特徴をしめした五輪塔がある。

小川部落の東南方約三〇〇mのところには鍋城がある。求麻外史(註12)によると、上相良第二代頼氏が築いたといわれ、その後第六代頼忠にいたるまで歴代領主の居城であったところである。

この鍋城の周辺には里城があり、外城の役割をはたしていたと考えられる。

(杉村)

註1 一九七〇年、乙益重隆『熊襲、隼人のクニ』古代の日本九州：角川書店

2 一九七四年、井上辰雄『隼人と大和政權』：学生社

3 一九六五年、松本雅明「託麻国府と肥後の郡家・郡寺」：熊本県史総説編

4 一九六五年、乙益重隆「肥後の糸里」：熊本県史総説編

5 一九七一年、牛島盛光『変貌する須恵村』：ミネルヴァ書房

6 一九五九年、宮元尚「球磨の荘園」熊本の歴史2：熊本日日新聞社

7 一九六二年、佐藤光昭「相良藩の寺院帳について」：熊本史学二三号・二五号

8 一九六五年、上村重次『九州相良の寺院資料』人吉：金輝堂書店

9 一九六三年、『熊本県文化調査報告書第四集（球磨地方）』：熊本県教育委員会

10 一九六三年、乙益重隆「東光寺出土の経筒」『熊本県文化財調査報告書・第四集（球磨地方）』熊本県教育委員会

11 一九四一年、『球磨郡誌』球磨郡教育支会編纂

12 『求麻外史』田代政輔の著、嘉永六年完成

第一章

第一章 蓮花寺跡

一、調査の経過

蓮花寺跡の調査は、調査地の作物の植付、五輪塔の移転先の問題、それに加え調査担当者の杉村技師が病に倒れ、長期の療養を必要とすることから、調査担当者の変更などもあり、昭和四九年七月調査開始予定より大きく遅れ、一月末より開始された。以下月日を追って調査経過を記す。

一月二八日 高木学芸員、発掘調査に先立ち五輪塔をステレオカメラで撮影するため多良木町へ向う。五輪塔は、ガランサンと呼ばれる境内の竹林の中にあるので伐採から始める。五輪塔の表面は長年の風雨にさらされて、苔が生えており、その清掃を行う。風・空輪は中央基壇の他は落下しているものが多い。

一月一八日 松本技師が新たに調査に加わり、発掘準備を急ぐ。五輪塔移転地の稲作補償等で地主との間にトラブルがあり、発掘調査は遅れる一方であった。

一月二四日 五輪塔の移転先の問題も解決し、地主の発掘承諾を得る。発掘に先立ち、慰霊祭を行う。

一月二七日～五〇年一月八日 作業中断

一月九日 松本技師が調査に専念する。高木学芸員は他の調査現場へ赴く。熊本より調査資材搬入。療養中の杉村技師と調査方法等につ

いて打ち合わせをする。

一月一〇日 発掘調査を開始。中央石積基壇北方に $2 \times 10m$ のトレンチを掘開するが、遺構は認められない。

一月一三日 五輪塔移転地をB区とする。西側からB—A_T ($2 \times 3m$)とし、東へ同様のトレンチを設けB_T、C_T……とする。A_Tより順次発掘する。

一月中旬 B区北端に石敷溝発見。B—A_T、C_Tの北端に、東西に横切る幅約 $1m$ の溝である。遺物は糸切り底の土師質土器、青磁などで、中世のものである。

一月下旬 B—G_Tより完形の青磁が出土する。周辺からも、多量の遺物が出土しており遺構の存在が予想される。B—F_T区に幅 $3 \cdot 5m$ 前後の大溝検出。中世の遺物が出土する。蓮花寺に関連の遺構ではないだろうかと期待される。

二月上旬 B—F_T区で確認の溝を北側へ追いかける。南東から北西方向の真直ぐな溝であったが、北側では東北方向へ曲っている。来年度調査予定の相良頼景館跡の方向へ延びている。B—A_T、C_Tの石敷溝の全面検出作業を行う。松村調査員が調査に参加、松本技師と二人で調査を行う。

二月中旬 B区の二つの溝は引き続き調査。A区石積基壇上の五輪塔を移転する。二六号五輪塔下から蔵骨器（褐釉陶器四耳壺）を発見。この鎌倉時代に比定される五輪塔の中に、水輪上面を円、または方柱状に掘り窪めた納骨施設をもち、納骨されているものがある。A区東小丘の中央部にA—B_Tを設定。

二月下旬 A—B_Tに溝を確認。南—北に走り、B区の溝と連続するものであろう。出土遺物は糸切り底の土師質土器、陶質土器、青磁が

ある。溝上部からはスラッグ、ふいごの羽口等の製鉄関係の遺物を検出した。杉村技師調査に復帰し、別府大学生永峰文隆君参加する。

三月上旬 通称「ガランサン」のA区の西側をC区として、東西にトレンチを入れる。耕作土の下は自然の砂層、礫層である。遺構は確認出来ない。中央基壇の裾部積石検出作業を行う。西裾から刻銘のある笠塔婆の塔身が出土。松本技師が帰郷する。

三月中旬 中央基壇の積石を除去する。十字にブリッジを残し、南側より掘り始める。断面観察により、三、四回の増築が行われたことがうかがえる。第一回目は幅四mの方形に築き、面をきれいにそろえている。第二回目はその外側に一、二m拡張しているが、東側と同じく土・石を混えており、乱雑な仕上げである。第三回目は東西にだけ約二m拡張している。積み方は乱雑である。

三月下旬 基壇の南側、A区中央にA—G_T、D_Tを掘開。すぐ礫層で遺構はみられない。

四月上旬 中央基壇の基礎部実測と平行して、A区東小丘の溝を南北に拡張する。この溝は南北へ直線的に延びており、その規模、出土遺物からもB区の溝と連続するものである。

四月中・下旬 A区東小丘の溝を引き続き調査する。それと平行して、中央基壇の十字のブリッジを取り除く。その後、実測、写真撮影を行い調査を終了する。

(松村道博)

二、A区の調査

(一) 調査の概要

A区は、通称「ガランサン」と呼ばれているところである。小堂宇

が境内の中央部に位置し、その北側に六・六m×九・七m、高さ一・八mの五輪塔を載せる石積基壇、東・西に盛土状の小丘を配置し、その上に各々五輪塔、板碑を置く。南側は小径を挟んで球磨川が西流する。東西の小丘は石積基壇とともに、小堂宇を「コ」の字形に囲んでいる。西側小丘は幅約六・五m、長さ二〇m、高さ〇・五mを測りその両側に川原石を数段積み上げており、境内平坦面と境をなしている。南半分は現在の墓地として利用されている。東側小丘は幅一五mで南北に広がる。西端は南北に二段の川原石を積んで、中央平坦部と区画している。この小丘の中央部寄り西半分に五輪塔、板碑を配し、東半分は荒地で溝状の窪地を呈す。

トレンチの設定(第4図)

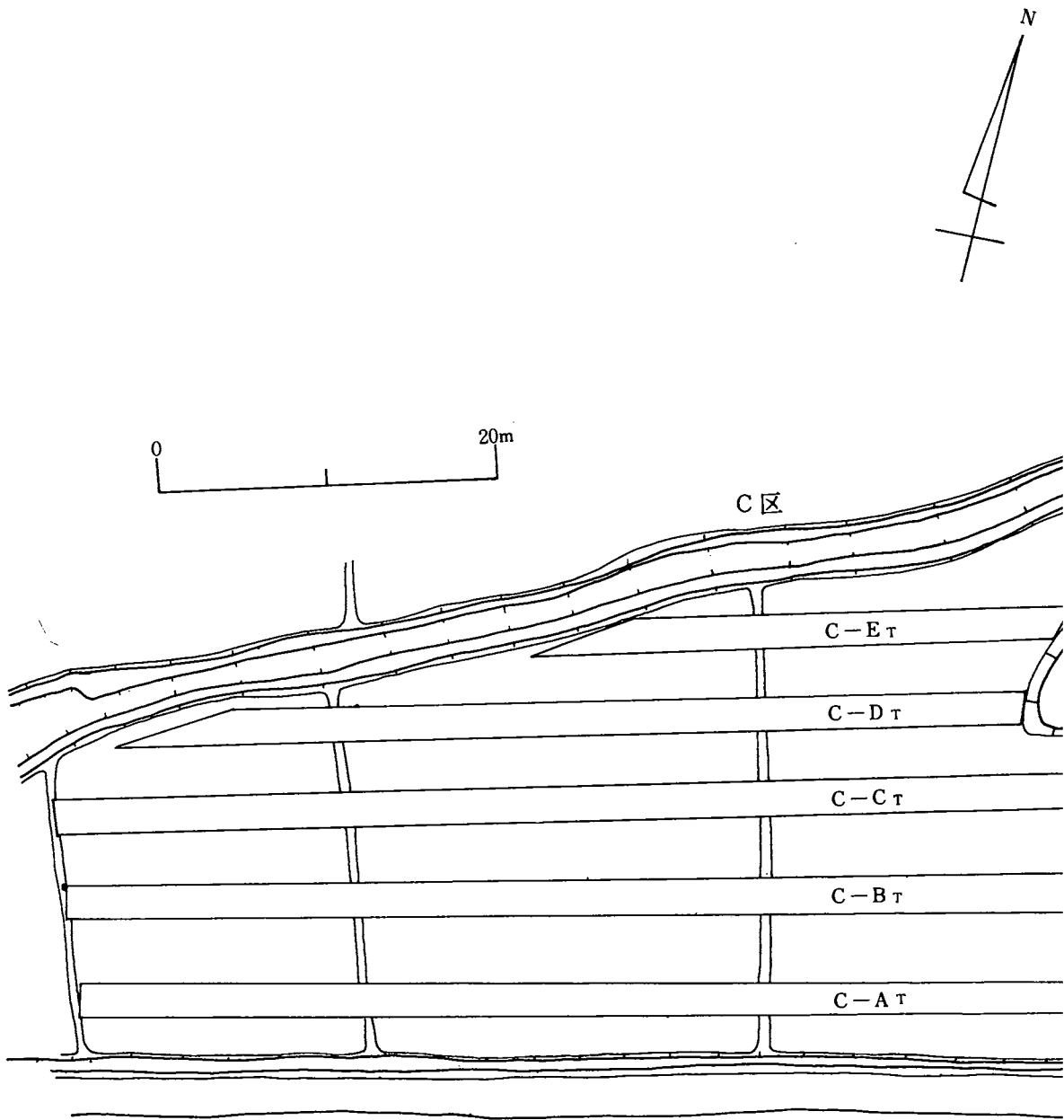
小堂宇の占地する中央部は、南北一六・四m、東西一七・八mの広さをもつが、削平された平坦面を示す。周囲より一段低く、礫層が露出しており、遺構の存在は予想されなかった。

遺構の配置、および有無を確認するため五本のトレンチを設けた。石積基壇と北側の水路の間A—A_T、東にA—B_T、中央にA—C_T・D_Tである。その中で遺構が検出されたのはA—B_Tの溝だけである。他は表土の下はすぐに自然堆積の砂層・礫層であった。

(二) 石積基壇と出土遺物

石積基壇(第5・6図)

石積基壇は中央平坦部の北に位置し、小高くなり東西の小丘を結ぶ。積石上には一五、三八号の五輪塔が二列に並べられている。大型の五輪塔で薬研彫の梵字を有する鎌倉時代のものが多く存在する。



第4図 蓮花寺跡調査区及び



▲構配置図

石積基壇は東西約五・七m、南北三・七m、高さ一・三m、平面形は長方形プランである。石は遺跡のすぐ南を西流する球磨川の川原石を使用している。東側、西側および南側の各裾部は積石の露出が多くみられたが、上面、北裾部は土が上面を薄く被った状態を示す。東西の端部には五輪塔の各輪、おもに火・水輪が川原石・土と一緒に積み込まれ、また表面に露出しているのも観察できた。おそらく、後世の改造であろう。

基壇の構築 東西の断面により都合三回の増築が考えられる。各回の積み方には差異を認める。第一回目は東西に四・〇m、南北四・〇m、高さ一・〇〇〜一・三mの方形に築かれている。この最初の基壇築造にあたって、平面プランに計画性を有する。基礎部に大振りの平坦面をもつ川原石を一番外側にすえ、一辺四・〇mの平面正方形プランを設定している。各隅には二面のもつ角度が直角を保つような石を選び配置する。各辺は、一面に直線を有する石を用い、凹凸の少ない方形を呈する。その上部は、外側に倒卵形の川原石を横積みにし、垂直に築造している。しかし、その内部の積み方は、大小種々の川原石を無造作に積みあげ、一・三mの高さまで積み上げる。上面には薄く玉砂利を敷き、その上に五輪塔を載せる。蔵骨器は、この第一回目の築造の東辺より西寄りのほぼ中央において確認された。第二回目は東に一・三m、西に二・八m、北に一・八m、南に一・六m各々拡張している。東西八・二m、南北六・八mの平面長方形プランを有する。西拡張部は第一回目の築造と同じく、基礎部を大石で長方形に区画し、その上に乱雑に大小の川原石を積んでいる。しかし、側壁は一〜二段しか残存していないので全容は分らない。東・南・北拡張部は基礎部に大形の川原石を並べる部分もあるが、存在しない箇所が多く、かつ

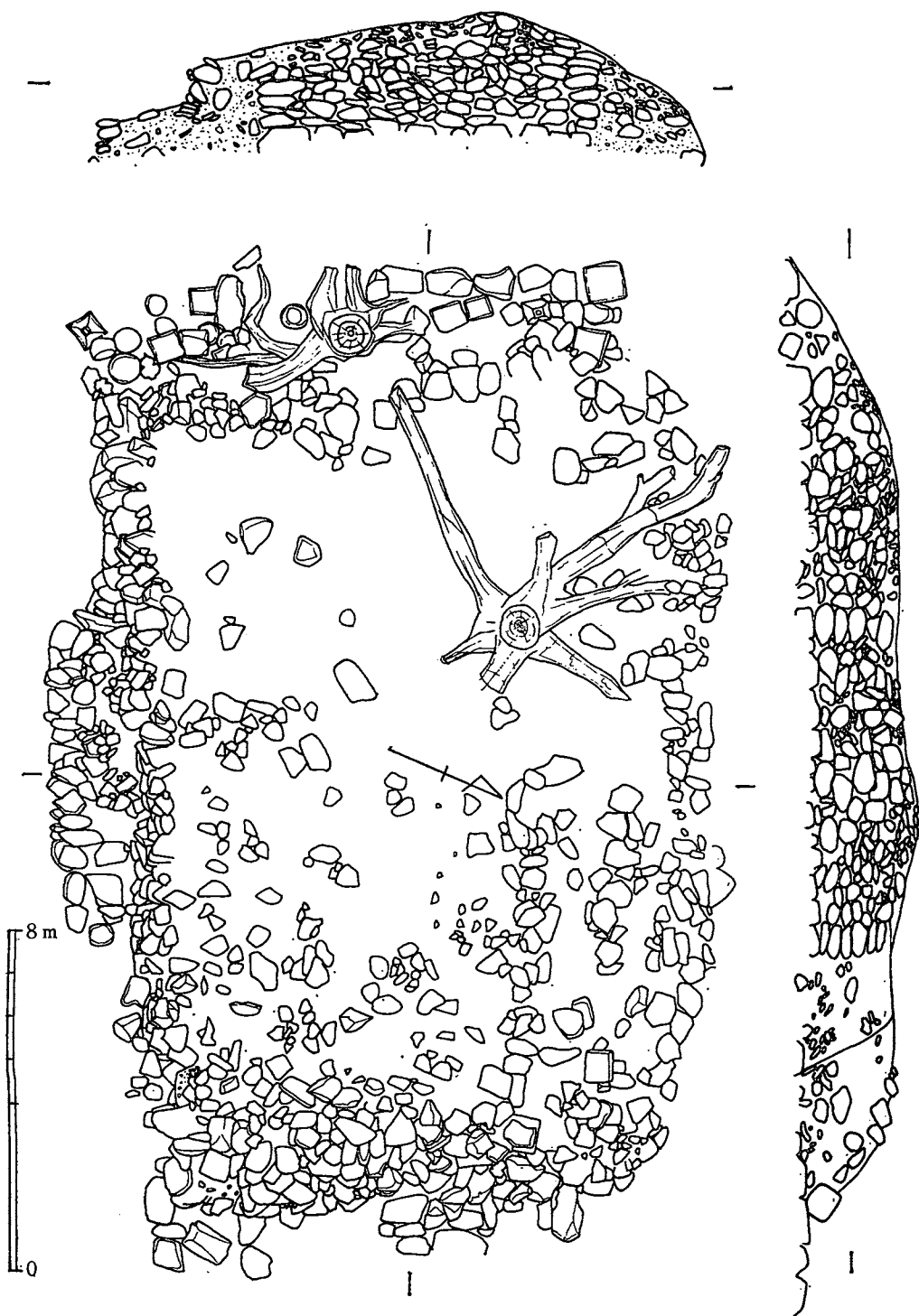
上部積石との大きさも同一であるので、区画を意図したものは考えられない。上部は土を使用して築かれている。部分的に石を混える。それでも表面には、比較的多くの石を用いている。第三回目は東に二・八m、西に一・二m拡張する。西拡張部は基礎部にだけは大川原石を南―北に直線的に築いている。上部には土、川原石とともに多くの五輪塔の各輪を積み込んでいる。中には火葬骨を入れたままの水輪も含まれており、五輪塔の本来の意義を失った後世の改造であろう。東側は基礎部も不明瞭であり、下部と上部に石を多く用い、中には土を多く用いている。壁面はなだらかな斜面を形成しているが、本来の形状を示すものではないであろう。西側の肩部には五〇年以上を超える大木が生え、その下に五輪塔が埋没していた。また近年には基壇の積み変えは行っていないので、明治以前の改造であろう。

出土遺物

最終的な基礎部を検出する時、および裾部検出時に多く出土した。遺物は土師質土器、陶質の壺形土器、および近世陶器、古銭である。また西裾から記銘笠塔婆、板碑が出土した。

土師質土器(第7図1〜7) 色調は黄白色ないし黄褐色を呈し胎土に小砂粒を含んでいる。1〜6は小皿である。底部に糸切り痕がある。7は坏である。底部を欠失するが、端に糸切り痕を残す。内外とも横なである。積石下の砂層出土。

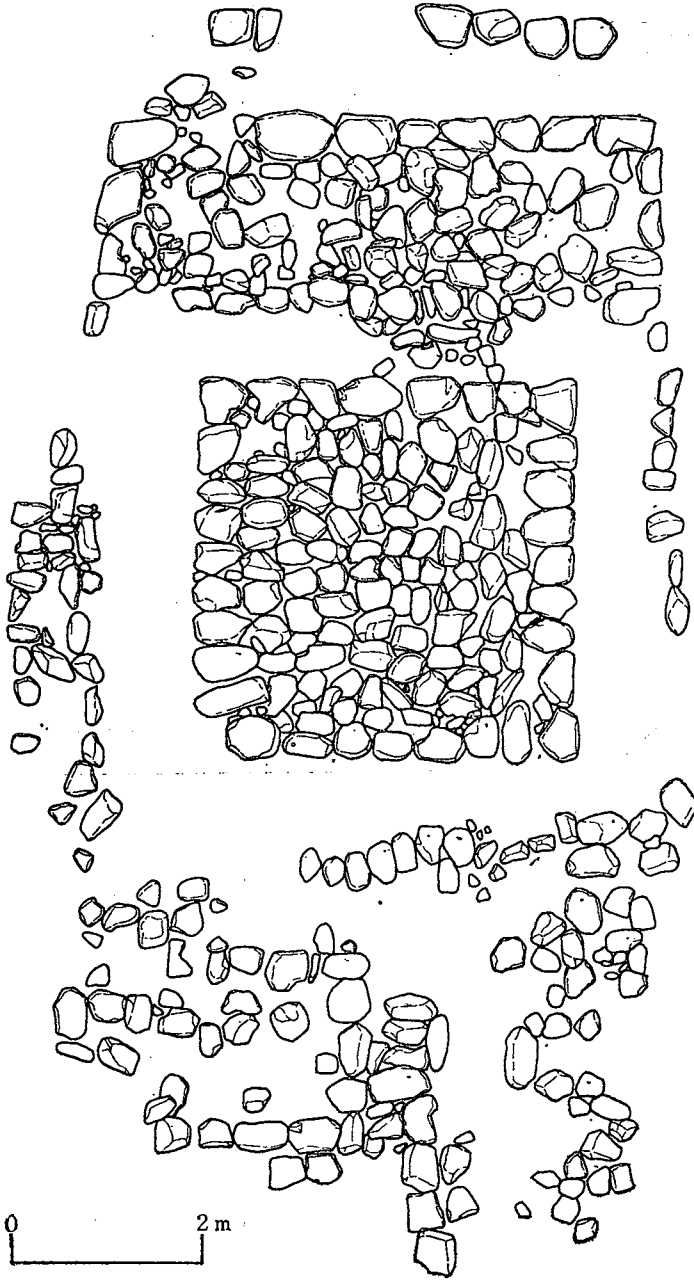
陶質土器(第7図10〜17) いわゆる瓦質土器である。色調は青灰色を呈し、胎土は良好である。10・11は頸口縁部である。垂直に立ちあがる頸部に外反する口縁部がつく。12〜17は同様の胴口縁部である。円板状の底部である。胴部は球状になるもの(15)が一例あるが、他は肩の張るものが多く見られる。13の外面は叩目を残し、内側は



第 5 图 A 区石积基壇实测图

上半が楕目、下半は篋削りである。14も内側は篋削り、楕目がみられる。15はこの中でとくに胎土が良く、焼成堅緻であり、須恵器と酷似する。内側に×印の篋描を有する。

磁器（第7図8・9） 近世磁器である。高台付の碗である。8は乳白色の素地釉に四条の二本一組の縦平行線を描く。絵付は発色の悪い紺色を呈する。胎土は白色。

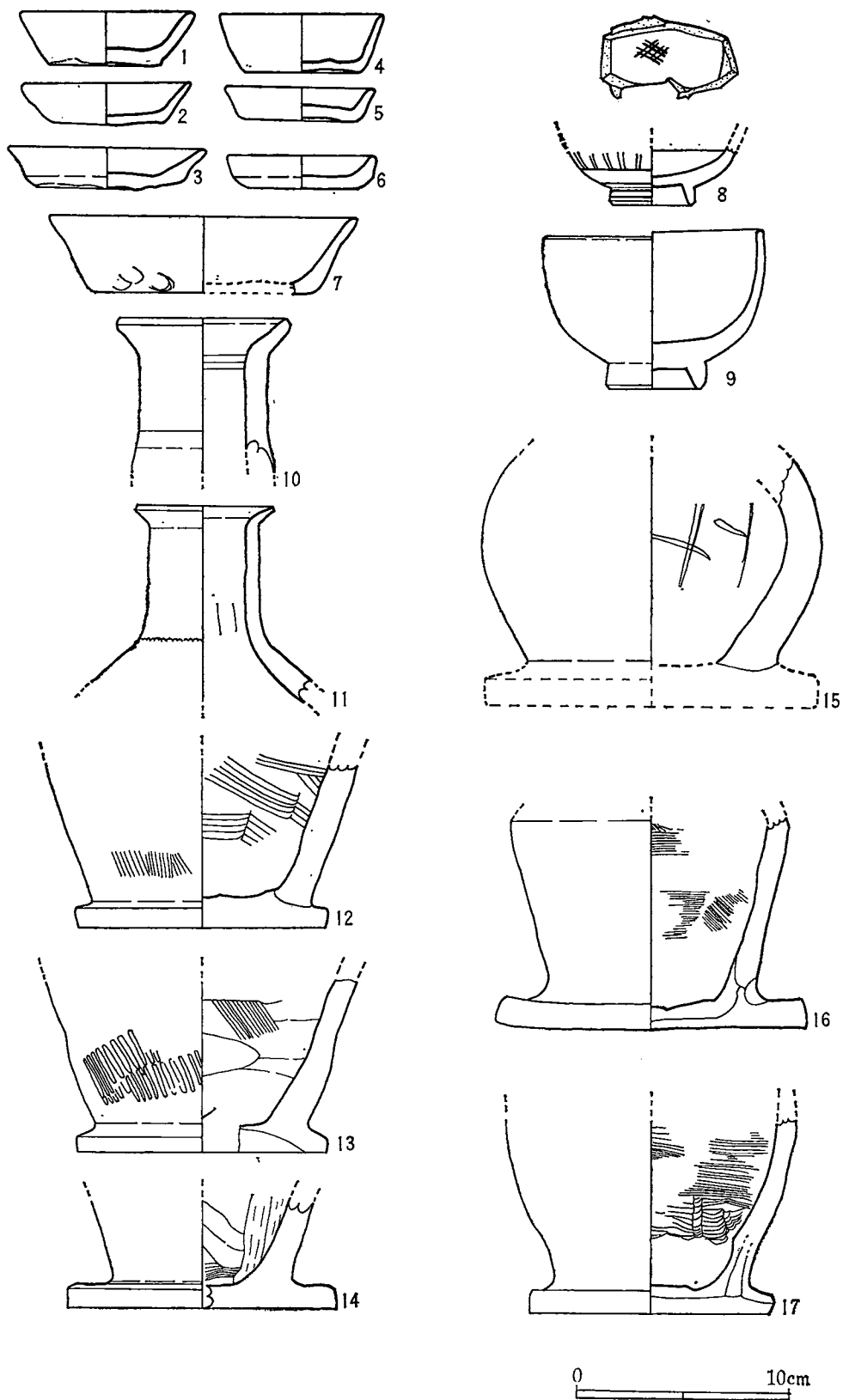


第6図 A区石積基壇基礎部実測図

古銭（第8図） 合計八枚が積石上から出土している。供養時のおさい銭であろう。1~5は寛永通宝である。磨耗がはげしく、粗悪なものである。1だけは裏面に「長」の一字を陽刻する。6は磨滅しており判読しがたいが、元豊通宝（北宋銭、初鑄年一〇七八年）である。7は破損品であるが、「祥」の一字がみえる。祥符元宝か祥符通宝（いずれも北宋銭、初鑄年一〇〇八年）であろう。

蔵骨器（第9図）

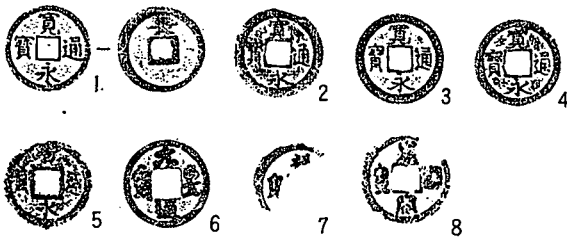
石積基壇上の二六号五輪塔直下、第一回目石積基壇最上部の東端から検出されたものである。蔵骨器は南宋時代の四耳壺を転用しており、蓋は九×九・五cmの扁平な台形を呈する自然の川原石を利用して埋設にあたり積石を掘り窪め、土壇下面が傾斜するので扁平な小礫を蔵骨器との間に詰め



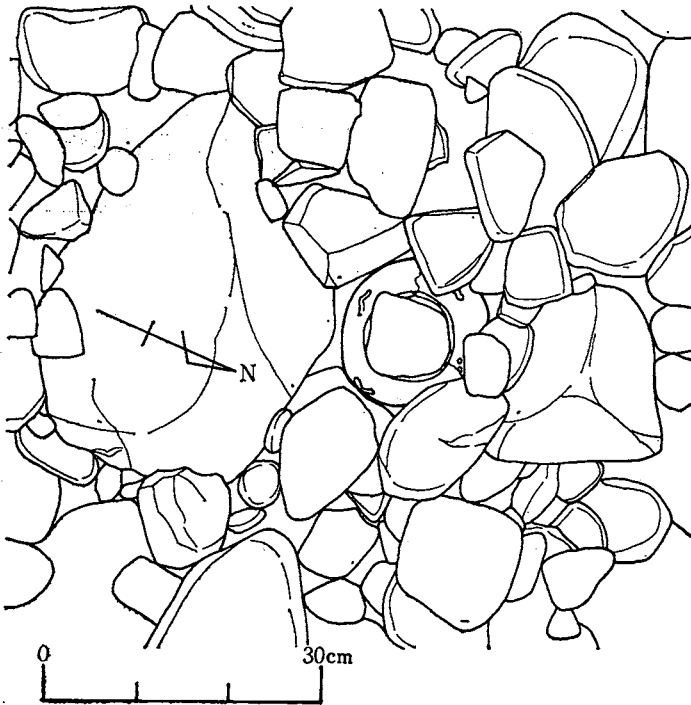
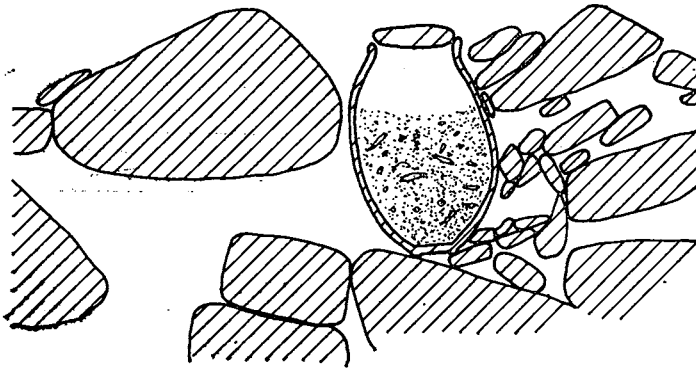
第 7 图 A区石積基壇出土遺物実測図

置いた後に、南・北側部分の土墳には長径四〇〜五〇cmの大礫を置き、東・西側部は比較的小礫を積んでいる。蔵骨器内部には、三分の二ほどまで火葬骨が入っていたが、細片のため年令等は不明である。

四耳壺(第10図) 完形品である。口径九・七cm、器高二二・二cm、口縁部は「く」の字状に外反し、肩部に二条の沈線を施し、胴部上半に太い凹線による波状沈線を施すが一周はめぐらない。耳は粘土紐を貼りつけたもので、肩部に四個ある。胴部下半は縦方向に篋削りを施す。器面には火ぶくれが認められる。底部は上げ底であり、施釉され



第8図 A区石積基壇出土古銭拓影(4)

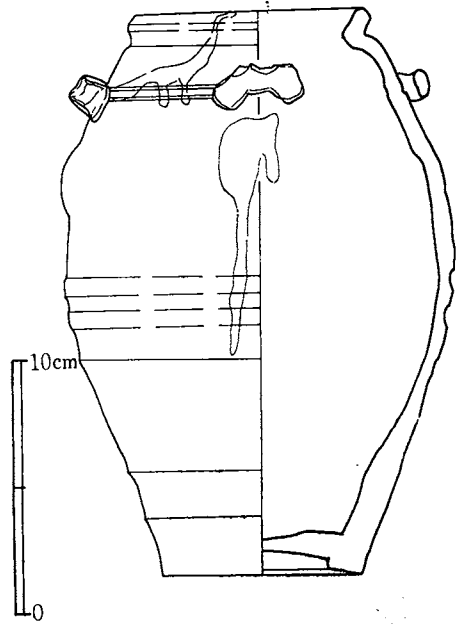


第9図 蔵骨器出土状態実測図

ていない。釉は黄緑の強い黄褐色で、口縁部から右回りに胴部にかけて一周する鉄釉をたれ流す。

鉄器(第11図) A区石積基壇の東側裾の表土中から出土した。短刀で全長三二・三cm、刃渡り二五・八cm、反りは八mmを測る。莖は闊の部分で幅一・五cm、厚さは三・五〜五mm。目釘穴はない。

(松本健郎)



第10図 蔵骨器実測図

(三) 埋鏡遺構と出土遺物

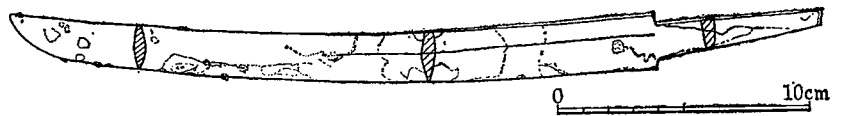
埋鏡遺構 (図版7)

東小丘のA—B西端から検出された。第二層の砂層中に埋設され、掘り込み面及び土壌は不明である。鏡は背面を下に置き、上から完形の播鉢を口縁部を下に、ほぼ水平に伏せている。鏡は斜になって鉢より約三分の一ほど外にはみ出している。

出土遺物

播鉢 (第12図) 注ぎ口を有する完形品である。口径二九・四cm、器高一・八cmの瓦質土器である。内側には全面に七本一組にした沈線(櫛目文)が放射状に広がり、底は碁盤目状に施される。胎土は細砂を含み、色調は黒灰色を呈する。

(松村)



第11図 A区石槨基壇出土短刀実測図

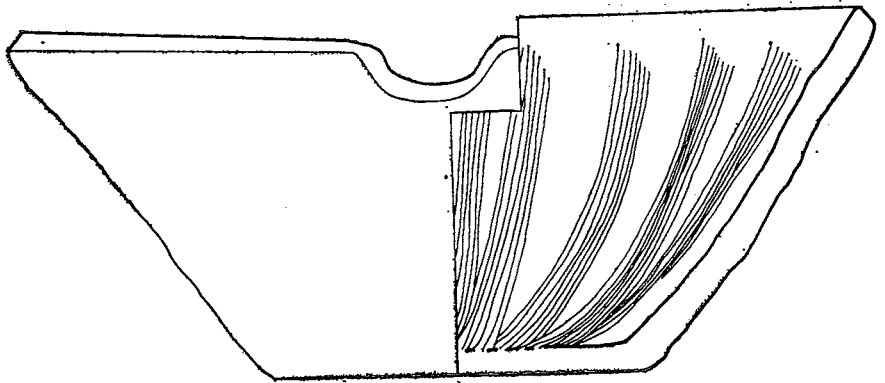
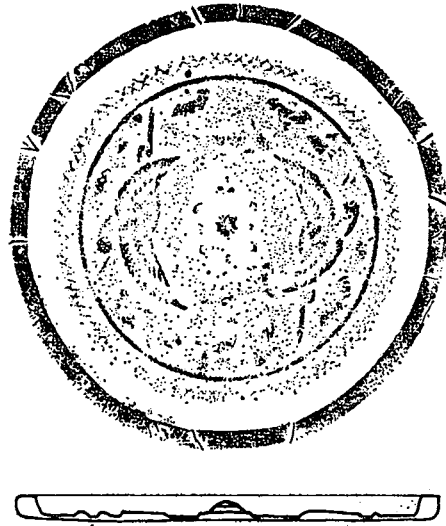
和鏡(双鶴鏡)(第12図) 直角式低縁で直径九・五cm、縁の幅四mm、縁の高さ四mmを測る。界圏は細線単圏で内区・外区を区分している。外区には斜格子文を全面に配し、内区にはくちばしを前方につき出し、羽根を大きく広げて飛びかう鶴が二羽、鈕をはさんで対称に配されている。二羽の鶴の間にも小さな文様が鑄出されているが鏽のため不明瞭である。鈕は亀鈕であるが平面的で、亀の甲の上に素紐を重ねたような形となっている。この鈕の穴には、白い織維質のものが遺存している。鈕の穴にひもを通していたことがうかがわれる。青銅質で鑄上りは良好、文様構成もすっきりしている。鏡面は鏽も少なく今でもかなりの光沢を放っている。全般的に造りの良い品である。直角式低縁、細線単圏、単純な亀鈕、文様の構成、鑄出しが浅い点など、典型的な鎌倉時代の様相を呈している。

(松本)

四 溝と出土遺物

溝 (第13図)

調査区の東端に検出された。旧状は、中央部が凹状を示す東小丘下に位置するほぼ南北方向に延びる溝である。溝幅はほぼ一定しており、



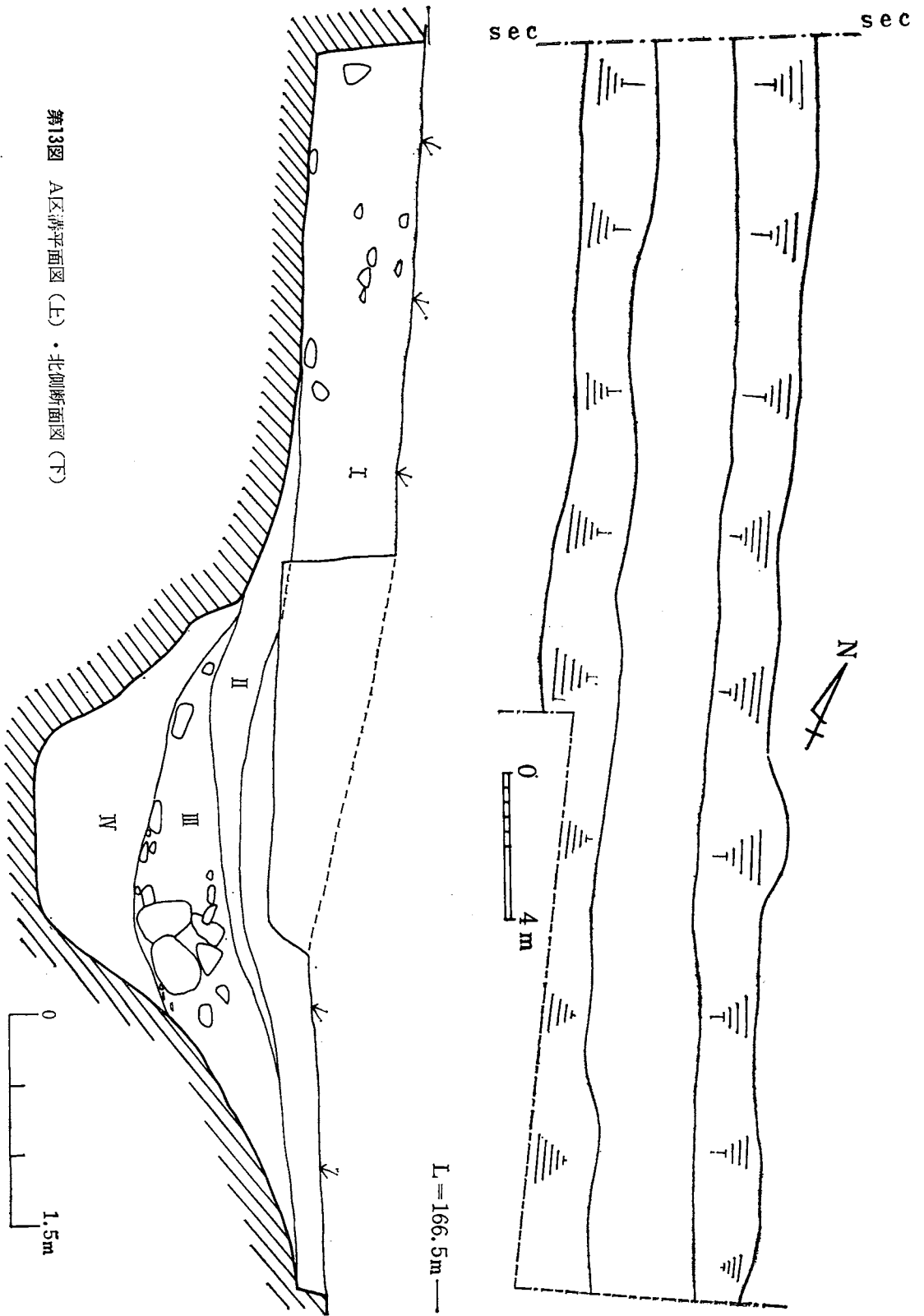
第12図 和鏡(左)・描鉢(右)実測図

上面三・五m、底幅〇・五八m、深さ〇・九mを測る大溝である。溝は第Ⅱ層(砂層)からの掘り込みであったが、肩部が軟弱であること、溝上面埋土が第Ⅱ層の土色と変わらないことから、当初第Ⅲ層(礫層)からの掘り込みと考え、第Ⅱ層は全面を除去し、溝の平面プランを確認し調査を行った。

断面セクションの観察によると、砂層部はやや乱れているが、礫層部の溝の断面は逆台形を示す。床面はわずかに南方へ傾斜をもっている。

溝内はおおよそ三層に区分できる。中央に大礫を多量に含む層があり、それを境にして上下に分ち暗褐色砂質土に分けられる。溝内含礫層はB区溝と同じく、洪水によるものであろう。各層出土の土器は一三世紀代のもので時期差は考えられない。

溝の長さは、調査区だけにとどまらず、南・北へ延びている。B区溝と連続すると思われるので、A・B区延べ五五mの長さを測る大溝である。調査地区内では溝の一端を明らかにしただけであり、北側へはさらに延びており、相当長い溝である。南側もさらに延びており、おそらく道路を越えて球磨川畔に流れ込んでいたことが想定できる。



第13图 A区淤平面图(上)·北侧断面图(下)

出土遺物

土師質土器

小皿 a (第14図1~8、22~24、第15図1~8)

口径七・四~八・六 cm、器高一・五~二・三 cm の小皿である。色調は暗褐色ないし黄褐色を呈する。本来、平底であろうが、底部糸切りの際、少し上げ底気味となっている。底部は糸切り底である。ロクロの回転は左、右回転があり、右回転の方が多い。比較的器高の高いものである。口縁部の造りは外反するものと内彎して立ち上るものとの二種がみられる。一例であるが、焼成後、底部に穿孔したものもある。口縁内に煤の付着するものがあり、灯明皿として使用されたものも含まれる。

小皿 b (第14図3~21、第15図9~24)

口径七・四~九・七 cm、器高一・一~九 cm を測る平べったい小皿の一群である。色調は淡褐色から暗褐色を呈する。全体に器形は洗練されたものは少なく、大半は歪んでいる。底部切り離しは回転糸切り手法であるが、底部に凹凸があったり、二度糸切りを行ったもの、段を残すものが多くみられ、仕上げが雑である。ロクロの回転は左回転、右回転がある。底部は本来糸切りの平底であるが、上げ底のものが含まれている。口縁端部は丸味をもつもの、尖るものの二種が存在する。胎土には小石粒を含む。整形は横なである。

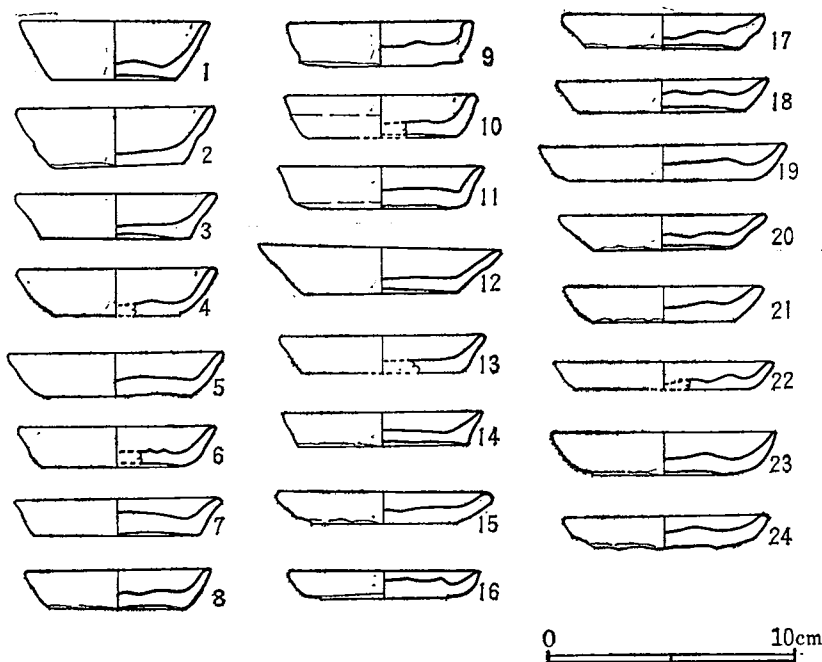
坏 a (第16図1~7)

口径一一・九~一三・〇 cm、器高二・八~三・五 cm を測る坏である。口縁部が外反気味に外に開く一群である。色調は黄褐色ないし灰褐色、中には赤褐色を呈する坏も含まれる。底部は糸切りの平底をしている。仕上げは丁寧に行われており、器厚がほぼ一定している。身込みの部

分にはロクロ使用時の凹凸が残っている。胎土は小石粒を含むが、精選されたものが多い。口径の大きさに比べ、底径が小さい。

坏 b (第16図8~14)

口径一二・〇~一三・七 cm、器高三・一~四・〇 cm を測る坏である。器厚は一定しない。色調は淡褐色~暗褐色まで変化がある。底部は糸切り底で平底であるが、凹凸のもの、上げ底気味のものがみられる。口縁部は底部から直線的に外方に広がる。口縁端部は丸味をもつもの



第14図 A区溝出土遺物実測図

と尖り気味のものがある。胎土には○・二〜四cm大の石粒を含むものが多い。

坏c (第16図22〜28)

口径一・八〜一・三・九cm、器高二・七〜三・三cmを測る。底径の割合に比べて口径の小さい一群である。色調は淡褐色〜暗褐色を呈する。胎土には砂粒を多く含む。

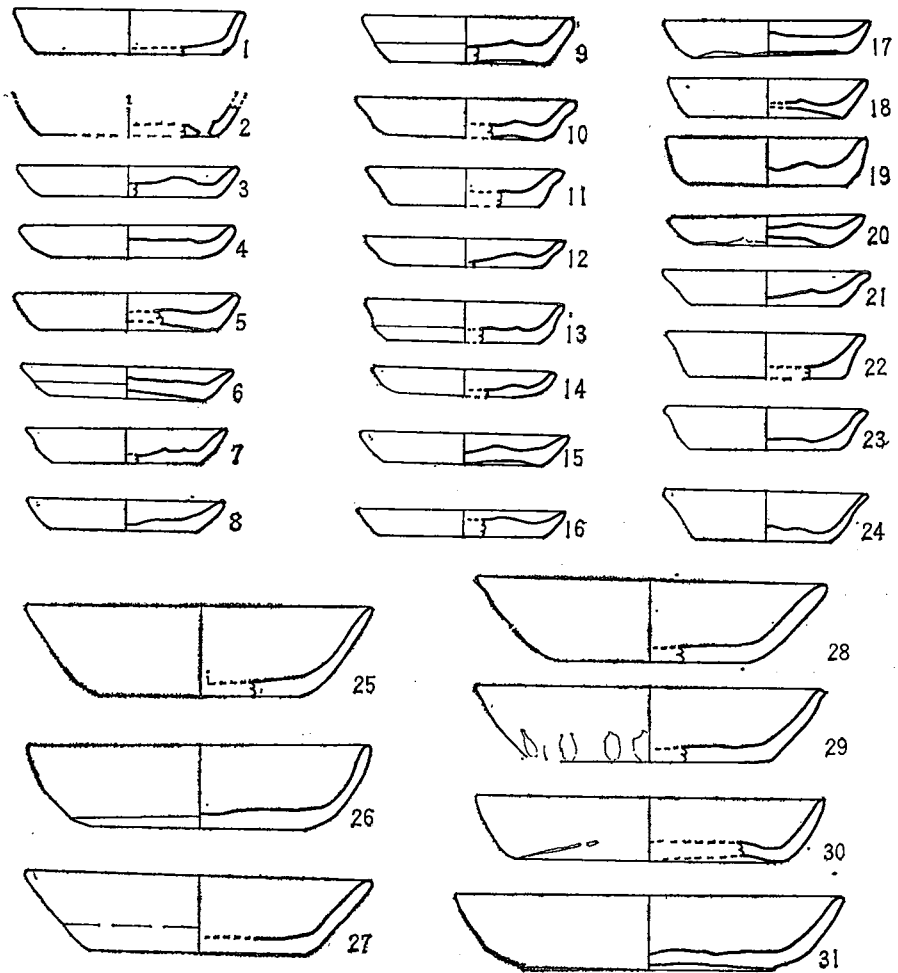
口縁部は底部から内彎気味に立ち上る。口縁端部は尖り気味のものが多いが、角張るものもみうけられる。底部は糸切りの平底であるが、丸くなったものも少数存在する。

坏d (第15図25〜31)

口径一三・八〜一五・六cm、器高二・五〜三・五cmを測る一群である。口縁部に向って底部から直線的に外に広がるものと、内彎するものがある。色調は淡褐色ないし黄褐色を呈する。胎土は荒く、砂粒を多く含む。右回転のロクロを使用しており、平底を呈する。器厚は均一化され、全体に仕上げが丁寧である。坏部の外面下半を指で押圧し、整形しているのも存在する。

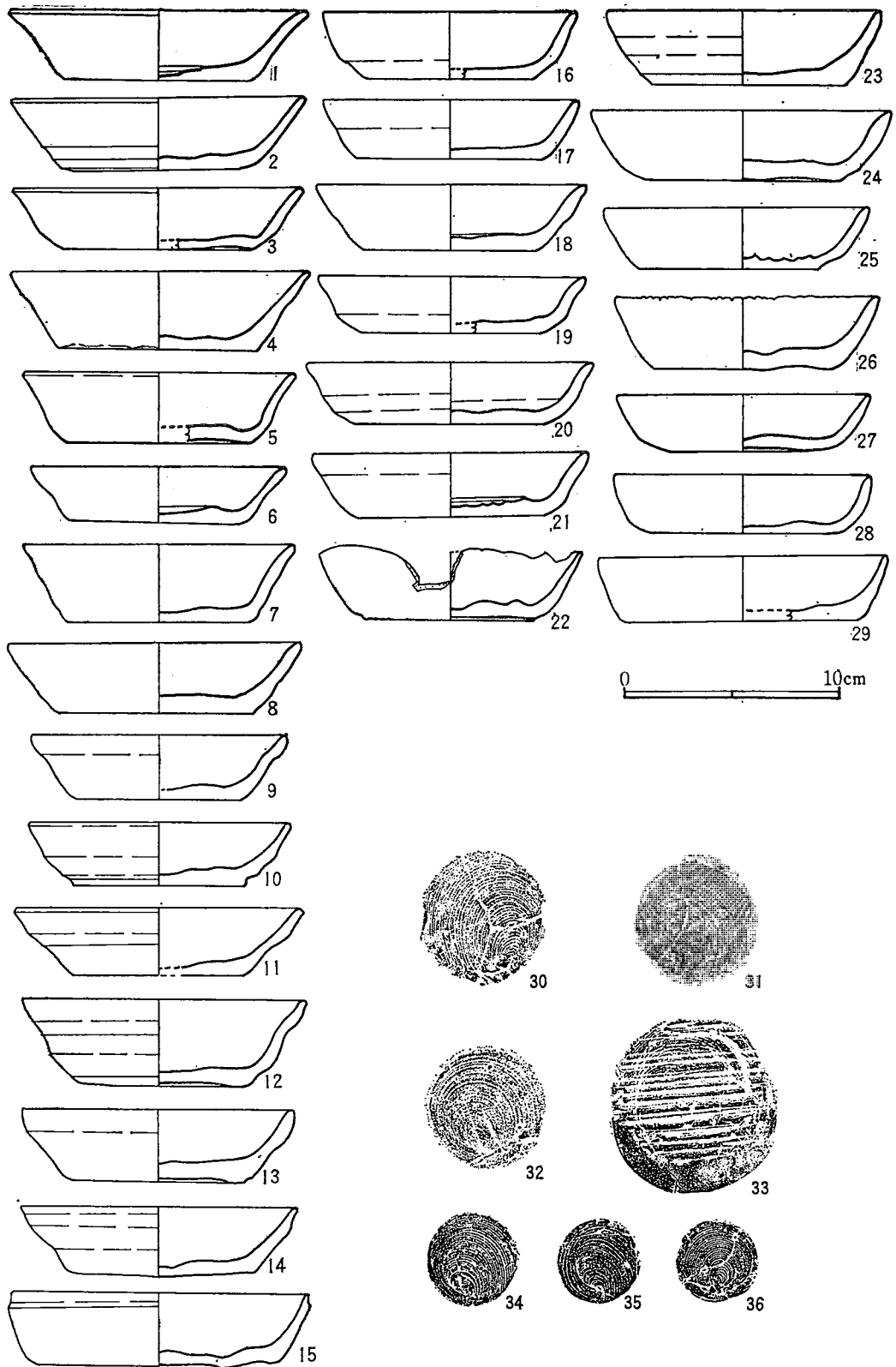
磁器

青磁 (第17図1〜6)

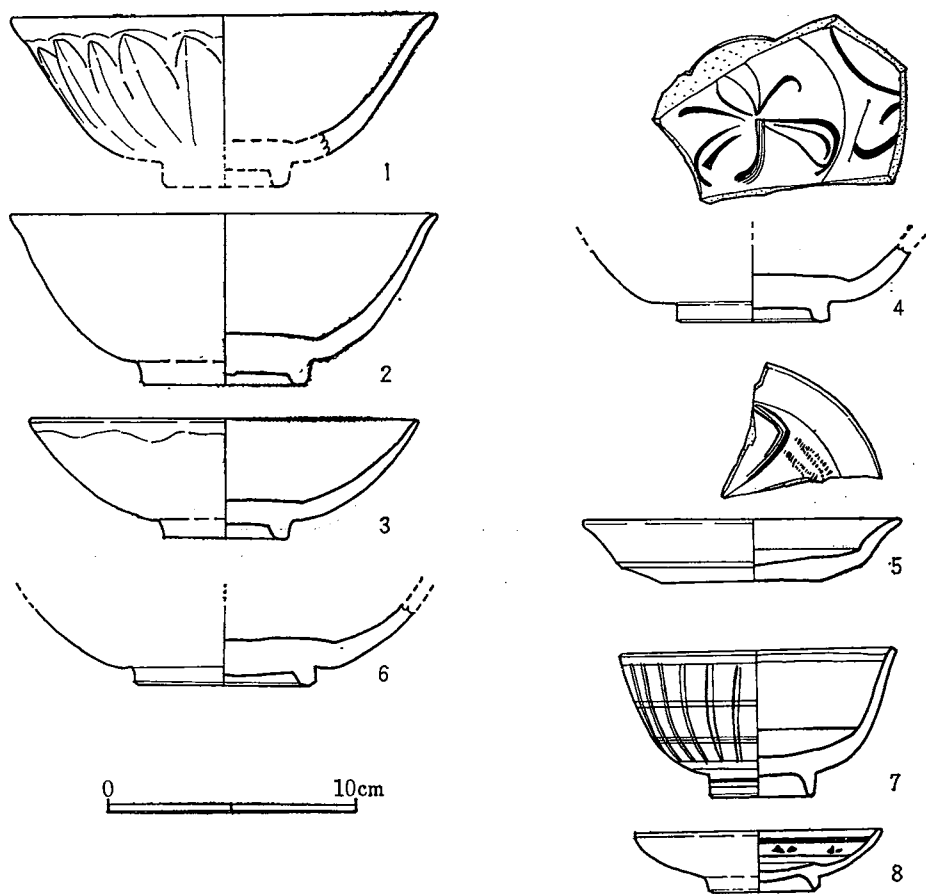


第15図 A区溝出土遺物実測図

1は色調緑青色のくすんだ色を呈する。外面に削り出しの蓮弁を有する。蓮弁は複弁文を有するが、いずれも削り出しによるものである。胎土は青灰色を示す。復元口径一六・九cmを測る。坏部下半は欠失する。口縁部は外反して丸味をおびる。腰の低い重量感ある碗形品。



第 16 图 A 区沟出土遗物实测图



第17図 A区溝出土遺物実測図

2は復元完形の碗である。口径一七・一cm、器高六・八cmを測る。釉は青緑色、胎土は青灰色を呈する。高台は篋削りが行われ、面を形成する。高台、底部の一部に釉薬が流れている。

3は器高が低く、内彎気味に外に広がる碗形である。口径一五・六

cm、器高四・七cmを測る。口縁部に坏部より厚く釉薬がかけられている。釉薬は淡い緑青色を呈する。底部には施釉がみられない。見込みの中央に四角の押形があるが、刻が浅く字は認められない。他の青磁よりも下降するものである。

4は片切りの草花文を見込みに描く碗形である。釉薬は淡い青味を有する。胎土は乳白色を呈する。高台は篋削りされており、その部分にも坏部から釉が流れている。底部は施釉されていない。

5は見込みに櫛搔文を施す皿である。色調は黄褐色を呈する。胎土は灰白色である。胴部は外側に広がり明瞭な段を有する。また篋削りされている。底部は平底であり無施釉。

近世磁器(第17図7・8)

7は高台付の茶碗である。胎土は白色を呈し、素地釉は白濁色である。絵付は発色が悪く、紺青色である。縦・横に二本一組の平行線を描く。内面にも口縁部近くに二本、胴中央に太線を一本施す。見込みの部分には、帯状に釉が禿げており、重ね焼きの痕跡がある。

陶質土器

鉢形土器(第18図1~3)

黒灰色ないし灰白色の、いわゆる瓦質土器である。

1は口縁部を四分の一現存する。口縁部は底部から直線的に開く。口縁端部は角を有する。外面の胴部には叩目が残る。内面は楕目が左上から右下の方向に施されている。口縁端部の○・5cmほどは、横ナデ整形で帯状に

櫛目を失う。胎土は精選されているが、気泡を有する。

2は比較的大型の挿鉢である。内部に斜行する線刻をもつ。胴部下を欠損する。外面には整形時の指跡が残る。

3は口縁径二三・七cm、器高一・六cm。内側を五条一組の沈線で五区画にしている。挿鉢である。平底であるが中央部がくぼみ、上げ底気味となる。底部から口縁部にかけて直線的に開く。胴部下半から底部にかけ篋削りしている。

壺形土器(第18図4~6)

色調は青灰色を呈する。胎土には砂粒を多く含む。焼成はさほど良くなく、耐水性も弱い。いわゆる瓦質土器であり、供花用の壺であろう。

4は他のものと比べ、とくに焼成が良く、胎土も精選されている。

断面の色調は赤褐色を呈する。胴部だけを残し、上・下を欠失する。円板状の底部に肩の張った胴部、すばまり短い頸部を有するものである。外側は平行叩目、内側は平行する幅広の櫛目をもつ、肩部で粘土を接合しており、その痕跡をとどめている。頸部の内側に絞り目が縦走する。

5は広い底部をもつ。胴部は短く、中央部が内側に「く」の字状に屈曲し、明瞭な段を有する。胴部上半を欠失。

6は口縁部破片である。細い頸部が外に開き端部は立ち上る

7は丸い胴部に細長い頸部がつく壺である。底部は欠失するが、円板状底部を有するものであろう。内側に粘土の接合痕をとどめており頸部には絞り目を残す。

8は胴部~底部の破片である。内側に斜行する櫛目痕を有する。

陶器(第18図9)

備前焼の甕形土器破片である。口縁部は折り返し口縁であるが、玉縁口縁に近接している。赤褐色の釉がかけられている。砂粒を多く含み、胎土は良いとは言えない。焼成は良く堅緻である。

土錘(第19図)

計一一個体出土している。調査区の南を球磨川が流れており、漁網に使用されたものであろう。形状から二種に区分できる。一つは1~5のもので長さ六・五~六・八cm、幅一・三~二・〇cmの大型品である。

1は竹様の繊維が中央に詰っており、孔が通じていない。両端は篋切りされている。未製品であり、その製作の一端がわかる。

6~7は小型品である。長さ四・三~五・九cm、幅〇・八~一・一cmを測る。中央部がふくらみ、両端がすぼまる。全体に磨耗がはげしい。また焼成が悪く脆弱である。

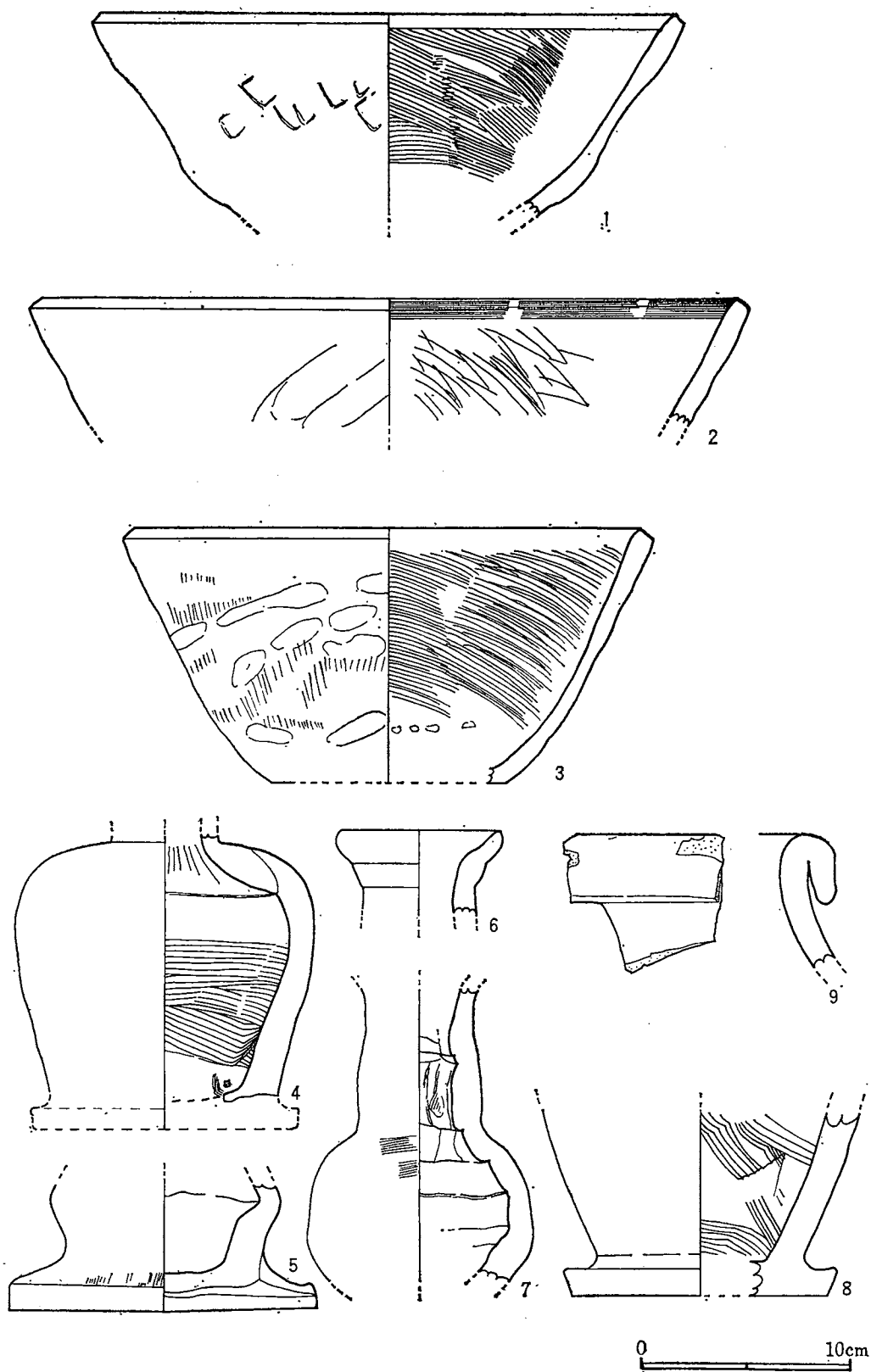
鉄器(第20図1~4)

1はノミ状鉄器である。全長一八・六cm、最大幅二・一cm。基部は断面円形で袋状の挿入部を有する。この中に木質が径一・七cmの円錐状に残り、肩部は断面長方形を呈する。刃部で二折している。刃部の計測値は長さ五・八cm、幅二・一cm。先端は尖っているが錆化が強く明確にはわからない。

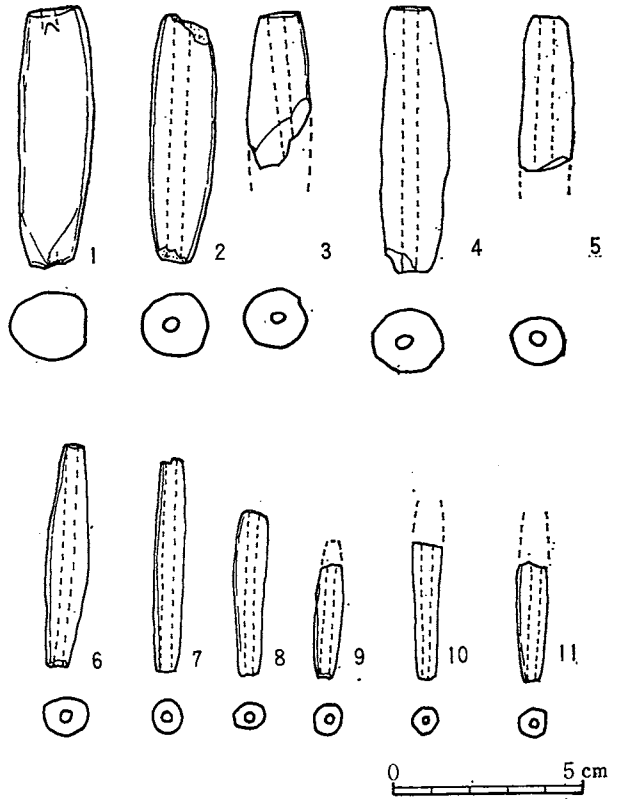
2は鉄釘である。頭部は短くL字形に曲る。断面方形である。先端は細く尖っているが、輪を造って大きく曲る。

3は板状の長楕円形の不明鉄器である。長さ五・四cm、幅二・四cm、厚さ〇・六cm。

4は断面六角形の屈曲した棒状鉄器である。角釘の先端であろう。



第18图 A区溝出土遺物実測図



第19図 A区出土土錘実測図

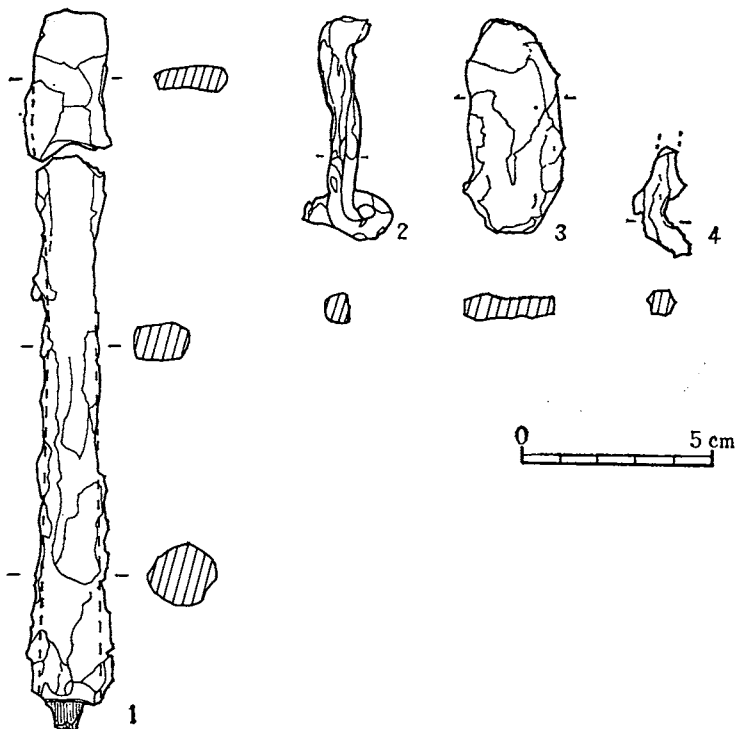
ふいごの羽口(第21図)
 数個体出土しているが、実測できるものは三点である。すべて土製である。胎土に砂粒を多く含んでいる。

7は先端部の三〜四cmの幅で高熱を受けており、ガラス質の付着物が帯状に囲んでいる。また、先端部は指で押さえたようなくぼみをもつ。外径九・二cm、内径二・五cmの円筒状を示す。

8・9は中央部の破片である。胎土に細砂粒を多く含む粗悪なものである。
 (松村)

(五) 塔群の調査

塔群は板碑二四基、五輪塔一〇二基、総数二二八基を数える。他に



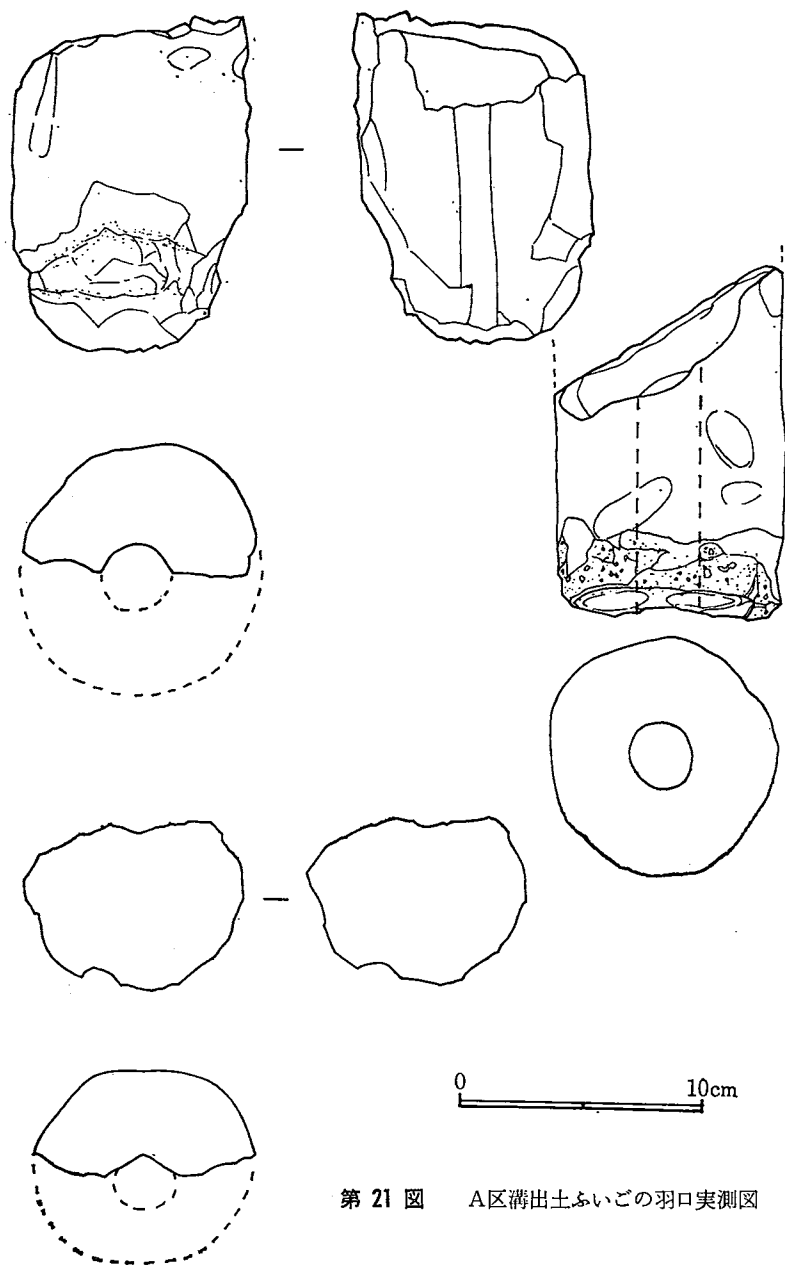
第20図 A区出土鉄器実測図 (1/2)

笠塔婆一基が出土している(第22図)

調査は五輪塔の実測図作製に主眼を置き、それと共に下部遺構の存否を確認する作業を行った。下部遺構が検出されたのは二六号五輪塔下に蔵骨器(四耳壺)、六七号五輪塔下に埋鏡遺構(和鏡と挿鉢)が発見された。

五輪塔の実測にはステレオカメラにより撮影、図化し、その後、実物を見ながら補正を加えた。

五輪塔 一〇一四号 (図版10) は西小丘上に南北一列に並ぶ。空風輪は一石で造られる。空輪の幅と高さの比率をみると、高さの割に幅が広い。すなわち先端の尖った万十形を呈する。火輪は軒の両端が反る重厚な形態を呈する。各輪には刻銘はなく、梵字を一面(西側)だけに墨書しているものがあるが、不明なものが多い。水輪は最大径が中央より上にある、不安定な感じを与える。中には円柱状に近い形態を示すものがみられる。



第 21 図 A区溝出土ふいごの羽口実測図

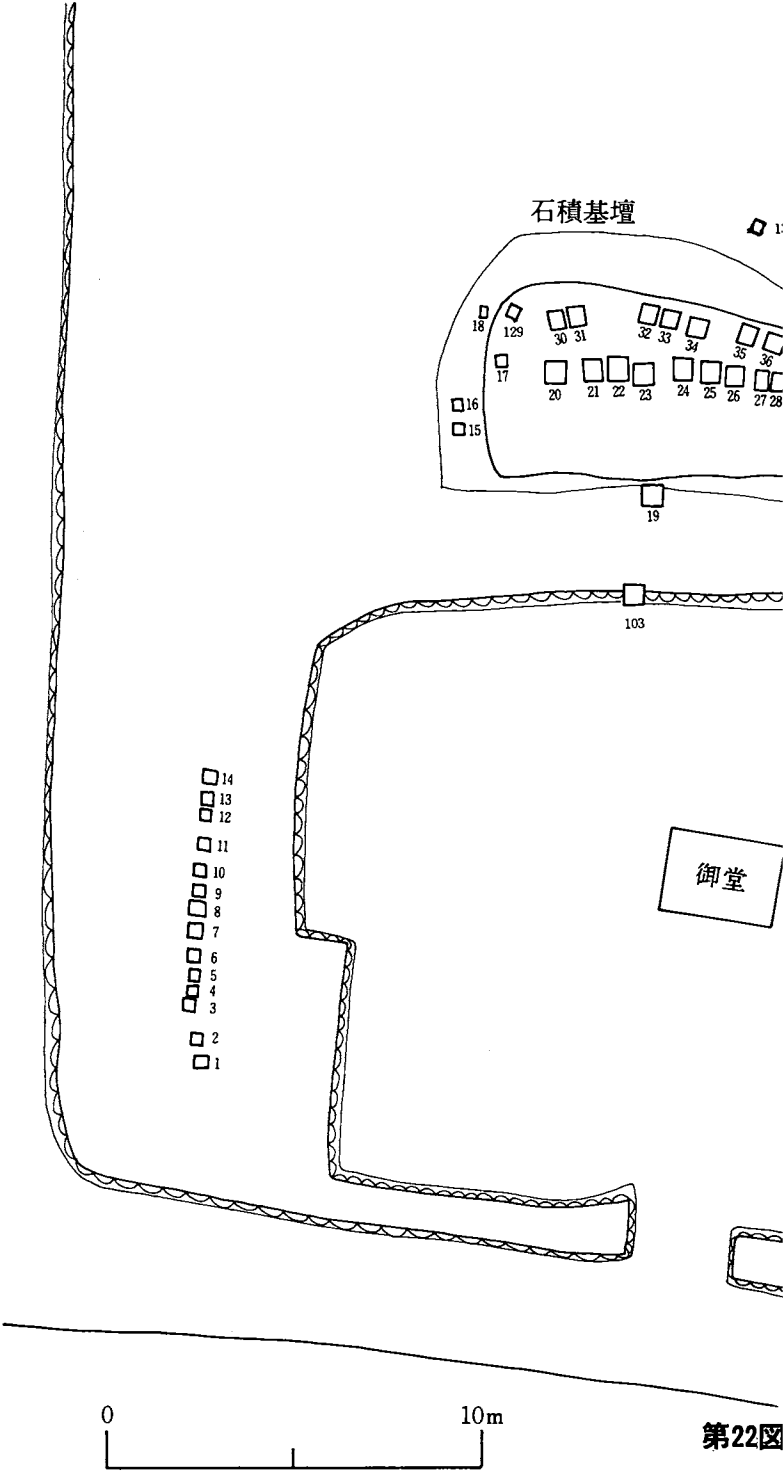
一五〇二九号は石積基壇上に占地する。一五〇一八号は西裾に規則な並びをもつ。ほとんどに後世の積み替えがうかがわれ、本来基壇上に立地するものではあるまい。二七〇二八号も小型の五輪塔で「上村」氏の戒名を有する。他のものは大型の五輪塔である。空輪は先端が尖った形態を示す。軒の厚さはさほど厚くなく、両端は反りを有しない。各輪には葉研彫の梵字を刻銘しており、蓮花寺跡古塔碑群の中では古い形態を示し、鎌倉時代後半に比定されている。地輪には「頼

氏」、「頼宗」等の上相良歴代当主名の追刻を有する。

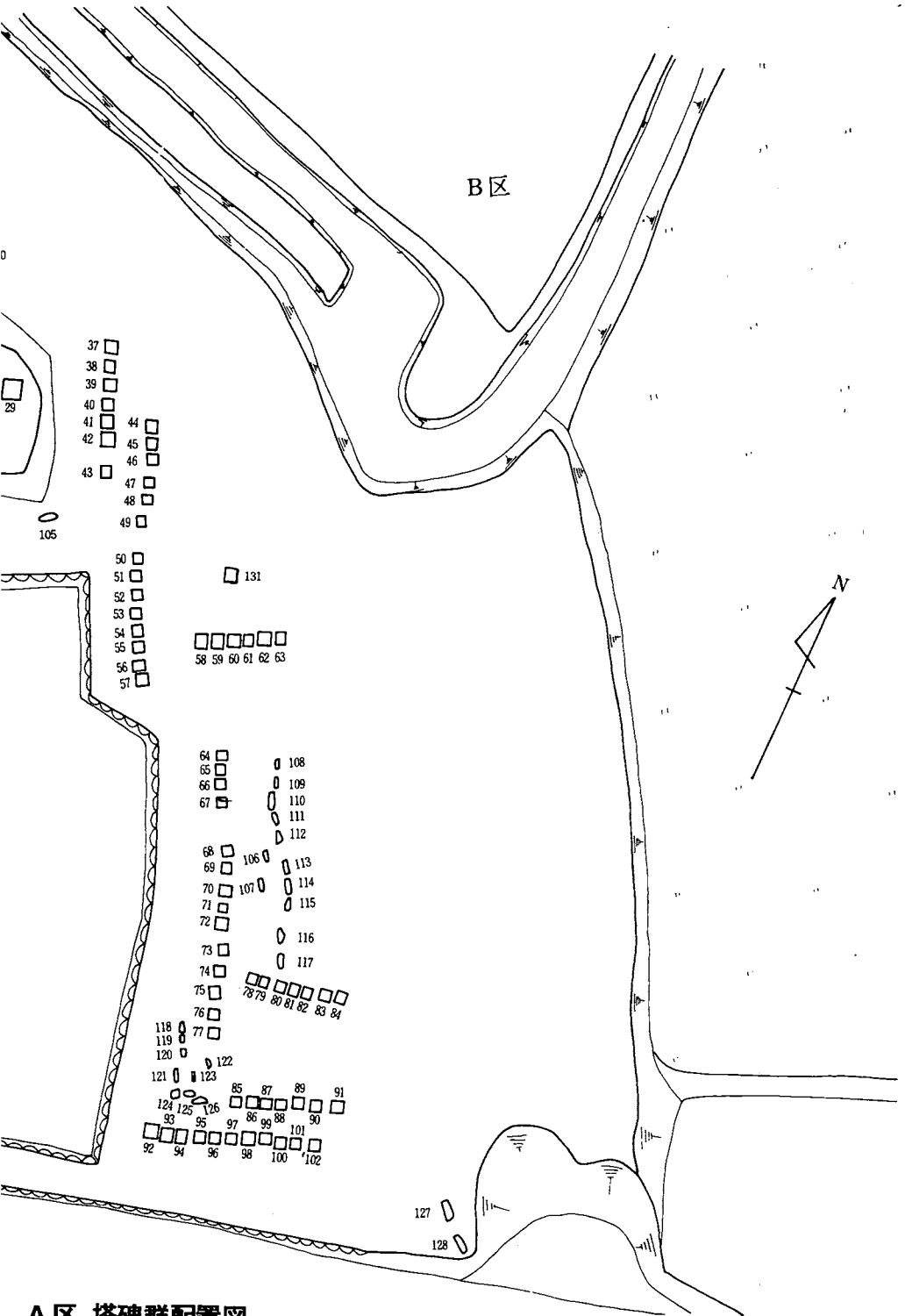
三七〇六三号は東小丘、基壇東側に位置する。五八〇六三号は東—西一列に並ぶ。空輪は万十形の形態を示す。火輪は軒の両端が張らない。厚みのある重厚な造りである。地輪には僧尼の刻銘を持つものがある。三七〇五七号は各輪の形態が異なり、後世の積み替えである。室町—安土・桃山時代の刻銘を有する。

六七〇七七号は東小丘の南に南—北に並ぶ。七八〇八四号は東—西に並ぶ。いずれも小型の五輪塔である。各輪には種字を刻銘、墨書している

—T—



第22図



A区 塔碑群配置图

ものが含まれている。八五〇一〇二号は頼景館跡の南東部の開墾時に出土したものを移転したものである。

板碑（一〇五〇一二八号） 石質は凝灰岩、砂岩製のものがある。凝灰岩製のものは面を整形しているが、砂岩製のものは自然礫をそのまま転用したものである。

笠塔婆 調査以前に石積基壇北西裾から出土した方柱状の笠塔婆である。台座、笠部を欠失するが、塔部は全形を残す。一面に刻銘をもつ。凝灰岩製。詳細については熊本県文化財調査報告^{註1}を参照されたい。

（松村）

註1 乙益重隆「球磨地方の石造美術と史跡」『熊本県文化財調査報告 第四集』（球磨地方）昭和三八年

第1表 五輪塔・笠塔婆一覽表

号数	全高 (cm)	形態の特徴				銘 (地輪)	文 (文輪)	備考
		地輪・水輪・火輪・風空輪						
1	89.5	C'	C	C	A'			積み替え
2	74.8	C	C'	C'	欠			〃
3	84.0	C	C	D	A			〃
4	70.4	C	A	D方	C方			〃
5	79.6	C'	C'	C'円	B円			〃
6	103.0	C	C	C'方	C方			〃
7	108.3	C	C	C方	A'方			風・空輪を 除き 完全形
8	114.4	C	C	C方	C方			〃
9	89.8	C	C	C円	C円			積み替え
10	84.4	C'	D	C'円	B円			〃
11	78.0	C'	D	D方	C'円			〃
12	85.2	D	C'	C円	B欠			〃
13	96.4	C	C	C方	B円			風・空輪は 積み替え
14	103.0	C	A	C円	A円			積み替え
15	58.0	C	D	C円	欠			〃
16	78.9	C	C	D方	C円			〃
17	56.0	C'	C'	D方	欠	西側「奉為妙…」		積み替え
18	83.4	C	C'	C'方	?			〃
19	132.4	A	A	A方	A欠			水輪は別物
20	130.0	A	B	A円	A円			完全形
21	130.9	A	A	A円	A円			〃
22	136.2	A	A	A円	A	北側「頼忠」 「正長元年二月」 の追刻		〃
23	128.1	A	A	A方	A欠			〃
24	130.2	A	A	A方	A方			〃

号数	全高 (cm)	形態の特徴				銘文 (地輪)	備考	
		地輪・水輪・火輪・風空輪						
25	118.3	A	A	A方	A方	18.6×54.0cmの台座を持つ。水輪上面及び火輪下面に中心を通り両端まで延びる細線刻を十字形にする。空輪は先端が丸味を持つ。また風・空輪には種子はない。	北側 右「頼仲」左「應永七辰四月七日」の追刻	完全形
26	135.6	A	A	A円	A円	全体に破損が著しく、種子の判読が困難である。火輪は南、西部を欠失し、空輪は原形をとどめない。他は20に同じ。	北側 右「経頼」左「延文三戌月」の追刻	〃
27	117.3	A	C	C方	C円	中形品である。地輪は上辺より下辺の幅が狭まっている。水輪上面は円形皿状に窪む。火輪は反りを有する重厚なものである。風・空輪は全体の形態からすると合致するが、下部の柵部が火輪と異なる。	南側右「雲外昌松大禪門」 左「弘治三年六月十二月」	風・空輪は別物
28	100.6	A	D	C円	C'円	火輪は下部が大きく破損している。また形態が大きく、この五輪塔の下部のものではない。水・地輪は四方に種子を刻す。	南側右「通山蓮泰庵主禪師」 左「弘治三年早二月廿一日」	火輪は別物
29	147.5	A	A	A方	A方	大型品である。形態は20に同じ。火輪が他の各輪に比べて小さい。		火輪は別物？
30	120.2	A	C'	A円	A欠	水輪は他の小型品に比べ小型品である。風・空輪は一面、他は四方に種子を刻す。火輪は軒先を大きく欠失する。地輪の中央に、水輪にみられるような円柱状の窪みを有す。		水輪は別物
31	134.9	A	A	A円	A'欠	水輪の上面に円柱状の窪みを有す。下面にも中央部が浅く皿状に窪みを有する。風輪には種子がないが他は薬研形の種子を四面に刻す。		風・空輪は別物
32	117.3	A	A	A円	A'円	火輪はAに属するが屋根、軒の反りが大きく高さを増す。水輪も少し中型化している。水輪の上面の窪みは31に同じ、風・空輪を除き四方刻銘を有す。		〃
33	111.3	C	C'	A円	A'欠	火輪の軒幅はAと同一であるが、全体の大きさはCに類似する。この火輪だけに四方に種子を刻す。水輪は中型化しており上面に窪みを有する。		積み替え
34	119.1	C	C	C方	A'円	大型品から中型品への移行過程のものである。風・空輪は一面、他は四面に種子を刻す。水輪上面に窪みを有す。	南側 右「直阿禪□門」 左「應仁二年六月□□」 北側 右「頼氏」「正□三」の追刻	〃
35	114.5	C	C	A円	A'円	水輪は球形から長胴形となり火輪も屋根の反りを増す。水輪上面には皿状の窪みを有す。種子は五輪の各四面に刻するが彫りが浅く、鋭さを失う。	西側 右「頼宗」 左「建武元年甲三月」の追刻	完全形
36	128.0	C	C'	C円	C欠	火輪はAの特長を残しつつもCに近似した形態を示す。水輪中央に円柱状の窪みを有す。風・空輪を除き四面に種子を刻すが細く浅いものである。		〃
37	91.8	C'	C	C方	C欠	地・水輪は四面に種子を刻す。火輪は欠損が著しく、一面にのみ種子を残す。	北側右「大阿闍梨長□」左「永享□□」	積み替え
38		C	C	C	C	地・火輪は四面に種子を刻す。水輪は小型であり、風・空輪と共に種子を有しない。地輪北面にも刻銘があるが、風化が激しく判読し難い。	西側 右「長全」 左「應仁三長□□」	〃
39	97.3	C	D	C'方	C方	全体に形も整っており、各輪に種子を刻している。完全形の中型品である。水輪上面には皿状の窪みを有す。	西側 右「奉為祐高大禪定門」 左「天正七〇八月廿八日」	完全形

号数	全高 (cm)	形態の特徴				銘文	備考	
40	93.1	C	C	D方	A'	地輪・水輪・火輪・風空輪 水輪は中央部に小さな皿状の窪みを有し、種子を一面だけに有する。他は四面に種子を刻す。風・空輪は明らかに他の五輪塔のもの。	西側 右「逆修善根主權 大僧都文普」 左「慶〇十七年壬 二月九日」	積み替え
41	96.1	C	C'	C'方	C	火輪は南面、地・水輪は各面に種子を有する。風・空輪には無い。水輪上面には円形皿状に深さ5.0cmの窪みを有す。	西側 右「權少僧都〇〇〇」 左「天文四年壬 月七日」	〃
42	100.0	C'	C'	C円	B'円	水・火輪の四面に種子を刻す。地・風・空輪にはない。地・水輪上面が皿状に窪む。		〃
43	98.2	C'	C'	C'円	A円	地・水輪の欠損が著しく、全体が西に傾く。火輪の柄穴部と風輪の柄部の大きさが異なり、完全に挿入されていない。種子は不明。		〃
44	88.3	C'	C'	C方	C	火輪がとくに大きく、四面に種子を刻す。他にはない。水輪上面は径19.8cmの深皿状に窪みを有する。		〃
45	79.8	C	C'	C'円	A,円	種子はない。水輪の上面に深い窪み、下面に大きい皿状窪みを有する。地・風・空輪は風化が激しい。		〃
46	94.1	C'	C'	C方	A'円	地輪は水輪の径よりも小さい小型品。水輪には上、下面に浅い皿状窪みを有する。火輪は軒が薄くAに近い。風・空輪には墨書の種子を記す。		〃
47	85.0	C	C'	C'	A'	水輪上面に径13.0cm、深さ4.6cmの深皿状窪みを有する。風輪は欠失し、空輪だけが残る。種子はない。		〃
48	72.6	C,	D	D	B'	水輪は肩の張る断面逆台形。火輪はDにしては軒が厚く、重厚感がある。		〃
49	72.1	C'	D	D方	B'方	横長の地輪と、水輪の幅は同じである。水輪は縦長の逆台形を呈し、最大幅を上縁に有する。上面には深皿状窪みを有す。		〃
50	81.0	C	C'	C'方	C円	水輪が極めて小型、火輪と風・空輪の大きさが同一であり全体に均衡がとれていない。地輪の一面に種子を刻す。		〃
51	77.2	C	C'	C'円	C	水輪は円柱状に近い。上下面に皿状窪みを有す。地・風・空輪の西面に種子を刻す。	西側 右「奉為〇〇〇」道 清〇〇〇」 左「天正七年七月 廿一日」	〃
52	67.8	C	C'	C'方	C	水輪上面に皿状窪みを有し、この水輪は各輪に比べ小型である。空輪欠失。種子はない。		〃
53	81.3	C'	C'	C'方	A'円	地輪中央部に一辺11.1cmの方柱状の穴を有する。水輪は上下逆に置かれており、下面に皿状窪みを有する。風・空輪だけは堅い凝灰岩を利用しており各輪と異なる。火輪の西面だけに種子を刻す。		風・空輪は別物
54	60.8	C'	C'	C方		全体に欠損が著しく、風・空輪は欠失。水輪の下端が欠損しているため小石をあてがう。種子なし。		積み替え
55	80.9	C	C'	C方	B'	地輪から火輪に向い少しずつ大きくなっており、不安定な状態を示す。水・火輪の一面に種子を刻す。		〃
56	92.6	C	C'	C方	C	地・水輪に種子を刻む、中心部に縦の細線刻を有す。水輪上面に皿状窪みを持つ。	西側 右「奉為春貞〇子」	〃

号数	全高 (cm)	形態				特徴	銘文	備考
57	77.0	C	C'	C'方	C方	地輪は38.0cm×22.8cmの大型のもので各輪と比べ不均衡である。火輪の屋根はさほど反らない。		積み替え
58	100.6	C	C	C方	C欠	水輪は肩が張る。最大幅が上縁近くにある。種子は地輪の南・西・東、水・火輪の南だけにあり、風・空輪にはない。水輪上面に皿状窪みをもつ。	南側 右「權大僧都敬賀」 左「天正十六年 _{壬戌} 四月廿八日」	風・空輪は別物
59	97.4	C	C'	C'方	C方	水輪は肩が張り上面に皿状窪みを有す。火輪の軒、屋根はさほど張らない。風・空輪を除き一面に種子を刻す。	南側 右「逆修權大僧都」 右「 _□ 」 左「文祿三年 _{壬午} 十 _□ 」	〃
60	89.2	C	C	C'方	C欠	地・水輪の一面に種子を刻す。水輪は逆台形、上面が皿状に窪む。	南側 右「道慶 _{□□} 」 左「天文十四 _{乙未} 十月 _□ 」	
61	80.0	C	C'	C方	B'欠	地輪は逆台形、水輪上面は深皿状に窪む。火輪は屋根の反りが少なく重厚。	南側 右「了元」	
62	103.5	C	C	C'方	C円	水輪は上面が皿状に窪む。種子は火輪は西、他は南にだけ刻す。	南側 右「逆奉為妙順禅尼」 左「修天正十六年 _{壬戌} 廿八日」	
63	92.3	C	C'	C'方	C円	水輪は球形に近いが小型である。火・風・空輪は中型品である。種子は、地・火・風・空輪は南、水輪は西にある。	南側 右「逆奉為道忠禅門」 左「修天正十六年 _{壬戌} 四月 _□ 」	積み替え
64	83.1	C	C'	C	C	風・空輪を除き均整がとれている。種子は見られない。		風・空輪は別物
65	90.0	C	C'	C'方	C欠	地輪は下縁がすぼむ。水輪上面は浅い皿状に窪む。地・水輪は堅い凝灰岩、火・風・空輪は軟質で欠損、風化が著しい。種子はない。		積み替え
66	78.6	C	C'	C'円	C欠	水輪は球形に近い。他は65と同じ。		〃
67	78.3	C	C'	C方	B'	地輪は西に種子を刻む。他輪にはない。他は64と同じ。	西側 右「宗智住 _□ 」	〃
68	78.1	C	C'	C'方	C方	水輪中央部に深皿状の窪みをもつ。風・空輪を除き堅い凝灰岩を使用、風化を受けていない。風・空輪は全体の形からして大きすぎっており別物。(以下特記しない限り種子はない)		風・空輪は別物
69	75.1	C	C'	C'方	C欠	地輪は下端がすぼむ。火輪は軒の張りが著しい。風・空輪は風化が著しい。		
70	80.0	C	C'	C'円	C円	水輪は上面に深皿状の窪みをもつ。下端は大きくすぼむ。各輪とも軟質の凝灰岩を用いており風化が著しい。		風・空輪は別物
71	68.1	C	C'	C方	C	70と同じ		
72	104.1	C	D	C方	C円	地輪は下端が少しすぼむ。水輪は風化し、欠失が著しい。空輪先端は欠失。		風・空輪は別物
73	74.9	C	C'	D方	C方	水輪は小型で球形に近い。火輪は高さが低く屋根の反りがほとんどない。風・空輪は他の各輪に比べ大型である。		〃
74	71.2	C	C'	C'方	A'欠	水輪上面には平面プラン楕円形の深い窪みがある。火・風・空輪は中型品である。		積み替え

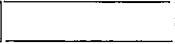
号数	全高 (cm)	形態	特徴	銘文 (地輪)	備考
		地輪・水輪・火輪・風空輪			
75	76.0	C C' C' C	均整のとれた形態を示す。 水輪は丸味をおびている。		
76	79.8	C C' C' B'	軟質の凝灰岩を使用しており破損が著しい。	西側 右「為道元居士」 左「弘治元年天乙卯十一月十七日」	
77	81.8	C C' C'方 C円	硬質の凝灰岩を使用、地輪は下端がすぼむ。 火輪は軒の反りが著しい。 水輪の中央部に小さな皿状窪みを有す。種子は風・空輪だけである。		風・空輪は別物
78	56.1	C' C' C'方 C欠	風・空輪を欠失。水輪上面に皿状窪みを有する。		
79	76.5	C' C' C'方 C	地輪は横長、水輪は最大幅を中央より少し上に有し、上面に皿状窪みを有す。		完全形?
80	86.0	C C' C'方 C円	水輪上面に小さな深皿状の窪みをもつ。火輪の軒は強く反る。		風・空輪は別物
81	81.0	C C' D C'	水輪は球形を呈し上面に皿状の窪みをもつ。軒先から腹部に向い内傾する。風・空輪は大型で石材の色が異なる。		
82	83.4	C C' C' C'	水輪は上縁近くに最大径をもつ。 水輪上面に皿状窪みを有する。		
83	75.4	C C' D A'	水輪は球形に近い。軒先から腹部へ向いゆるやかに内傾。水輪の上面に皿状の窪みを有する。		
84	83.0	C C' C A'	水輪上面いっばいに深皿状窪みをもつ。火輪は北側が大きく欠失し、一面に墨書の種子を有す。		
85	83.3	C C' C' A'	水輪上面に皿状窪みを有する。火輪は破損が著しい。地輪の南に大きく種子を刻す。	南側 右「奉為聖音童女□也」 左「天正七年卯己十月廿六日」	
86	77.5	C C' D C'	水輪の上面に小さな深皿状窪みをもつ。火輪は軒の反りが強く、軒先から腹部にかけてわずかに内傾する。地輪に墨書の種子を有する。		
87	77.5	C D D方 C方	水輪は最大幅を上縁近くに有する。火輪の軒はさほど反らず、高さを減じる。	西側 右「奉為道清□□」 左「天文三年□八月□□」	
88	72.4	C C' C'方 A'	各輪とも風化が激しい。水輪上面に皿状窪みを有す。		
89	78.4	C' C' C'円 C円	水輪上面いっばいに深皿状窪みをもつ。		
90	87.0	C C' C' C	水輪上面は皿状の窪みの中に方形の窪みがあり、二段に掘り込まれている。 火輪は軒の両端が強く反る。		
91	91.0	C C' C'方 C円	火輪は厚みのある重厚なものである。上面を欠失。水輪は球形に近い。種子は火輪に四面、風・空輪は一面に深い刻をもつ。		
92	102.1	C C' C方 C'方	水輪は残存良好である。端整な形を呈すが小型品である。火輪は軒が強く反る。 地・火輪の四面、風・空輪の一面に種を刻す。		
93	83.0	C C' C'方 A円	水・風空輪は風化が著しい。火輪は屋根、軒がゆるやかに反る。		

号数	全高 (cm)	形態の特徴	銘文 (地輪)	備考
94	75.6	地輪・火輪・水輪・風空輪 C C' C' A'		
95	74.0	C C' C'方 A'		
96	67.6	C C' C'方 A'	西右「弋尊阿□」 左「天正二 <small>年</small> 十月 □□	
97	76.3	C C' C'方 B		
98	91.0	C C' C'方 C円		
99	80.2	C C' C'方 C		
100	78.6	C C' C'方 C		
101	74.7	C D C' C		
102	93.6	C C' C'円 B		
103	34.5	宝塔台座、上面中央部に24.5×24.0cm、深さ5cmの穴。		
104	115.5	等塔婆、一辺24.3cmの方柱状を呈す。 石積基壇の北西隅から発見後、小堂に移転。	「文永六年」銘を 記す。※	

※熊本県文化財調査報告第四集参照。

第2表 板 碑 一 覧 表

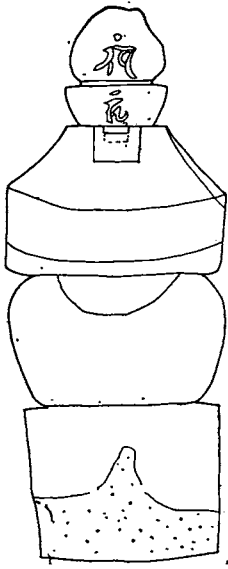
号数	石材	法 タテ×ヨコ×厚さ 量 (cm)	形態の特徴	銘文
105	凝灰岩	126.4×49.4×19.8	長楕円形。表面を平に加工する。 断面は先端が尖る。	
106	砂岩	93.4×23.1×9.8	不整長楕円形。自然の砂岩を使用しており、 表面加工は施さない。断面長方形。	
107	凝灰岩	71.8×34.1×13.3	不整長方形。上端が丸味をもつ。表面を平に 加工。断面は長楕円形。	墨書銘があるがほとんど消 える「寛……年」「…妙…」
108	砂岩	80.6×22.8×12.1	逆U字状の板石。自然の砂岩を使用、加工は していない。	「元禄十一年戊年 一山昌信土靈位 霜月吉日」
109	〃	75.4×20.0×10.4	隅丸長方形。表面を平に加工。断面は下部が 厚く、先端につれて尖る。	
110	凝灰岩	44.2×44.0×20.0	不整長楕円形、表面を平に加工。断面は中央 部が厚く両端が薄くなる。	
111	〃	76.5×36.0×18.3	不整長方形。表、裏面をやや加工。断面は上 端が厚く、下端にむけ少しすぼむ。	
112	砂岩	90.0×20.8×12.8	不整形。先端は尖り、幅広の上部から下半部 へむかい幅を狭める。断面は直角三角形で先 端が尖る。表面を加工し平にする。	

号数	石材	法 タテ×ヨコ×厚さ (量 cm)	形態の特徴	銘文
113	凝灰岩	82.4×32.9×15.1	長楕円形。表面を加工しており、上端を厚く下半を薄くし、ゆるやかなカーブを描く。	
114	〃	81.3×44.0×14.0	隅丸長方形。表面を加工している。断面は長方形であるが長端は前面の厚みを増す。	「寛文元年□心覚了 為□菩提也財屋妙壽 霜月廿一日」
115	〃	91.2×41.9×14.1	長楕円形。先端は尖り、下端は角張る。表面を平に加工。断面は板状で先端が尖る。	「寛文元年為涼意善□ 霜月廿六日」
116	〃	73.0×33.1×15.0	上端、下端を欠失。本来長楕円形であろう。表面を加工。断面は板状で両端が尖る。上半部に月輪を刻す。	「寛文□… ……………」他は不明
117	〃	89.4×34.0×13.4	隅丸長方形で両端が丸くなる。表面を平に加工。断面長方形。	「奉為妙□尼也  示時寛永六年二月九日」
118	〃	57.0×29.0×16.5	上端は三角形、下半は長方形を呈す。表面を平に加工。断面は板状で先端が尖る。	
119	〃	74.8×21.1×20.0	長方形で先端が尖る。表面を平に加工。断面は先端が尖り、中央部がふくらむ。	
120	砂岩	89.9×34.3×11.7	二等辺三角形で各隅が丸くなる。自然の石を用いており加工はない。断面は両端が丸くなる長方形。	
121	〃	73.11×28.2×21.3	不整形。両端が尖る。自然石で加工はない。断面は中央部が厚く、両端が薄くなる。	
122	〃	100.2×21.8×18.4	長方形で先端が尖る。自然石で加工はない。断面長方形。	
123	〃	74.5×24.5×8.7	長方形で先端が山形に丸味をもつ。表裏面を平に加工。断面は長方形板状。	
124	〃	106.3×21.3×17.1	不整長楕円形。両側は波状。自然石を用いており加工はない。断面は長方形で表面には凹凸がある。	
125	〃	94.1×29.0×17.1	長楕円形。自然石を使用しており加工はない。断面は上半部が最も厚く、両端が薄くなる。	
126	凝灰岩	91.3×34.1×16.0	長楕円形。最大幅を中央部に有し両端が幅を狭める。断面は長方形。表面を加工している。	
128	〃	150.5×47.3×10.0	隅丸長方形。先端が丸味を有す。断面は長方形で上端は表面を丸くする。表面を加工した大型品。	

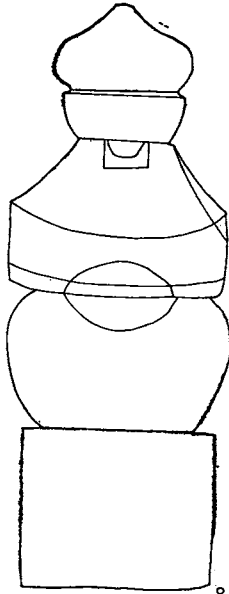
※ 五輪塔の分類は21号をA、72号をC、8号をC'とした。BはAとほぼ同じであるが空輪が丸味を帯るもの、Dは水輪が円筒状、火輪が扁平となるものである。

風・空輪のA'は、形態はAと同じであるが小型品である。

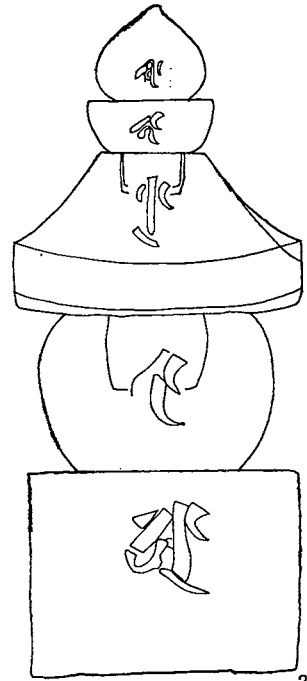
火・風・空輪の後の円、方は火輪上面の柵穴および風輪の柵の形態である。



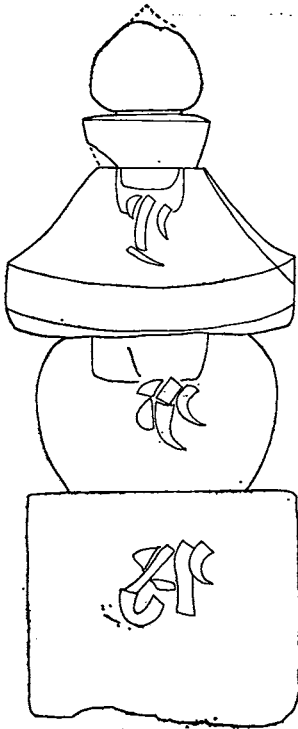
7号



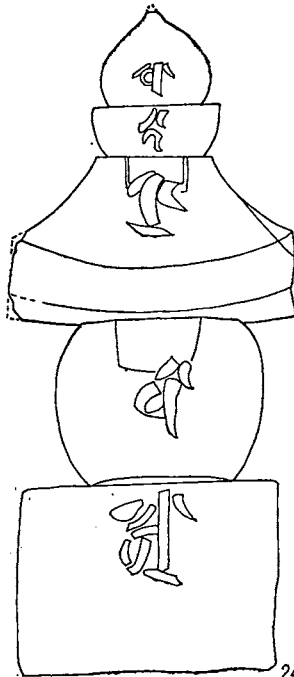
8号



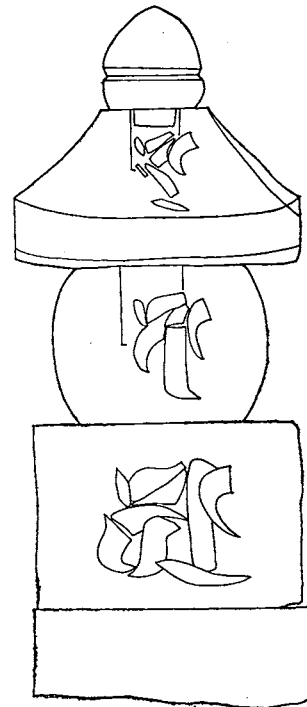
21号



22号

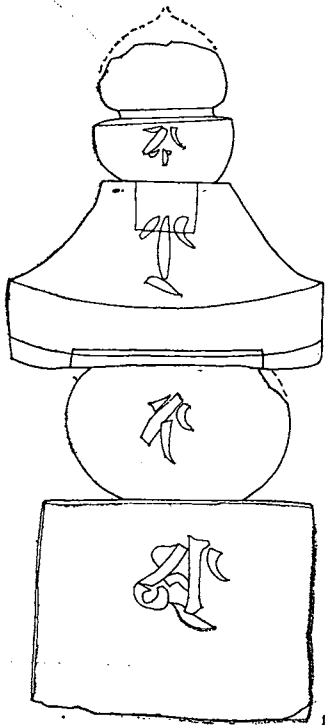


24号

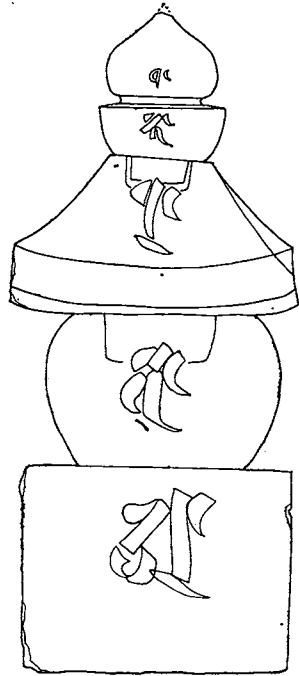


25号

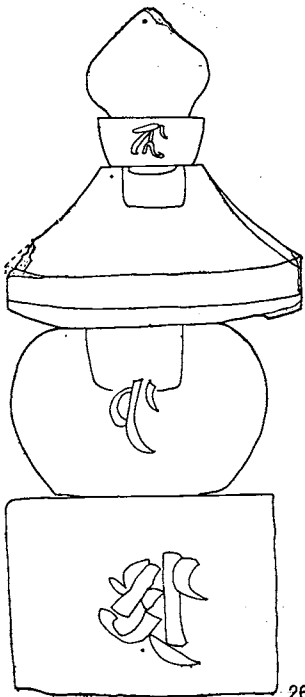
第 23 图 五 輪 塔 实 测 图 $(\frac{1}{15})$



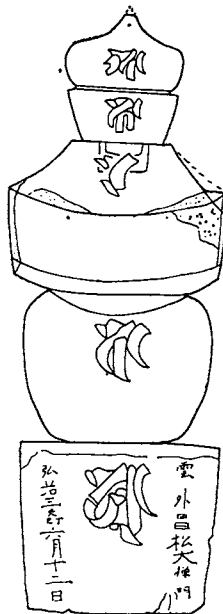
19号



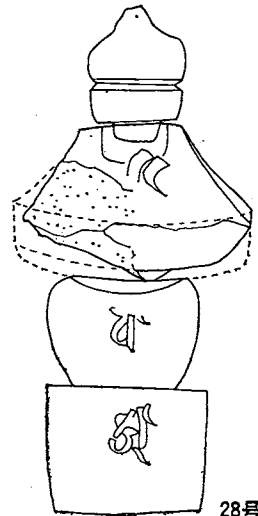
20号



26号

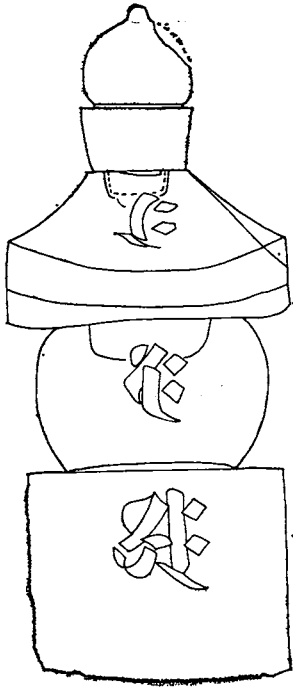


27号

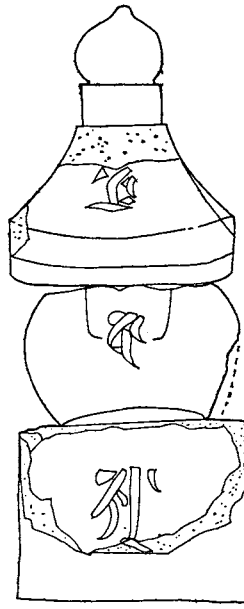


28号

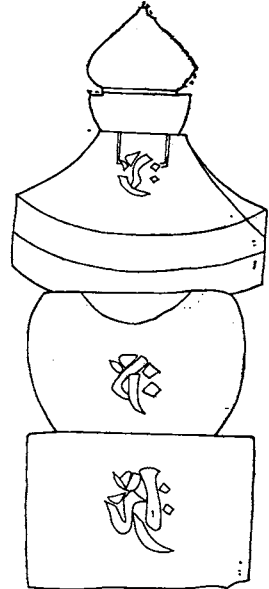
第 24 图 五 輪 塔 実 測 图 $(\frac{1}{15})$



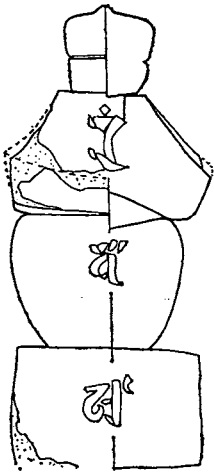
31号



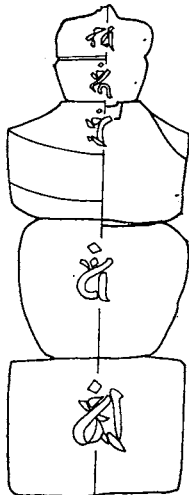
32号



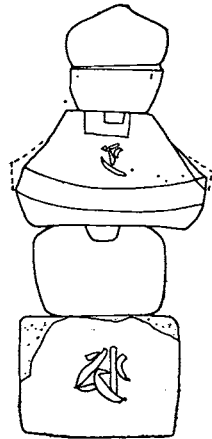
35号



37号

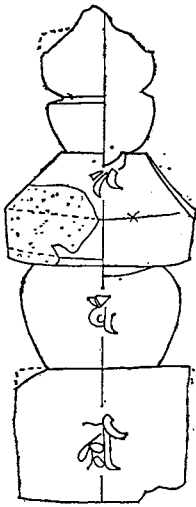


39号

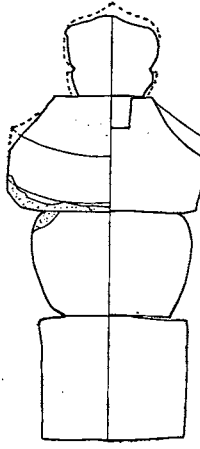


38号

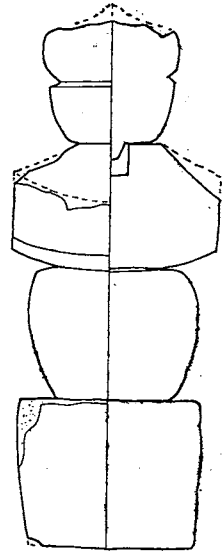
第25图 五輪塔実測图 ($\frac{1}{15}$)



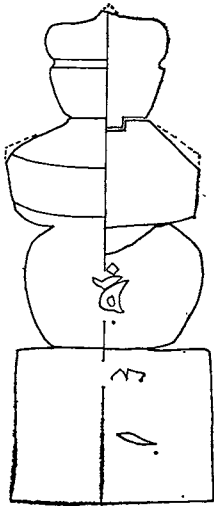
59号



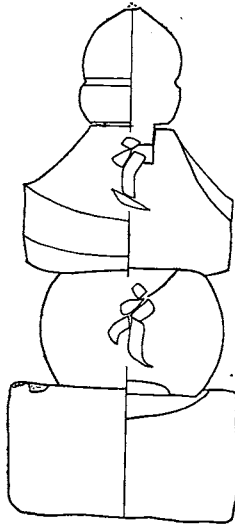
62号



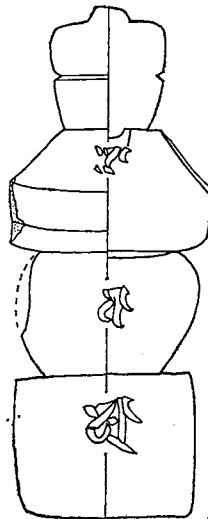
72号



41号

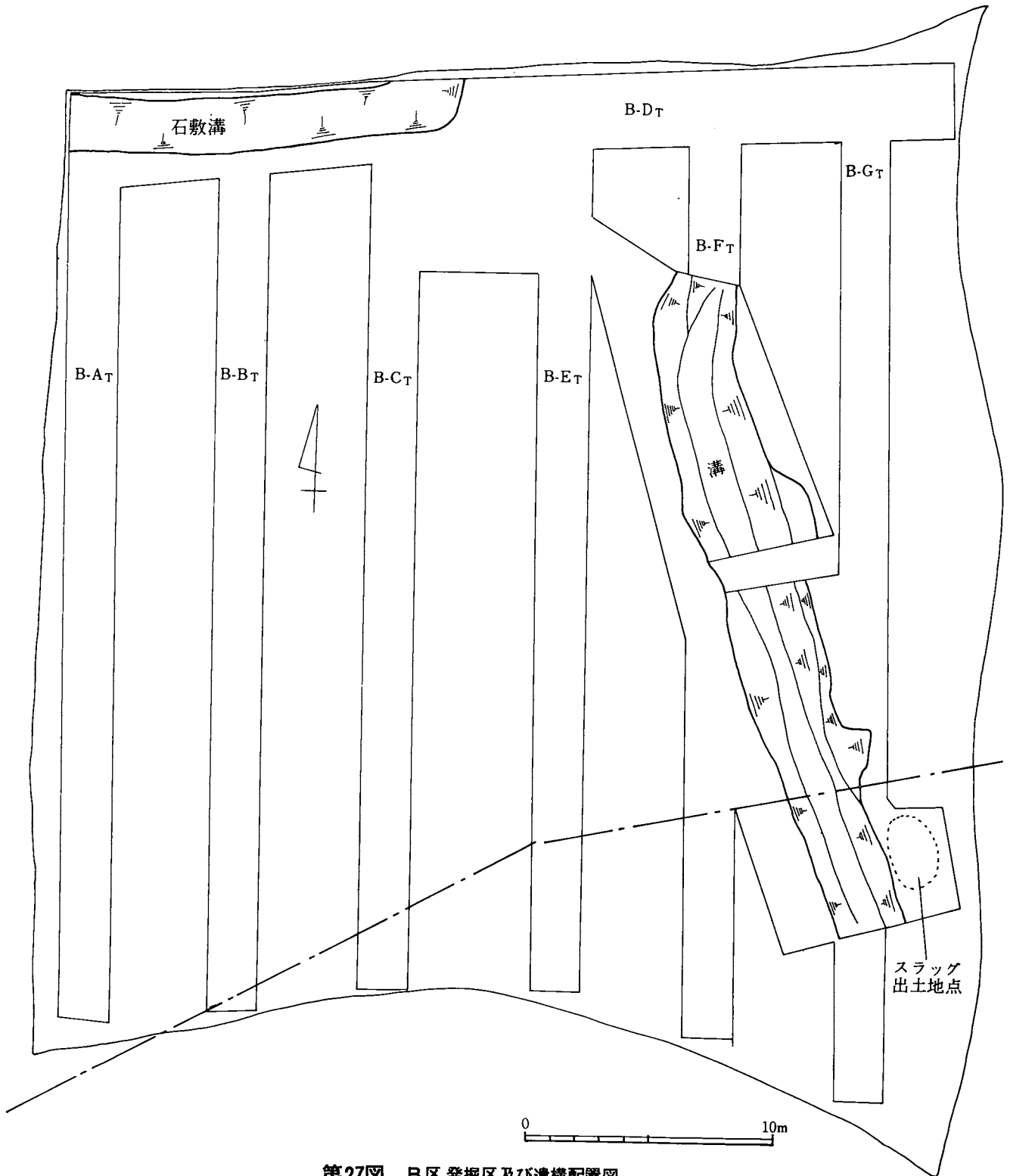


42号



58号

第 26 图 五 輪 塔 实 测 图 $(\frac{1}{15})$



第27図 B区発掘区及び遺構配置図

三、B区の調査

(一) 調査の概要

B区はA区の北側に隣接する区域で、東西三七m前後、南北三七・五〜四五m。面積約一、五〇〇 m^2 、地目は水田である。B区の東端には小さな水路があり、東南隅で西に折れ、B区とA区との間を西へ流れる。B区とA区の境界はこの水路で画した。

B区の南側の一部は河川改修事業の工事範囲に含まれている。北側の大部分は、蓮花寺跡古塔碑群の移転用地である。「ガランサン」と呼ばれている区域(A区)の古塔碑群については別項で詳述するが、B区はこれらの五輪塔・板碑群と、A区の西側にあった個人墓地の移転用地として利用される予定である。

このように、B区の大部分は移転用地であり、これに伴ない遺構等が直接破壊されることはないが、移転に際しては約一mの盛土を行い、その上に塔群・個人墓地を配置する予定であるので、基礎的な資料を作成して将来に資するところから、全域にわたってトレンチを設定し、一部、とくに遺構部分については調査区を拡張して発掘を実施した。

B区の地形に応じて、南北に、二m幅のトレンチを設定し、西からB—A_T・B—B_T・B—C_Tと掘開を進めた。各トレンチの間隔は四mである。この段階で、各トレンチの北端に石敷の遺構が検出された。こ

の遺構の東への広がりを確認するため、B区の北端に東西方向のB—D_Tを設定した。B—D_Tは幅三mである。

さらに続けて、B—C_Tの東側に順次B—E_{T} B—G_Tを設定し掘開した。各トレンチの幅は二m、間隔は四mである。}

B—E_Tの北側に土器、とりわけ土師器皿を多く出土するので、その周辺をB—C_T、B—D_T、B—F_Tまで拡張した。土師器皿が多く出土したが、遺構は検出されなかった。

また、B—F_TとB—G_Tに大きな溝が検出されたので、この溝の部分を拡張して遺構の検出にとめた。

各トレンチの層序はほぼ同一で、概ね三層に区分できる。第一層は水田耕作土で、黒灰色の粘質土。厚さは二〇〜三〇cmで平均的に認められる。第二層は砂礫を含む褐色土で、地点によってはこの層が欠落するところもある。第三層は砂礫層で、大小の礫を多量に含む。下部になるにしたがって礫が大きくなる傾向にある。この砂礫層の形成については別項地質のところ述べておりである。

地表から三〇〜七〇cmで第三層の上面に達する。遺物は、第二層下部から第三層上部にかけて中世の遺物が包含される。平面的にみると、B—A_T・B—B_Tは遺物が少なく、B—C_{T} B—E_Tの北側及びB—F_{T} B—G_Tの溝付近に多く出土した。}}

検出した遺構は、石敷溝と溝の二つである。いずれも第三層上面から切り込まれている。これらの遺構については発掘区を拡大して調査を進めた。

(松本)

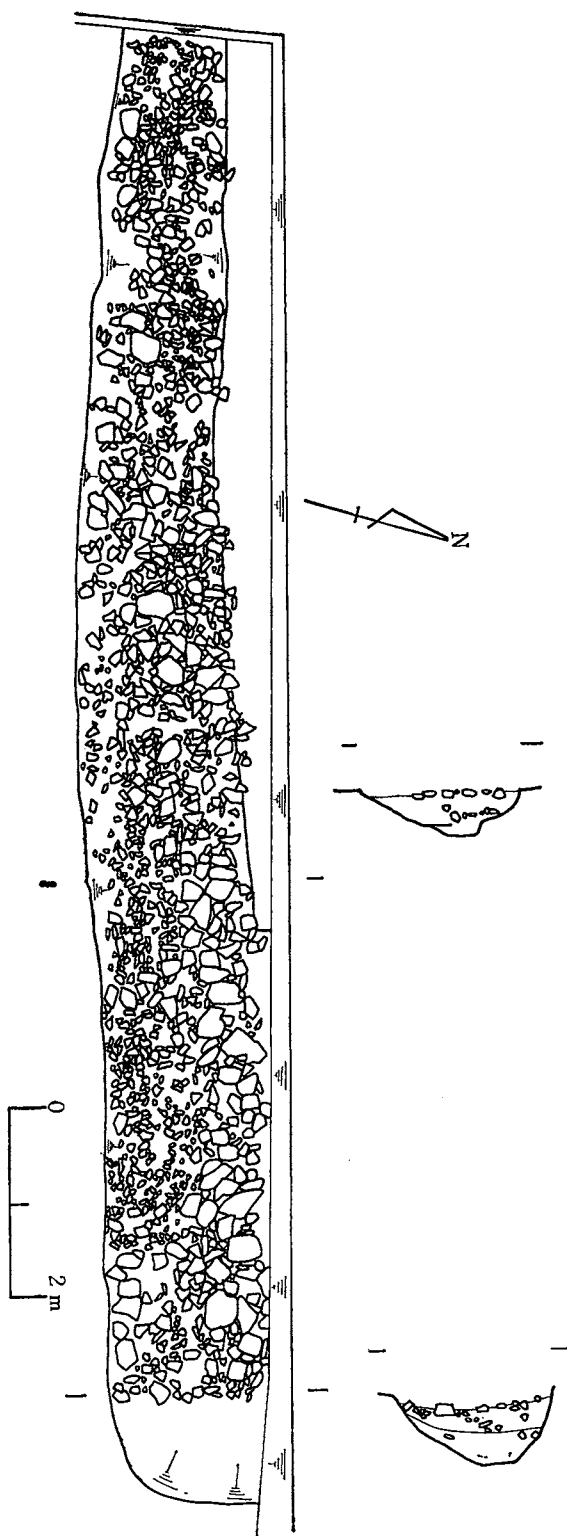
(一) 石敷溝と出土遺物

石敷溝 (第28図)

B区の北端に東西に検出した。西側及び北側へのびるが、調査区外のため一部を検出したにとどまる。

調査区の西端で幅一・一m、東へ向かうにしたがって幅を増し、B—B'断面のところで幅一・七m前後を測る。西側から約一五・三mのところまで北へほぼ直角に折れる。外側のコーナーは隅丸である。

第28図 B区石敷溝発掘図



溝の上面のほぼ全面に円礫を敷きつめている。礫は第三層に含まれるものと同一のもので、大きさは拳大から人頭大までのものが多い。前述のように移転用地であるところから、遺構上面を検出して記録を作成した。ただ、下部の構造を確認するため、一部敷石を除去し、A—A'・B—B'断面を取った。

A—A'断面では溝の北壁は検出できない。逆梯形に近いU字溝を掘り、埋土をして、溝の上面に礫を二〜四重に敷く。溝の深さは切り込み面(第三層上面)から八〇cm、溝内の埋土は上下二層に区分できる。下層には礫をほとんど含まない。上層の上面には二〜四重に礫を敷い

である。

B—B'断面も、基本的にはA—A'断面と同じである。深さ約五〇cmの溝は二段に掘り込まれ、土層は上下二層に区分できる。下層には礫を含まず、黄褐色土である。上層上面には二〜三重に礫を敷く。

このように、基本的には同じような構造を示している。溝を掘り、埋土をし、溝の上面近くに礫を敷きつめている。

全体の形、規模を検出していないので、その性格を論じることが不可能であるが、この時点で考えられることを列記し、今後の調査をまぢたい。

建築物に伴う遺構がまず考えられる。建物の周辺の雨落溝とも、建物の基礎構造とも考えられるが、このためには、全体の形が方形ないしは長方形となるはずである。また、排水溝の可能性も考えられるが、礫の下部の二層にわたる埋土は、やや粘質で透水性に欠ける。排水溝であれば溝全体に礫を敷いた方が合理的であり、可能性としては少ないと考えられる。さらに道路（通路）とも考えられる。菊池市の天城遺跡^(註)で、同様な構造の石敷道路が検出されているが、本例よりも幅が大きい。

いずれにしても、全体の形状なり規模が不明の段階では推測の域を出ない。

遺物

これらの礫の上面の、礫と礫の間から、宋代竜泉窯系の青磁碗の破片と土師器皿（糸切り底）の破片が出土した。いずれも細片で図示できない。このことから、この遺構が、蓮花寺に伴うものであることはまちがいがなく、寺域を考えるうえで貴重な資料である。

（松本）

註1 昭和四九年、圃場整備事業に伴い調査された。検出された道路は、幅二m、長さ五〇m以上にわたって検出された。時期決定は困難であるが、古代か中世と考えられる。

(三) 溝と出土遺物

溝(第27・29図)

B区の東側に、北から南にかけて大きな溝が検出された。B区を貫きA区へ続き、球磨川に流れ込む。A区の部分については別項を参照。B区の北側でやや東側にゆるくカーブする。南側は比較的直線的にのびる。溝の肩の部分はどこどころ崩壊していて幅は一定でない。比較的遺存の良い所で、北側で三m、中央の断面壁の南側で三・四m、南側では三・五〜三・六m前後を測る。このように、南側にいくにしたがってわずかに幅が大きくなる。そして溝底のレベルも北に高く、南に低く掘られている。

断面図(第29図)に示すとおり、溝の断面は不整なU字状を呈する。現地表から溝底まで二m。地表から掘り込み面まで約四〇cm、掘り込み面から溝底まで約一・六mを測る。第三層の砂礫層に掘り込まれており、この砂礫層は下部になるにしたがって大きな礫を含む傾向にある。

調査中、断面壁の一部が崩壊し、一部図示できない部分があるが、溝内堆積土は五層に区分できた。上からA〜Eとし説明を加える。Aは淡灰色の砂礫層で、含まれる礫は小さい。この層からは多量の遺物を出土する。Bは大きな礫を含む粘質土である。A・B二層はほぼ水平に堆積する。Cは粘質土で、鉄分が多く、鉄錆色を呈する。Dは小

さな礫を含む層で、わずかに褐色土を混じえる。Eは青灰色粘土で、溝の壁にはりつけたようにしている。防水のためのものかもしれないが、溝全体にみられるものではない。

溝の中から、青磁・白磁・土師器・陶質土器・鉄器など、多量の遺物を出土したが、そのほとんどはA層からの出土で、次いでB層、C・D層にはまったく含まれていない。

断面の地点ではみられないが、もう少し南の地点では、C層とD層の間に黒色の有機物を多く含む層がみられた。この層には木葉・植物の種子が含まれていた。

中央断面壁の南、西側の溝の肩に、七本の杭列が検出された。径5cm前後の丸太杭を三〇〜四〇cm間隔でうっている。杭の間はしがらみが組まれていたことがわかる。しがらみそのものは遺存しないが、土に残された明瞭な圧痕が観察できる。溝の肩が崩壊するのを防ぐためのものであろう。

この大溝は、B区の南側で人為的に埋められたように、褐色の粘質土が満たされていた。溝の中心以下では遺物がなく、上層から遺物を多く出土するところから、廃絶されたのは早い時期と考えられる。

発掘区の南端から一〜四m北方の、溝の東側に赤く焼けた部分が見られ、点々とストラッグが出土(第27図)した。製鉄関係の遺構があったものと考えられるが遺存しない。

(松本)

遺物

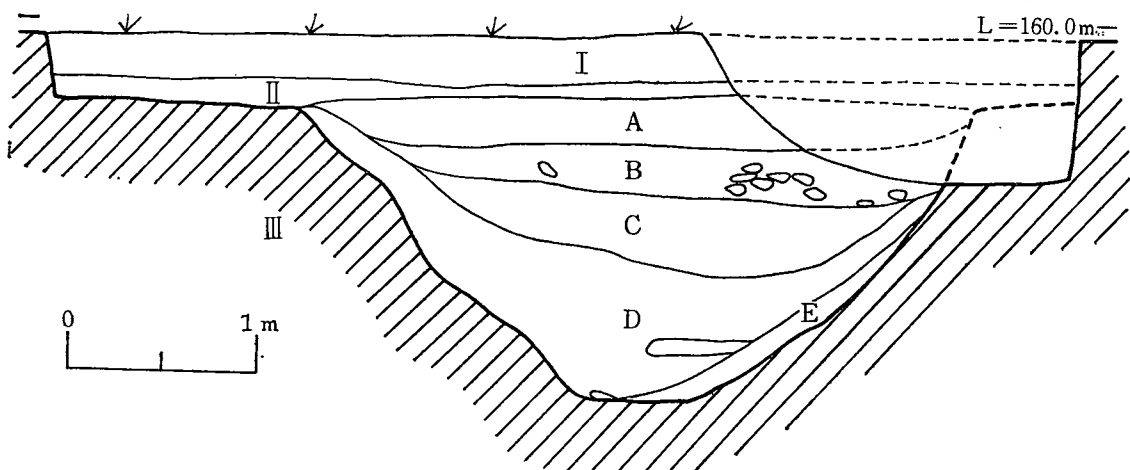
土師質土器(第30・31図)

B区の大溝からは土師質土器が多く出土しているが、ほとんどが小破

片であり、磨耗がはげしく実測に耐え得るものは、その一部分である。実測可能なものに限り記す。

小皿a(第31図31) 口径七・二cm、器高二・八cmの小型の深皿である。胴部下半に浅い稜線を有し、上半は口縁部へむかって内彎しながら外へ開く。胎土は良好であり、精選され、色調は赤褐色を呈する。底部は糸切り痕をとどめ、中央部は窪まない。

小皿b(第31図14) 21、28(30) 17のように口径九・一cm、器高一・四cmを測る浅い平べったい皿が含まれる。底部は糸切り痕を残す。口縁部は波状を呈し、整形は悪い。胴部下半も糸切りを行った後の粘土が貼りついており凹凸な状態を示す。20も17と同じく浅い大きい部類に入るが、丁寧



第29図 B区溝断面図

な仕上げが施されている。焼成もよく赤褐色を呈する。他のものは17、20よりも一回り小さく、深さを増す。胎土に小石粒を含み、良好とは言い難い。色調は淡黄白色ないし暗褐色を呈する。底部切り離しは糸切り手法を行っている。底部から口縁部へむかい外反した胴部を有する。

坏 a (第30図 1~5、7~12) 底部から口縁部へかけて胴部が外反し、直線的に開く一群である。口径一二・〇~一三・二 cm、器高二・六~三・三 cm、器高二・六~三・三 cm を測る。色調は淡褐色ないし暗褐色を呈し、胎土に小石粒を混える。焼成は全体に悪く、もろい。底部には糸切り痕を残す。口縁端部は丸く収る。

坏 b (第31図 22~24) 器肉が一定しておらず、歪みの大きいものである。口径一三・六~一三・八 cm と一定しており、器高は三・八~四・一 cm と深い。胎土には小砂粒を含む。22は口縁部がふくらみ、端部にいくにつれ尖る。23は胴上半から内彎気味に外に開く。底部に糸切り痕をとどめる。

坏 c (第31図 6、9、13) 口径一四・〇~一五・九 cm、器高二・九~三・七 cm の大型品である。糸切りの底部から直線的に外へ開く。口縁端部は尖り気味になる。胎土には小石粒を含み、色調淡褐色を呈する。焼成は悪く、磨耗がはげしい。

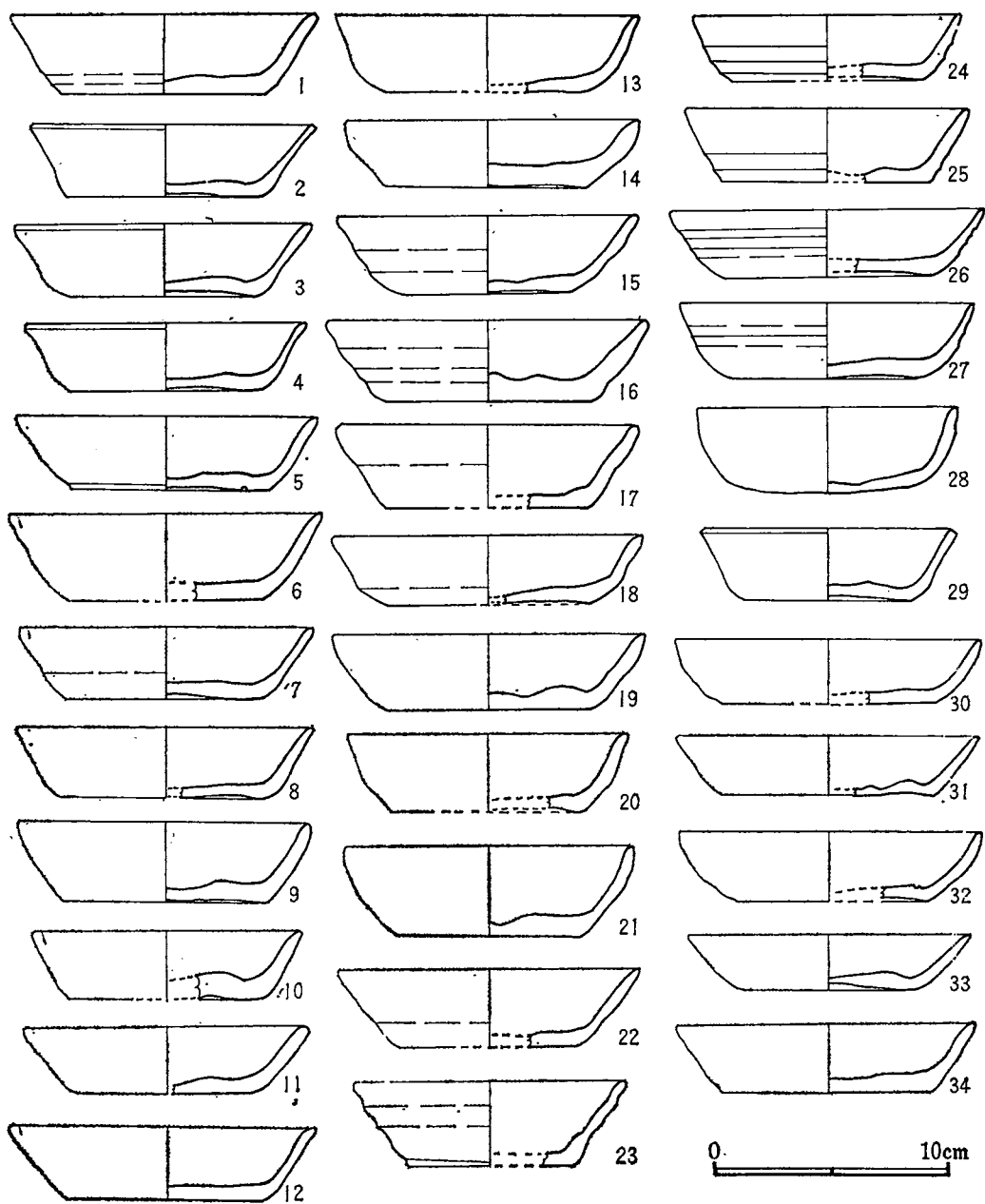
青磁 (第32・33図)

碗 (第32図) 1~12は蓮弁を有する碗形品である。蓮弁は削り出しによるもので複弁をなす。釉色は深草色ないし、淡い青色(水色)を呈する。1は完形品である。口径一五・六 cm、器高五・九 cm。胎土は白味の強い青灰色で、釉は不透明の淡い青色を呈する。2・3は底

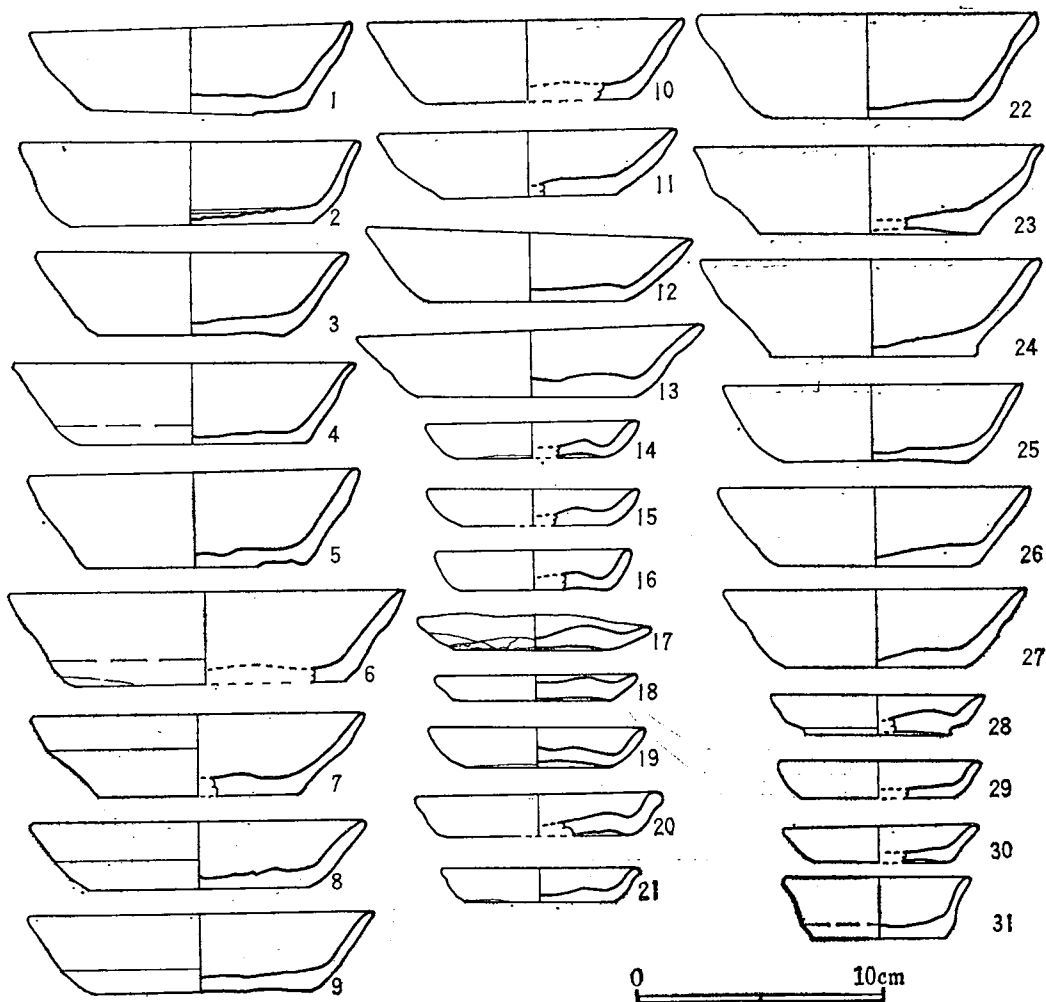
部を欠失する。復元口径一七・〇 cm を測り、胎土は青灰色、釉は深草色である。削り出しによる蓮弁を有するが、削りが浅い。複弁である。4は復元完形品である。胎土は青灰色、釉は不透明な深い青色を呈する。蓮弁は複弁の削り出しによるものであるが、雑な削り出しであり、蓮弁の稜線は中心を通らない。復元口径一六・〇 cm、器高六・三 cm。

5、6は底部を欠失する、施釉、胎土は3と同じである。7も底部を欠失する。胎土は乳白色を呈し、釉は不透明な淡い青色を呈する。蓮弁は削り出しによるもので浅く不明瞭である。8は復元完形品である。口径一七・二 cm、器高七・四 cm、胎土は白灰色、釉は深草色を呈する。見込みの部分に草花文を描く。底部および高台の一部は釉が施されない。9も削り出しの蓮弁文を有する。腰が低く安定感のある碗である。胎土は乳白色、釉は淡い青色を呈する。高台の下半~底部にかけては施釉されていない。10は小型の碗である。釉は濁った淡い青色を呈し、あまり発色はよくない。11は小型の碗である。胴部上半で「く」の字状に内傾する口縁部を有する。胎土は青灰色、釉は深草色を呈し、滋味を有する。口縁部~胴部の破片であり、胴部下半~底部を欠失する。溝内出土青磁の中では最も古手の所産である。復元口径一二・四 cm。

12は16と胎土、釉色、整形が同じである。14は乳白色の胎土を有し、釉は青味を帯びた暗い深草色を呈する。一・六 cm の高い高台をもつ。器面全体に貫入を有する。釉は高台の下まで美しく施されるが底部は無釉である。見込みに円形に菊花文を施し、その中に「顧氏」のスタンプの陰刻を有する。明代の所産である。15は口縁下の外面に篋描きの雷文を施す碗である。釉は黄色味の強い黄緑色、胎土は灰色を呈する。胴部下半には縦方向に篋描文を施す。1~10は一三世紀後半、11は一三世紀前半、14、15は一四~一五世紀代と考えられよう。いずれ



第 30 图 B 区沟出土遗物实测图



第31図 B区溝出土遺物実測図

も龍泉窯系の青磁である。

白磁

碗(第32図13)胴部下半、底部の破片である。削り出しによる低い高台を有する。径七・〇cmの底部である。胎土は白色、釉は乳白色を呈する。底部は無施釉である。内面に沈線を有し、浅い段を形成する。南宋福建省産のものである。

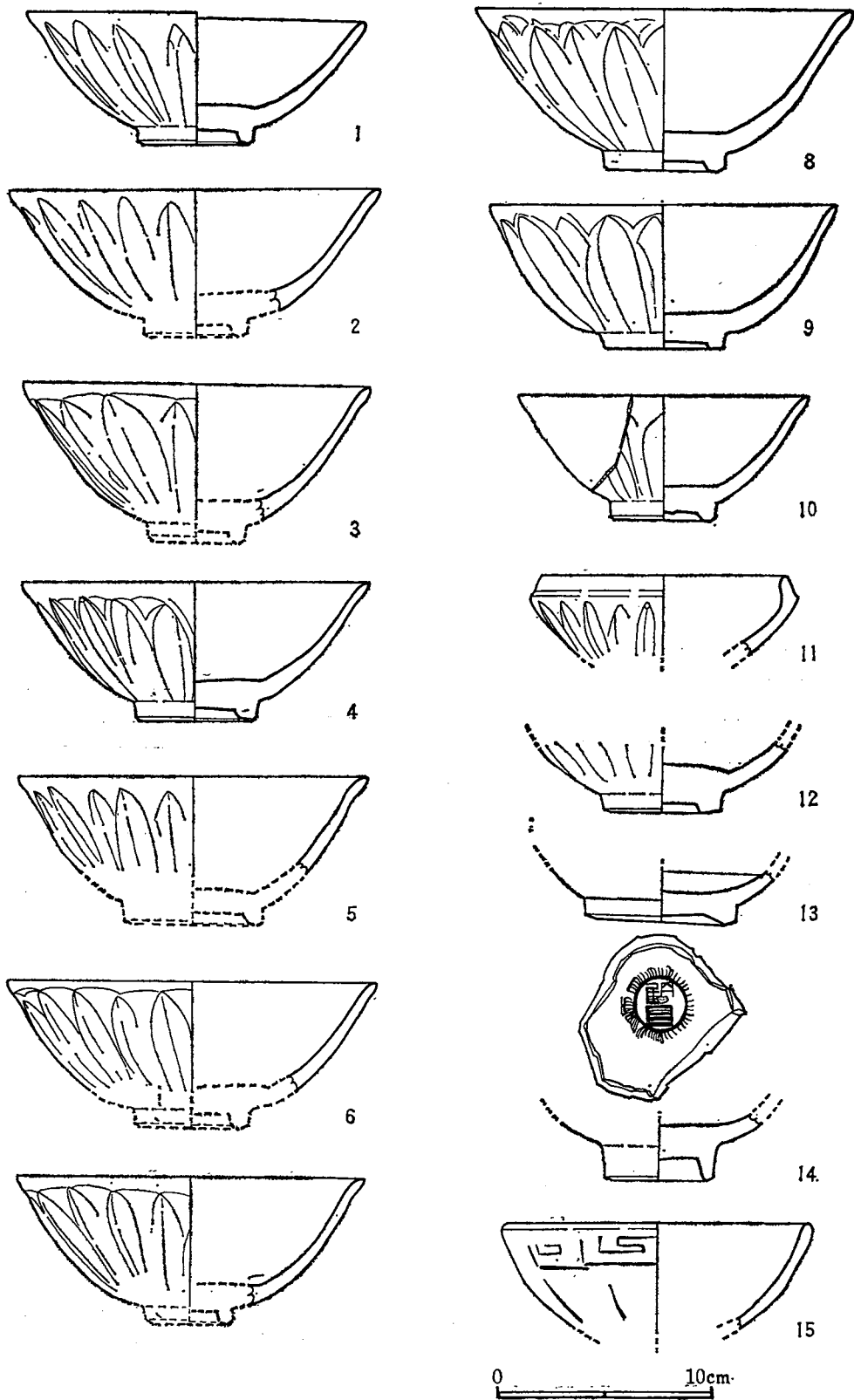
合子(第33図1~4) 1~3は

小型の合子である。水色を帯びた青白釉が薄くかけられる。胎土は1・3が白色、2は青灰色を呈する。1は平形合子の蓋である。整形は型押しであり、側面には菊座型の型抜き模様を有する。内面は無釉であり、外面だけ施釉する。

2・3は平形合子の身の部分である。口縁部と蓋受けのかえり、底部には釉は施されていない。側面に菊座型の型抜き文様を有する。

4は胎土が白色、釉は透明な水色を帯びた青く紺色を薄くかける。

型押しで整形されているが、文様は施されていない。蓋受けの部分



第 32 图 B 区 沟 出 土 遗 物 实 测 图

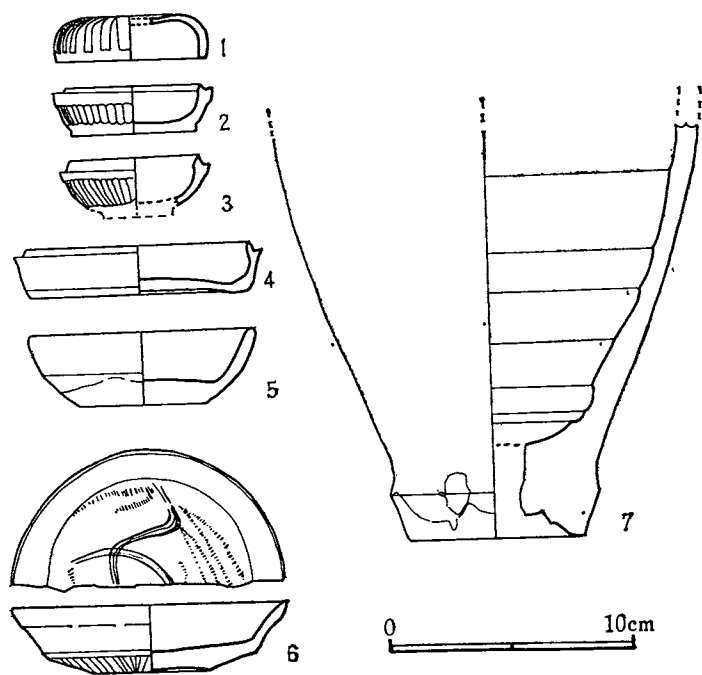
胴部下半は底部の全面は無施釉である。

皿(第33図5・6) 5は口禿げを有する白磁である。乳白色の胎土を用い、青白色の釉を薄く施す。口縁部の一部、胴部下半は底部は無施釉である。底部は篋切りである。素地表面は黄褐色を呈する。胴部中央に浅い稜線を有し、外反する口縁部となる。見込みの部分に篋描きにより四区に分割し、その中に雷光文形の櫛搔文を配する。胎土は青灰色、釉は淡い青白釉が薄く施される。外面の胴部下半は篋削りされており、底部まで無施釉である。いわゆる珠光青磁である。

壺(第33図7) 胴部下半から底部にかけての破片であり、口縁部、胴部上半を欠失する。おそらく肩の強く張った四耳を有する壺であろう。底部は厚く、重量感のある上げ底である。底部は「く」の字状に屈曲し、稜線を有する。内面には粘土の巻き上げ痕が凹凸状に残る。胎土は灰色を呈し、粒子の小さい粘土を使用している。不透明の灰白色の釉が薄く胴部は底部上半まで施されている。

陶質土器(第34・35図)

挿鉢(第34図) 1~3は注口を有する挿鉢である。1は須恵器の焼成、色調に酷似しており、他の陶質土器とは異なる。口縁部の一部を欠失するが、ほぼ全形を知り得る。底部近くが篋削りされている他は丁寧な横ナデが施されている。内面の胴部下半に斜行する線刻が施され、互いに交っている。器形は全体に歪みのある深鉢である。注口にむかって両側から押し狭められ、変形している。焼成時の歪みであるのか、意図的なものか不明。色調青灰色を呈しており、胎土は精選された焼成のよい挿鉢である。2は口縁部の破片である。色調は黒褐色を呈し、軟質の焼成の悪い土器である。胎土に小石粒を多く含む。



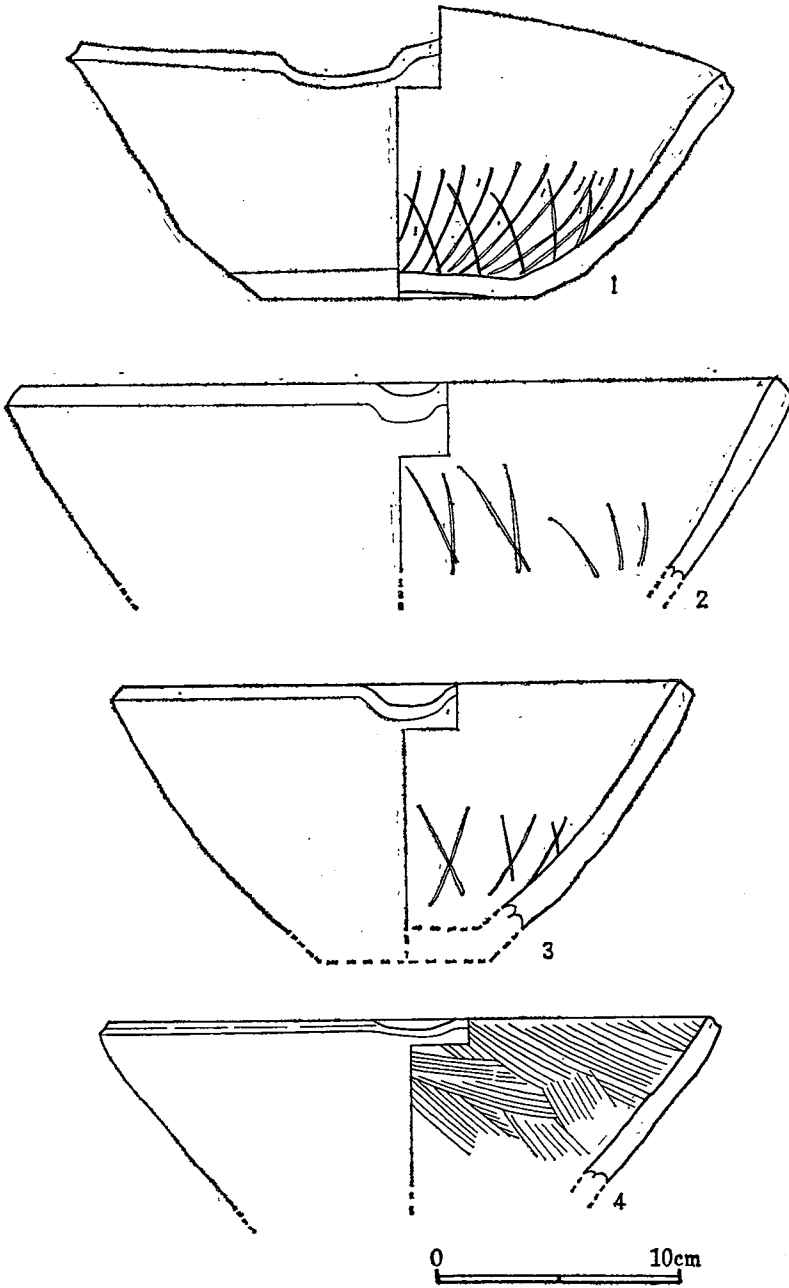
第33図 B区溝出土遺物実測図

外面の胴部下半は一部櫛目を残すが、ナデにより整形している。口縁部には小さい注口を有する。内面には胴部下半に×印の線刻を有する。

深鉢(第35図2~6、第34図4) 器形は前述の挿鉢と同様であるが、内側に線刻のない一群をここで記述する。いわゆるこね鉢と言わ

れるものに属する。焼成は悪く、低燃焼の素焼の瓦質土器である。4は注口を有する鉢である。底部から直線的に外反する。口唇端部は角を有するが、その中央部が窪む。外面はナデによる整形、内面は斜行する櫛目を残す。色調は黒灰色を呈し、胎土は良好で焼成もよい。底部欠失。3は胴部下半、底部を欠失する。色調は暗灰色を呈し、胎土に砂粒を多く含む。内面には斜行する櫛目文を残す。口縁部内側は横

ナデにより带状に櫛目が消されている。外面の胴部下半には整形時の指痕、櫛目が残る。他のものより外反する角度が浅く、深い鉢である。4は底部を欠失する。色調は灰白色を呈する。内面は櫛目が明瞭に残る。口縁部近くは带状に消されている。外面は一部分に櫛目が見られるが、ほとんどナデにより整形されている。5は底部を欠失するが、全形をうかがえる。口径二五・二cm、器高一・八cmの大型品である。



第34図 B区溝出土遺物実測図

外面は縦方向の楕目の後を指で整形する。内面は端部を横ナデ、他は左上↓右下に楕目痕を有する。色調は黒灰色を呈し、胎土に小砂粒を多く含む。

石鍋(第36図) いずれも滑石製の石鍋の破片であり、全形をうかがえるものはない。胴部上半に鏝を有し、外面に煤の付着が観察できた。1は外面にノミ状工具の跡を残す。内面は良く研磨が施されている。3も内面に縦方向にノミ状痕を残す。

鉄器(第37図)

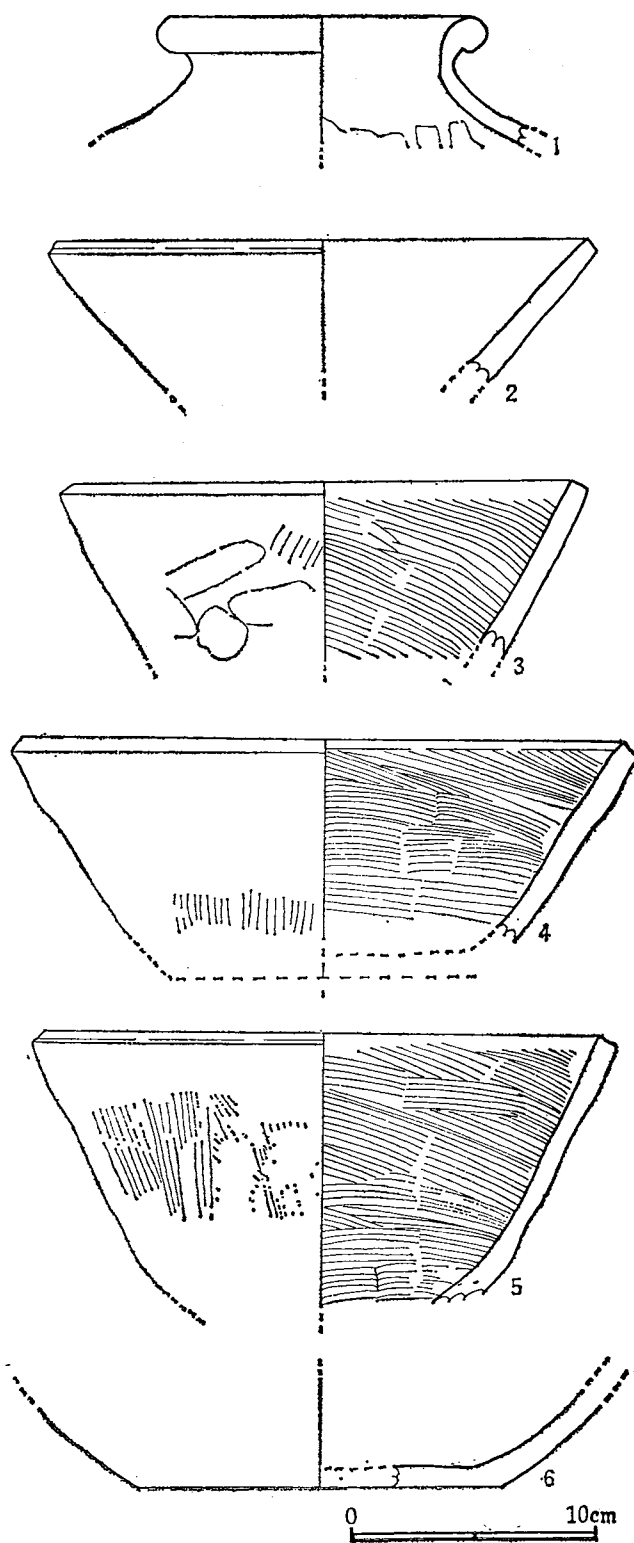
溝の中央断面壁のやや南側のA層から、鉄ノミが一点出土した。刃

(松村)

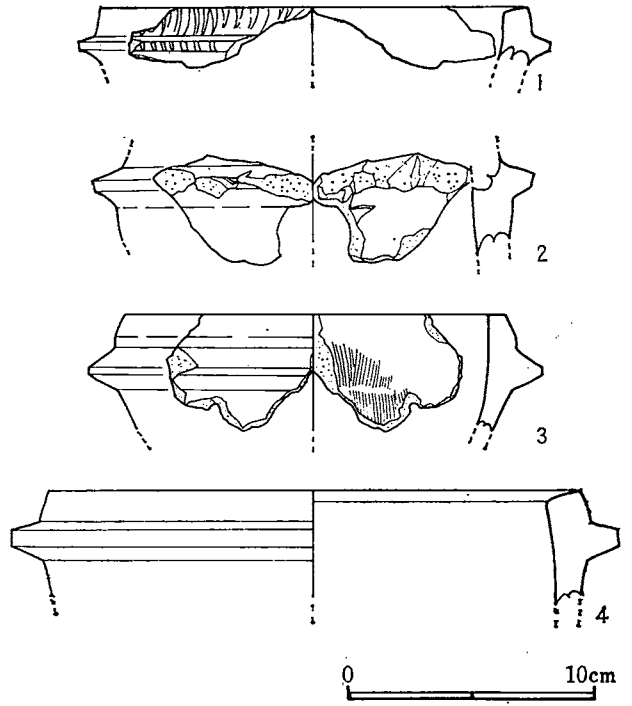
の部分に欠いているが、遺存状態はかなり良好である。柄を装着する部分は袋状になっており、中には木質部が遺存している。現存長九・五cm、袋部の断面はほぼ円形で、径一・一cm。袋部は両方から折りまげ、円形に形づくっている。この手法と、工具という特性から鍛造品と思われる。

溝のやや西方、E₁とE₂の間の拡張区から、鉄鏝が一点出土しているので、ここに簡単に紹介する。第一層下部からの出土で、その時代性については疑問もある。左右幅五・七cm、上下幅六・五cmの楕円形を呈する。左右の一方に楕円形に近い透しを彫り込んでいる。表面は錆化がすすんでいるが、もとから文様はなかったものと思われる。

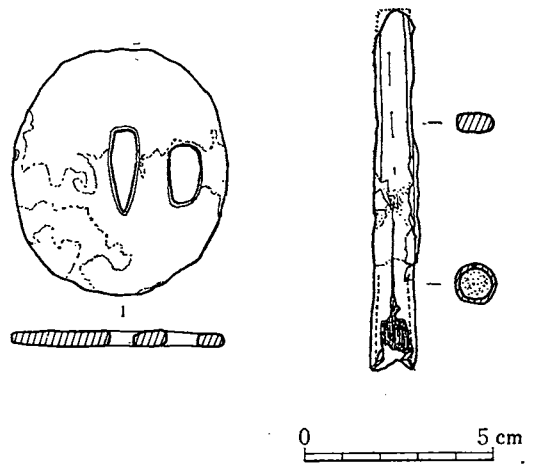
(松本)



第35図 B区溝出土遺物実測図



第 36 图 B区出土石鍋実測図



第 37 图 B区出土鉄器実測図

四、C区の調査

(一) 調査の概要 (第4図)

C区は、A区と小径を隔てた西側に位置する。現状は水田である。

A区よりも一段低く、小径より〇・五m低くなっている。南は球磨川の堤防上の道により限られ、北側は東から西へ流れる用水路によって限られる。層序は耕作土が〇・二〜三mあり、その下は直ぐに礫層であった。C区の東北部は、一段高く突き出ており、A区と同じ高さを示す箇所がある。現在、墓地として利用されている。C区全体は本来、この墓地と同じ高さを保っていたものであろう。

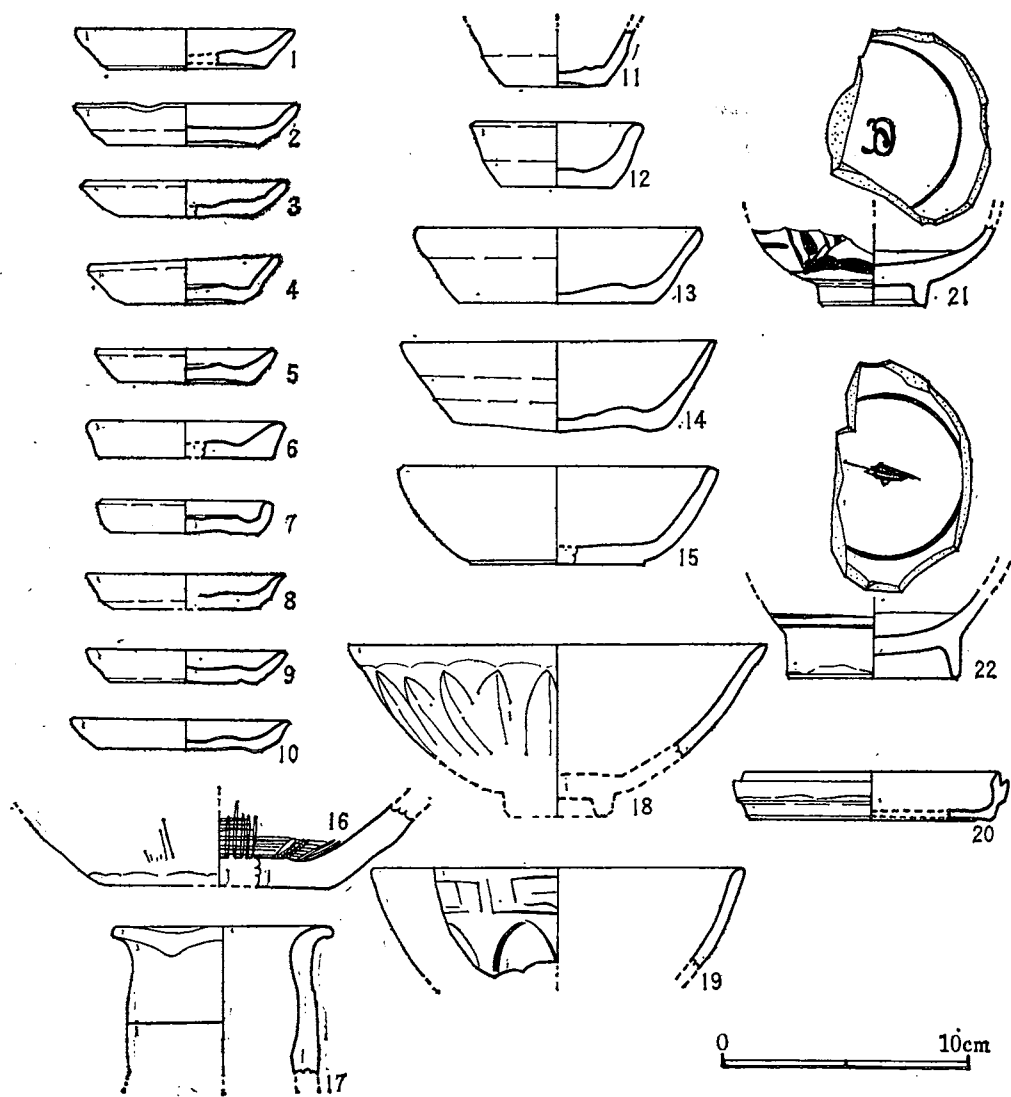
調査の方法 直角三角形を呈する調査区に幅二mのトレンチを東西方向に数本設定した。南側よりC―A_Tとして、順次調査を行った。耕作土の下は礫層であった。部分的には砂層が在り、遺構の存在をも予想されたが、砂層を取り除くと自然堆積の礫層の凹凸が姿を現わした。幅二mのトレンチを四m間隔に計五本入れたが、どのトレンチにも遺構は検出されなかった。上述のように、遺構が存在しないので、さらに西側も調査区域内ではあったが、調査は行わなかった。耕作土中より中世の遺物が点在して出土しており、以下記述する。

(二) 出土遺物 (第38図)

耕作土からの出土である。1〜15は土師質土器である。胎土には石粒・砂粒を含む。色調は淡褐色ないし黄褐色を呈する。底部に糸切り

痕をとどめる。小破片がほとんどで完形品は出土していない。1〜12は口径七・二〜九・一cm、器高一・三〜一・七cmを測り、口縁部は外反するものと、直行するものがある。11〜12は深い皿である。13〜15は坏である。16は描鉢の底部である。胴部上半を欠失する。内面は横に櫛目があり、縦に細線を数本描く。色調は青灰色を呈し、胎土は良好、焼成もすこぶる良い。17は壺形土器の口縁部である。垂直な頸部から外反し、直行する口縁部となる。口縁部は一部分窪められており、注ぎ口状を呈する。色調は青灰色を呈し、焼成も良く硬質であり、須恵器と酷似する。18〜19は青磁の碗である。18は蓮弁文を削り出す。色調は淡い青色、胎土は灰白色を呈する。19は口縁部に雷文、その下に蓮弁文を篋描きする。胴部から内彎しながら立ち上り、口縁部となる。釉調は黄味を帯びる。胎土は白灰色である。20は平形合子の身の部分である。胎土は灰白色で、淡い透明性の青白色の釉を外面上半部にかけている。口縁下に蓋受け部を形成する。底部は平底を示す。型押しにより整形されているが、全体の造作に乱雑な感じを与えている。21〜22は近世磁器である。胎土は白色、釉は素地に乳白色、絵付には発色の悪い紺色である。網田焼(寛政時代初葉)に酷似する。

(松村)



第 38 图 C 区出土遗物实测图

五、調査の成果と問題点

(一) 蓮花寺の変遷

蓮花寺に関する記録の初見は、江戸時代の編著である相良家伝の一つである歴代私鑑^(註1)、嗣誠独集覽^(註2)である。それによると喜禎元年(一二二三五、歴代私鑑は喜禎三年)に上相良第二代弥五郎頼氏の造立で本尊阿弥陀仏、開山睿運と伝えられている。宗派は不明である。

蓮花寺跡の堂北側の五輪塔を造立した基壇内から昭和三四年笠塔婆^(註3)が発見された。宝珠も笠石も基礎もなく単独に方柱の塔身だけが出土した。塔身上部に阿弥陀如来及び両脇侍仏を示す種子を薬研彫にし、その下に銘刻がある。

文永六年(一二六九)に頼氏の妹妙阿と頼氏の長男上相良第三代の頼宗が、頼氏の生前においてその往生極楽を念じた逆修供養を行ったものである。

応永三二年(一四二五)、一説には正長元年(一四二八)に上相良第七代頼久没、位牌所は蓮花寺とある。^(註4)

文安五年(一四四八)上相良第八代頼観とその弟頼仙は、下相良第一〇代堯頼を攻撃し、その時蓮花寺をはじめ東明寺、弥勒寺、玉林庵、大正院の僧徒が活躍したことがみえている。これらの寺院は、かねてから上相良氏の厚い庇護のもとにあったと考えられている。上相良氏は山田城主長統(後の第十一代)のために破られ全滅してしまった。

その時これらの寺院は敵方に加わったので、全面的に取りつぶされたと考えられている。^(註5) これより多良木、久米、湯前、湯山、江代の五村

は下相良の治下になった。

永正十一年(一五一四)には第一三代長毎によって蓮花寺は再興されている。^(註6)

蓮花寺阿弥陀堂跡に、新しく造立された小堂があり、堂内には阿弥陀如来立像が安置されている。カヤ一木造り。総高六九cm。背面の墨書銘は「大旦那藤原長毎并満乗丸、当寺院主大願主秀尊敬白、于時永正十一年甲戌八月彼岸廿八日」台座裏の銘は「仏師与次良重元」とあり、嗣誠独集覽の永正十一年再興の記事と一致する。

元龜四年(天正元年一五七三)には、第一八代相良義陽は蓮花寺の僧を薩摩に遣し、島津氏と隣交を求めている。^(註7)

これより蓮花寺の記録は文献から消え、文化年代(一八〇四〜一八一八)の記録と言われる「多良木 村明細帳」によると、蓮花寺に横三間、縦四間の阿弥陀堂一字(かやづくり)があり、青蓮寺の管理となっていた。

嘉禎元年に造立された阿弥陀堂及び阿弥陀仏は、おそらく文安五年に取りつぶされ、永正十一年に堂と阿弥陀仏が新たに造立され、元龜四年まで存続している。文化年代の三間、四間の阿弥陀堂は蓮花寺と考えられるので、二五〇余年の間に無住となっている。この阿弥陀堂は昭和三四年に一間、一間半の小堂に改築され、五〇年河川工事にもない、再び北側に移転改築された。^(註8) (杉村)

註1 『歴代私鑑』著者不明享保八年著

2 『嗣誠独集覽』西源六郎昌盛(別名梅山無一軒)著、著者は文政十一年に亡くなる。

3 一九六三年乙益重隆「球磨地方の石造美術と史跡」熊本県文化財調査報告 第四集熊本県教育委員会

4 一九六五年上村重次『九州相良の寺院資料』一九四一年「球磨郡

誌」球磨郡教育支会

5 一九六三年乙益重隆「球磨工藝」熊本県文化財調査報告 第四集

熊本県教育委員会

6 (一)に同じ

7 (二)に同じ

(一) 遺物から見た蓮花寺の年代

蓮花寺跡の出土遺物から、その年代比定を試みようと考えが、この時期の土器研究はその端緒についたばかりである。中でも県下の調査事例は最近になり、増加の傾向をみるが、事実報告に主眼を置いていないため、研究の段階には達していない。如上の状況下では出土遺物の検討だけでは、おのずから限界があるので塔、碑群の記年銘を採用して、検討する必要がある。

遺物の中で最も多いのは土師質土器である。底部の切り離しは糸切りであり、篋切りは存在しない。坯径は一〇～一二cmの間に位置するものが多い。これは明代青磁を出土する浜の館跡(註1)、西岡台遺跡(註2)に比べ一回り大きい。この遺跡は室町時代に比定されており、これらより蓮花寺の土師質土器は古く考えられよう。

これは青・白磁にも言えることである。蓮花寺出土のものは南宋代の竜泉窯系のものである。他に同安、景德鎮系、福建省産のものがあるが、数例を除き一三世紀代と考えられる。これらの遺物は溝の埋没過程の所産であるが、ほぼその年代と考えて誤りはなからう。また第二六号五輪塔下、石積基壇内から出土した蔵骨器は蓮花寺の存続期間の所産であり、一三世紀後半と考えられ、先の考えを首肯させ得る。

石積基壇上からは「元豊通宝」(初铸年一〇七八年)、「祥符元又

は通宝」(初铸年一〇〇八年)が各一枚出土しているが、必ずしも年代比定の示標とはなり得ない。また挿鉢、滑石製石鍋、陶器も出土しているが年代比定は困難であろう。

五輪塔は後世の積み替えが多く、形態比較は困難である。しかし、石積基壇上の中には大型品であり、かつ古い形態的特徴を保っており鎌倉時代後半と言えよう。この五輪塔の地輪には上相良歴代当主名を刻すが追刻である。東、西小丘上の五輪塔の地輪にも記年銘を残すものがある。古いもので応仁二年(一四六八年)、新しいものは文録三年(一五九四年)であり、室町時代以降のものである。板碑には寛文元年(一六六一年)～元禄十一年(一六九八年)の年代がうかがえる。また石積基壇西裾から出土したと伝えられる笠塔婆の一面に文永六年(一二六九年)の銘が確認でき最も古い年代を示す。以上のことにより、遺物からは一三世紀から一七世紀末までが蓮花寺の存続した時期と考えられる。ただ第二七、二八号五輪塔のように搬入された疑いがあるものも含まれているので、さらに検討が必要と考えられるが、次の機会に譲りたい。

前項で文献上の蓮花寺の変遷を検討されているが、はからずも遺物の年代と合致しており、興味をいだかせる。ただ今回の調査では蓮花寺の遺構そのものが検出されたのではないので、厳密には「蓮花寺」の年代ではなく「蓮花寺遺跡」の年代と言わねばならない。

(松村)

註1 昭和四八・四九年熊本県文化課調査。昭和五十二年三月刊行。

2 「西岡台遺跡」宇土市教育委員会刊行。昭和五二年三月。

(三) 蓮花寺の寺域について

蓮花寺の寺域について、それを示す明確な資料はない。今回の発掘調査も、その一部分について実施したにすぎず、確実な資料を得ることはできなかった。

ガラサンと呼ばれるA区が、蓮花寺の境内であったことは疑う余地はない。A区の西・東側の五輪塔・板碑等は戦後二次的に配置したものであるが、北側の石積基壇や、東側の埋鏡遺構・溝の遺物出土状況などからも明らかである。

このA区を中心に、東西南北にどこまで寺域が広がるかを考えてみたい。

A区の東側には大きな溝があるが、この溝の掘削年代は蓮花寺創建よりも古い時期が考えられる。溝には砂礫層が厚く堆積し、その下部には遺物が少なく、上部に集中する傾向にある。さらに、この溝に連続するB区においては、人為的に埋めてしまったような痕跡がみえるということは、蓮花寺創建に際して、この溝は埋められ、又洪水等によって埋没したと考えられる。かかる後に、遺物が多く遺棄されたと考えられるからである。このようにみると、この溝は、必ずしも蓮花寺の東の境界を示すものではないといえる。しかし、調査の結果、この溝より東側において、蓮花寺の東の境界を示す事象は得られなかった。ちなみに、A区の東端から、頼景館の西端まで約六五mを隔てる。

西側については、C区の調査で述べたように、遺構は検出されなかったが、青磁・土師器・陶質土器・近世磁器が出土した。C区はA区より一段と低く、遺構については削平されてしまった可能性が強いと思われる。遺構がなく、具体的に境界を知ることができないが、遺物

の出土から、C区が寺域に含まれていた可能性は強い。ただC区は東西約一〇〇mを測るので、このすべてが含まれるかどうかは検討を要する。

北側については、B区の調査を実施している。B区の東側で検出した溝については前述のとおりである。B区の北西隅に検出した石敷溝は、全体を検出していないが、建築に付属する遺構とも考えられ、蓮花寺の寺域を考えるうえで重要なポイントとなる。また、B区のほぼ全域にわたって青磁・白磁・土師器・鉄器等の遺物出土し、その量もA区より多い。このことから、B区はすべて寺域に含まれるが、その北限については調査区が限定されていたため不明である。

南側は、A区の南に幅約三mの農道があり、その南は球磨川が西流する。この球磨川の流路の変遷は、蓮花寺の南限を考える重要な資料となろう。この南限については筆者の能力を越えるものであり、詳細はさける。

これらを要約すると、ガラサン(A区)からB区・C区の全域又は一部を含むことは確実と考えられるが、前述のように具体的な数値として示すことはできない。北側については今後の調査に、南側については球磨川の流路の変遷の解明にまちたい。

(松本)

(四) 中世遺跡における製鉄関係遺物(覚え書)

近年、熊本県下においても、中世遺跡の考古学的調査の例が増加しつつある。下益城郡小川町・年の神遺跡^(註1)、下益城郡松橋町・竹崎城跡^(註2)、宇土市・西岡台遺跡^(註3)、上益城郡矢部町・浜の館^(註4)、熊本市・高橋貝塚^(註5)、鹿本郡菊鹿町・隈部館^(註6)など、考古学的方法による解明が進められて

いる。隈部館の、史跡整備事業に伴う調査を除いて、開発行為に先だつ調査で、遺跡は調査後破壊されるが、大規模な、^(注7)そして組織的な調査によって、資料の増加がみられるという、二つの矛盾する現象を引起しているのは本県のみではない。

これらの中世遺跡のうち、ふいごの羽口、スラッグなどの、広義の製鉄関係遺物を出土した例も少なくない。

本書で報告する蓮花寺跡・頼景館跡の二遺跡を含めて、五遺跡から出土しており、今後ますます増加するものと考えられる。

浜の館は、戦国末期の阿蘇大宮司家の居館跡であるが、県立矢部高等学校の校舎改築に伴って二次にわたる調査が実施された。掘立柱・礎石の建物跡と庭園跡などが検出されている。また、庭園跡の一角の土壇内から出土したガラス杯・金の延板・青磁・白磁、三彩類は、阿蘇大宮司家の権盛を物語るかのように、貴重な遺物である。この庭園の付近から、スラッグが数点出土している。ふいごの羽口等、他の関連遺物や遺構は発見されていない。また、土器の内底面に青銅の付着したものがあり、注目すべき遺物である。遺跡の年代は、文献や出土遺物から一五世紀後半から一六世紀前半頃と考えられている。

高橋貝塚は、熊本市街の西郊、坪井川の河川敷にあった中世の貝塚で、河川改修事業に伴って調査された。中世の貝塚としては規模が大きく、貝層の範囲は二〇m×二五mの広さにおよぶ。ハイガイ・カキ・ハマグリ等が主体で、約四〇種類の海水産貝類の他、獣骨・魚骨、植物の種子、木製品が出土した。また、スラッグ一点とふいごの羽口の^(注8)細片二点が出土している。この遺跡は貝塚という性格から、製鉄関係の遺構は検出されていない。土器類は青磁・白磁・瓦器・須恵器系土器・陶器があり、一部の混入を除くと一三世紀代のものである。

隈部館は戦国期の隈部氏の居城である。山の中腹に、石垣・空濠を設け、礎石・庭園などの遺構の遺存状態はきわめて良好である。前述のように、史跡整備事業が年次計画で進められており、昭和五〇年度・五一年度にわたって調査された。まだ全体の一部を発掘している段階であり、今までのところ製鉄関係の遺構・遺物は出土していないが、この背後の谷を「かなくそ谷」と呼び、スラッグが出土することが知られている。

蓮花寺では、B区の一部に強く焼けた跡が認められ、その周辺からスラッグが出土した。スラッグは五cm前後の小さなものが多く、三〇点程出土した。遺構は検出されなかったが、この地点に鍛冶遺構があったと考えてよからう。また、A区の溝の上層から、ふいごの羽口数点、スラッグが出土している。ここでも遺物が出土しただけで、遺構は検出されなかった。

以上あげた五遺跡を年代的にみると、鎌倉時代三（高橋貝塚・蓮花寺・頼景館跡）、戦国時代二（浜の館・隈部館）となる。

これらの遺物のうち、浜の館・高橋貝塚・蓮花寺跡・頼景館跡のスラッグについての分析を、新日本製鉄技術研究室・大澤正己氏に依頼した。浜の館・蓮花寺・頼景館跡についてはその分析結果が示され、本書にも収録しているが、いずれも鍛冶滓と判定されている。この結果は、遺跡の立地、性格からみても首肯できよう。

現時点では例証も少ないが、これらの遺跡から収約されることは、中世において有力な館城・寺院等で鍛冶生産が行われていたと考えられることであり、その用途は自給的なものと考えられる。今後の資料の増加によって検証されていくであろうが、現時点での予察として紹介しておく。

熊本県下において、いわゆる製鉄遺跡は五〇カ所以上を数える。荒尾・玉名・南関にまたがる小岱山の南・西麓、宇土半島に集中的に分布することが知られているが、調査された遺跡は少なく、調査されても報告書未刊行で実態は不明確なものが多い。さらに遺物について科学的な分析が実施されたものは一・二を数えるにすぎない。また、従来、これらの遺跡の年代を、古墳時代と古代に中心を置く傾向が強かったように思われるが、最近の発掘調査の成果によると、とくに小岱山麓の遺跡群については古代末と中世に中心があると思われる。これらの遺跡は山腹、丘陵斜面に立地するものが多く、製錬又は精錬の可能性が強いと考えられる。これらの遺跡については、現在基礎的な資料を作成しているので、機を改めて詳述したい。

(松本)

註

- 1 松本健郎「小野莊中世館の調査—熊本県下益城郡小川町・年の神遺跡」『ふるさとの自然と歴史』第四三号、昭和四九年
- 2 桑原憲彰・工藤敬一・大田幸博・森下功・坂口雅柳・中村一紀・森山恒雄・阿蘇品保夫・田辺哲夫『竹崎城』熊本県文化財調査報告 第一七集 昭和五〇年
- 3 平山修一・高木恭二・阿蘇品保夫他『宇土城跡(西岡台)』宇土市教育委員会、昭和五二年
- 4 桑原憲彰・阿蘇品保夫他『浜の館』熊本県文化財調査報告 第二一集 昭和五二年
- 5 昭和五〇年・五十一年度にわたって熊本県教育委員会調査。報告書準備中。
- 6 桑原憲彰「戦国期の有力国衆の館跡」『ふるさとの自然と歴史 第六六号』昭和五一年
- 7 西岡台遺跡は、中学校建設の計画であったが、宇土市の配慮によって保存が決定した。
- 8 ガラス質のスラッグが付着している。
- 9 坂本経禰「肥後における製鉄遺跡の研究」プリント版 昭和二八年

10

坂本経禰「肥後上代の鉄」『熊本史学』第四号、昭和二八年
荒尾市・薬師の上製鉄跡、同たたらのもと製鉄跡が発掘され、ともに瓦器、糸切り底の土師器、滑石製石鍋等も出土している。

六、塔碑群の移転

B区の調査については前述のとおりである。この調査結果にもとづき具体的な移転計画を作成した。移転の内容は、

- 1、五輪塔・板碑・笠塔婆等の古塔群の移転、
 - 2、A区西側にあった蓮花寺地区の個人墓地の移転、
 - 3、ガランサン（A区）にあった御堂の移転新築、
- である。後二者については、直接調査対象となったものではないが、同一地に移転をするところから、総合的に計画を立てた。

移転に際して留意点を次に記す。個人墓地の移転については、将来の調査等はきわめて困難であると考えられるので、遺物も少なく、遺構のない地点を選定すること。また、日常の出入の便を考えること。さらに、御堂についても同様である。五輪塔・板碑等の古塔群については、A区北側の石積基壇上のもものは原位置を保っているものが多いと考えられるので、現状の配列を変えぬこと。その他の塔群については、原位置を保っているとは考えられないので、一括して配置する。

蓮花寺地区に組織された委員会（委員六名）・多良木町教育委員会と協議を重ね、最終的に決定した移転図は第39図のとおりである。

B区の最も西側は遺物もきわめて少なく、遺構も検出されなかった。また、B区の西端を農道が通り、これが移転地（B区）への進入路となるところから、個人墓地の移転地はB区の西端に決めた。約一〇戸分の墓地の用地を要するところから、東西幅一〇m、南北は西側で三m、東側で二七・五mをあてた。細分や分配については地区委員会で行われた。この個人墓地用地の北と南の両端から、墓地及び塔群・

御堂への進入路を設けた。この場合、B区北端に検出された遺構（石敷溝）は、北側の進入路の真下に位置している。

A区石積基壇上の塔群は、東西のほぼ中央、北寄りに配置した。当初の姿を示すため、自然石による基壇（東西一一m、南北五・八m、高さ一m）を築き、この上に原位置のとおり配置した。ただし、笠塔婆については、調査時はガランサン（A区）の御堂の内に保管されていたが、その出土位置と伝える近く（註）の基壇の北西隅に配置した。B区の東側には、その他の塔群を配置する低い石積みの基壇を設けた。東西四・五m、南北二三・五m、高さ〇・五m。この位置はおおむね溝の検出された地点である。

御堂は、従来は二間×一間の小さいものであったが、地区の意向で三間×二間半のものが新築された。

このように、種々の条件や意見を参照して策定したが、大前提として、ガランサン（A区）の原状を大きく改変することがないようにとくに留意した。その結果、ガランサン（A区）の西側にあった塔群の一部を東側へ配置した以外は、ほぼ旧状に近い配列に収めることができた。

新旧の配列対照は第22図と第39図を参照されたい。同一番号で示している。

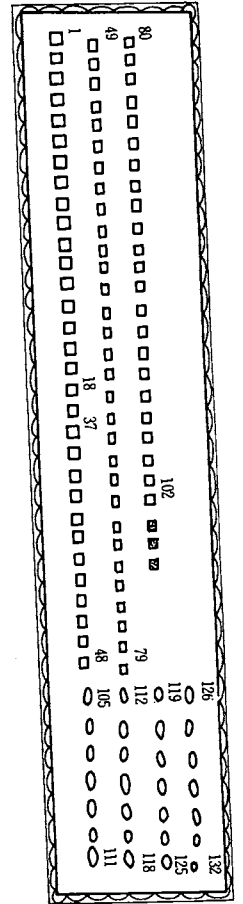
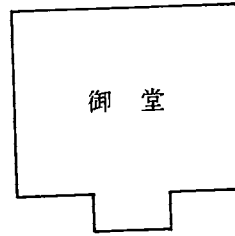
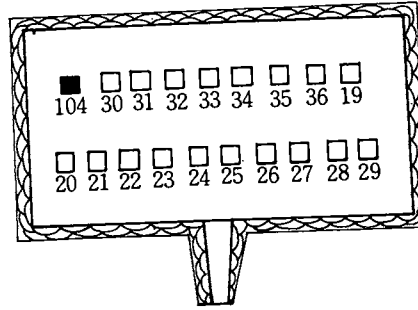
なお、五輪塔のうち、石積基壇の上にあったものうち八基について、部分的に補修が行われた。費用は蓮花寺地区が負担し、修復は美術工芸修理・原田清一郎氏（熊本市）によって行われた。

（松本）

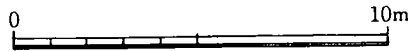
註1 乙益重隆「球磨地方の石造美術と史跡」熊本県文化財調査報告第四集（球磨地方）昭和三十八年

農
道

個
人
墓
地



- 五輪塔
- 笠塔婆
- ▣ 土中より出土した五輪塔
- 板碑



第39図 塔碑群移転配置図

第二章

第二章 相良頼景館跡

一 調査の経過

相良頼景館跡の発掘調査開始は、堤防建設地の用地買収問題で、大幅に遅れた。用地買収済の水田に旧地権者が田植をしていたし、未買収用地もあって、困難をきわめた。未買収用地が解決しても、そこは稲作地であり、いずれの用地も収穫期を待たなければ本格的発掘調査は実施不能であった。

現地調査は、昭和五〇年八月一日から開始し、終了は昭和五二年三月二十七日で約八ヶ月間に及んだ。

調査は、堤防建設地の全面発掘と建設地外で、頼景館跡の現存土塁の地形測量であった。

昭和五〇年八月一日、杉村彰一技師、松村道博調査員は、地元多良木町黒肥地蓮花寺の区民代表及び地権者に、現地調査協力の要請に出向いた。そこで数筆の未買収地があることが判明した。買収済の用地に、田植がしてあることも判った。

八月二日、多良木町役場建設課へ用地買収進捗状況を尋ねに行く。九州地方建設局八代工事事務所用地課からは、買収促進の約束があった。買収済の用地に、旧地権者が稲作しているが、この件については、文化課と旧地権者の話し合いによって解決することになった。

多良木町教育委員会に調査開始の挨拶に行く。

八月四日、本日から作業員を入れ、調査現場小屋内外の清掃。午後四時から、歛入式を蓮花寺跡小祠堂横にて行う。田辺文化課長、杉村調査主任、松村調査員。地元代表として宮元尚氏、それに作業員。

八月五日～六日、相良頼景館跡を中心とした地形測量開始。熊本県立多良木高等学校郷土研究部員が、顧問橋本康夫教諭の指導のもとに応援にみえる。

八月八日～十一日、蓮花寺跡古塔碑群の移転修築作業。

八月十三日～二十一日、作業員・調査員盆のため作業中断。八月十五日、松村調査員、交通事故のため入院。

八月二十二日、発掘調査工程を考慮して、用地買収済の水田の数筆に青田刈をしてもらった。

八月二十三日～九月六日、発掘対象範囲を便宜上三地区に分けた。西側現存土塁の南方西側をA地区とし、西側土塁と東側土塁間の南側をB地区とした。それに東側土塁の南方東側をC地区とした。

土塁は西側、北側、東側の三方に遺存しているが、南側には遺存していないので、東側土塁確認のためと、それに東側土塁は一部遺存で全容を明らかにするために、B地区に六条の試掘坑を設定した。(第40図)

B1～B3試掘坑は、南側土塁確認試掘坑であり、B4～B6試掘坑は、東側土塁確認試掘坑である。

B1～B3試掘坑調査において、土塁遺構の検出はなかった。しかし第Ⅱ層(地表下約二五～三〇cm。鉄分集積層)の下面から土師器の検出があり、今後の目安を得ることができた。

B5～B6試掘坑調査において、土塁の基礎部の検出はできなかったが、試掘坑の東端に濠状遺構が検出された。

それから、南側土塁推定線上に、館の正門を推定し、B7試掘坑を設定し調査したが、遺構は検出されず、土師器の検出があり、その出土状況は、B1～B3試掘坑における土師器出土状況と同じであった。

九月八日、松村調査員、交通事故による負傷もほぼ全治し、調査に励む。

本日より九月一六日まで、地形測量及び土塁の断面実測を行う。

九月一七日～二〇日、B5～B6試掘坑に濠状遺構が検出されているので、B4～B6試掘坑間を南北に拡張し、濠状遺構の上面切り込みの深さまで掘開する。

九月二二日～二六日濠状遺構の精査。南北に伸びる濠状遺構は、東側土塁の南北線上外側（東方）に位置すること、用地未買収で全掘できないが、濠状遺構の上面幅二・五m、深さ二mを計り、この遺構は、調査対象外の北方に延びること、また遺構は、東方に広がることなどから、館の東側外濠の可能性が増してきた。南北に延びる東側外濠の南端近くは、東西に延びる溝状遺構（後で判明した切落しの東端）と交わることが判明した。また東側外濠と東西溝状遺構とが交わる地点近くの東側外濠の南端西側に、東側外濠と並行して四段の石組の検出があった。

九月二九日～一〇月二日、B1～B2試掘坑間の精査。今迄の試掘坑調査の所見で、遺物は第Ⅱ層の鉄分集積層下面から検出されているので、これを目安として調査を進めた。調査はB1試掘坑の西側、つまりA地区とB地区の境で黒川氏宅に通じる道路下よりB2試掘坑間の調査である。精査はB1試掘坑の西側から始めた。不規則に並ぶ柱穴群と、三条の溝と、土器溜が検出された。各々の柱穴は、第Ⅲ層の

褐色土層から掘り込まれ、第Ⅳ層の砂礫層に達していた。柱穴の形態は、上面が円形で、径二〇～三〇cm、深さ一〇～四〇cmを計る。柱穴底には石を数個詰め根固めをしたものや、二段掘りを行ったものも検出された。柱穴底の地層が砂礫層であるので、意図的な根固め石と、そうでない石との区別が困難である。

一〇月二日～四日、東側外濠南端確認のためにB6試掘坑と並行に東西に二条の試掘坑、B8・B9試掘坑を設定する。B9試掘坑において川原石を用いた石積が検出された。石積の基礎部は、第Ⅳ層の黄灰色砂層上に構築されていた。石積構築時期は、第Ⅲ層の黄灰色砂層より新しいことが判明する。B9試掘坑第Ⅳ層の上面より鉄滓が検出される。

一〇月六日～一七日、B9試掘坑において検出された石積追跡と切落しの南側の遺構、遺物確認調査のために、B地区にグリッドを組むことにした。B地区の東側より三条の試掘坑で、南北にG8・K8・O11試掘坑がそれである。石積は、東西に延びていて、東側はC地区に延び、西側はO11試掘坑の南端に検出された。石積は、現在の球磨川の流路とほぼ並行している。石積の上面幅約二m、高さ約一m、構築にあたって外側（球磨川寄り）は川原石を数段にしての野面積みで内側も一部に野面積みがみられるが、外側と比較して、やや雑である。B8～B9試掘坑間を連続させ精査したところ、東側外濠南端が検出された。

一〇月一八日～二四日、一〇月も中旬になると、買収済用地の稲刈も終わった。西側土塁はほぼ遺存し、堤防建設用地境界線から北約2mのところまで在る。西側外濠確認のため、A地区に東西にA1試掘坑を設定した。

A1試掘坑の東端に濠の切り込みを検出した。したがって、濠の南端を追跡するため、南北にA1試掘坑を拡張した。西外濠の東側（濠の内側）は、黒川氏宅に通じる道路下に広がることが判明。

一〇月二五日～十一月五日、道路下の西外濠を残して、西外濠を完掘した。濠の切り込みは、第IV層の砂礫層からであった。東外濠の切り込みも第IV層の砂礫層であり、東外濠東端と、この西外濠西端間の距離は八三mあるが、同地層、同層序であることが判明。

西外濠の上面幅推定五m、深さ一・四mを計る。濠底近くに比較的不透水の粘質土が堆積していることは、水をたたえた時期もあったであろう水濠の可能性を示唆した。

出土遺物は、濠の上部より近代陶器、下部から土師器、青磁片、それに鉄滓であった。

濠の南端と直交して、東西に切落し状遺構が検出された。この遺構は、東外濠南端部と直交する東西の切落しと構築状態が類似するものであり、東西に長く連続するものと考えられる。

一月七日～一〇日、B地区B2～B4試掘坑間の第一層耕作土をブルドーザによって剝ぐ。

一月十一日～二〇日、ブルドーザによって削平した後、B1～B2試掘坑間に検出された柱穴遺構検出状況を考慮して、B1～B2試掘坑間の遺構、遺物検出のため精査する。

B2～B4試掘坑間の遺構、遺物検出のため精査する。多数の柱穴が検出されたが、柱穴群に配列の規則性を見い出せない。

B1試掘坑の西側に柱穴が検出されたが、この柱穴は、西側土塁推定線内に在り、土塁内に構築された掘立柱穴構築物以前の掘立柱穴遺構であろうか。

B1～B2試掘坑間に、三条の溝が検出されたが、南北に走る溝Ⅲは、数個の柱穴を切断している。溝Ⅲと切断された柱穴の新旧関係が判明。

また、東側土塁推定線内に数個の柱穴が検出され、西側外濠によって切断されている。ここにおいても、柱穴と外濠の新旧関係を知ることができた。

C地区の用地買収も終り、東外濠東側の第一層の耕作土をブルドーザによって剝ぐ。

一月二一日～二九日、南側土塁の基礎部と南側外濠確認のため、B1試掘坑の南側に南北にB10試掘坑を設定する。B1試掘坑南端からB2試掘坑南端間に川原石を用いて、一石一列に東西八m並べた遺構の性格がまだつかめてなかったが、この石列は、近代の畦畔用石列であることが判明した。石列は近代の盛土上に乗っていることも判った。B1～B2試掘坑間に検出された東西に延びる溝Ⅰ遺構は、西外濠～東外濠西端間に東西に延びると推定される切落しの傾斜面であることが判明した。切落しの延長追跡のため、B10試掘坑をB2試掘坑南端近くまで東側に拡張した。切落し面は、柱穴構築面より南側に傾斜し、深さ二m前後を計る。B1～B2試掘坑間南側切落し部の土層の層序を示すと、第Ⅰ層：耕作土、第Ⅱ層：鉄分集積層、第Ⅲ層：近代の盛土、第Ⅳ層：自然堆積黄灰色砂層である。

第Ⅳ層の黄灰色砂層上面に数個の柱穴遺構が検出された。この柱穴群は、切落し構築後の掘立柱穴群ということになる。

南側土塁と南側外濠は検出されず、南側は、砂礫層を人工的に切落した構築（切落し）によって、球磨川に接していたと思われる。

一月二一日～二日、西外濠南端に切落しがみられ、西側に延びるよ

うであったので、さらに切落しを追跡するため西外濠の西側にA2試掘坑、A3試掘坑を設定する。A2試掘坑において切落し遺構が検出されたが、A3試掘坑からは切落しの検出はなかった。

一月三日～二日、ブルドーザによってC地区の耕作土は剥ぎ終っているので、東外濠の残り東半分程度の調査に着手した。東外濠は建設用地外の北側に延びている。南端はすでに検出されている。東外濠の東側上面は二段掘り込みになっている。

外濠の上面幅は、南側に行くに従って広く、北側から南側に行くに従って深くなる。外濠上面幅五～七m、深さ一・八～二mを計る。

東外濠の方向は、現在の排水路と同一で、外濠からの出土遺物を見ると、上部から近代陶器、下部から土師器、瓦質土器、青磁、白磁、それに鉄滓があった。濠の底部近くは粘質土であり、水濠の可能性もある。濠の最上部は粘質土であるが、現在の用水路に起因する堆積土である。

東外濠南端と直交する切落し部と、東外濠南端西側に検出されている外濠の内側に傾斜している四段の石組との関係について推察すると、石組の基礎部は切落しの傾斜面に堆積した黄灰色砂層土に構築されていたので、切落し面を構築した後東外濠南端西側を四段の石組をもって、外濠を延長し再利用されたようである。

一月一三日～二六日、切落し面より約二〇m南方に検出されている石列（堤防）の東端を確認するため、B9試掘坑を東側のC地区へ二〇m延長した。やはり、堤防は検出され、さらに東方へ延びるようである。堤防構築状態は、B9試掘坑にみられた野面積みはみられず少々雑のようである。それから堤防の西端は、O11試掘坑において検出されているので、B9～O11試掘坑間の約五〇mの堤防遺構の精査

の結果、堤防は連続していることが判明した。

松村調査員は、一月二日でこの館跡発掘調査現場を離れて次の現場にいった。

昭和五十一年一月二〇日～一九日、B9～G8試掘坑間、つまり切落し面～堤防間の精査。

この調査区の標準地層を示しておこう。第Ⅰ層は耕作土、第Ⅱ層鉄分集積層、第Ⅲ層褐色土層、第Ⅳ層黄灰色砂層、第Ⅴ層砂礫層である。

堤防上面の高さとほぼ同じ高さで集石群が検出された。川原石の径一〇～二〇cmを用材として水平に敷き並べ、石敷状を呈する。集石はこの調査区全面に検出されるのではなく、いくらかの間隔を置いて不規則に並ぶ。集石の基礎部は、第Ⅳ層の黄灰色砂層上面にみられる。球磨川の洪水に起因すると考えられる黄灰色砂層が堆積した後、堤防構築とほぼ同時期に集石群は構築されたものではあるまいか。

一月二〇日～二七日、G8～K8試掘坑間の集石群検出。

二四日は文化課文化財調査係全員で現地検討会を開いた。夜は人吉市の国民宿舎で現在までの調査成果をもとにして、問題点を整理し、今後の調査に臨む。

一月二八日～三一日、B10試掘坑拡張部の東側にB11試掘坑を設定して、切落し線の確認を行った。東西に延びる切落しは、試掘坑の北端に検出された。

それから、第Ⅳ層の黄灰色砂層の上面に柱穴が検出された。一月二一日～二九日の調査経過でふれたように、この柱穴は切落し構築後のものである。三一日は旧正月のため作業員全員休みで、作業中止とした。杉村は、頼景館跡調査概要報告を熊本放送スタジオからラジオ

にて紹介した。

二月二日～六日、一月は杉村一人であったが、二日から安達武敏調査員が現場に来てくれたので大助かりする。安達調査員に調査現況説明後、ただちに発掘区全域の平面図作成にとりかかる。縮尺一〇〇分の一とする。

二月七日～一二日、堤防東西端確認のためC地区にC1・C2・C3試掘坑を、堤防西端確認のためA4・A5試掘坑を設定した。C1～C2試掘坑において、堤防遺構が検出された。さらに堤防は、東方に延びるようであるがC3試掘坑においては検出されず、構築は雑である。A4試掘坑において、堤防遺構が検出された。C1・C2試掘坑に検出された堤防遺構と同様雑である。A5試掘坑においては検出されなかった。おそらくA4試掘坑とA5試掘坑の間あたりで道路下ににげるものであろうか。

二月一三日～一七日、K8～O11試掘坑間の精査、堤防の高さは石敷状遺構の上面の高さと同じ。館跡南側のほぼ中央にあたる。通路の可能性もある。

一三日には、熊本大学法文学部講師松本寿三郎氏が、上相良氏の球磨入国事情について現地踏査。

二月一八日～一九日、G8～K8試掘坑間の堤防構築状態を確認するため、堤防の北側(内側)二カ所について堤防基礎部まで掘り下げた。堤防北側は南側(外側)と比較して構築が雑であった。

二月二〇日～三月二日、A5試掘坑においては、堤防遺構は検出されなかったが、再度確認のためA5試掘坑の西側にA6試掘坑を設定した。A6試掘坑からは堤防遺構及び、他の遺構も検出されなかった。地層の確認のためにA3試掘坑とA6試掘坑を連続させた。

二三日、熊本大学工学部講師北野隆氏に、掘立柱穴群から建造物の復元について教示願ったが、館跡全域の発掘調査ではないこと、検出された柱穴は重複しており、建造物の復元は無理であった。

二月二二日で発掘区の測量(縮尺一〇〇分の一)が終了したので、柱穴群の実測(二〇分の一)、及び各々の試掘坑の断面図(縮尺三〇分の一)作成にとりかかる。

三月三日～九日、実測図作成と並行して、B1～B2試掘坑間に検出されている土器溜の精査を行う。土器溜の形状は楕円形で、深さ二〇～二五cm。土器溜底面より柱穴二個が検出された。土器溜は第三層の褐色土層を掘りこみ、凹地状になっていた。この土器溜の西側に検出されている排水溝は、いくつかの柱穴を切つて構築されている。土器溜内の柱穴と、排水溝によって切られた柱穴は時期的にどうなるのか問題がのこる。安達調査員は、他の発掘調査のため本日をもって多良木をあとにした。

三月一〇日、熊本県文化財専門委員の斉藤林次氏に館跡立地および発掘全域の地質について教示をおおぐ。この日は雨天で、細部につき検討できなかったもので、後日来訪をお願いした。

三月一日～一五日、斉藤氏より教示を受けた点について調査を進めていく。切落しの西端確認であった。A2試掘坑においては切落しがみられたが、A3試掘坑ではみられないので、その間にA7試掘坑を設定して切落しの確認を行ったところ、切落しは検出された。堤防東端を確認するためにC3試掘坑の調査を行ったが、顕著な堤防遺構は検出されていなかった。斉藤氏の指示をうけてC3試掘坑の東側にC4試掘坑を設定した。C4試掘坑の所見では、C3試掘坑と同様堤防遺構は検出されなかった。一二日から明治大学考古学専攻一年生

の木崎康弘君が調査手伝いに来る。

三月一三日～一八日、堤防構築状態をみるために二カ所堤防を南北に切断して構築状態をみた。基礎部は丁寧に構築されていることが判った。そして基礎部、堤防の石積内から土師器、瓦質土器それに青磁片が検出された。これらの出土遺物はB1～B6試掘坑間の柱穴群構築面から出土する土師器、青磁片と器形、成形が類似しており、土師器、青磁が使用された後に堤防が構築されたことになるのであろうか。

一八日、再度斉藤氏に来訪いただき、地質関係の教示をおおいだ。

三月一九日～二二日、堤防切断部の実測。G8～K8試掘坑間に検出された集石群、石敷状遺構の実測図作成。

三月二三日～二五日、地形測量図、各実測図にレベル記入。写真撮影。

三月二六日、図面整理、写真整理、明日調査現場小屋を引き払うの
で器材点検、出土遺物の整理を済ませる。

三月二七日、昨日の雨も今朝方からやみ、上天気になった。九時過ぎには熊本からトラックが現場着。出土遺物、器材を車に積み終え、現場小屋の清掃が終了したのは一時を少々まわった頃であった。地元協力者の方々にお礼の挨拶をして現場を引き揚げた。

八カ月に及んだ発掘調査は決して楽しいものばかりではなかった。冬の球磨は寒く、霜柱は一〇cm以上にもなり、柱穴は時には数cm大きくなっていったらう。私達調査員の指示通り、それ以上に献身的に作業を進めていただいた地元作業員の方々の協力があつたればこそ、無事調査を終ることができたと思っている。三月二七日の午後、手弁当と球磨焼酎持参で慰労会をやった時、私の感謝の挨拶は、言葉もとぎれ

がちであった。

(杉村)

一一 調査前の遺跡の概況

『御当家聞書』^{註1}に「頼景公関東より御下向の時、当地に初めて御落着の所、黒肥地蓮花寺の上の東之前と言ふ屋敷是也。四方高土手に築きたる御屋敷にして。此の屋敷には今に人二代と居ること此れなし、其後同所内城^{註2}に御住居之由云々」と記している。

東之前屋敷が、頼景館跡であり、館は四方高土手によって築かれていると、そして、館は一代かぎり、その後内城に移ったと言っているのである。

『球磨郡誌』^{註3}によれば、昭和一五年頃には「所謂居館の跡は方四十五米許の平地で、南方は少し離れて、球磨川に臨み、東北西の三方（但西方の一部は缺けている）は高さ約二米、幅約三米の土塁とも思はれるもので包まれ、一区画を為して、今尚邸宅の跡らしき観を呈している。」と記している。

『御当家聞書』が記された江戸時代には、館の土塁は四方にめぐっていたというが、昭和一五年頃には南方にはなく、三方のみであったという。館のある蓮花寺に代代在住の宮元尚氏によると、「明治四〇年頃には南方には土塁は存しなかった」という。

調査前の遺跡の概況について述べる。（図版24～27・第40図）

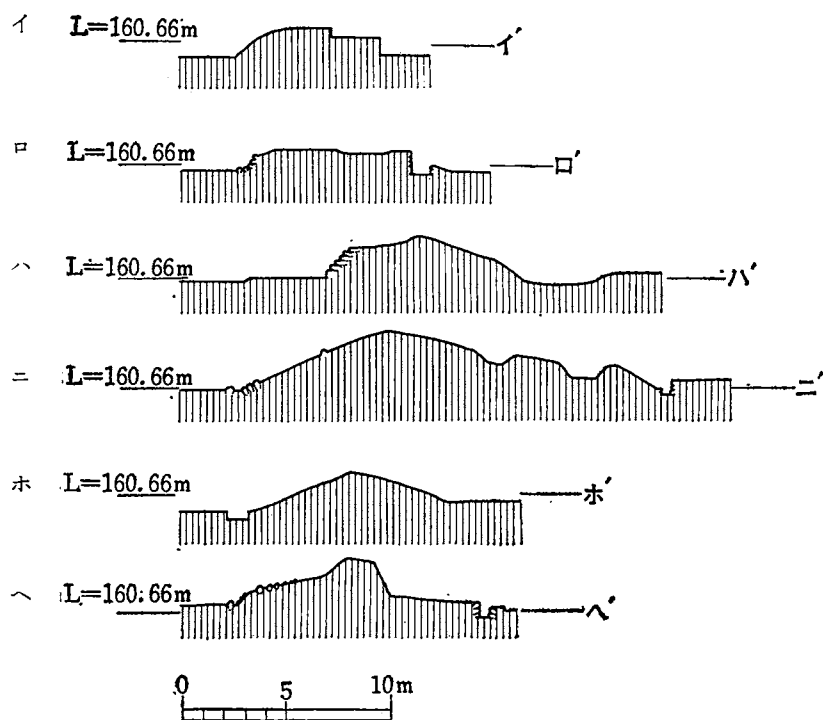
土塁は西・北・東の三方に遺存している。比較的遺存状態が良好な土塁は、北側土塁である。西側・東側土塁は破壊され遺存状態はよくない。

西側土塁の北西端外側は、黒川寿三太氏宅の前庭として利用され、基礎部は削られ、石垣で土留めをしてある。北西端内側は土塁に囲ま

れた水田の水路構築と、橋本昭人氏宅造築のため削られている。北側端上面はいくらか削平がみられるが、原形を保っている。橋本氏宅の出入口構築のためか西側土塁は約三・五m切断されている。この切断面を観察すると、土塁は砂礫層の上に約二〇～三〇cmの川原石と粘質土を用材として、土塁の内・外側には川原石を野面積みにし、土塁内部には、川原石と粘質土を無規則に乱積みしている。この出入口構築切断面より南側へ延びる土塁は、黒川氏宅へ通じる道路によって土塁上面は削平され、また、内・外側の土塁は、水田によって著しく変容している。西側土塁の遺存部南端は、堤防建設地境界線の北方二mのところである。現存土塁の幅・高さは第41図に示す。

北側土塁は、比較的遺存状態は良好である。橋本氏宅の北側、つまり、北側土塁北西部は、水路構築によって南北に貫通している。また、水路の東側は約七mにわたって土塁の基礎部まで破壊されている。土塁上面には、防風林用として五年生の杉が植林されているが、かなり削平されている。北東端外側は、かなり切断されている。北西端部の土塁遺存状況から判断すると、約二～三m切断されていると考えられる。北側土塁の北側、つまり外側土塁基礎部は、水路構築のためいくらか切断されてはいるが、原形を保っていると思われる。内側は、畑作のためいくらか切断し、土留めのために、石垣を築いてある。

東側土塁の南端は、尾方毅氏の牛舎近くまでしか遺存していないが、昭和二六年一〇月のルーズ台風で球磨川が氾濫し、球磨川右岸の堤防が決壊した。その決壊部の補強のために土塁を壊し、土塁構築の川原石を蛇籠にして用いた。土塁は、台風前までは、尾方氏宅と橋本氏宅へ通じる東西の小道付近まであり、現在の遺存土塁の南方約一五mま



第41図 土塁実測図

で在ったという。北東端から北東にかけて切断、あるいは削平された土塁外側の状況から土塁構築状態を知ることができる。橋本氏宅の出入口付近にみられる西側土塁の切断面での観察と同様、砂礫層の上面に土塁が構築されている。

三方の土塁に囲まれた館内は、尾方氏宅と橋本氏宅へ通じる小道より北側の橋本氏宅の屋敷及び菜園、尾方氏の牛舎と放牧場である。橋

本氏宅の南側に便所小屋がある。小屋より南側は水田であるが、昭和二五年、畑地を水田化する際、椎葉今朝雄氏によって白磁の完形碗と同じく完形の青磁皿各一個が採集され、現在宮元尚氏が保管しておられる。

小道より約三〇cm低い南側は水田であり、B.M (ベンチマーク) (標高一六〇・六六m) より約七〇cm低い南面は、球磨川と並行に走る東西の道路まで連なり水田である。

黒川氏宅へ通じる私道の東側に、享保八年二月廿五日の紀年銘をもつ庚申塔一基が建立されていた。

それから、宮元氏によるとB4試掘坑の北側に大正の頃まで、五輪塔約三〇基が在り、周辺は雑木林であったという。

昭和の初期に蓮花寺跡に移転され、昭和五年八月に再び移転された。

(杉村)

註1

『御当家聞書』球磨郡多良木町黒肥地・宮元尚氏蔵・相良家関係史料

2

内城、頼景館の北方約一km。近くに小名「掘馬屋」がある。

3

『球磨郡誌』昭和一六年。球磨郡教育支会編纂

三 遺 構

発掘によって検出された遺構は、東外濠、西外濠、切落し、柱穴群、排水溝と土器溜、広場それに堤防であった。順次説明していくことにしよう。

(一) 外 濠

東外濠

蓮花寺橋上流の鮎ノ瀬堰から取入れられた灌漑用水は、球磨川右岸の沖積平野を潤している。この用水の一路は北側土塁の北西部を通じて西側から東側に向い、更に南下して尾方毅氏の牛舎床面下を流れて水田灌漑用水としての機能を果している。(第40図)

東外濠はちょうどこの南下している用水路下に位置している。

館跡の土層標準層序をみると二つに大別できる。一つは切落し面より上段面の柱穴群構築面と、もう一つは切落し面より下段面の広場面である。(第47図)

切落し面より上段面の層序をみると、第Ⅰ層は水田の耕作土で約二〇cm、第Ⅱ層は酸化鉄の集積した鉄分集積層で約一〇〜二〇cm、第Ⅲ層は褐色土層で約三〇cm、第Ⅳ層は砂礫層である。しかし、同じ切落し上段面でも前述した層序は、Bから西側にみられる層序で、B、Mから東側は第Ⅲ層の褐色土層はみられない。

切落し面より下段面の層序をみると、第Ⅰ層は耕作土、第Ⅱ層は鉄分集積層、第Ⅲ層は褐色土層で、第Ⅳ層は黄灰色砂層である。そして第Ⅴ層下に砂礫層が認められる。

東外濠は切落し面より上段面に検出された。(図版28・30) 外濠の北壁断面を示すと、濠は第Ⅳ層の砂礫層を切り込んである。(第42図)

(1) 東側は切り込んでからやや平坦をなし、二段掘りの形状である。底面はゆるやかな皿状を呈する。濠上面の幅は六・三m、濠底幅は約二mを計る。濠の深さは、切り込み面から最下面まで二mである。

濠内の堆積土をみると、二段掘りがみられる東側は、濠底半分程度まで小礫を含む暗褐色土が濠底に向って傾斜して堆積している。この暗褐色土の堆積後黄灰色粘質土が堆積したことを示している。これは濠底が水をたたえていたことを示す現象と考えられる。濠西側つまり館内側では、黄灰色粘質土の上部に暗褐色砂層が濠底に向って傾斜しながら濠底近くまで堆積している。黄灰色粘質土の上面に灰色砂層それに黄灰色砂層がほぼ濠底に水平に堆積している。この上部には、切落し面より上段面にみられる耕作土、鉄分集積層、それに褐色土層が堆積している。

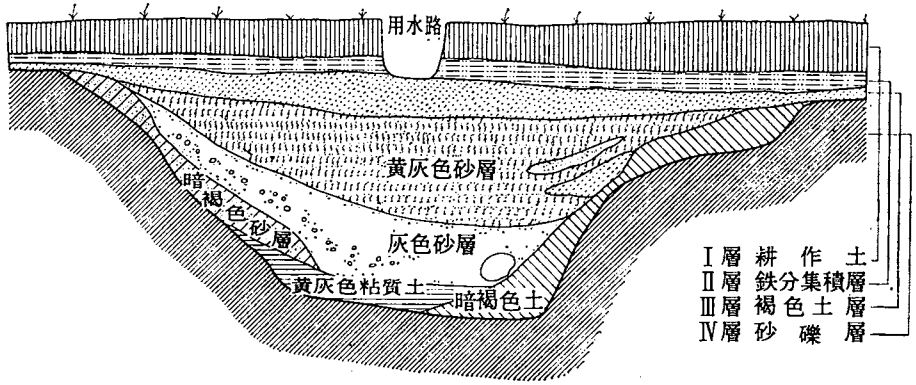
灌漑用水路の溝底が、第Ⅲ層の褐色土層の上面にある。

濠内からの出土遺物は、濠底近くの小礫を含む暗褐色土及び黄灰色粘質土から、土師器、瓦質土器、青磁、ふいごの羽口、それに鉄滓であった。

東外濠の幅は上面、底面とも北側から南側に行くにしたがい広くなり、また濠底の深さについてみると、断面図(第42図・I・I')作成のところの濠底はこれより南方五mの切落端あたりの濠底の深さより約三〇cm高い。

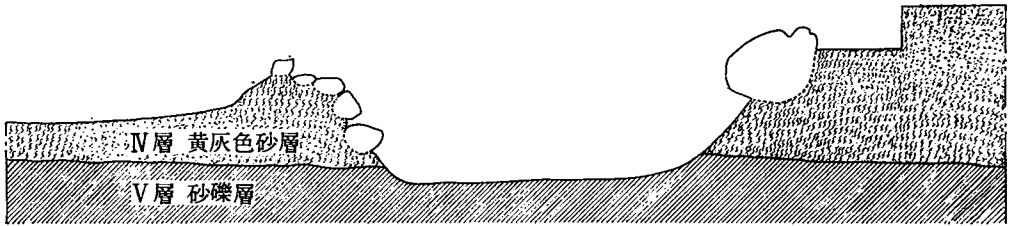
さて、この東外濠は二次にわたり構築されているものと考えられる。一次は柱穴群構築面下に東西に検出された切落し東端あたりが、外濠南端部と考えられる。一次の外濠南端部はおそらく、何の施設も

I L=160.66m



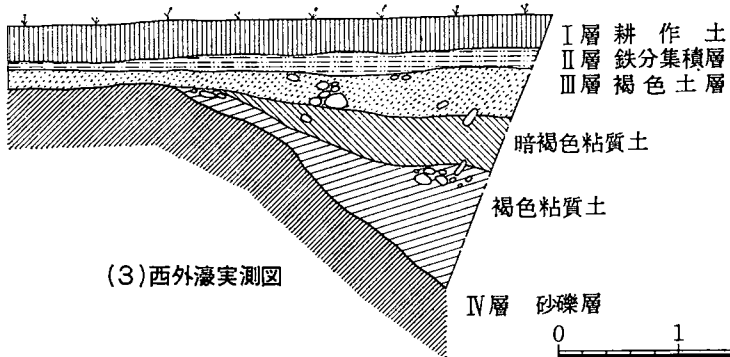
(1) 東外濠実測図

O L=160.66m



(2) 東外濠实測図

A L=160.66m



(3) 西外濠实測図

第 42 圖 外 濠 实 測 図

なく切落し部へそのまま通じていたものと考えられる。二次は、切落し東端より南西に検出された石組(図版37(2)・38(1))を用いて外濠を延長させ濠を再利用した時期である。石組は、第Ⅳ層の黄灰色砂層上に構築されている。石組は切落し南端西側に構築され(第43図)、石組の長さは南北に三・五m、幅一・一・五mを計る。石組は約二〇〜五〇cmの川原石を用いて、濠の内側に、いくらか傾斜しているが、四〜五段に野面積みしている(第42図②)。濠底は砂礫層で、石組は約二〇〜五〇cmの黄灰色砂層上に構築され、石組の高さは約八〇cmである。石組は東側には検出されなかったが、しかし西側石組と対称に二石の川原石が認められた。濠の南端は、川原石などを用いた特別の施設はなく、黄灰色砂層を掘り下げ、その下面の砂礫層まで掘りくぼめてあった。西側石組は、一次構築の外濠を延長させ、濠として再利用するために構築した遺構と考えるならば、二次構築時期の濠の深さは最大で一mになる。幅は上面で四m、濠底で二mを計る。一次の外濠の南端部濠底は、人工による切落し下面部より一m低い。

球磨川の流路は切落し下面あたりと考えられるので、一m前後の水濠であったと考えられるし、また濠は南が高く北へ行くにしたがい低くなっているので球磨川から取り入れられた水は北流し、調査地外であった北側土塁北側の濠を流れて西外濠を巡って、再び球磨川に流れ出るのではなからうか。西外濠の濠底は黒川氏宅へ通じる道路下にあるため、調査できなかったが、東外濠の濠底より、やや低いようである。

西外濠

外濠の東半分は道路下にあるため、全掘できなかった。

濠は第Ⅳ層の砂礫層を切り込んでいる。(図版29・第42図③)濠内

の堆積土をみると、上面より、礫を含む褐色土層で、その下層は暗褐色粘質土であり、濠底は礫を含む褐色粘質土であった。礫は全面に混入しているのではなく、東側より西側へ斜めに傾斜して混入している。西側土塁構築用材が入り込んだ形跡かも知れない。調査中の雨天の日などには、暗褐色粘質土及び褐色粘質土に雨水が溜ることがしばしばであった。水濠であったであろう。

濠底は、東外濠と同様に皿状を呈すると考えられる。濠底までの深さは、濠の切り込み面より推定一・八〜二m程度である。濠の上面・下面幅は、東外濠と同規模と考えてよからう。

出土遺物は、第Ⅲ層より近代陶器、暗褐色粘質土及び褐色粘質土中より土師器、青磁が検出された。

それから東外濠にみられたような二次の濠の構築はみられなかった。西外濠南端西側には、切落しが検出された。

(二) 切落し

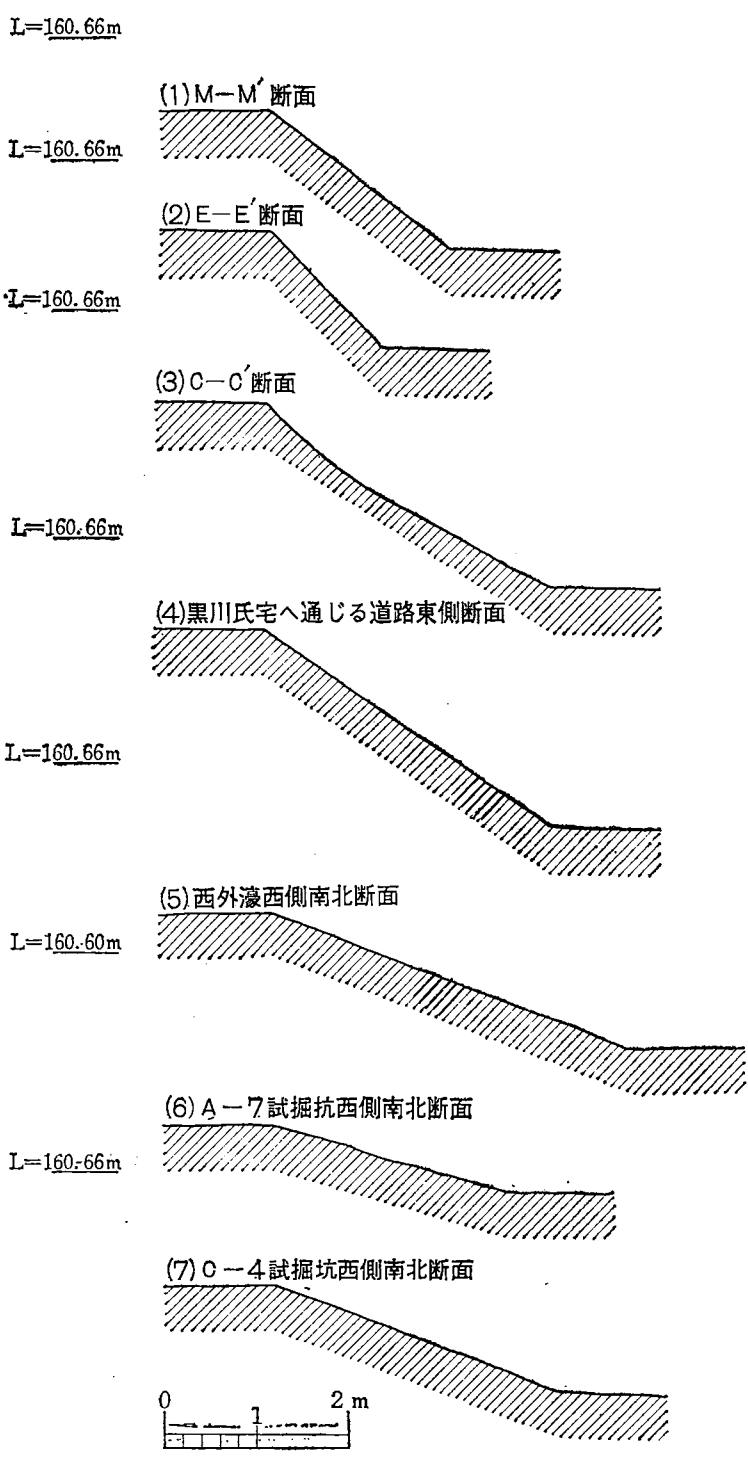
砂礫層を人工によって切割(カット)した遺構を切落しと呼ぶことにする。

この切落しの東端は、東外濠南端西側であり、西端はA7試掘坑とA3試掘坑の中間あたりまでと推定した。それはA7試掘坑には切落しは検出されたが、A3試掘坑には検出されなかった。そこで両端は中間あたりまでと推定し、長さを求めると東西約一〇三mを計る。

切落しの状況について述べてみよう(図版35(1)・37(1))。切落しは南側つまり、球磨川寄りに切落されている。深さは切落し上面から、切落し下面の砂礫層の上面までを測った。

東側からみていくと、第44図(1)では幅二m、深さ一・四五mで、傾

斜角度は四〇度である。(2)は幅一・二m、深さ一・二三m、角度五〇度である。(3)は柱穴群構築面上に検出された排水溝遺構の南側で、幅三・一m、深さ一・九五m、角度は四五度である。(4)は黒川氏宅へ通じる道路の東側にあたり、幅三・一m、深さ二・一五m、角度は四〇度である。(5)は西外濠南端南側で幅四m、深さ一・四五m、角度は二〇度である。(6)はA7試掘坑に検出された切落し断面図で、幅二・五m、深さ〇・六八m、角度は一五度である。(7)はC4試掘坑南北断面



第44図 切落し実測図

図であり、切落し遺構であるか判断しかねるが、幅三・一五m、深さ一m、角度は二〇度である。
 切落し面が幅・深さとももつとも大きな箇所はBより西側で011試掘坑とB1~B3試掘坑間である。後述するが、一番低い切落し面に球磨川の洪水・氾濫に起因すると考えられる黄灰色砂層が一番厚く堆積していた。切落し面から出土遺物はなく、また、切落し上面には土塁構築遺構は検出されなかった。

では西側土壘下に在ったことになる。同じくNo. 200~203までの四穴は、東側土壘下に在ったことになる。この推定土壘下に検出された柱穴群を含めた時期を第一期と呼ぶことにする。第一期の柱穴群は、土壘、外濠および、切落しが構築される以前の掘立柱穴群である。

第二期は外濠と土壘、それに切落しが構築された時期の柱穴群である。これは、No. 30~199までのいくつかであろう。一七〇の柱穴は第一期と第二期のものが、混在していると考えられる。第Ⅲ層の盛土の褐色土中から掘り込まれた柱穴群は第一期のものかも知れない。それは排水溝が褐色土中に検出された柱を切って構築されていた。また褐色土中に構築されていた柱穴の上面に土器溜が重複して検出された。褐色土の盛土は、第一期のものであろうか。この排水溝と、土器溜は少なくとも第二期の所産であろう。

黄灰色砂層は、切落し上面まで堆積していたが、切落しより上段には堆積していなかった。黄灰色砂層中に検出された柱穴群No. 38~41・48~59・69~75・87は第三期の所産と考えられる。

柱穴構築状態について述べると、盛土の褐色土中に検出された柱穴底には、石を数個固め、根固めをしたものも認められた。(図版33(1)) (No. 10・11・18・62等) また、二段掘りのものもある。

東側の柱穴底に根固め石が認められないのは、砂礫層に構築されているためである。柱穴は、ほぼ円形もしくは、楕円形を呈し、上面幅の平均は五〇cm、深さの平均三〇cmで底面は挿鉢状を呈していた。

(図版32)

調査は土壘内のほぼ六分の一程度であったし、検出された柱穴は重複あるいは切り合っていたので各期の建築物の配置および規模は明らかにできない。ただ東外濠寄の柱穴群No. 171~199は一つのまとまった建

築址の分布を示しているようであるが、図版31(2)・第45図に示すように、柱穴間、あるいは柱列間に統一性を欠き建築物の規模は不明といわざるを得ない。

柱穴内から土師器、青磁片の検出があった。また、第三期の柱穴と考えられるNo. 69の柱穴内上面から土師器が検出された。(図版35(2))

(四) 排水溝と土器溜

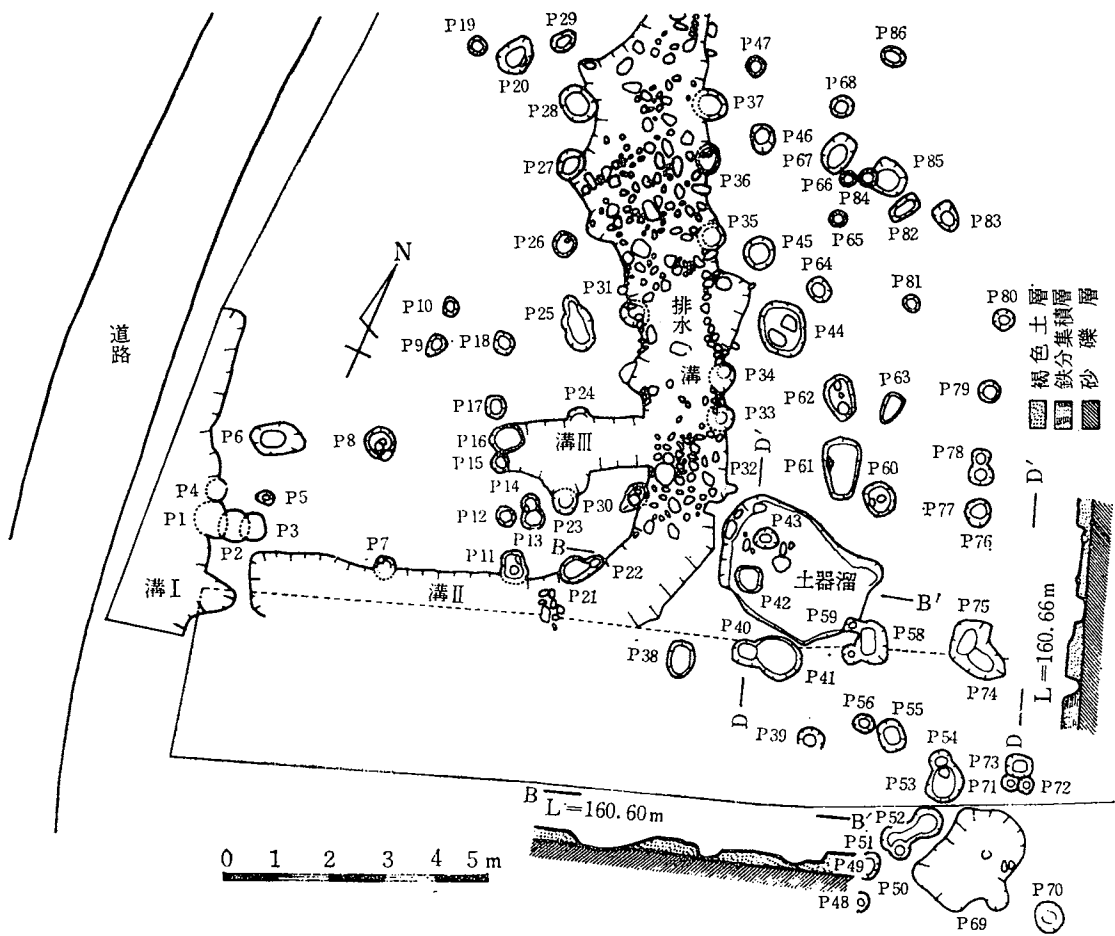
溝Ⅰ~Ⅲ及び排水溝は、柱穴構築面の西側に検出された(図版34・36・第46図)。溝Ⅰ~Ⅲは第Ⅲ層の盛土の褐色土から切り込まれ、溝内から近代陶磁器片が出土した。溝Ⅰは西側土壘が消滅した後掘られたもので、黒川氏宅へ通じる道路東側に並行していて南方に延長するようである。この溝Ⅰの機能は水路と思われる。

溝Ⅱは第一期の柱穴と考えられるNo. 7、11を切っており、東西七m、幅一・一mである。溝底は盛土の褐色土上面であり、西端の深さは四〇cmを計り、排水溝南端部へ傾斜し、排水溝南端溝底上面に溝Ⅱの東端が位置している。機能は不明である。

東西二・五m、幅一・一・三m、深さ一五~二〇cmの溝Ⅲも、第一期の柱穴と考えられるNo. 23、24を切っており、溝東端は排水溝の上面に位置している。溝の機能は不明である。

次に排水溝について述べる。排水溝は、盛土の褐色土下の第Ⅳ層の砂礫層を切り込み、No. 22、27、28、30~37の第一期と推定される柱穴を切っている。溝底には第Ⅳ層の礫がほぼ一面に自然堆積状態で検出された。したがって礫を人工的に水平にした状態ではなかった。

北端溝底と南端溝底(切落し上面)との比高差は三九cmで、排水溝



第46図 排水溝と土器溜実測図

は北側から切落し面に流れるように構築されていた。

排水溝の西端から西側の柱穴群は、西側土塁下の第一期の所産と考えられるので、この排水溝は土塁構築時の西側土塁の北端から西側土塁の内側に沿って南流し、切落し面に流れ出る排水溝と考えられる。

さて次に、土器溜について述べる。土器溜は切落しの北側、排水溝の東側に検出された。土器溜の大きさは、東西B—D'断面図で二・七メートル、南北断面D—D'で一・九mを計る。盛土の褐色土を掘り込み、土器溜底面は褐色土中であり、深さは土器溜上面より最大で二五cmであった。

土器溜内の堆積土は、黒褐色土で、底面から上面まで土師器細片がぎっしりつまっていた。土器溜上面からは、青磁片それに復元不可能な土師器が出土する傾向であった。

土器溜底面に二個の柱穴が検出され、柱穴の底面は褐色土の下面にあり、西側土塁下の柱穴底面と同一レベルであり、この二個の柱穴も第一期に属するものと

考えられる。

(五) 広 場

広場と呼ぶのは、川原石を人工的に配石した集石状もしくは石敷状遺構をさす。(図版38(2))

広場が検出されたのは、切落しと堤防間である。広場の東側は、東外濠南端から西方へ約一〇mのところ、西側は、Mの南方延長線あたりである。この範囲の全面に集石がみられるのではなく、第43図に示すようにブロック状に検出された。切落し面より下段の土層層序は前述したが、若干説明を加えると(第47図)、切落し面より上段に第二期の建築物が構築される際、砂礫層を切断して南側に傾斜した切落しを構築した。この切落し面より南側は球磨川で、第二期頃は、川原が川床であったであろう。球磨川の洪水・氾濫によって、砂礫層上に黄灰色砂層が切落し上面ぎりぎりのところまで堆積した。この黄灰色砂層の堆積後、球磨川は流路を南側寄りに変え、流水は南へ迂回することになる。このことにより切落し南面は、土地の増加がはかられることになる。

黄灰色砂層の堆積については、(一)切落しのところでふれたように〇・六八〜二・一五m堆積している。黄灰色砂層中からの出土遺物は少ない。この黄灰色砂層が乾燥し固まってくると、この面に第三期の建築物が構築されることになる。

集石状遺構の川原石の上面は、第IV層の黄灰色砂層上面、あるいは第III層の褐色土層の下面に検出される。径一〇〜二〇cmの川原石一石並べた集石状遺構は、北側から南側の堤防寄りの方向にやや傾斜し、堤防の上面より約三〇cm下にある。(第48図(2))

第48図(4)のJ-J'の西側約八mのところにある石敷状遺構は、堤防と同レベルで、西端及び北端は、径三〇〜五〇cmの比較的大きな川原石を用いて面とりしている。また、J-J'の東側は、西側ほど顕著ではないが、堤防と同レベルで北側に石敷状遺構は広がりを見せている。堤防と石敷の境がつかみにくい状態は、石敷状遺構と堤防が同一時期の構築を示すものであろう。東西約一五m、南北約一〇mを計る。またこの部分は、館の南側中央部に位置しているし、館全体の中で、この遺構の機能は重要と考えられる。

集石状遺構、もしくは石敷状遺構の検出された切落し面より下段と堤防間からは柱穴の検出はなかった。おそらくこの集石状遺構は、広場という抽象的な機能としか言えない。

出土遺物としては、集石状遺構の上面、あるいは第III層から、土師器、少量の青磁片及び土錘が検出された。

(六) 堤 防

堤防は切落しと広場の南側および東外濠南端から東側、西外濠南端から西側に東西に検出され、現球磨川とはば並行していた。(図版30・39・41・第43図)

断面P-P'とC-C'試掘坑、C-C'試掘坑、C-C'試掘坑、C-C'試掘坑間は作業行程の関係で未調査であるが、C-C'試掘坑において人工による堤防が検出されたので、未調査の部分も堤防は連続して存在すると考えてよからう。

断面J-J'から西側一七・五m以西のA-A'試掘坑間は、黒川氏宅への道路及び排土の関係で調査できなかったが、A-A'試掘坑において、堤防は検出された(第50図(1))。この間の未調査部分も堤防は連続し

て存在すると考えられる。

A5 試掘坑において堤防は検出されなかった(第50図(2))。したがって、堤防西端はA4 試掘坑とA5 試掘坑の中間あたりで道路を横切り、現在の球磨川堤防に抜けるようである。

東西に連続して検出された堤防の全長は、約一六五mである。

堤防構築について述べたい。

柱穴群構築面の砂礫層は、切落し、広場構築部のベースを形成し、球磨川堤防にその露頭をのぞかせている。堤防の基礎部は、砂礫層の上面に堆積した黄灰色砂層中にある。地形は、当然ながら上流の東側が高く、西側が低く、堤防の上面も東側が高く西側へ傾斜している。一六五mにわたる堤防は、一様に構築されているのではなく、東端から館中央のM.B.の南方あたりまで比較的丁寧な積み方をしている。この範囲内で、堤防の内側及び外側(球磨川寄)に野面積みがみられるのは東外濠南端から西側へ約八mのところである。外側のみ野面積みが認められるのは、東外濠南端から東側へ約一〇mのところである。

内外に野面積みが検出された堤防部分の立面図(第49図(2)・(3))でも判るように、外側の球磨川側は、基礎面に約三〇~五〇cmの川原石を横位に用いている。その上段を三~五段積みしている。石間には礫及び粘質土を混入させて頑強にしている。堤防の高さは一m前後である。

外側に対して、内側の野面積みはさほど顕著ではなく、径一五~三〇cm前後の川原石をやはり横位に用いて構築している。

次に堤防構築内部についてみると(第49図(1))、前述したように内・外側の基礎石と基礎面は、黄灰色砂層に比較的大きな径三〇~五〇cmの川原石を上面が水平になるように置き、基礎部をかためている。

堤防の幅は、二m前後である。基礎面及び堤防石組内から土師器・瓦質土器、それに青磁片が検出された(図版40・42(2))。内・外側とも野面積みの部分から西側へ約一七m寄った部分は、堤防が集石か区別がつかない。つまり、川原石間の高底と距離に統一性がなく、乱れを生じているので、おそらく堤防は、急激な水力によって破壊したものである。

東外濠南端から東側のP1P'付近の堤防構築をみると(第48図(3))、黄灰色砂層中に構築され、上面及び内部は径二〇~三〇cmの川原石を三~四段乱積みしている。外側の球磨川側は、ゆるやかな傾斜をもち、上面から傾斜面基礎部までの高さは約一m前後である。内側は二~三段乱積みしている。

東外濠南端の東側は、このような堤防構築方法であるのに対して、球磨川の水力によって破壊されたと考えられる箇所から西側は、K1K'にみられるように黄灰色砂層中に径二〇~三〇cmの川原石一石を横位に置き、外側はゆるやかな傾斜をもつ構築方法である。(第48図(2)) 堤防東端から東外濠南端の南側堤防までの長さは、六五mである。

この間の堤防の北側と東外濠東側間には、建築物遺構は検出されなかった。

堤防構築の特徴は、東外濠南端南側あたりの内・外側に野面積みがみられ、東側は野面積みこそみられないが比較的丁寧な積み方である。堤防の上面幅三mを計る。このように上流の東方が丁寧な積み方で、外濠南端部あたりで一番頑強に構築されている。

東外濠を水力による破壊から保護する為に上流の六五m先から堤防を構築したのであろうか。東外濠南端に水の取り入れ口などの施設はなかった。

(七) 館構築について

外濠・土塁・それに切落しを構築し、土塁と切落しに囲まれた中に構築した時期を第二期と呼び、これより前に特別の施設もなく建築物を構築した時期を第一期と呼ぶ。そして、第三期は切落しの南面に黄灰色砂層が堆積し、この黄灰色砂層上面に構築された時期である。

第一期

西側土塁推定線内と、それより東側に検出された掘立柱穴群の建築物である。この第一期の構築範囲についてみると、東側は東外濠西端あたりと考えられる。それは東西土塁推定線に柱穴が検出されているからである。A—試掘坑、西外濠の砂礫層上面には柱穴は検出されなかった。またA—試掘坑から南側の砂礫層上面に褐色土層がみられるが、B地区の切落し上面にみられる褐色土の盛土はみられなかった。このA地区の褐色土層面にも柱穴の検出はなかった。したがって西側は西側土塁推定線あたりであろう。西側は切落し部あたりと考えられる。

球磨川によって土地の増加は南側から北側へはかられるのであるから、第一期の構築の南側は切落し部より南側にあったとは考えられない。切落し部より南側にあったとした場合、第二期に構築された切り落し部は北側に後退して構築されたことになるので、やはり南側は切落し部あたりであろう。

第一期の構築面の範囲は、東西約七二m、南北六〇m程度になる。一間を六尺四寸とした場合、東西三〇間、南北三〇間にならうか。こ

の範囲の中に掘立柱穴の建物が構築されたのであろう。

建物の配置・規模については、第二期の建物と重複しているのかめなかった。

第二期

第一期の柱穴群の上部に西側土塁と東側土塁を構築し、また北側土塁をも構築して、その外側には外濠を掘り、南側には土塁は築かず、切落しによって球磨川と接した館を構築した。この時期を第二期と呼ぶ。

土塁は三方に遺存し、北側土塁はほぼ原形をとどめ、西側土塁は、黒川氏宅へ通じる道路によって一部消滅しているが比較的遺存している。東側土塁は約六分の一程遺存しているが、地元の話を経合すると、

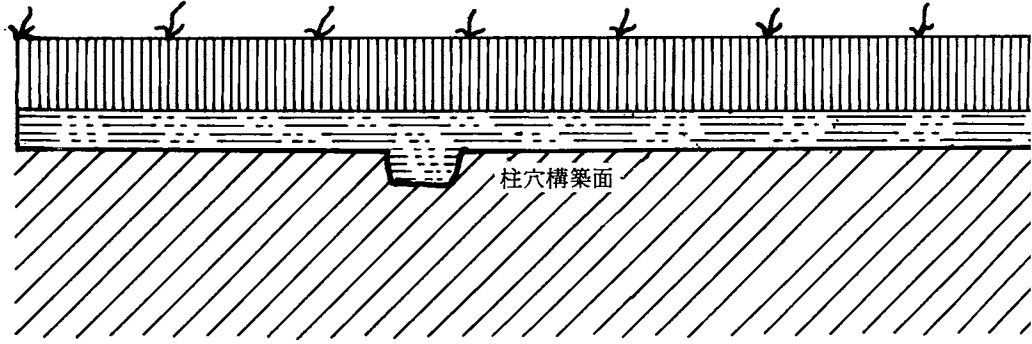
昭和二六年頃までは、ほぼ三分の一程度在ったという。土塁の規模についてみると、まず北側土塁では中央部で幅九m、高さは水田面より二mを計る。水田の高さは、柱穴構築面の高さとはほぼ同一レベルであり、土塁上面はいくらか削平され、杉が植林されていることも考慮して推定土塁の高さは、柱穴構築面より約二・五〜三m程度であろう。

北西端土塁は、道路と用水路によって基礎部は削られており、現況では幅八mであるが推定九m前後であろう。高さは柱穴構築面から三mであるが、土塁上面は削平されているので推定三・五m前後と考えられる。

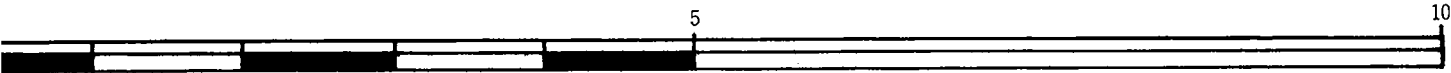
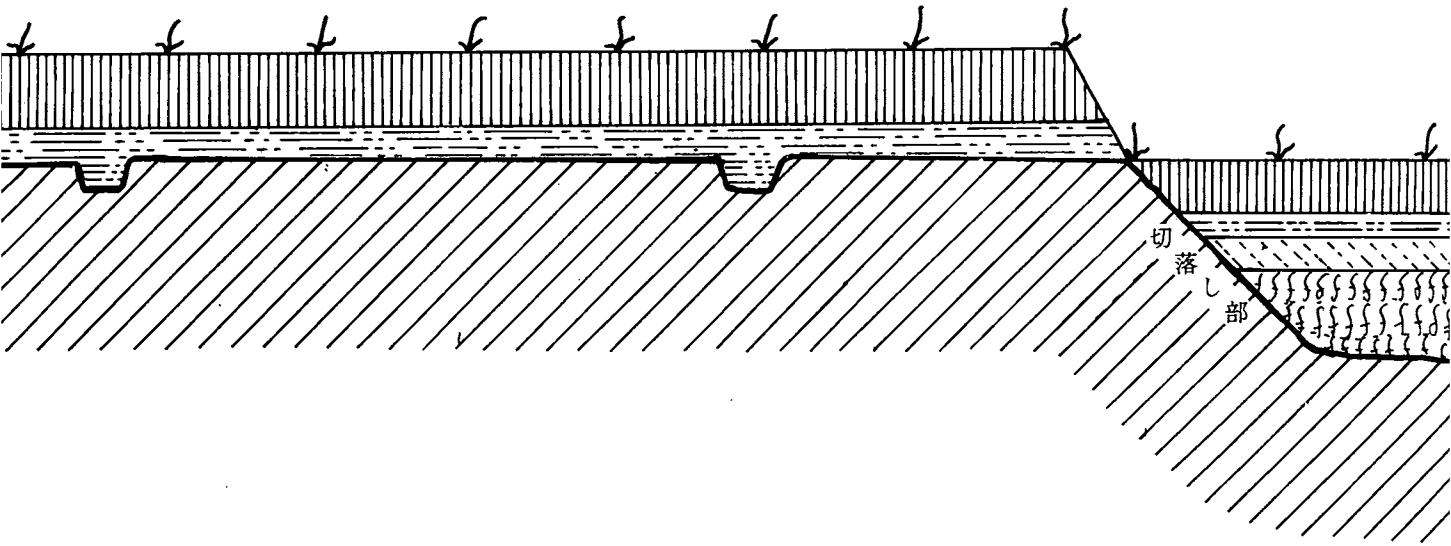
西側土塁中央部は、現存幅約八m、高さ約一・五mである。道路によって削平されているのでおそらく二m前後にならう。

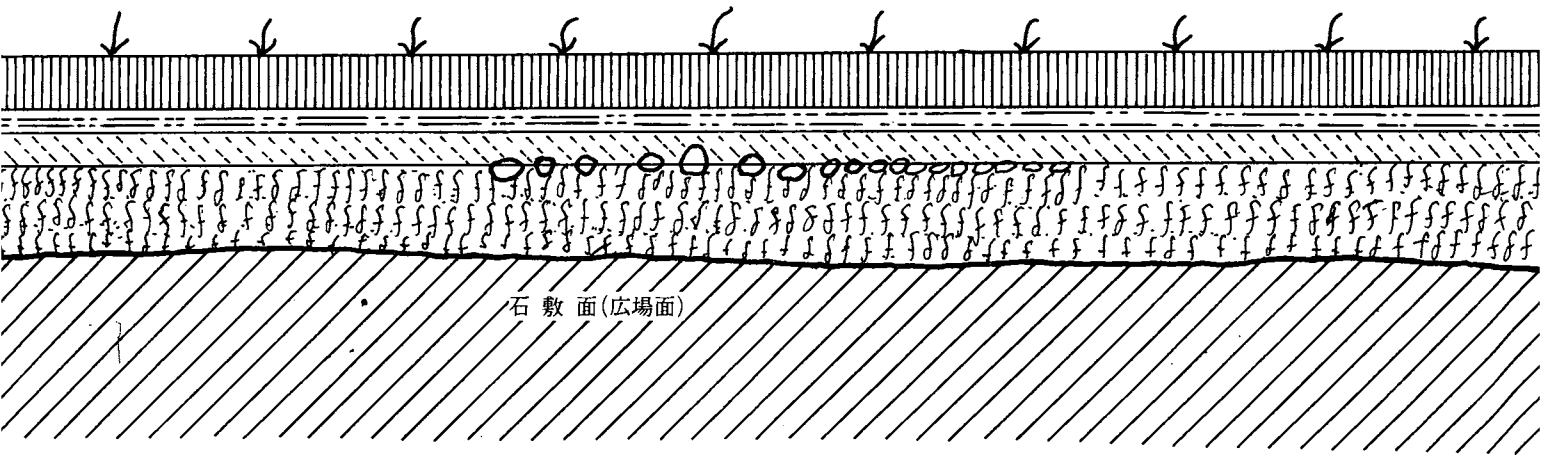
西側土塁の南端には土塁は現存していないので、土塁の幅および高さの推定は現在の西側土塁および西外濠の上面推定幅から考えざるを

E ————— L = 160.66 m

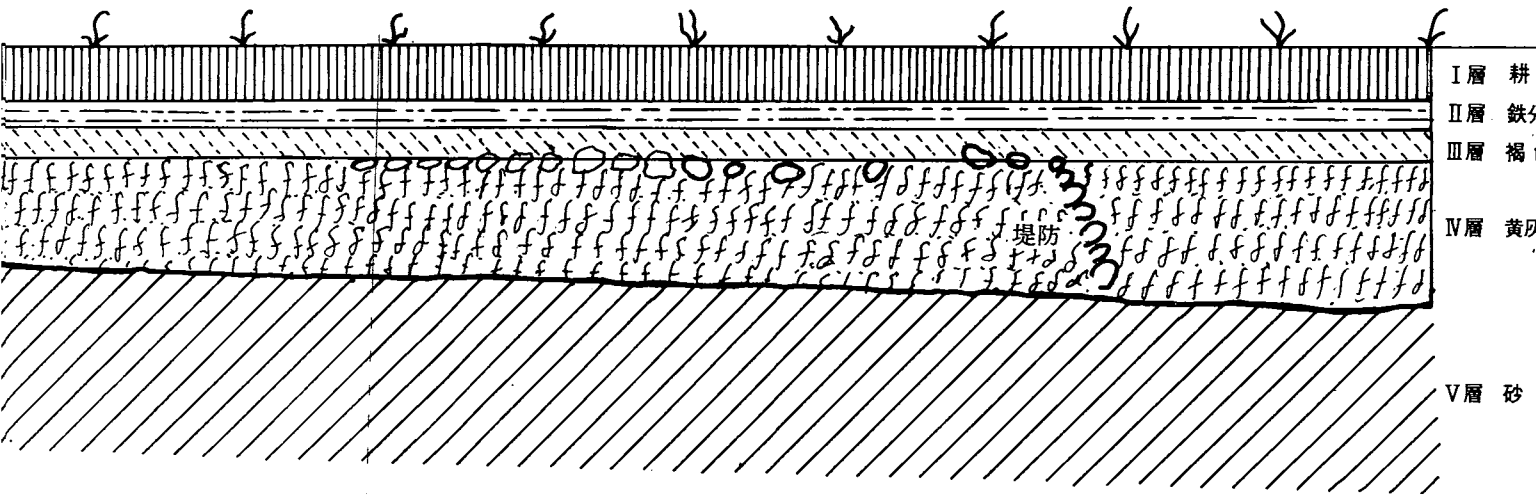


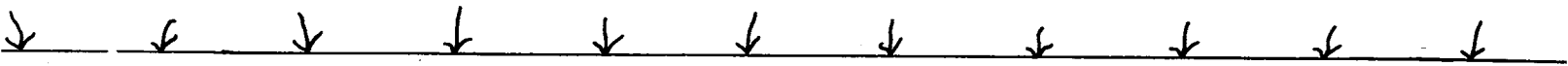
柱穴構築面





第47図 遺跡南北断面図





作土

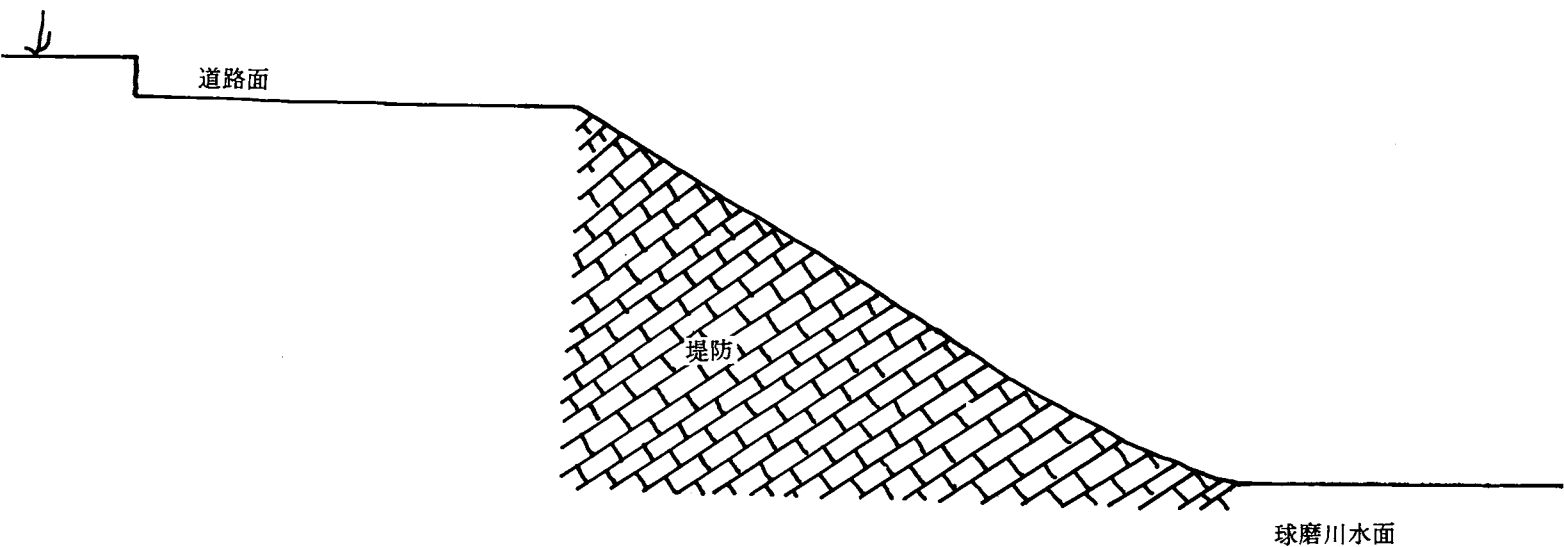
表積層

土層

色砂層

層

E'

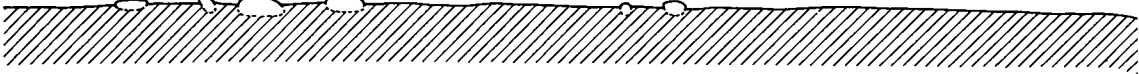


道路面

堤防

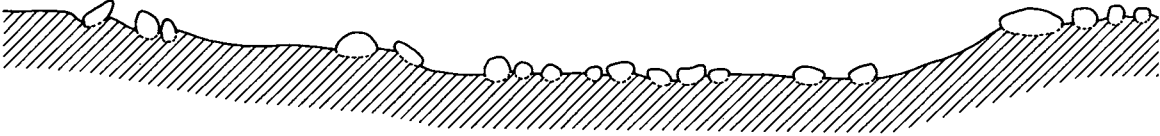
球磨川水面

L L = 160.66m



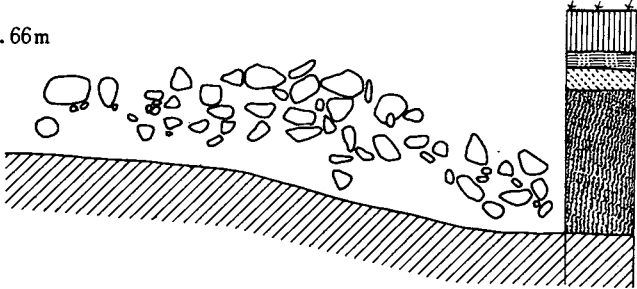
(1) 集石群実測図

K L = 160.66m



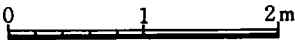
(2) 集石群実測図

P L = 160.66m

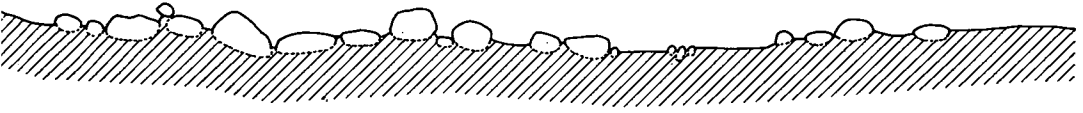


- P'
- 耕作土
- 鉄分集積層
- 褐色土層
- 黄灰色砂層
- 砂礫層

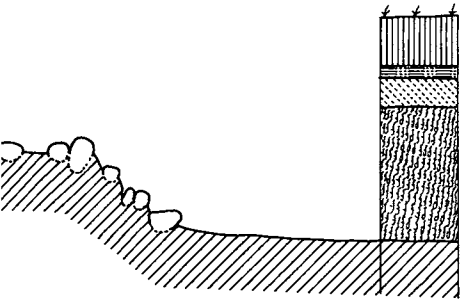
(3) 堤防実測図



——L'

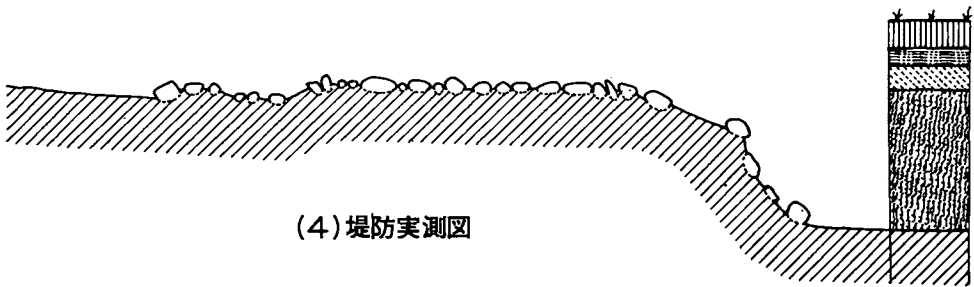


——K'



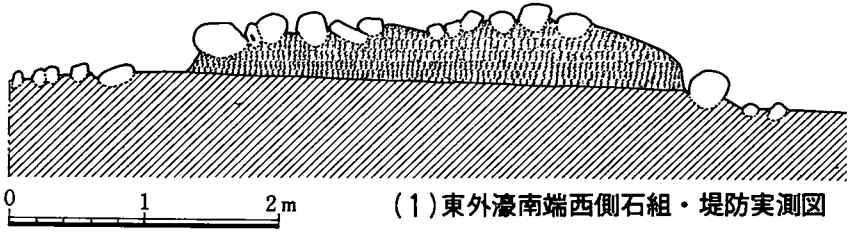
J L=160.66m

——J'



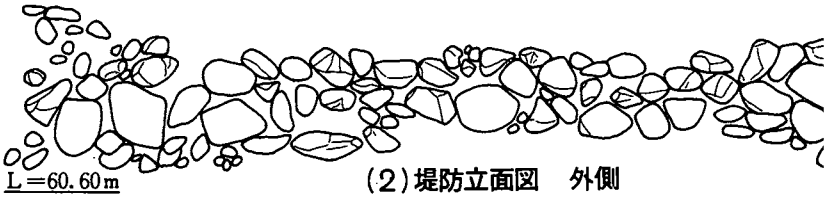
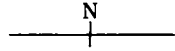
(4) 堤防実測図

N $L = 60.66\text{m}$



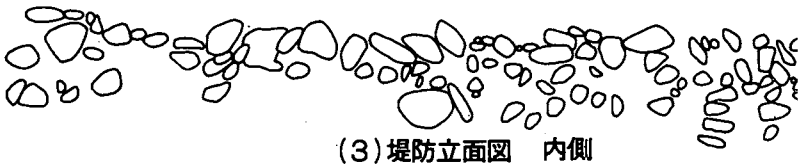
(1) 東外濠南端西側石組・堤防実測図

$L = 60.66\text{m}$

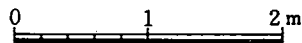


(2) 堤防立面図 外側

$L = 60.60\text{m}$

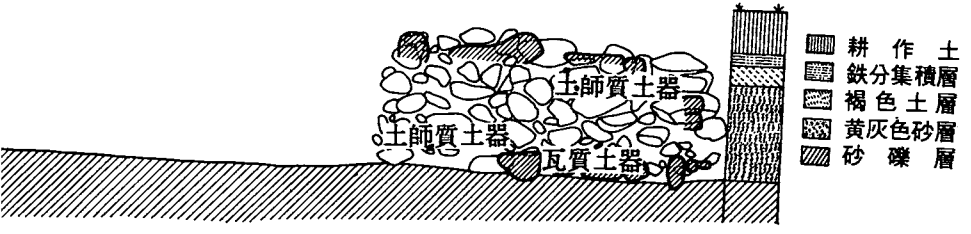


(3) 堤防立面図 内側

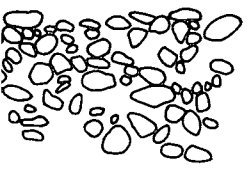
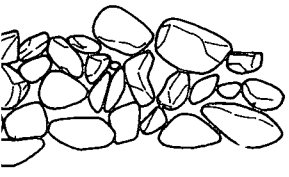


第49図 堤防実測図

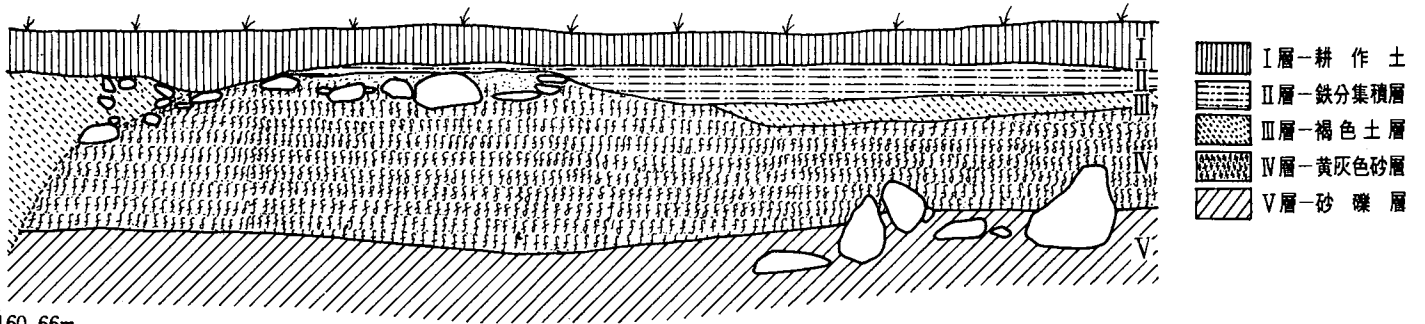
—— N'



- 耕作土層
- 鐵分集積層
- 褐色土層
- 黄灰色砂層
- 砂礫層

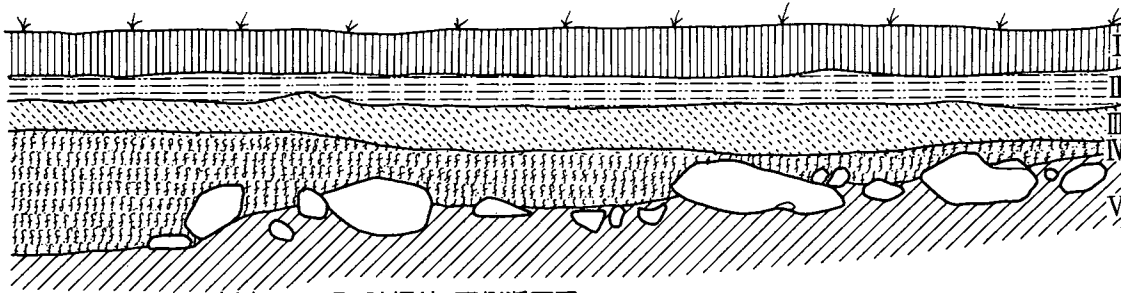


$L=160.66m$



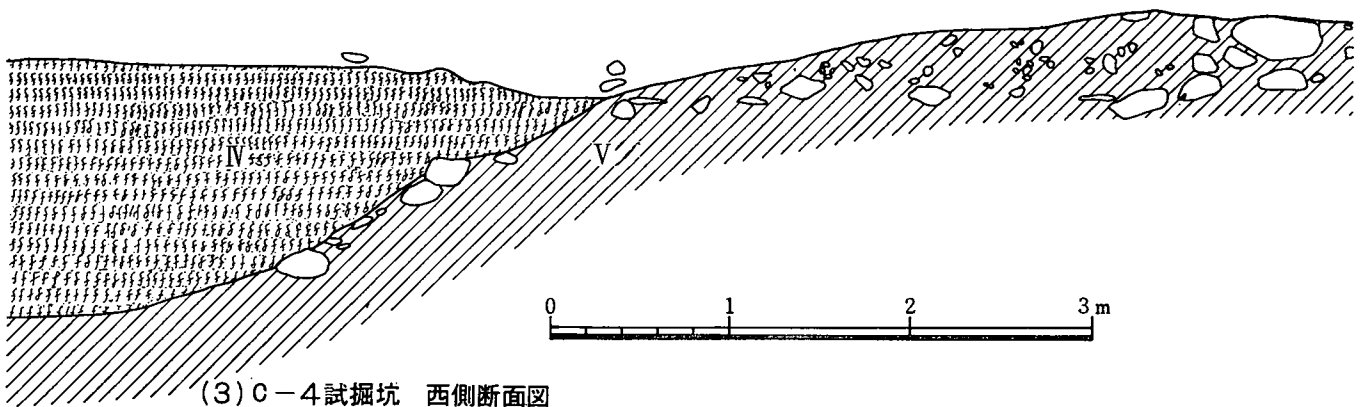
$L=160.66m$

(1) A-4 試掘坑 西側断面図



$L=160.66m$

(2) A-5 試掘坑 西側断面図



(3) C-4 試掘坑 西側断面図

第50图 試掘坑断面実側図

得ない。おそらく土塁南端で幅9m、高さ2m前後であろうか。

次に北東端土塁についてみると、現況で幅8m・高さ柱穴構築面より3mを計る。やはり上面は杉の植林により削平されているので推定高さは北側端と同様に3・5m前後となろう。

東側土塁は、六分の五程度消滅しているので確実な土塁の規模を明示できないが、西側土塁の規模と同様ではなかったろうか。東外濠南端は、切落しに直接つながっているため、球磨川の洪水時には外濠は水浸しになるであろう。溝Ⅲ南側の切落し部、西外濠切落し下面A2・A7試掘坑切落し下面には、砂礫層上面に粘質土が堆積しており、第二期から黄灰色砂層が堆積する間は、水濠の可能性が考えられる。

A4試掘坑に検出された北側の砂礫層と、西外濠切落し部南端に検出された砂礫層の高さは同一レベルであるので、水濠の南北幅1・1mと考えられる。A3とA6試掘坑には、切落しは検出されなかったため水濠の西端はおそらくA7試掘坑とA3試掘坑・A5試掘坑とA6試掘坑の間あたりと推定される。したがって、水濠は南北1・1m、東西約4・0m、深さ2m前後の規模であったと考えられる。

ここで土塁の規模について整理してみると、北西端及び北東端の土塁の高さは3・5mで、北側土塁の高さは2・5と3m、西側及び東側土塁の高さは2m前後であろう。そして土塁の幅は三方とも9m程度と考えられる。

館の規模は、土塁内側で東西約五四m、南北六〇mを計る。一間を六尺四寸として計算した場合、東西一八間弱で、南北二〇間弱である。館の形状は長方形を呈し、館としては中規模であろうか。土塁の外側には、幅5m、深さ2mの外濠が三方にめぐっていたと考えられる。三方の土塁と切落しに囲まれた館内の調査は、四分の一程度が調

査対象であり、館内には柱穴群が検出されたが、第一期と第二期それに第三期の柱穴群が重複し共に建築物の配列、規模は不明であった。

また、館の門、出入口等の構築物は検出されなかった。北側土塁上面には、門址と考えられる遺構は発見できず、西側、東側にかりに門を推定しても外濠を渡らねばならないし、むしろ球磨川寄りの南側の切落し部あたりに門が位置していた方が便利だったのかも知れない。球磨川の舟運を利用すると想定した場合、門の下端は球磨川に面する。主殿を南面にした場合、前面には球磨川、はるか南方には白髪岳をのぞむことができる。

第三期

切落し下面の砂礫層に黄灰色砂層が堆積し、その黄灰色砂層に広場と堤防、それに西側土塁南端に建物が構築され、また第二期の東外濠が補強され再利用された時期である。

第二期の終末と第三期の間は、黄灰色砂層堆積期であろうが、この間の年代を確実な資料によって明示することはできない。

切落し上面から堤防間の距離を示すと、東外濠と堤防間は1・2m、館の中央部にあたるB.Mは切落し上面に位置しているが、ここからの距離は2・3m、西外濠と堤防間は4・0mを計る。

堤防構築の目的は、切落し南側に黄灰色砂層の堆積によって土地の増加がはかられたが、この土地と館(第二期)とを洪水から保護するために堤防が構築されたものと考えられる。東外濠南端西側の石積みは、堤防構築時に第二期(館構築期)の外濠を南側に延長させ、濠として再利用されていることが推測される。また、このことは土器溜南側の黄灰色砂層中に構築されている第三期の柱穴群が、館内の第二期柱穴構築面まで広がることから考えると、一層理解できるのではある

まいか。

第三期は、堤防構築によって第二期の館と、新しく増加した土地を加えた範囲を敷地とした館である。切落し上面には、建物を構築し下段には広場を有した配置である。

(杉村)

註一 一九七〇年・小室栄一「中世の城・館跡」新版考古学講座 雄

山閣

四 遺物

発掘調査で出土した遺物は、土製品（土師器・磁器・陶器・須恵器・瓦質土器・土錘）、石製品（石鍋・砥石、ふいごの羽口等）であった。これらのうち最も出土量が多く、各遺構から普遍的に出土したのは土器で、なかでも土師器と磁器、それに瓦質土器であった。土師器の小皿類、坏が圧倒的に多く、全体の九〇％近くを占めている。

出土遺物を各遺構別・層位別に述べる。

(一) 柱穴構築面より出土した遺物

東外濠、西外濠それに切落し部に囲まれた範囲に柱穴群が検出されたが、この面から出土した遺物である。

出土遺物は土師器・磁器・瓦質土器・陶器それに土錘、および石製品であった。(図版43・44)

これらの遺物は、第Ⅱと第Ⅲ層の鉄分集積層と褐色土層の盛土中から出土した。

土師器(第51図 1~12)

土師器には皿と坏の二種がある。皿(1~5)は、口径が一〇cm以下、器高が二cm以下のものである。皿について述べると、体部外面はヨコナデ、内面および内底部はナデ調整を行っている。底面は糸切り離し方でやや上げ底状である。

口縁部は、やや外反気味で、口縁端は丸味をもつ。体部のつくりは若干の差がみられ、3、4は他の皿と比較して厚味をもち、内底部は凹凸している。口径七・六cmと九cmである。器高は、一・五cm前後である。

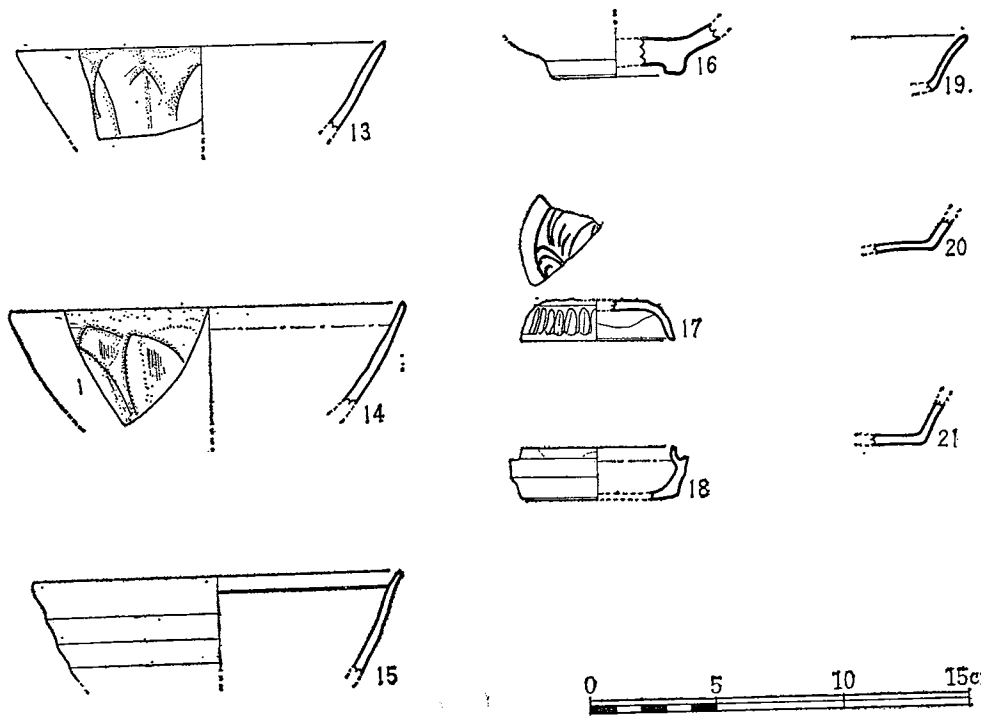
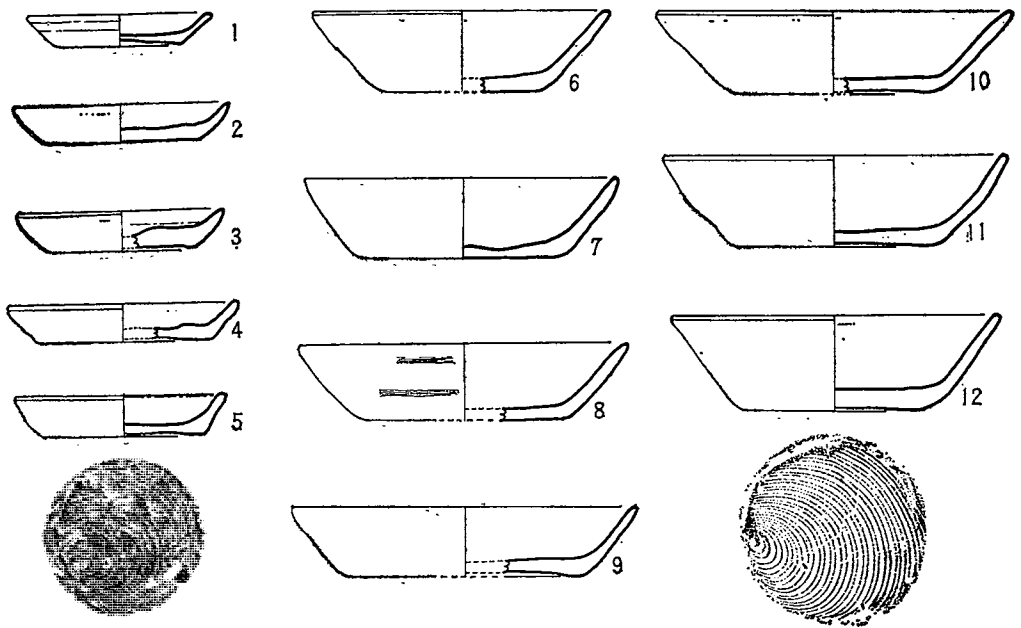
6と12は坏で、口径一二cmと一四cmであるが、一二cm前後のもの、一三cm前後のものが主である。器高は三cm前後のものが多い。器面調整は、体部はヨコナデ、内面および内底部はナデ調整である。底面は糸切り離し方であるが、やや上げ底状を呈するものと(9と12)、平底を呈するもの(6と8)がある。

体部がほぼ直線的(6、8、9、10、12)なものと、やや内彎気味のもの(7、11)がある。10は口縁部が肥厚する。

皿、坏は、胎土に微砂を含み粗く、また器壁の内外はローリングさされている。色調は、ほとんど淡茶灰色を呈している。

磁器(第51図、13~21)

磁器の器種は、青磁碗、青白磁合子それに白磁皿である。13・14は、碗で、体部外面に沈線と削り出しによる鐫様文を有し、複弁を呈している。完形品でないので、推定も含めて述べると、やや内彎する体部から口縁部はそのまま丸くおさめたもの(14)、口縁部はやや外反するもの(13)である。口径一五と一六cmである。鐫は明瞭のもの(14)と、やや不明瞭のもの(13)であるが、両者とも葉先は尖って



第 51 圖 柱穴構築面出土遺物

いる。釉色はやや暗い緑色で、全面に施釉され、施釉の厚さは1mm前後である。胎土は濁白色である。

15は無文碗で、口縁内面に釉沈線がある。釉色は灰色がかった緑色で、全面に施釉されている。施釉の厚さは1mmを測る。胎土は灰色を呈する。

16の高台は、底部で篋切りである。底径五・四cmを測る。高台基部の厚さは8mmで疊付は水平である。釉色はやや暗い緑色を呈している。施釉は高台内と疊付には施されていない。施釉の厚さは〇・八mmである。胎土は濁白色を呈している。おそらく碗の底部と思われる。

17は合子である。17は平形合子の蓋で、四分の一が現存する。

復元口径四cm、底径六・四cm、器高一・六cm、側面に菊座形の型抜き文様がある。蓋の天井部に草花文状の文様がある。

釉色は水色をおびた透明性の青白釉が施されている。18は無文の合子の身の部分である。復元口径五・八cm、底径六・四cm、器高二cmを測り、低く扁平ないわゆる平形の合子である。蓋受けの立上がりは5mmである。釉色と胎土は、17と同様であり胎土は白色を呈する。

19は白磁の皿の口縁部と底部片である。釉色は灰白色く青白色を呈し、胎土は白色く灰白色である。器厚は全体的に薄く、底部から約五〇度前後の傾斜で立ちあがり、底部からほぼ直線的に口縁部に延びている。内面口端部には釉のかからない口ハゲ状を呈している。内底部には圈線状の沈線がある。外底面の釉は不均等で刷毛目痕が残っている。

瓦質土器(第52図1~2)

1・2は瓦質の捏鉢と思われる。口縁部と底部の一部であるが、内面に櫛状工具による横位の粗い擦痕がみられる。口縁部外面には、刷

毛目による横位の丁寧な整形がみられ、口縁部下半には、櫛状工具によって縦に粗い擦痕が施されている。色調は全体的に灰色を呈しているが、口縁部内外は灰黒色である。2の復元底径は一八cm前後と思われる。

陶器(第52図3~4)

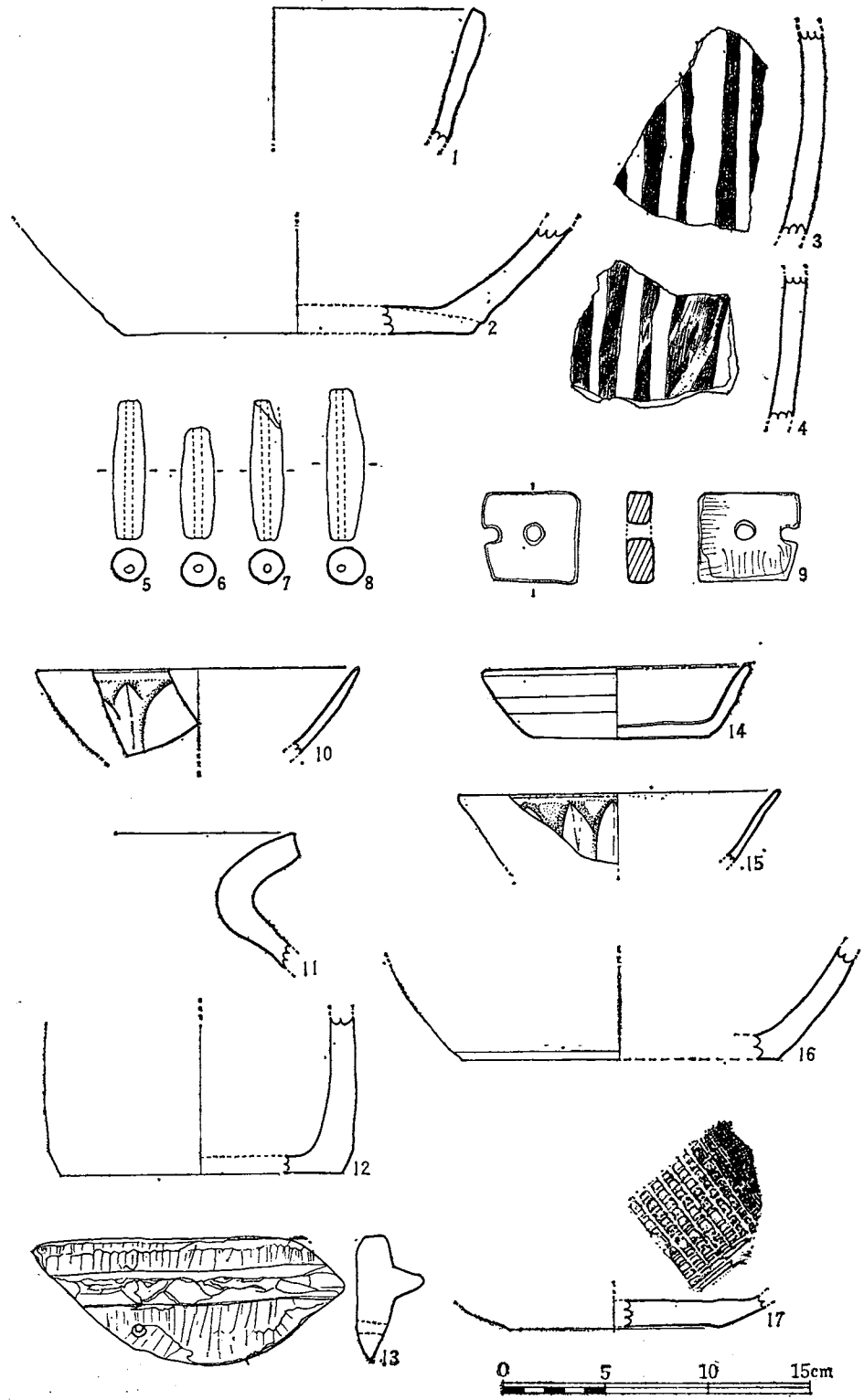
外面全体の色調は黒灰色を呈し、その上に黒茶色の施釉が縦にみられるものである。筆状で太くあるいは細く不規則に施されている。内面には篋状工具によって三~五重の同心円文が陰文されている。胎土は灰黒色で微砂を含み、粗く、器壁内はザラザラしている。恐らく鉢か甕であろうか。

土錘(第52図5~8)

漁網に使用されたと考えられる管状土錘である。現代使用の土錘と大差はない。棒状を呈するもの(5~7)と、紡錘形状を呈するもの(8)がある。5は最大長七・一cm、最大径一・七cm、孔径五mmである。6は最大長五・七cm、最大径一・七cm、孔径四mmを計る。7は最大長七・一cm、最大径一・七、孔径は三mmである。8は前述した土錘と違っている。最大長は七・八cm、最大径一・九cm、孔径三mmである。これらの土錘の製作方法は、棒に粘土をまきつけ、整形を行い、焼いたものと考えられる。表面の調整は指でなでる程度で雑である。

滑石製品(第52図9)

五cm×五cm、最大厚さ1cmの正方形の板状を呈する。ほぼ中央に一孔を有し、側面にも一孔がみられるが、この側面も他の三側面と同様にノミ状工具によって加工され、擦切られ、滑らかに調整されている。表面は滑らかに調整されているが、裏面はノミ状工具痕がみられる。二孔を有した板状石製品が廃棄されて、その後再加工、再利用さ



第 52 图 柱穴構築面 (1~9) · C地区 (10~13) · 堤防内 (14~17) 出土遺物

れたものであろう。孔径七mmを計る。

(二) 柱穴内より出土した遺物

柱穴は前述した東外濠、西外濠、切落しに囲まれた範囲に検出されたが、その切落し部に黄灰色砂層が堆積し、この砂層面に第三期の柱穴が認められる。三期にわたって建築物は構築されているので、今から述べる柱穴内の出土遺物は、どの期の遺物か判断しかねる。また、第一期の柱穴は、大部分第三期の褐色土に構築されていた。第二期の柱穴は、盛土および第四層の砂礫層に構築されていたので、これから述べる柱穴内の出土遺物は、前述の柱穴構築面の出土遺物と一緒に取り扱ってよいのかも知れないが、一応分離して扱った。

出土遺物は土師器・磁器・土師質土器・土錘、それに石製品であった。

(図版45)

土師器(第53図 1~15)

土師器には皿(1~5)と坏(6~15)の二種がある。皿は口径八cm~八・八cmのもので大差はないが、八・三cm前後のものが多い。底径六cm~六・六cm、器高一・二cm~八cmである。体部外面はヨコナデ、内部および内底部はナデ調整を行っている。底面は糸切り離し方で、やや上げ底状である。1~3の口縁部は内彎し、口縁端は丸味をもつ。4~5はやや外反気味であり、5の口縁端が丸味を呈しているのに対して、4の口縁端は尖り気味である。内底部は厚味をもち凹凸している。胎土に微砂を含む。

1は柱穴No.95、2はNo.57、3はNo.95、4・5は溝I内からの出土である。

坏について述べると、口径一一・四cm~一四・六cm、底径八cm~一

〇・四cm、器高は二・六cm~四・五cmであり、それぞれの数値に差が認められる。14と15は口径が小さく、器高が大きく、他に比べ特殊である。口縁部の特徴をみると、ほぼ直線的(13)なもの、内彎気味(8~11、14~15)なもの、それに口縁部がわずかに外反(6~7、12)するものがある。体部のつくりは若干の差がみられ、薄手と器厚のものがある。器面調整は、体部はヨコナデ、内面および内底部はナデ調整である。底面は糸切り離し方であるが、やや上げ底状を呈する(6・9・11)ものと、平底を呈する(7~8、12~13)ものがある。胎土、色調は皿と同様である。

7・10・15は溝Iから出土し、6は柱穴No.8から、8・9はNo.9、12・13はNo.18、14はNo.95から出土した。

磁器(第53図 16~22)

磁器の器種は、青磁碗と白磁皿である。16~17は青磁碗で、体部外面に鎬様文を有し複弁を呈している。

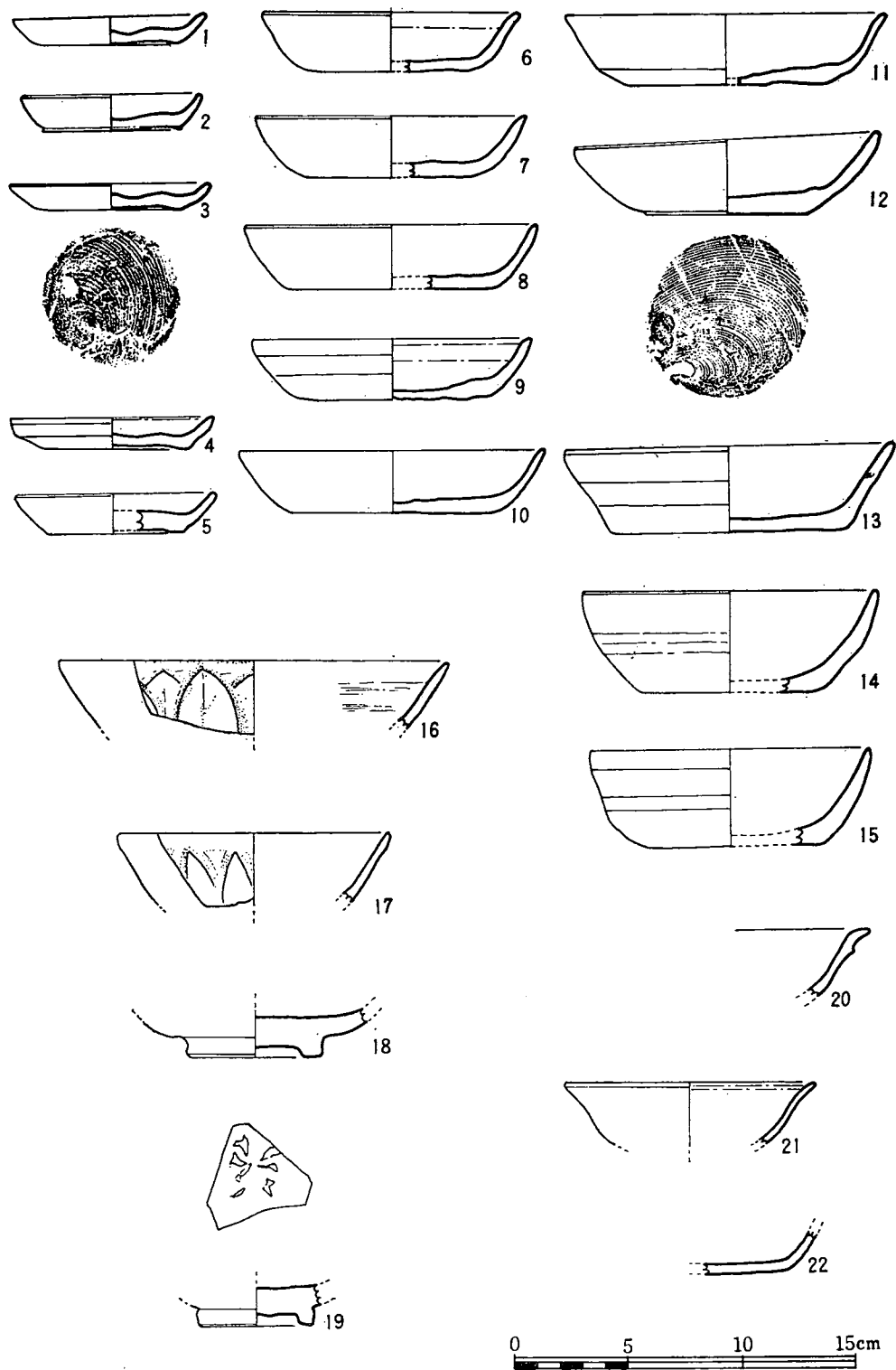
16は、推定口径一六cm~一七cm前後と思われる。体部下半からやや内彎しながら、口縁部がやや外反するものと思われる。鎬様文は明瞭で葉先は尖っている。17は16と同様の小形の碗である。両者とも釉色はやや暗い緑色で、全面に施釉されている。胎土は濁白色を呈する。

16は柱穴No.83から、17はNo.41から出土した。

18は高台付底部で篋削りである。底径三cmを測る。高台基部の厚さは一cmで、畳付は水平である。釉色はやや暗い緑色を呈している。施釉は高台内と畳付には施されない。施釉の厚さは約〇・八mmである。

胎土は濁白色を呈している。おそらく16・17の鎬様文を有する碗の底部と考えられる。柱穴No.123から出土した。

19は高台付青磁碗の底部破片で、篋削りである。底径は五cm、高台



第 53 圖 柱 穴 內 出 土 遺 物

の高さ1cm、高台器部の厚さ1cmを測る。高台端部の一端を斜めに削り落しているが、疊付部は安定した感じである。身込みには草花文を描いている。釉色は暗青色を呈し、施釉は高台内には施されていない。また疊付部の施釉は不均等である。胎土は灰色を呈する。柱穴No. 41から出土した。

20は無文の青磁碗の口縁部の破片である。内彎する体部下半から立ち上がり、口縁部はやや外反する。釉色は、灰色がかった緑色で全面に施釉されている。胎土は灰色を呈する。溝1から出土した。

21・22は白磁の皿と考えられる。溝1から出土したが同器ではないが、おそらく、同一器種の碗形品の口縁部と底部であろう。推定口径一〇cm前後、高さ四cm前後、釉色は灰白色を呈し、胎土は白色である。器厚は全体的に薄く、底部から体部下半まで、ほぼ直線的に延び、口端部は軽く外反する。内面口端部は口ハゲであり、外底面には施釉されていない。

土師質火鉢 (第54図 1~2)

1・2は土師質様の火鉢と考えられる。1は柱穴No. 41から出土し、2は柱穴No. 20から出土したもので、口縁部と体部下半から底部にかけての破片である。1・2とも色調は浅黄橙色を呈している。胎土緻密である。

1は口端部の厚さ二・五cm、貼り付け突帯である。整形は、外面はヨコナデ、口唇部および内面は細い刷毛目がみられる。

2は体部下半から底部にかけての破片であるが、1と2は同器ではないが同一器種と考えられるので、推定器形は、口径二七cm、底径二〇cm前後の胴ふくらみの火鉢ではなからうか。

土錘 (第54図 3~4)

3は棒状を呈し、最大長五・六cm、最大径一・九cm、孔径三mmを測る。

4は紡錘形状を呈している。最大長六・七cm、最大径二・二cm、孔径三mmである。表面の調整は指でなせる程度である。

砥石 (第54図 5)

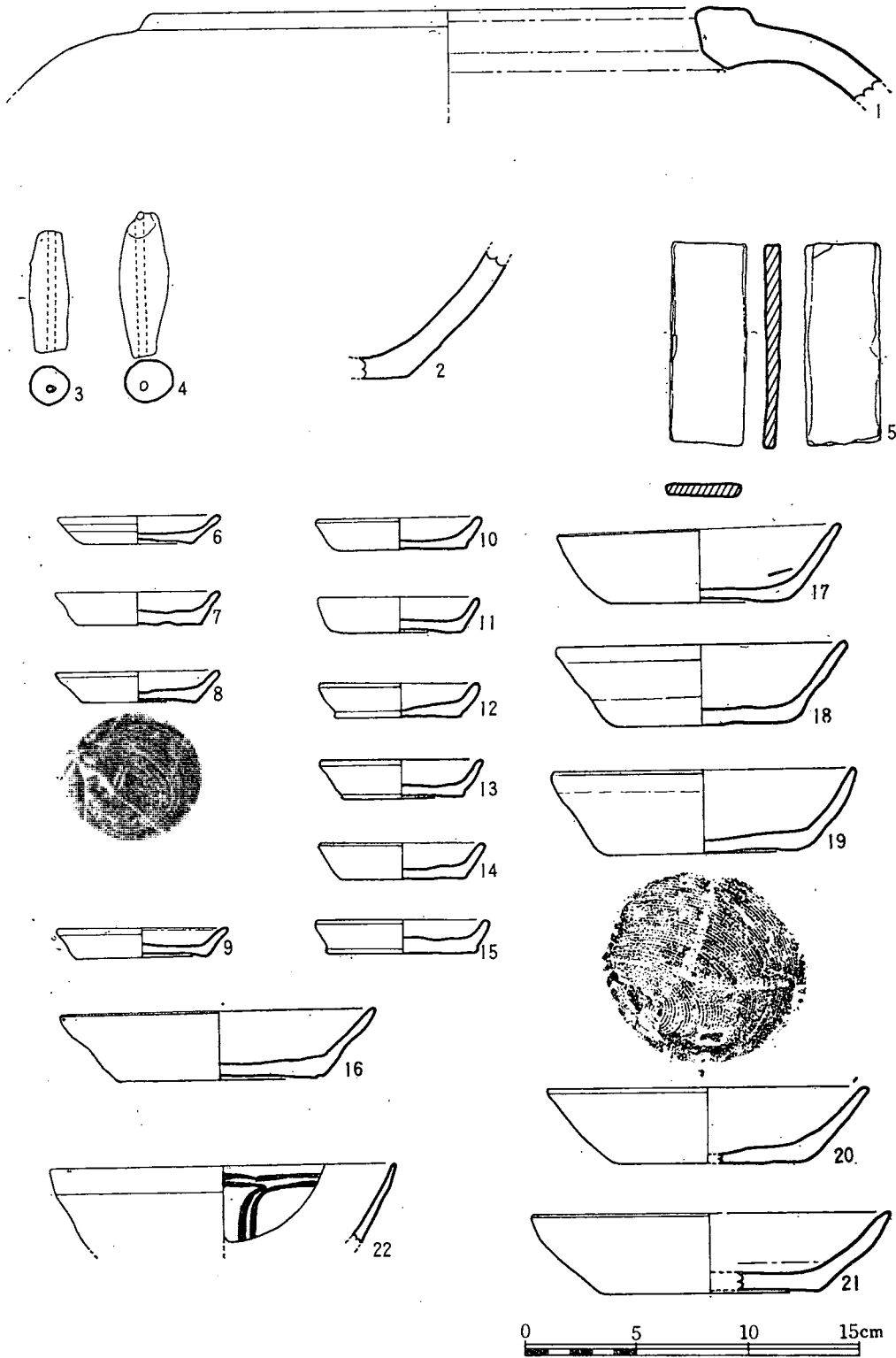
肌面の粒子は小さく、細砥に属すると考えられる。粘板岩製の扁平な二面を砥石として利用したものである。片面が平均して擦りへり、少し彎曲している。長さ八・九cm、幅三・三cm、厚さ五mmで、持ち運びも簡単である。柱穴No. 41から出土した。

(三) 土器溜より出土した遺物

土器溜からの出土遺物は、土師器と青磁である。(第54図6~33・図版46)とくに土師器は細片が多く、完形はほとんどなく復元できたのはわずかであった。土師器には皿(6~15)と坏(16~21)がある。皿は口径七・四cm~八cmのもので大差ない。底径は五cm~七cmでバラつきがある。器高は一・三cm~二・一cmを測る。体部と口縁部のつくりに差がみられる。6~9は薄手で外反気味であるのに対して10~15は、内彎し体部がいくらか厚い。16~21は坏で一三cm~一六cmの範囲のものである。体部に対して口縁部が直線的なもの(16)、わずかに外反気味なもの(17~18)、内彎するもの(19~21)がある。

以上の皿・坏の調整は体部外面はヨコナデ、内面および内底部はナデである。底部の切り離しは全て糸切りで、ほとんど淡茶灰色を呈している。やや上げ底状を呈するものと平底を呈するものがある。

磁器 (第54図 22)



第 54 图 柱穴内 (1~5) · 土器溜内 (6~22) 出土遺物

青磁碗の口縁部破片である。外面には蓮弁があり弁の先端は丸く、弁の幅は広く、弁中央は盛り上がっている。いわゆる鎗手のものである。釉色は灰緑色でくすんでいて光沢はない。胎土は濁灰色を呈する。施薬は薄く施釉されている。

(四) 外濠より出土した遺物

東 外 濠

東外濠からの出土遺物は土師器・磁器・陶器・瓦質土器・土鏝、およびふいごの羽口であった。(図版47)

土師器(第55図 1~5)

皿(1~2)と坏(3~5)の二種である。1は口径八cm、底径六・二cm、器高一・五cmを測る。口縁はやや内彎気味で、5はわずかに外反する。5の口径は一三cm、器高四・一cmを測り、口径に比して器高が大きい。

皿、坏は胎土に微砂を含有し、体部外面はヨコナデ、内面および内底部はナデ調整である。共に底面は糸切り離し方である。溝底に近い灰色砂層中から出土した。

磁器(第55図 6~13)

磁器は青磁(6~10)と白磁(11~13)の二種である。

6は青磁皿である。身込みに沈線を施している。胎土は灰白色で、青灰色の釉が底面を除いた全面に薄くかけられている。底面はほんのわずかに上げ底を呈する。底部からの立ち上がりの体部下位に稜をもち、口縁はやや外反気味である。

7は碗の口縁部破片である。内面に蓮弁の文様が描かれている。弁

先端は尖った感じのもので、また弁は幅広のものである。復元口径一六・二cm。

8は口縁部破片である。底部から広がりながら立ち上がる碗形のもので口縁部がわずかに外反する。胎土は白色で釉薬は薄くかけられ淡い青灰色を呈する。

9は高台付底部破片で篋切りである。底径六cm、高台基部の高さ一cm、畳付は一cm、畳付は水平である。釉色はやや暗い緑色を呈している。施釉は高台付内と畳付には施されていない。

10は口縁部破片で胎土は白色で釉色は青白色を呈する。11~13は白磁皿の口縁部と底部破片である。

釉色は灰白色を呈し、胎土は白色である。器厚は薄い。内面口縁部には釉のかからないロハゲがみられる。内底部には圈線状の沈線がある。これらの青磁、白磁は10を除いて灰色砂層中から出土した。10は地表に近い第Ⅲ層の褐色土層から検出された。

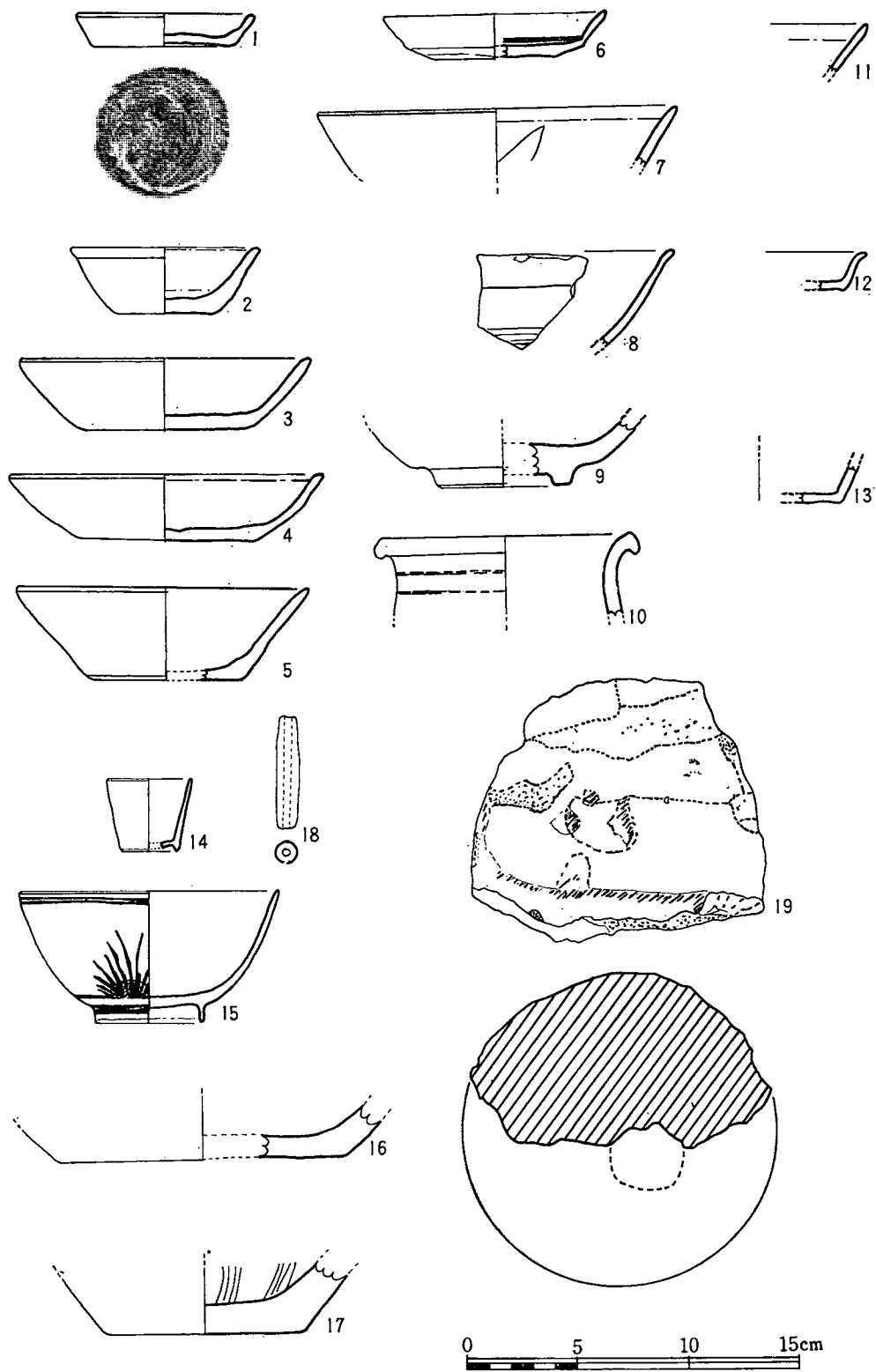
陶器(第55図 14~15)

14は、口径三・九cm、底径二・六cm、器高三・三cmを測る。釉色は灰白色を呈し、全面に施薬されている。酒器と思われる。

15は、口径一一・六cm、底径五cm、器高六cmを測る。染付碗である。器形は、高台部からゆるやかに内彎し、そのまま口縁部へ続く器形である。図柄の素地となる釉は灰白色で、外面に藍色で図柄が描かれている。口縁直下に二条の線が回り、さらに体部下半に一条、高台に二条の線が施され、体部に草花状文様が描かれている。高台畳付部には施釉はみられない。第Ⅲ層の褐色土層から出土した。

瓦質土器(第55図 16~17)

16は瓦質土器の火鉢の底部片である。灰白色を呈し、内外面はナデ



第 55 圖 東外濠内出土遺物

がみられる。底部の厚さは1cmを測る。

17は挿鉢の底部片である。底径9cmを測り、溜斗状に開く器形と考えられる。外部には施釉は見られない。体部下半内面と内底部には縦に四本の沈線を単位とした刻目を有している。

16、17は、灰色砂層から出土した。

土鍾 (第55図 18)

棒状を呈する土鍾で最大長5cm、最大径1cm、孔径2cmを測る。色調は淡黄色を呈し、焼成はよくない。第Ⅲ層の褐色土層から出土。

ふいごの羽口 (第55図 19)

五点出土したが、図示できるのは一点で暗褐色土から出土した。形態は円筒状を呈するもので、最大径一五cm、内径二・五cmであり、完結する部分は高熱をうけてガラス化している。凝灰岩製である。

ふいごの羽口出土層から、スラッグ(鉄滓)の出土もあった。

西 外 濠

西外濠からの出土遺物は、土師器・磁器・陶器・須恵器系土器・土師質土器・土鍾・石製品であった。(図版 48・49)

土師器の皿、坏破片が溝内から出土したが、細片で復元困難であったので図示できなかった。土師器は第Ⅲ層の褐色土層、その下層の暗褐色粘質土から出土した。

磁 器 (第56図 1~16)

1~14は青磁で、そのうちの1~3は碗の口縁部破片である。体部には蓮弁があり、弁幅はやや広めで弁中央が盛り上った鎗手のもの(2)、鎗手ではあるが、弁幅の広いもの(1)、葉先が不明瞭ではあるが尖っているもの(3)がある。口縁部が直線的(1・3)なもの、内彎する(2)ものがある。三点とも口径一四cm~一八cmの範囲にお

さまる。釉色は、暗緑色、胎土は濁白色である。暗褐色粘質土から出土した。

4~9は碗の口縁部破片である。

4~5は、体部外面には施文はなく、内面にツル草状草花文状の篋描文がみられる。4・5とも口縁部は直線的である。釉色は、やや茶色気味の緑色を呈し、胎土は灰色である。

6~9は無文の碗口縁部破片である。体部下半から広がりながらたちあがり、口縁部が外反し、口唇部がわずかに外にかえるもの(6)、7~8は平縁である。9は、口縁部は折りかえされ肥厚し、断面三角形をなす。いずれも釉色は茶色気味の緑色を呈し、胎土は灰色である。

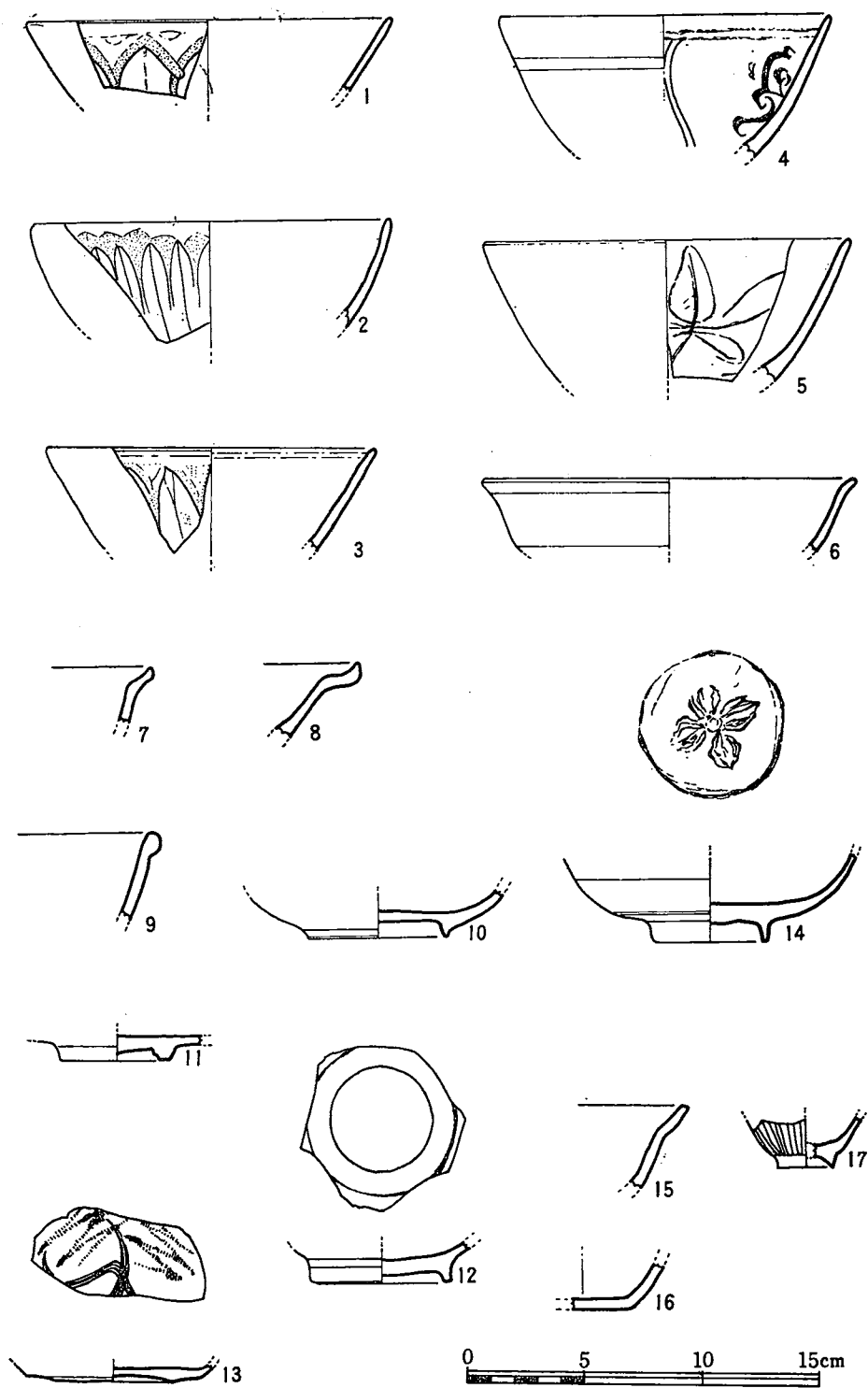
11~14は底部破片である。11・12は、碗の底部で高台を有する。

12は高台端部の畳付部が露胎になり赤くしぶが吹く。いわゆる鉄足である。粉青色の釉で胎土は灰白色である。

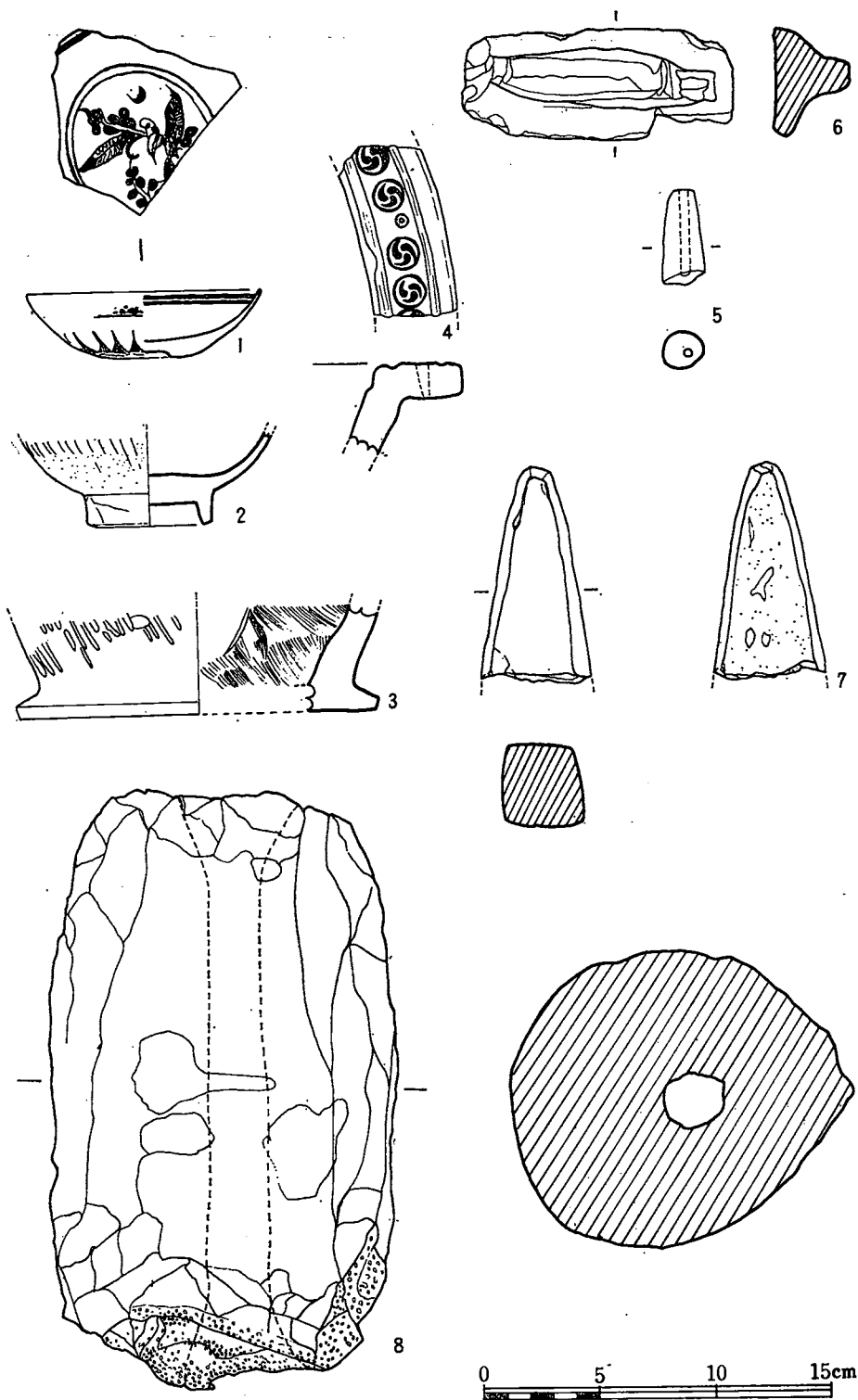
13は、俗に「珠光青磁」「猫がき青磁」とよばれるものである。皿の底部片である。底部は平底で、おそらく胴部は外に広がり、稜線をもって「く」の字状に折れ、口縁部は直線的になると思われる。施文は見込みに篋描による弧状文で四区に分け、その間に雷光形の櫛搔文を配する。胎土は灰色で、釉薬は底部を除いて全面に薄くかけられ、釉色は茶色気味の緑色を呈する。口径七・五cmを測る。

14は碗の破片である。見込みに篋による草花文が描かれている。底径五・二cm、畳付部は水平である。釉色は茶色がかった緑色を呈し、釉薬は高台内及び畳付部には施されていない。4~16は暗褐色粘質土~褐色粘質土から出土した。

15~16は白磁の口縁部、底部破片である。15はやや内彎しながら延



第56圖 西外濠内出土遺物



第 57 圖 西外濠内出土遺物

びる。体部下半を口縁部で引き上げて外反する碗である。調整は口縁部内、外面は、ヨコナデ、胴部は篔削りと思われる。釉色は灰白色、胎土は灰色を呈する。

16は皿の底部である。器厚は薄く、釉色は灰白色を呈し内彎気味の胴部で、口縁部は軽く外反すると思われる。底部には釉は施されていなく外底部に刷毛目痕を有する。二点の白磁は、溝底の褐色粘質土の上層から出土した。

第56図17は、第Ⅱ層の鉄分集積層出土で、釉色は淡青白色で、釉薬は畳付部及び高台内には施されていない。胎土は灰白色で器厚は薄く、外面には篔による削り沈線がみられる。合子であろうか。底径二・四cmを測る。

第57図1は碁笥底の皿である。口径一〇cm、底径三cm、器高二・八cmを測る。染付で内外面に文様が描かれている。図柄の素地となる釉は、灰白色で、藍一色で、外面口縁部直下に二条の線が回り、底部に一条が回り、その間に先の尖った三角文（鋸歯文）が巡らされている。内面口縁部に二条の線が回っている。見込みには二重円の中に草花文が描かれている。草葉、茎、花が鮮明で美しい。暗褐色粘質土から出土。

第57図2は、高台付碗である。釉色は、灰黄色で、釉薬は高台内及び畳付部には施されていない。畳付部外面に細い棒状様の尖端で刺突して、文様効果をあげている感がある。底径五cm、高台基部厚さ七mm、高台の高さ一・四cmを測る。高台端部に面取り削りがみられる。第Ⅱ層の鉄分集積層から出土。

須恵器系土器（第57図 3）

外面の調整はタタキ、内面は刷毛目調整がみられる須恵器系の壺の

平底部である。復元底径は一五cm前後であろう。底部の厚さは約一cmで、体部は底部より厚く一・五cmである。器形は体部上半に最大幅をもち口縁部が内彎し、口径一〇cm前後の壺であろう。暗褐色粘質土出土。

瓦質土器（第57図 4）

平縁の火鉢の口縁部である。刷毛目による器面調整後、口唇部に幅二〜三mmの二条の沈線を巡らせ、その間に三巴文のスタンプを陰刻している。内面口縁直下には一条の沈線が回っている。体部内外面は刷毛目による調整がみられる。胎土は白灰色を呈する。暗褐色粘質土出土。

土 錘（第57図 5）

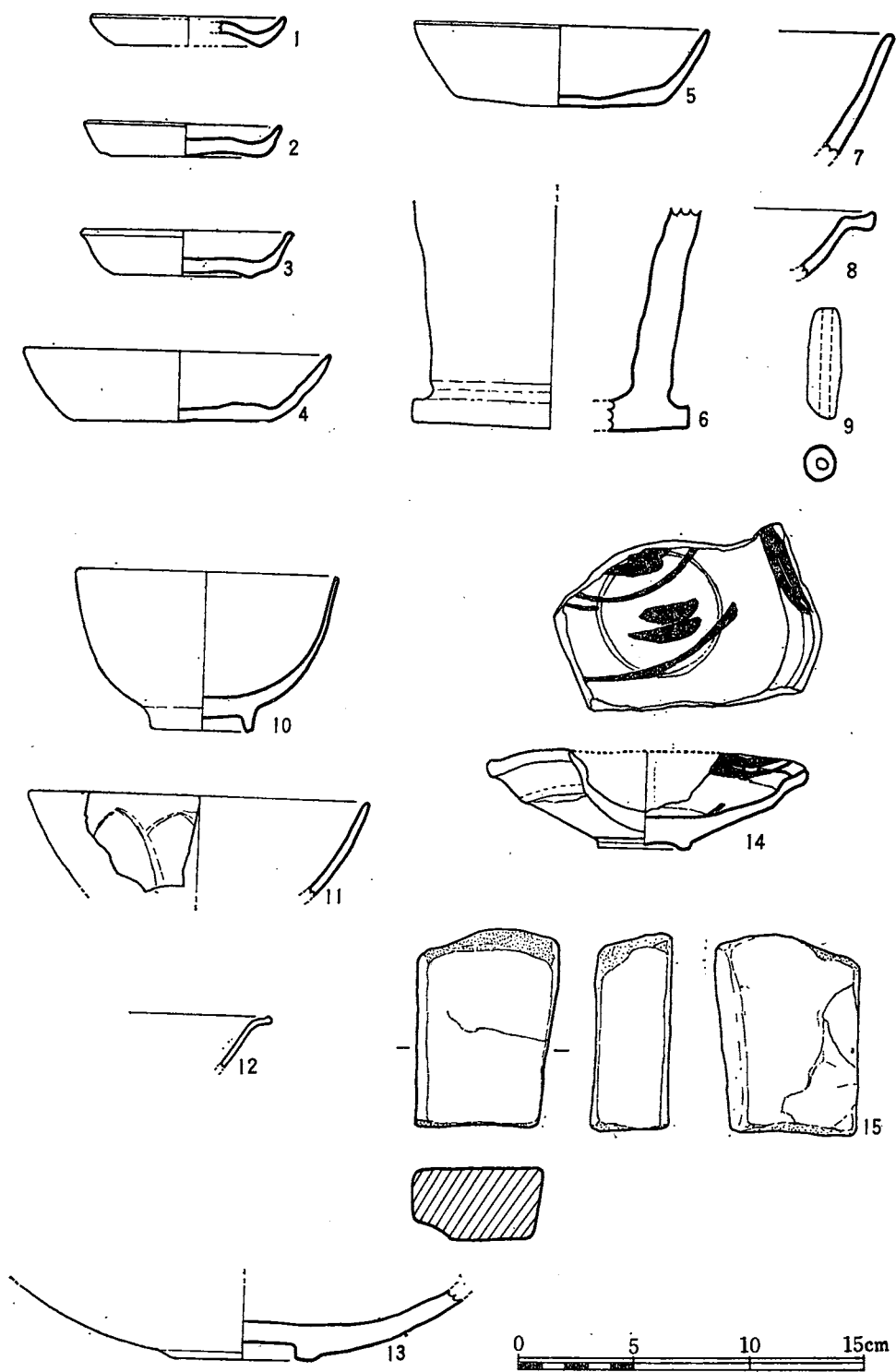
棒に粘土をまきつけ整形を行い焼いたもので、管状土錘である。欠損している。最大径一・五cm、孔径三mmを測る。暗褐色粘質土出土。

石製品（第57図 6・7）

6は滑石製石鍋の再利用用品と思われる。上面、下面それに両側面はノミ状工具により整形されている。7は硬質砂岩製の砥石である。三面を利用している。暗褐色粘質土出土。

ふいごの羽口（第57図 8）

凝灰岩製のふいごの羽口で円筒状を呈するものである。ほぼ完形で最大長二五cm、外径一四・五cm、内径二・五cmを測る。完結部は高熱をうけてガラス状化している。褐色粘質土出土。



第 58 图 A地区 (1~9)・西外濠南侧切落し部 (10~15) 出土遺物

(五) A地区より出土した遺物

A地区には七条の試掘坑を設定した。各試掘坑の土層層序は、同一層序を示すのではないが、大体において次の層序であった。

第Ⅰ層(耕作土)、第Ⅱ層(鉄分集積層)、第Ⅲ層(褐色土又は黒褐色土層)、第Ⅳ層(黄灰色砂層)、第Ⅴ層(砂礫層)。

試掘坑

土師器(第58図 1~5)

皿(1~3)と坏(4・5)である。皿は口径八・四cm~九・四cmのものであり、底径六・四cm~七cm、器高一・五cm~二・二cmのものである。底部は糸切り離し法であり、やや上げ底を呈する。底部の厚さに対して体部の厚さは薄い。口縁部はやや外反気味(1・3)とわずかに内彎気味(2)の二種である。

坏(4・5)は口径一三cm前後、底径八cm、器高三・五cm程度である。4の底部は厚く、口縁部は直線的である。5は器厚は厚い。底部は糸切り離し法である。

これら土師器の器面調整は、体部外面はヨコナデ、内面および内底はナデがある。淡灰褐色を呈する。第Ⅲ層の黒褐色土層から出土。

須恵器系土器(第58図 6)

底部は平底で、やや外反しながら胴部に延び、体部上部あたりから内彎し、口縁部に至る。須恵器系の壺と考えられる。器厚は厚い。外面は叩きがみられ、色調は灰白色を呈する。復元底径一二cm。

磁器(第58図 7~8)

青磁碗の無文口縁部破片である。7は口縁をわずかに外反するものである。釉色は灰色がかった緑色で、胎土は白濁色を呈する。8は平

縁の口縁部片である。釉色は青色で、施薬は一mm程度施されている。胎土は白色である。第Ⅲ層の黒褐色土層から出土。

土錘(第58図 9)

漁網に使用されたと考えられる管状土錘である。棒状土錘の最大長五cm、最大径一・三cm、孔径三mmを測る。

1~9は第Ⅲ層の黒褐色土層出土。(図版50・1~6)

切落し部

西外濠南側切落し部出土遺物は土師器・磁器・陶器・石製品であった。(図版50・7~11)

遺構の項で述べたように、切落しは砂礫層を人工により切割して、構築したものである。砂礫層の上部に黄灰色砂層(Ⅳ層)、褐色土層(Ⅲ層)、鉄分集積層(Ⅱ層)、耕作土(Ⅰ層)が堆積している。遺物は第Ⅱ層~Ⅳ層にかけて出土した。

第58図10~12は磁器である。10は、無文の青磁碗で、口径一一・二cm、底径四・六cm、器高七cmを測る。高台の高さ一cmで低く、高台基部の厚さ四mmを測り安定した感じである。底部の器厚は体部の器厚と比べて肉厚である。調整は内面と口縁部はヨコナデ、外面胴下半部は篋削りである。釉色は、淡青白色で、全体に薄く施釉しているが、疊付部には施されていない。11は外体部に蓮弁があり、弁幅はやや広めで、弁先は丸目で弁中央が盛りあがった鎗手のものである。釉色は黄味がかっている。12は白磁碗の口縁部破片である。口縁部の形態はやや内彎しながら延びる体部を口縁部で引き上げて、外反させている。釉色は乳白色を呈し、胎土は灰白色である。

これらの青磁・白磁は第Ⅳ層黄灰色砂層上面から出土した。

13は碁筭底を呈する青磁大皿であろうか。底径六cm、釉色は淡青白

色で、釉薬は厚い。胎土は黄灰色を呈する。第Ⅱ層から出土。14は染付陶器碗である。口径一四cm、底径四cm、器高四cmを測る。波状口縁を有する碗である。体部上半と口縁の境には稜線をもち、全体的に外反する。図柄の素地となる釉は茶灰白色で、内面に黒褐色一色で茎・草葉状文を描いている。施釉は高台部から胴部下半には施されていない。内面には全面施釉されている。第Ⅱ層の鉄分集積層から出土。

15は硬質砂岩製の砥石である。四面が使用されている。長さ八cm、幅六cm、厚三cmを測る。第Ⅱ層から出土。

(六) 盛土より出土した遺物

第三期の建造物構築面の土層層序を示すと、第Ⅰ層耕作土、第Ⅱ層鉄分集積層、第Ⅲ層盛土の褐色土ないし黒褐色土層、第Ⅳ層黄灰色砂層、第Ⅴ層砂礫層である。建造物は第Ⅲ～Ⅳ層上面に構築されていた。

出土遺物はこの第Ⅲ～Ⅳ層中からであった。土師器、磁器、陶器、瓦質土器それに土錘である。(図版51・52)

土師器(第59図 1～15)

皿(1～7)と坏(8～15)で第Ⅳ層黄灰色砂層上面から出土した。皿は口径七・五cm～九cmのものである。体部と口縁部のつくり若干の差がみられる。1・2・4・9は薄手で外反し口縁部のつくり若干の差がみられる。1・2・4・6は薄手で外反し口縁端に丸味がある。3・5は、薄手ではあるが内彎気味である。7は前述のものやや異なり、体部が薄い。

8～15は、15を除いて口径一二・二cm～一三・二cm、底径八cm～九cm、器高二・八cm～三・八cmのものである。全体的に体部の器厚は薄い。口縁部が直線的(8・12・13)、やや外反気味(9・10)のもの、やや内彎気味(11・14)のものがある。10の底部器厚は他と比べて、とくに薄い。

以上の皿・坏は、胎土に微砂を含有し、体部外面はヨコナデ、内面および内底部はナデ調整である。底部の切り離しは糸切りである。色調は淡茶灰色を呈する。

磁器(第59図 16～28)

16～28(26を除く)は青磁であり、そのうち17～22は碗である。16～28は体部外面に蓮弁があり、弁幅は広く弁先は尖り、弁中央が盛り上った鋤手のものである。釉色は黄味がかった緑色で、胎土は灰白色を呈する。

19～22は無文の碗の口縁部破片である。口縁部が外反するもの(20)、内彎するもの(19)、平縁状を呈するもの(21・22)がある。釉色は黄緑色で、釉薬は21・22に厚く施されている。胎土は灰白色である。19の復元口径一三・八cm、20は復元口径一四cm、21は復元口径一三・二cm前後であらう。

23・24は高台付底部片である。23の見込みには草花文が描かれている。施釉は高台内および畳付部には施されていない。

25は、底径七cm前後の無高台の皿である。やや上げ底を呈する。見込みに釉線の円圏をめぐらし、その内部に細く櫛描きにより雷光状文と三葉の草花文が描かれている。口径一〇cm、底径三cm、器高二cmを測る。釉色はやや茶色気味の緑色を呈し、胎土は灰白色である。

27は平形合子の蓋である。復元口径六・四cm、器高一・六cmを測

る。天井部に八本の沈線が放射状に走り、中心部に花形文の型抜文様がある。胎土は灰色で、釉色は黄色気味の緑色を呈し光沢がある。第三層黒褐色土層より出土。

28は平形合子の身である。口縁部は蓋受の立ち上りがあり、底部は上げ底状である。側面には菊座形の型抜文様がある。施釉は内面と口縁部の一部に行われ、釉色は淡い青白色を呈する。胎土は灰白色である。口径四・五cm、器高一・八cmを測る。

26は白磁の皿で、口端部は釉のかからない口ハゲ状を呈する。器厚は全体に薄く、口縁は外反する。内底部には圈線状の沈線がある。外底部には釉がかからず黄褐色の露胎で刷毛目痕を有する。釉色は青白色を呈する。口径一五cm、器高一・八cmを測る。

27を除く青磁は第Ⅳ層黄灰色砂層上面から出土した。

1(第60図)は、碗胴部片と思われる青磁で、外面には唐草文が描かれている。釉色は黒ずんだ青白色である。

陶器(第60図 2、6、8)

2の釉色は青白色を呈し、胎土は白色で施薬は外底部には施されていない。内面には篋による草花が削り出されている。高台付小皿か。

3は染付碗である。底径四cm。器形は高台部から体部下半で内彎しそのままゆるやかに外反しながら口縁部へと続く。図柄の素地となる釉は淡青白色で、外面に薄藍一色で草花が描かれている。体部下半に一条の線が巡りその上部に濃淡によって草花が描かれている。高台部にも二条の線が巡っている。胎土は灰白色を呈する。

4は獣面脚である。鼻の大きい獅子のような面をしている。胎土は灰白色を呈し、釉色は淡灰白色で、内側には暗い緑色と淡青色で細い線と草葉状の文様が描かれている。第三層の盛土の黒褐色土層より出

土。

5・6染付碗である。両方とも同器形で同文様である。口径一三・四cm、底径四・六cm、器高四・五cmを測る。器形は高台部から内彎し、口縁部は外反する碗である。図柄の素地となる釉は暗い灰色で、体部内外面に藍一色で描かれている。内面文様は口縁部に一条の線が巡り、胴部に一、二条の線を描き、その中に嘴を大きく開き、上方を向いた鳥が長い尾を立てて描かれている。外面には口縁部に一条の線が巡っている。第三層出土。

8は湯呑茶碗である。釉は二度かけられている。黒褐色の釉薬の上に、口縁部の内外に青灰白色の釉がかけられている。口径八・四cm、器高五・六cmを測る。第二層の鉄分集積層出土。

瓦質土器(第60図 7)

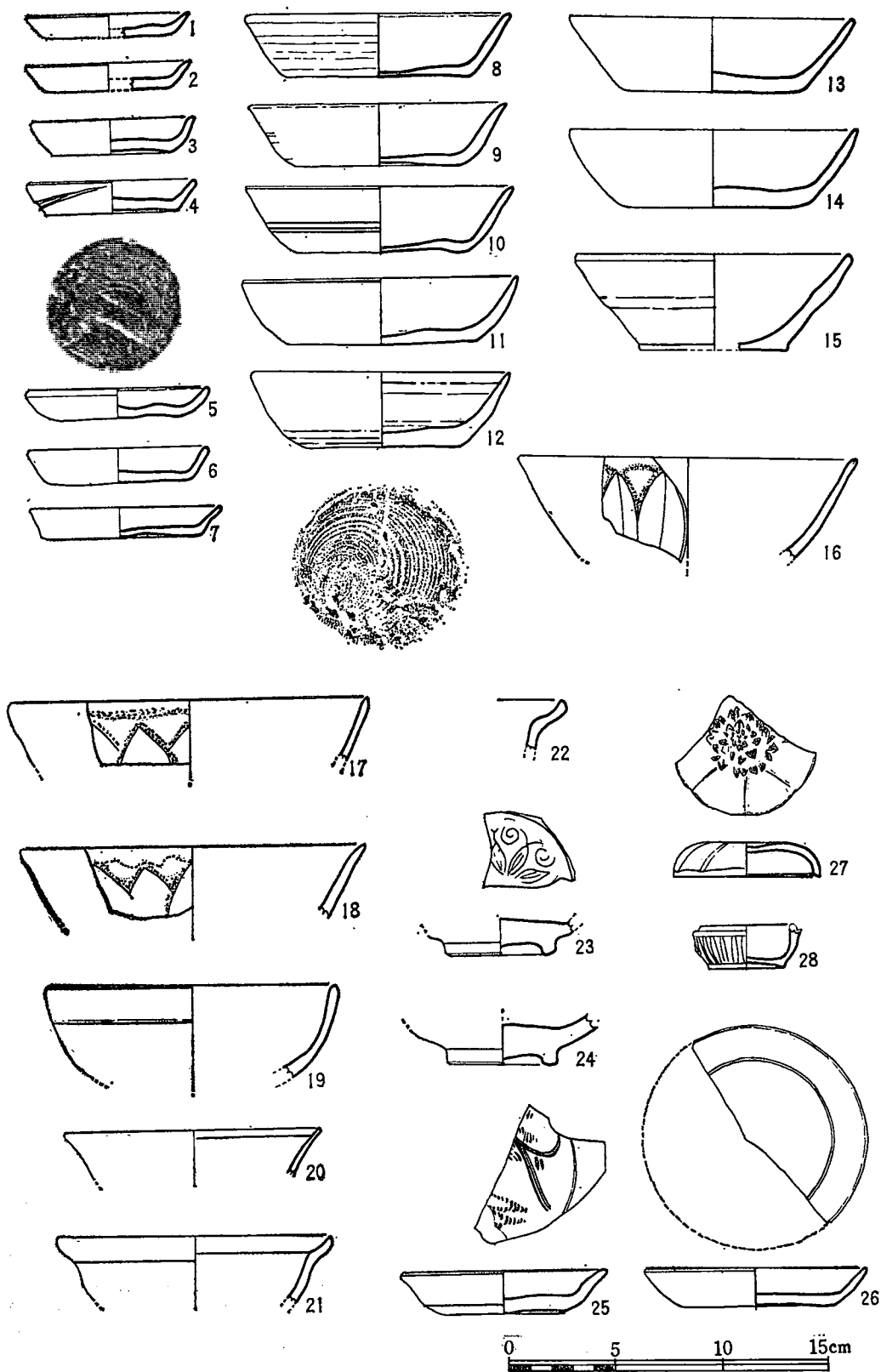
7は瓦器の捏鉢の口縁部片である。口径三〇cm前後になろうか。内外面は刷毛目がみられる。

土錘(第60図 9、12)

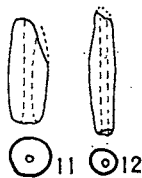
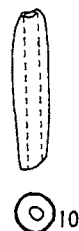
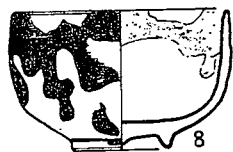
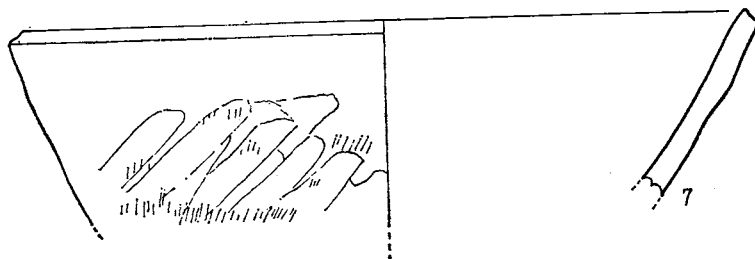
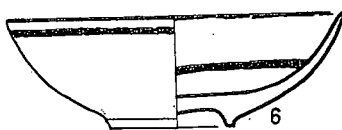
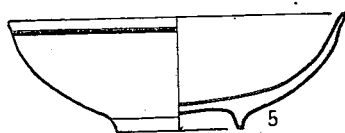
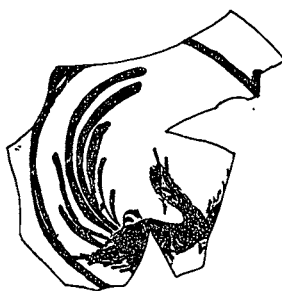
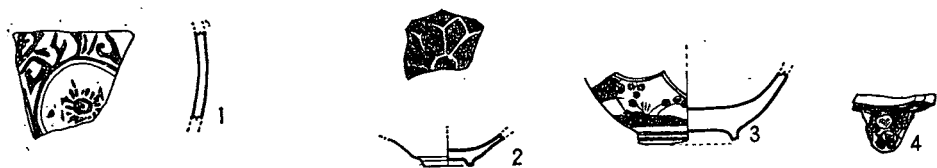
9・10・12は棒状を呈する土錘で、11は紡錘形を呈する。端部が破損している。9は最大長七cm、最大径一・八cm、孔径三mmを測る。11の最大長四・三cm、最大径一・六cm、孔径三mmを測る。器面は摩滅し、色調は淡灰白色である。第四層の黄灰色砂層の上面から出土。

(七) 広場より出土した遺物

切落し下面に黄灰色砂層が堆積し、この砂層上に集石群もしくは石敷状遺構が在る。この面を広場と解したが、この広場面からの出土遺物は土師器、磁器、須恵器系土器それに石製品であった(図版53)



第 59 圖 盛土内出土遺物



第60图 盛土内出土遗物

これらの遺物はすべて第Ⅲ層の褐色土層と第Ⅳ層の黄灰色砂層上面から出土した。

土師器(第61図 1~5)

皿の細片も出土したが復元できず、坏のみ図示した。5点の坏の口径は一〇cm~一四・五cm、器高三・一cm~四cmのものである。

1は口径に比して器高が高い。底部の器厚は厚い。2・3の口縁部の器厚は薄く、2の底部は凹凸している。4はやや内彎する口縁を有し、5は1・2・3と同様に口縁部は直線的である。

以上の坏は胎土に微砂を含み、体部はヨコナデ、内底部はナデ調整である。底部の切り離しは糸切りである。胎土は茶灰色を呈する。

磁器(第61図 6~14)

6~8は青磁碗の口縁部片である。口縁部は外反し、外面に沈線と削り出しによる蓮弁を有する。弁幅はやや広めで弁中央は盛り上っている。弁先端はやや尖った感じである。釉色はやや黄色を帯びた朽葉色を呈し、胎土は白濁色である。6の復元口径は一六cmを測る。

9・10は青磁碗の口縁部で無文である。9は底部から内彎しながら口縁部へと延び、急に外反する。10の口縁部は直線的に外反している。釉色・胎土とも6~8と同様である。

11~14は青磁碗の高台付底部である。11は底部で器厚は厚く、一・七cm、高台の高さ一cm、疊付部は丸味を帯びている。12、13の高台は低く、疊付は水平である。釉色は朽葉色を呈し、胎土は白濁色で、釉薬は高台内および疊付には施されていない。

須恵器系土器(第61図 15・17)

15は口縁が「く」の字状を呈した甕形土器である。器面調整は、口縁部内外面は刷毛目がみられ、体部外面はタタキがみられる。色調は

灰色を呈している。口径一七cmを測る。

17の内外面の色調は灰黒色で、胎土は暗褐色を呈する壺形土器である。調整は外面はタタキで、その上をナデている。内面には櫛状具によって横斜の粗い擦痕がみられる。

瓦質土器(第61図 16・18)

復元口径一九~二〇cm前後の瓦質の火鉢と考えられる。口縁部は内傾している。調整は内外面ともナデがみられる。器厚は厚く二・五cmを測る。胎土は灰白色を呈し、色調は灰色である。

18は火鉢の口縁部片である。色調は明褐色で、胎土は灰色を呈する。口縁部は「く」の字状を呈し、体部上部に貼りつけ突帯がみられる。口縁部外面直下に梅花文状の押印文がみられる。

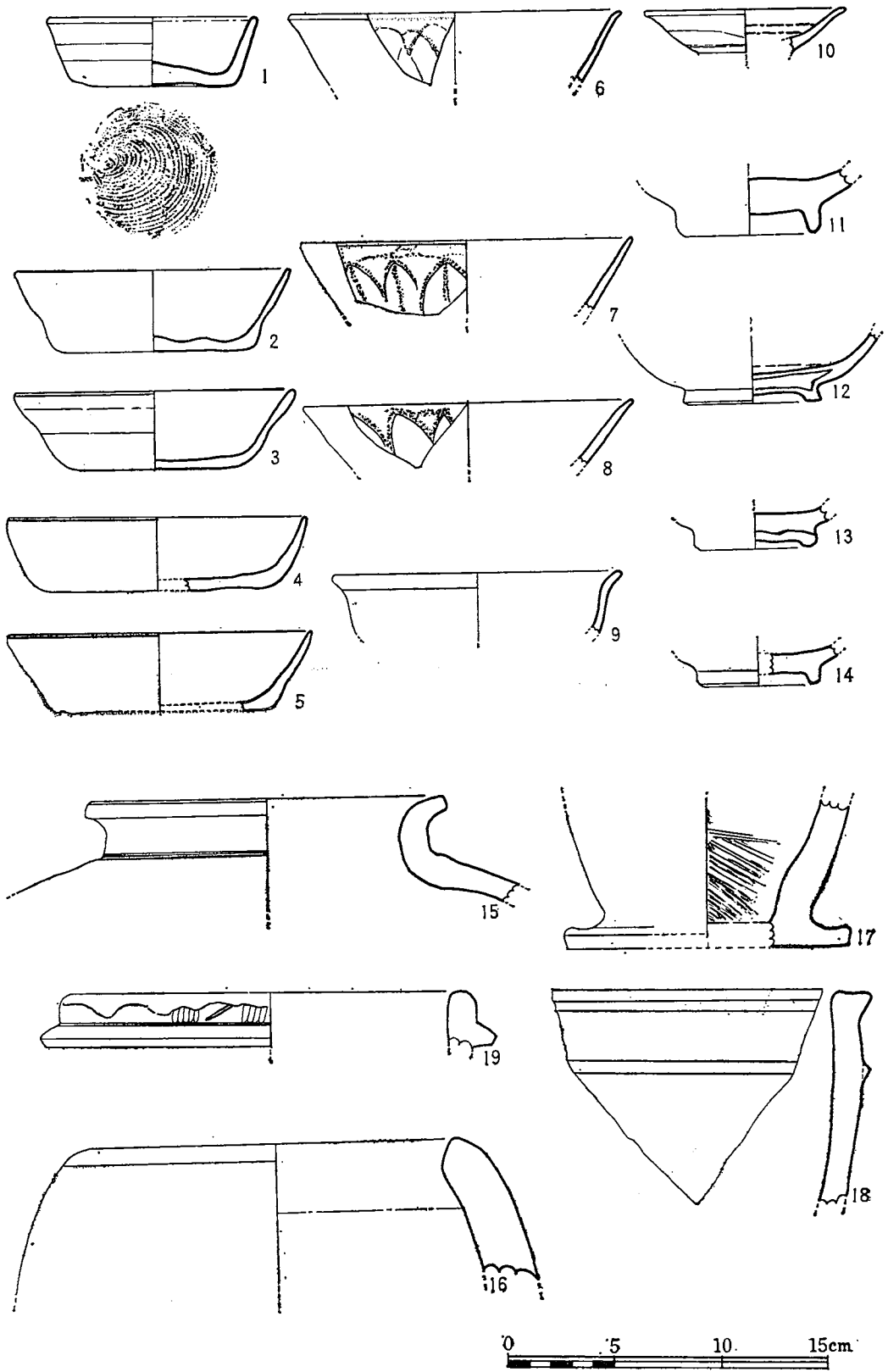
石製品(第61図 19)

滑石製石鍋の口縁部片である。内外面ともノミ状工具によって調整されている。なかでも、内面は滑らかに研磨されている。復元口径二〇cm前後となろう。

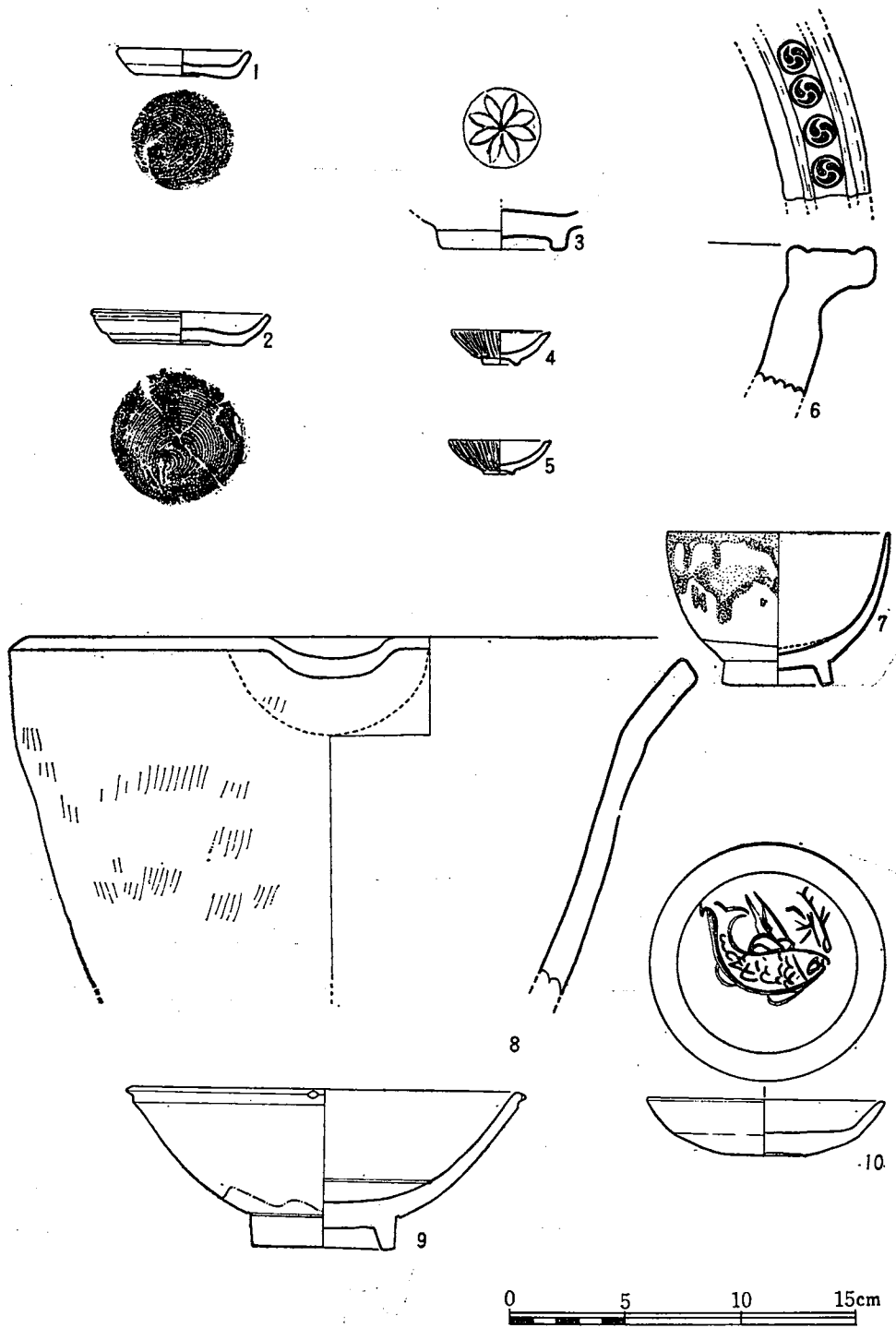
(V) C地区より出土した遺物

東外濠の東側と堤防の北側にかけて出土した遺物は土師器、磁器、それに石製品であった(第52図10~13 図版54・1~4)。すべて第Ⅱ層の鉄分集積層と第Ⅲ層の褐色土層から出土した。土師器は皿、坏の細片で図示できなかった。

10は青磁碗片で、外反する口縁部をもつ。外体部には蓮弁があり、弁幅はやや広めで、弁中央が盛り上った鑄手のものである。釉色は暗



第 61 圖 広場出土遺物



第 62 圖 土 壘 內 出 土 遺 物

緑色で胎土は灰色を呈する。

11は須恵器系の甕口縁部である。口縁が外に張り出て、「く」の字状を呈している。口縁部内外面は刷毛目痕がみられ、体部外面はタタキによる調整である。内外面とも灰色を呈する。

12は瓦質壺である。復元底径一四cm前後となろう。底面は窰切りのあとナデが施されている。外面はヨコナデされ、内面はナデ調整である。

13は滑石製石鍋片の加工品である。方形のこぶ状把手をもつ石鍋片の内面下半を、ノミ状工具によって削り、その上を粗い研磨で消している。把手下に外面からあけられた一孔を有する。

(九) 堤防より出土した遺物

堤防構築状態を知るため川原石を除去し、堤防の基礎部の調査を行った。この際検出された遺物は土師器、磁器、瓦質土器、それに陶器であった(第52図 14~17・図版54・5~7)。

14は土師器の坏で、口径一三cm、底径八・八cm、器高三・三cmを測る。口縁部は外反する。15は青磁碗口縁部片で体部外面に蓮弁を有する。弁幅はやや広めで弁中央が盛り上った鐺手のものである。弁先端はやや尖っている。復元口径一五・八cmを測る。16は瓦質の火鉢の体部下半部片である。17は陶器のおろし皿である。内面は黄色味がかった青白色の釉がかかっている。内底部には格子目状の条溝が刻まれている。

14~16は堤防構築の石積み中から出土し、17は堤防直上から出土し

た。

(十) 土塁内より出土した遺物

昭和五〇年暮、橋本氏宅新築の基礎工事の際出土したもの(第62図 1~8 図版54・8~10)と、昭和二六年開田工事の際発見されたもの(9・10)である。

1・2は土師器の皿で、胎土に微砂を含み、体部はヨコナデ、内底部の切り離しは糸切りで、やや上げ底状を呈し、ほとんど淡茶灰色を呈する。3は青磁の高台付碗の底部である。内底部に草花文を描く。釉色は黄色味がかった緑色を呈し、胎土は白濁色である。底径五・五cmを測る。4~5は陶器の紅皿である。外面は貝殻肋状を呈する。釉は白色である。口径四・三cm、器高一・五cmを測り、上げ底状である。

6は土師質の火鉢口縁部である。口唇に三巴文が押印されている。7は高台を有する湯呑みである。外面の口縁部から体部上半まで淡緑色の釉がかかっている。釉の流れがみられる。内面は明黄褐色の釉が全面に施されている。胎土は黄褐色を呈している。8は瓦質の片口捏鉢である。外面に粗い櫛状の条痕がみられる。9は白磁碗の完形品である。口径一七・四cm、底径六・二cm、器高六・八cmを測る。やや内彎しながら延びる胴部を口縁部で引き上げて口端部を水平におさめている。高台の高さ一・三cm、高台基部の厚さ九mm、畳付は水平に近い。高台の削り出しが深く、胴部への移行点に小さな段を有する。内底面近くに沈線による圏線を有する。調整は体部上半はヨコナデ、胴部は窰削りである。釉色は乳白色で、釉薬は高台部には施されていない。

10は青磁皿の完形品である。口径一〇・二cm、底径三・五cm、器高二・四cmを測る。やや上げ底で、口縁部は底部から直接立ち上がり、中途で稜をなしている。身込みには篋によって沈線による圜線と魚草文がみられる。釉色は暗緑色を呈し、釉葉は外底部には施されていない。底面は篋削りである。

(五) 出土遺物について

出土遺物について、各遺構別、層位別に概観してきた。各遺構の年代を推定するにあたって、各種の特徴を持つ遺物が出土しているので検討してみたい。

東外濠、西外濠それに切落し部に囲まれた範囲に、第一期および第二期の建築物の掘立柱穴が重複して検出された。柱穴構築面および柱穴内から出土した遺物は、土師器、中国輸入磁器、国産陶器、瓦質の捏鉢、土師質火鉢、土錘それに滑石製品と砥石であった。これらの遺物が第一期あるいは第二期の建築物に伴うものかは、遺構が重複していたので判然としない。土師器についてみると、大宰府史跡第三三次調査^平の所見によると、溝SD605の第IV層から「貞応三年（一二二四）」銘木札が出土し、共伴した土師器（皿、坏）と館跡出土の土師器は類似しており、一三世紀前半代に比定することができよう。

輸入磁器は青磁碗と白磁皿それに合子である。青磁碗の大部分は、外部に蓮弁があり、弁中央が盛りあがった鑄手のものである。南宋期の浙江省龍泉窯系青磁で一三世紀前半に比定されるとい^{註2}う。少量ではあるが、無文で釉調、器形からみて、同じグループと見られる青磁碗

も出土した。また身込みに草花文を描出した福建省同安窯系の碗もみられる。青磁では碗のみが出土し皿は皆無であるのに対して、白磁では碗は皆無で皿のみが出土した。皿はいわゆる口ハゲを呈するものである。合子は江西省の景德鎮窯系影青である。

土師器と磁器についてみるかぎり、これらの遺物の年代差は認めがたく、第一期と第二期の建築物の構築時期は、さほどへだたりのない時期であったと考えられる。

土器溜は第二期建築物期の所産であり、出土遺物は土師器と青磁の細片であった。土師器は柱穴構築面から出土したものとほとんど同一器形の皿と坏であり、青磁についてみると、高台付無文の碗であった。これらの遺物は柱穴構築面出土遺物と同様に一三世紀前半代に比定されよう。

東西両外濠は第二構築期に構築され、第三建築物構築期にも再度外濠として機能を果している。第二期の濠の埋没は、球磨川の洪水・氾濫に起因する黄灰色砂層堆積期と考えられる。黄灰色砂層は東西両外濠にも堆積したであろうが、第三建築物構築期に再度外濠の機能化をはかるため黄灰色砂層は排土されたのであろうか、両外濠には黄灰色砂層の厚層堆積は認められなかった。他の遺構では黄灰色砂層中には遺物の出土は皆無に等しかった。おそらく短期間に黄灰色砂層は堆積したものと思われる。第二建築物構築存続期間は、柱穴構築面出土の土師器、磁器についてみるかぎり、短期間であったと推定される。

東外濠の濠内出土遺物を見ると、濠底に近い土層から土師器の皿、坏、青磁の皿、内面に蓮弁の文様が描かれた青磁碗、口ハゲの白磁皿、瓦質の火鉢、瓦質の捏鉢、ふいごの羽口それに鉄滓であった。青磁の皿、碗は南宋期の龍泉窯系である。土師器および青磁は前述した

大宰府史跡^{註3}から出土しており、東外濠構築は一三世紀前半代に比定してさしつかえないと考えられる。濠埋没後の堆積土である褐色土層から、明代の青磁壺口縁部片、有田系染付碗が出土した。^{註5}

西外濠出土遺物は、暗褐色粘質土層から青磁碗、皿、須惠器系の壺瓦質の火鉢、砂岩製砥石等が出土した。青磁碗では、外体部に蓮弁を有する鋳手のもの、体部内面に草花文を描出したもの、無文の青磁があり、鋳手、無文の青磁碗は南宋期の竜泉窯系と考えられ、体部内面に草花文を有する碗は福建省を中心とした窯の製品であろうか。皿の身込みに弧状文と櫛描きの施文がみられる青磁皿は、同安窯系と考えられる。濠埋没後の堆積土である鉄分集積層から、明代染付皿が出土した。^{註6}

西外濠の遺物出土状況から、第三建築物構築期の外濠の埋没は、一七世紀前半（江戸時代初期）頃と考えられ、濠の機能は終えたと思われる。

切落し部に洪水・氾濫によって、黄灰色砂層が堆積しその後第三期の建築物が構築された。盛土および広場面からの出土遺物は、第三建築物構築期以後の遺物である。

盛土から出土した遺物のなかで、土師器の皿、坏、青磁の碗、皿、白磁の皿、景德鎮窯の影青の合子、それに瓦質の掬鉢は、第一建築物構築面および第二建築物構築面から、同器種、同器形が出土している。このことは第二建築物構築終末期と、第三建築物構築開始期に年代差がないことを意味しており、黄灰色砂層堆積直後第三期の開始を意味する。これらの遺物の外に、高麗青磁^{註7}（第60図1）、有田系染付碗（第60図3）、明代の染付碗（第60図5・6）が出土し、それに地

窯の一勝地窯系^{註8}の湯呑茶碗が出土した。これら遺物の大部分は、外濠埋没後の堆積土である鉄分集積層出土遺物と同器種のもので、褐色土ないし鉄分集積層から出土した。

広場面出土の遺物で土師器、磁器は他の遺構出土遺物と同器形であるが、須惠器系の甕、壺がこれらの土師器、磁器と伴して出土した。堤防構築の石積みの中から第一、第二建築物構築期出土の土師器坏、南宋期の竜泉窯系鋳手の碗が出土し、堤防直上から古瀬戸のおろし皿が出土した。宮元尚氏保管の土器出土の白磁碗、および魚草文の皿は一世紀末〜一三世紀前半代の浙江省竜泉窯系の所産と考えられる。

（杉村）

註1

一九七五年『大宰府史跡昭和四九年度発掘調査概報』九州歴史資料館

2 陶磁器については、九州歴史資料館の鏡山猛、亀井明德両氏の御

3 教示を得た。

註1に同じ

4 一九七一年『東洋陶磁の世界』、三彩社。

5 小山富士夫『元・明の青磁』世界陶磁全集。

一九七〇年「草戸千軒町遺跡一九六九年度発掘調査概報」広島県教育委員会。

註4、5と同じ。

6 一九七六年『韓国美術五千年展図録』

7 「一勝地焼」 球磨郡球磨村一勝地字田代に安永五年（一七七〇）

右田伝八によって開窯。以来右田氏によって継承され、明治に至る。現在、成田勝人氏（窯元一〇代）によって焼成されている。

8

五 考古学上よりみた成果と展望

遺構・遺物からみた館構築時期

相良頼景の多良木下向の時期は建久四年（一一九三）とする説は大方の支持を得ている。^{註1}江戸時代の編著である相良家伝の一つである「歴代私鑑」によると『公の館する所、今之を東前といふと』記している。現在、相良頼景館跡と伝えられる処は、通称「東の前」という地名が残っている。この頼景館と称する処には、三方に土塁が遺存している。永い風雪にさらされ土塁はいくらか変容はしているものの、ほぼ原形を保っている。土塁の復元数値を示すと、北側土塁の幅九m、高さ二・五m、西側土塁の幅九m、高さ二m前後である。東側土塁の規模は西側土塁と同様と思われる。

調査は球磨川改修工事堤防建設地の全面発掘調査であり、館跡の全面発掘調査ではなかったので、館跡の詳細は明示できないが、以下のことが判明した。

外濠と土塁を構築して、館の機能をはかった時期以前に、同じ場所に掘立柱穴建築物が構築されていた。館構築以前の建築物を第一期と呼称すれば、この第一期では、西側に傾斜している土地を水平に盛土して基礎工事を行い柱を構築した。外濠と土塁とを構築し館としての機能化をはかった時期を第二期と呼ぼう。この第二期の館は、東西北側に土塁を構築し、南側は人工による切落しを造り、南面の球磨川面を正面として、球磨川の舟運を考慮した設計の館である。館の規模は、土塁内側で東西約五四m、南北約六〇mを計る長方形を呈した館であ

り、中規模のものである。^{註2}三方の土塁の外側には、幅五m、深さ二mの外濠がめぐっていたと考えられる。建築物は砂礫層上に構築されており、外濠は排水機能を兼ねたものであろうか。外濠の濠底に検出された粘質土は球磨川から取り入れられた水と、排水の沈殿物と解されよう。

第一期と第二期建築物構築遺構は検出されたが、第一期と第二期の柱穴は重複し、確実に第一期と考えられる柱穴内からの出土遺物と、第二期の柱穴内と考えられる出土遺物との器種の違い、器形の差は認められなかった。土師器、中国輸入の磁器からこれらの遺物の年代は、一三世紀前半代に比定できよう。

第二期の建築物の廃絶は、球磨川の洪水、氾濫によって切落し部、外濠に黄灰色砂層が堆積した事に起因した。このことは切落し部に新しく土地の増加をはかるといふ一面を生み出し、切落し部南側前方に堤防を構築し、第二期の切落し部と堤防間は広場として利用し、新しく増加した土地には、掘立柱穴建築物が構築された。外濠に堆積した黄灰色砂層は取りのぞかれ、東外濠南端は補強延長され、再び外濠は機能を果した。この時期を第三期と呼ぼう。第三期の建築物構築面出土の土師器、中国輸入磁器についてみるかぎり、第一〜第二期の建築物構築面出土遺物と大差はない。おそらく第三期の開始は、第二期廃絶期と時を同じくした時期と考えられる。第三期の廃絶期は、外濠埋没時と考えられるが、この時期は、一七世紀前半頃と思われる。

江戸時代の編著ではあるが、相良頼景多良木下向の建久四年の文献記録と考古学的遺構・遺物からみた年代はほぼ一致し、筆者は第二期の土塁と外濠を有した建築物遺構を相良頼景館と解したい。

成果と問題点

西外濠の堆積土から検出された木炭を社団法人日本アイソトープ協会にC-14測定を依頼の結果、四二〇±七五(四一〇±七五)『年代は14Cの半減期五七三〇年(カッコ内はLibbyの値五五六八年)にもとづいて計算され、西暦一九五〇年よりやかのなる年数(Years B.P.)として示されている』であった。一六世紀の中頃は外濠は機能を果していたことを測定値が示し、発掘調査結果と一致した。

ここ数年の間に中世遺跡の調査例は増加し、熊本県内で例をとると一〇数箇所を数える。これらの出土遺物をみると、土師器の皿、坏が量的に大きな割合を占めている、供膳用土器としては中国輸入磁器が必ず出土している。この現象は頼景館跡でも同じである。頼景館跡からの出土遺物を見ると、煮沸形態の容器は出土しなかったが、滑石製石鍋の加工品が出土しており、おそらく土師質の土鍋とともに石鍋も使用されたものであろう。貯蔵容器としては須恵器系の甕をあげることが出来る。中世遺構の調査では必ず出土する瓦質の捏鉢、挿鉢も出土した。

国産陶器として、有田系、古瀬戸焼が招来されているが、須恵器系の甕、瓦質の鉢類、それに土師系の鉢等の中世陶器製品の窯跡は不明で、今後の究明なしでは商品流通の動向は理解できないと思われ^{註4}。

次に外濠の堆積土からふいごの羽口、鉄滓が検出されたが、鉄生産のあり方を反映する考古学的資料は検出されなかった。土豪、地頭クラスにおいては、館内に鉄生産場を有するものであろう。

(杉村)

註1

本書の第三章一の松本寿三郎氏報文参照
一九七〇年 小室栄一 「中世の城・館跡」 新版考古学講座 雄山閣

2

一九七五年 桑原憲彰 「熊本県下古代・中世城館跡調査事例」 熊本県文化財調査報告・第一七集 熊本県教育委員会

3

一九七六年 島津義昭 「熊本県の考古学―最近の発掘調査とその成果―」 九州考古学 五二号

4

一九七三年 亀井明德 「九州出土の宋・元代陶磁器の分析―大宰府出土品を中心として―」 考古学雑誌 第五十八巻第四号
一九七七年 小田富士雄 「古代・中世窯業の地域的特質―九州―」 日本の考古学Ⅳ 河出書房

第 三 章

第三 章

一、相良氏の球磨下向と多良木支配

はじめに

相良家伝および相良系図など相良氏の伝承では、相良氏の球磨支配の端緒を建久四年（一一九三）の相良頼景の多良木村入部におき、ついで建久九年には嫡子長頼が人吉莊地頭として下向したとする。而して頼景のあとは長頼の第二子頼氏が養子として継ぎ、頼氏の系統が多良木相良氏（上相良氏）として上球磨を領し、下球磨は長頼の嫡子頼親系が人吉相良氏（下相良氏）として支配し、球磨郡を二分支配したといふのである。相良氏は球磨郡以外にも宗頼系が内田相良氏を称して鹿本郡東部にあり、頼平系が山北相良氏を称して玉名郡西南部を領したといふ。

鎌倉期において、右の伝承にみられる各地に相良氏一族が蕃衍したことは疑いない事実である。しかしながら、相良頼景および長頼下向に関する伝承には承服しがたい点が多い。鎌倉初期の建久年間といえ、源頼朝による幕府創業直後であり、地方支配のための守護・地頭設置からいくらかも隔たらない時期である。とくに在地に平家勢力が強かった九州の地において、かくも早い段階に東国御家人である相良氏が下向し、その支配を確立し得たかという点からも、相良氏の出自について疑問が出されたのは当然と云うべきであらう。

すでに戦前太田亮氏は相良系図の混乱を指摘し、「同氏は遠江国相

良莊を本貫地とするが、同系図を考ふるに、為憲の弟に為邑を置き、又為時を「西戎追罰の人」と註し、時頼の弟時任に「菅原贈爵の時幸府勅使」と註す。これ等に拠れば、鎮西伊佐氏と関係ありし氏にして、橘氏等と共に遠江国に移りしものか、遠藤・井伊等と関係深き事は勿論也」と指摘し、九州に縁が深かった事―在地領主の可能性を暗示している。戦後、永原慶二氏⁽³⁾が遠隔地莊園の典型的事例として蓮花王院領人吉莊をとりあげたが、相良氏については「相良系図」⁽⁴⁾に依拠して相良頼景が鎌倉初期多良木に下向し、元久二年には相良長頼が蓮花王院領人吉莊本補地頭として補任されたとする。（「相良家文書」三号）鎌倉御家人として勲功あつた相良氏が、遠江の本領から下向し補任されたところに特長があるとす。一族は肥後一國に分布し、さらに恩賞地を他國にも保有するなど、九州地方で一般的にみられる根本領主に系譜をひく小地頭とは異なつたスケールの大きい新入地頭とした。ついで地頭領主制の展開を相良氏の支配に求めた大山喬平氏⁽⁵⁾は、相良氏の出自については永原説を踏襲し、相良氏の族的結合関係を考察した鈴木英雄氏も「相良系図」の史料的价值を問い、頼景の建久四年下向・長頼の建久九年下向説には疑問をなげかけているが、それでも建久年間には下向・入部し、具体的な鎮西所領経営がはじまつたとみている。

杉本尚雄氏⁽⁷⁾は相良長頼は元久二年ことに要請して平家没官領たる人吉庄地頭職を得たが、すでに建久年間には一族は各地に土着しており大規模な地頭級領主であり、その領地経営は入部後一代の新入地頭のようにするところではなく、また相良氏関係史料に名主層―領主的性格の根本開発領主が確定し得ないところから、相良氏は遠江国相良から肥後に下向土着したのではなく、古い肥後の豪族かも知れないと推定し

た。また奈須真一⁽⁸⁾氏は杉本説をより具体的に継承発展させて相良氏土豪族を提起している。

一方鎮西御家人を網羅的に検討している瀬野精一郎⁽⁹⁾氏は、相良氏が文治年間に泉新庄山井名・多良木村の内を給与されている点は認めつつも、正応六年七月の相良頼氏讓状案により頼氏が遠江国相良堀内以下を譲渡している点、「山北西安寺石堂碑文」に遠江国より下向とある点から一応下り衆としているが、なお他の東国下り衆と比して、鎌倉初期に土着し、惣領と庶子の支配関係が稀薄なことは注目すべく、相良氏の存在形態は鎮西在御家人と類似した性格であるとし、今後さらに考究の要ありとしている。

このように相良氏の出自には東国御家人―惣地頭的な性格がみられるとともに、現時点における相良氏の領地経営の分析では鎮西在地御家人的性格もみられ、にわかには決し難いのが実状であろう。右の諸説にみられる相良氏出自研究の第一の問題点は、史料の価値が問われながら、しかもそれに立脚している「相良系図」の解明にあるうかと思われる。すなわち、諸説の根底には史料分析によって得られた結果を「相良系図」に云う「頼景建久四年下向、長頼建久九年下向」と照合した形跡がみられるからである。この論証は他日を期したいが、「相良系図」にこだわらずに、史料によって相良氏の出自を解明する作業をせねばならないのではあるまいか。第二の問題点は、鎌倉期における地頭補任は即現地下向、直接経営を意味するかという点である。相良長頼が人吉荘地頭に補任されたのは事実であるが、彼が何時どの段階で下向したかを史料的に論証することは困難である。第一の問題点と同じく、後世に潤色された部分が多い「家記」の類ではなく、当

時の史料に即して解明することが必要であろう。

本稿は主として第二の点に焦点をしばって多良木相良家の展開を考え、人吉相良家に関しては比較する意味で必要な部分のみを補論として提示するに止めた。

註1 相良家伝には「沙弥洞然長状」(大日本古文書家わけ第五「相良家文書一」所収三一九号)「歴代私鑑」「歴代参考下書」「南藤葛綿録」「嗣誠独集覽」「探源記」「求麻外史」があり、うち「沙弥洞然長状」は天文五年の編述、あとはすべて江戸時代の編著である。

2 『姓氏家系大辞典』第二卷二五四二頁

3 『在家の歴史的性格とその進化について』(竹内理三編『日本封建制成立の研究』所収)

4 『統群書類従』第6巻下

5 「地頭領主制と在家支配」(日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基礎構造』所収)

6 「惣領制に関する二三の問題」(安田元久編『日本封建制成立の諸前提』所収)

7 「北条氏の九州政策―寛元2年肥後人吉庄の地下中分について―」(熊本大学教育学部紀要第八号)

8 「中世辺地荘園の地頭領主制―肥後国球磨郡人吉荘の場合―」(八農高紀要8号)

9 「鎮西における東国御家人」(日本歴史一六七・一六八号のち「鎮西御家人の研究」所収)

(一) 相良頼景の多良木村下向をめぐって

まず相良氏の伝承によって頼景下向についてみると、諸書は下向の時期を建久四年を中心とする点で一致するが、その理由は三つに大別

される。

一、贖罪により、長頼御下向三四年の前、勘食米として、多良木村を宛行はる。(沙弥洞然長状、歴代私鑑の或記)

二、一治承五年安田義定の橋本城普請に合力せず所領を奪わる、亦還さる、建久四年多良木荘を増賜さる。(歴代参考・求麻外史)

2 〃 豊後成恒名に下向、建久四年多良木村下向。(歴代私鑑の古老説・一説)

三、建久の始め、一条次郎の浜松城普請場乗打を咎められ、建久四年多良木村へ流さる。(歴代私鑑・南藤蔓綿録・探源記)

右のうち沙弥洞然長状は天文五年(一五三六)の状であり、他は江戸期の編さんであるから、これをもって頼景下向の真実とは断じ難い。

ただ右のうち治承五年(一一八二)に相良三郎(頼景)が遠江国相良荘にいたとする二の説の前半部分は吾妻鏡によって裏づけられ、また正応六年(二二九三)七月二十日に、多良木相良家の頼氏が子息六郎頼宗に遠江国相良堀内重松以下を譲渡していることと併せてみると、少なくとも相良頼景は遠江国相良荘にいたことは否定できない。而してこの頼景が建久四年に多良木村に下向したとするのである。

一方、鎌倉初期における建久八年の「肥後国求麻郡田数領主等目錄写」(以下「図田帳」とよぶ)には、相良頼景の姿は見えない。すなわち「図田帳」の記載は

球磨郡二千町

蓮花王院領人吉庄六百丁

領家 八条女院

預所 対馬前司 清業

下司 藤原友永 字人吉次良

政所 藤原高家 字須惠小太良

地頭 藤原季高 字合志九良

藤原茂綱

藤原真宗 字久米三良

尼西妙

鎌倉殿御領五百丁

預所因幡大夫判官

永吉三百丁

地頭良峯師高子息字平

紀平次 不知
実名

須惠小太良家基領百五十丁

公田九百丁

豊富五百丁

地頭藤原真家 字久米三良

豊永四百丁

地頭

藤原家基三百丁字須惠小太良

多良木村百丁没官領

伊勢弥次良 不知
実名

建久八年潤六月日

である。この写は大日本古文書編さん当時は「或ハ疑ヲ挟ムベキモノナキニアラズ」とされたが、平河文書と照合した結果若干の誤写があるけれども一応信頼できることが明らかとなった。建久八年ならば当然伝承に云う相良頼景は多良木村にいないなければならない筈であるのに

ここには片鱗すら見えない。ここで東国御家人相良頼景と多良木村とが結びつく要因があるとすれば、多良木村百丁が没官領であるということであろう。公田の他の部分は豊富郷久米三良・豊永郷須惠小太良と球磨郡の地名を冠し、人吉莊地頭をも兼ねる有力在地土豪層が地頭職を安堵されている中で、多良木村のみが没官領にされたには特別な事情があったに違いないし、ここに球磨郡の地名と対応しない地頭伊勢次良がいる所をみると、伊勢次良は在地領主が安堵された形の地頭ではなくて幕府から新恩として補任された地頭だったのであるまいか。もし伊勢次良が東国御家人であるとすれば、同じ東国御家人である頼景が「贖罪により」預けられるか、あるいは伊勢氏を頼って下向することは不自然でないとと思われる。

建久の「凶田帳」において相良頼景が在地土豪であり、没官領となつたと仮定した場合、彼が地頭職を安堵されてないことが問題となる。即ち、文治の争乱に際して九州の土豪は多く平氏に属しており、ために源頼朝の政權掌握に際してその地位を危くしたが、殆んどが頼朝に帰伏することで所領を安堵されている。多良木村に隣接する永吉莊地頭平河氏も文治の争乱には平氏に属して頼朝の勘気を蒙つたが、文治三年地頭・名主職を安堵されている。同じように久米三良、須惠小太良、あるいは人吉次良、合志九良らの土豪勢力も地頭職・莊官職を安堵されているのであって、頼景のみが没官領になることは考えられない。頼朝は九州については在地領主の所職を安堵することによって治安の維持をはかったことと思われるからである。

相良氏が鎌倉以前における多良木村の在地土豪ではないことを推測させる傍証として、球磨郡における平安期の寺院分布と鎌倉期の寺院建立を対比してみると、第3表・第4表の通りである。

すなわち多良木村には平安末と目される寺院が少くとも長運寺・弥勒寺・東光寺の三つがあった。長運寺・弥勒寺は大治五年(一一三〇)銘の釈迦如来、薬師如来をもつていたし、東光寺は鎌倉初期には村名として出てくるから古くからの寺であつたと思われる。そして相良氏によって蓮花寺・青蓮寺が営まれるようになる。相良氏によって再建された東光寺を除いてこれら寺院は衰微・廃絶の道をたどっているから、恐らくは前代の在地土豪により建立・維持されたものと云えよう。こうした傾向は多良木村に限らず球磨郡全域について云えることである。第3表に示したように、「凶田帳」に見える在地土豪層の根拠地には必らず古い伝承をもち、古式の仏像を持つ寺院が建立されており、なかには相良氏によって維持されたものもあるが、多くは衰微しているのであつて、寺院の盛衰による勢力交代から見ても、多良木相良氏による青蓮寺の隆盛を考へる時、長運寺・弥勒寺・東光寺の存在は前代在地土豪の存在を示すものとして注目せねばならない。

杉本氏の相良氏在地領主説を継承補強して相良氏土豪説をとる奈須真一氏は、すべて状況証拠によるとしながらも、相良氏下向説に対してつぎの七つの疑問を提示している。

(1) 「球磨郡田数領主等目録写」によると、球磨地方の開発層と目される人吉次良・須惠小太良・合志九良・久米三良等の土豪層はすべて藤原姓を名のつており、当地の開発は藤原系の土豪たちによって推進されていること。

(2) 相良氏は鎌倉初期の建久年間に遠江国榛原郡の本領より鎮西に下向し、肥後国球磨地方に土着した一族であると見做されているが、同氏が当地の開発土豪層と同じく藤原の系譜をひく地頭豪族であること。

第3表 相良氏入国以前の伝承痕跡ある寺院

	伝創建年次	伝建立者	場 所	郷 庄
常 楽 寺		矢 瀬 氏	人吉市田町	人 吉 荘
井 口 寺	長 和 2		〃 井 口	〃
観 琳 寺	治 承	矢 瀬 氏	〃 村 山	〃
高 寺 院		〃	山江村山田	永 吉 荘
宗 慶 寺		平 朝 臣	人吉市寺町	人 吉 荘
勝 福 寺		重 盛 菩 提	深田村荒茂	須 惠 荘
真 福 寺	養 和 年		人 吉 市	
新山不動堂	治 承	矢 瀬 氏	人吉市願成寺	人 吉 荘
誓 願 寺	平和初期		上村誓願寺	〃
長 運 寺	大同5、仏像		多良木町黒肥地	多 良 木 村
東 光 寺	藤原時代		〃 東光寺	〃
平 等 寺	仁 平 元		須惠村阿蘇	須 惠 荘
福 田 寺	〃 元	平 川 依 高	錦村木上荒田	永 吉 荘
宝 陀 寺		久 米 氏	湯前町東方	豊 富 郷
弥 勒 寺	大同5、仏像		多良木町黒肥地	多 良 木 村
万 福 寺	仁 平 元	平 川 師 高	深田村内山	永 吉 荘
本 泉 寺		平 川 氏	相良村井沢	〃
竜 泉 寺			岡原村宮原	?

第4表 鎌倉期建立の寺院

	伝創建年次	伝建立者	場 所	郷 庄
願 成 寺	天 福 元	下 相 良 氏	人吉市願成寺町	人 吉 荘
青 蓮 寺	永 仁 元	上 〃	多良木町黒肥地	多 良 木 村
浄 心 寺	寛 喜 2		湯前町東方	久 米 郷
浄 蓮 寺	鎌倉中期	須 惠 氏	須 惠 村 陣	須 惠 荘
久 木 崎 寺	正応年中		免 田 町 築 地	永 吉 荘
正 持 寺	文 永 2		人吉市原田	人 吉 荘
栖 山 寺	永 仁 5		多良木町黒肥地	多 良 木 村
増 音 寺	鎌倉中期		人吉市田町	人 吉 荘
如 法 寺	仁 治 元	上 相 良 氏	多良木町土井口	多 良 木 村
蓮 花 寺	嘉 禎 2	上 〃	〃 蓮花寺	〃

上村重次「九州相良の寺院資料」による。

(3) 相良氏系図が時代人名ともに混乱していて信頼性に欠けること。
(4) 相良頼景が平家の勢力の強かった九州地方とは早くから関係をもっていたこと。これは前記(1)・(2)・(3)の記事とも相俟って、相良氏が球磨地方の開発土豪層と同傾向の豪族であるという確証は得られないが、同氏が球磨の土豪層と何らかの関連性があったものと推定される。

(5) 九州御家人の有力成員であった筈の相良長頼の地頭職が、補任後わずか一代足らずの間に強行分割されていること。これによって北条氏は長頼の保持した人吉本荘北方分の支配権を没収していること。

(6) 相良頼景(蓮寂)の一族は、球磨地方以外に肥後北辺の山鹿郡、玉名郡にも勢力を伸ばしており、頼景下向の時期を考えると入部説への疑問が多分に存在すること。

(7) 山鹿郡泉新荘内山井名の所領をめぐる相良長頼(惣)と同頼重(庶)との相論から推察される相良氏入部説への疑問。

相良氏の下向をめぐる問題は、右の疑問で解決できるのであろうか。その一々について簡単に論じてみる。

(1) 「囷田帳」における荘官・地頭層を開発土豪層として捉えることは承認できるが、彼らの中で球磨郡の地名を冠しない平河平次・合志九良・伊勢弥次良の存在をどう考えるか。伊勢弥次良については先述した新恩地頭と思われるが、平河平次・合志九良を含めて、荘官・地頭層と郡衙との関係を考慮すれば、辺地における土豪の土地支配という点からみて、郡司・郷司の地頭化も考えられよう。とくに良峯氏は菊池氏⁽¹³⁾と関係があったらしい。合志氏も菊池系⁽¹⁴⁾によれば経明⁽¹⁵⁾合志五郎の孫秀高⁽¹⁶⁾菊池九郎⁽¹⁷⁾永里岡本阿地領主⁽¹⁸⁾ナリ後裔基季

永里領主・季隆岡本六郎左衛門とあり、人吉荘地頭藤原季高字合志九良との関連は見逃せない。さらに文和ごろ(一三五二—一三五五)相良定頼⁽¹⁹⁾弁一族等所領注文⁽²⁰⁾には、岡本又次郎分として「一所肥後国合志郡内高永田地拾五町⁽²¹⁾永里⁽²²⁾加庶⁽²³⁾字⁽²⁴⁾一所同国球磨郡永里村⁽²⁵⁾同跡」⁽²⁶⁾とあることによってこの時期まで所領を有したことが知られ菊池氏の一族であることは疑えない。しかも開発土豪層がそれぞれ球磨郡内の地名を字名とする藤原氏であるのに対して、相良氏は球磨郡の地名でないのであって、同じ藤原氏であるから同傾向だとすることはできないのではあるまいか。相良を字名とすることはむしろ別系統を示すのではないか。

(2) 相良氏は前述のように遠江国相良堀内のほか京・鎌倉に屋敷⁽²⁷⁾地を有していた。京・鎌倉の屋敷は一番役・番役の必要性から買い求めたと説明できないでもないが、遠江国相良はそうした必要がない所であり、しかも堀内というのを中心地であらうから、この地を有していることは、ここに根拠があったことを物語るのではないか。

(3) 相良系図の混乱は否定できないし、「肥後国山北西安寺石堂碑文」⁽²⁸⁾もいささか不審で信用できないが、それは下向の時期と拝領地について言えるのであって、下向そのことを否定する根拠とはなり得ないのではないか。

(4) この点については、むしろ九州全域の在地土豪と平氏の関係で考えればならないが、前述のように隣接する平河氏や他の土豪・吾妻鏡に見える菊池隆直以下の九州勢がほぼ本領安堵されている事実からすれば、頼景が在地主豪であるとすれば本領安堵されるのが普通である。

(5) 相良長頼の人吉荘地頭職を中分し得宗領としたことは、たしかに幕府の東国御家人処遇として苛酷な感じはあるが、長頼側からみて一代ではあっても、幕府においては北条氏による執権政治の段階に入っており、守護・地頭に対する北条氏の政策からみれば、相良長頼・頼重の行為は武家法に対する違反事項として指摘されているのであり、従って長頼は失点を目覚したに違いない。当の蓮仏（長頼）がこの中分を「於中分北方者、本領之習、上訴申所、返給に例有り、いはんや寛元二年之尅、一旦ノ傍輩之コラシメニ、中分被召候て、尼御前之御領ニ罷成候ひぬ、適いら若之時より、左近大夫殿之御心志ヲなしまいらせて、宮仕之忠ヲ致者ニ候へハ、蓮仏カ御さ候ハン時も、この讓状を捧上訴可申¹⁹」と理解し、いずれは返されるものと楽観している。これは北条氏と密接な関係にあったから来る自信ともとれるし、また式目に照らして納得できる処分だったし、また「北方の本訴といい、五分一といひ、為勲功地之上者、せせうを申て可返給也」²⁰にみられるように、幕府新恩地頭職であったからこそショックも少なかったのではないか。少くとも処分をうけた相良氏の態度からみると、それほど無体な仕打とは受け取られていないことは確かである。

(6) 相良一族が球磨郡だけでなく九州各地に散在所領をもっていることは、鎮西土着御家人のあり方としてよりは、東国御家人のあり方を示すのではないか。鎌倉初期における確実な所領は山井・山北・高橋（宗頼↓頼重・頼元）・多良木（頼景↓長頼↓頼氏）・人吉（長頼↓頼俊・頼員ら）であり、時期的に早い下向ということが問題になるが、東国御家人の建久年間の下向として薩摩の鮫島氏の例もあるので必ずしも希有の例ではない。相良氏の場

合後述のように建久年間に限定しなければならぬ理由はないので、もうすこしおそく下向土着したとすれば矛盾なく理解できる。

奈須氏があげた(1)と(6)の疑問点は、右のように解すれば相良氏の下向説を補強することにもなり、在地土豪説を支える充分な論点とはなり得ない。問題は(7)である。寛元元年（一二四三）相良頼重は伯父（相良）永頼法師との間に五ヶ条の相論²¹を展開したが、山井名について「件名者、祖父頼景法師之所領也、親父宗頼讓得之、四十余年知行之處、去嘉祿三季三月、宗頼書置讓状并契状、死去之間、任彼状頼重可伝領之處、舎兄頼元濫訴之刻、安貞二季十一月本主頼景讓給頼重之時、嫡子蓮仏加判畢、」とのべており、蓮仏もこの部分については異議を唱えていない。奈須氏が頼景土豪説の根拠とするのは、親父宗頼は嘉祿三年（一二三二）死去までに四十余年知行したから、頼景が宗頼に譲ったのは文治三年（一一八七）年以前であり、相良氏は文治三年にはすでに肥後に入国していたことになり、それは平家滅亡との時期とも一致することになるので、相良氏の肥後入国そのものが怪しくなるというのである。

しかしながら、この条の問題の部分は非常に微妙な問題を含んでいる。まず頼景法師から宗頼が譲得した時が明記されず、従ってまたその知行期間が四十余年とあいまいな表現になっていることである。通常相論の際には関係文書として讓状・安堵下文が出されるのであって、本件についても、嘉禎三季三月には宗頼書置讓状ならびに契状があり、また安貞二季頼景からの讓渡にも讓状があるのに、何故この場合に限って讓状がないのであろうか。この点に疑問がのこる。只一つ云えることは、頼景から宗頼への讓渡は他の事例と異って、讓状を伴

なわなないものであった。だから四十余年というのは頼重の表現である可能性も多いのではないかとということである。

このほか「相論条々」では多良木内古多良・竹脇・伊久佐上・東光寺の四村が、建保二年（一一二四）に頼景から宗頼に譲与されたが、宗頼が父頼景に先立って死去したので頼景の手に帰し、頼景一期のうち頼重に伝領される筈の處、蓮仏に押領されたともある。多良木の場合は頼景がいつから領したか明記されないが、頼景は山井・山北と多良木に所領を有したわけである。

この「相論条々」における表現は年期について四十余年という極めてあいまいな表現であること、「祖父頼景法師所領」としか云ってない。このほか相良氏の所領表現では人吉荘₂₃軍功之故、勲功地、高橋郷₂₄宗頼勲功所領、豊前国成恒名₂₅宝治勲功の地、の表現であって「先祖次第相承」の語がみられるのは遠江国相良堀内以下を譲った正応六年の相良上蓮讓状写₂₆だけである。このことは肥後国山鹿庄についての「件庄蓮妙私領」₂₃、山本南庄についての「右件田島等者、是氏綱、元祖相伝所領」₂₄、永吉荘についての「重代所領」・「希代相伝之私領」₂₅「八代相伝開發之地」₂₆の表現とは全く異なっており、相良氏においては頼景以前の影をみつけないのである。しかも在地開發領主である平川氏の場合問題のたびに文治三年の右大将家御下文を提出して正当性の裏付けとしているが、相良氏においては元文二年の下文が根拠として提出されるのであって、ここからも長頼が人吉在地頭職に補任された段階以前はそれほど明確でないのではあるまいか。だからこそ、相論に際しても四十余年という表現しか出来ないのではあるまいか。而して相良氏の進出には鎌倉幕府との関係を強く感じるのである。

それでは相良頼景はどのような経過で多良木村に下向してくるのであろうか。頼景の事蹟は建保二年に多良木の内古多良、東光寺など四ヶ村を宗頼に譲与したが、宗頼の死後悔返して長頼に領有権を認めたことしか判らない。この場合、宗頼が東光寺村を領有したろうことは、宗頼勲功の地とされる高橋郷との関連から東光寺村も八幡宮との密接な関係がみられることで確かめられる。即ち宗頼は承久の変の勲功地として高橋郷を得ているが、ここは隣接する泉新庄山井名をも含めて八幡宮弥勒寺領であった。多良木村については明確でないが、東光寺には伝承では頼氏が八幡宮を勧請し、東光寺々城から発掘された文永一〇年の経筒に八幡宮社家と推定される大神宗氏銘₂₇のものが含まれていることから、八幡宮との関係が考えられる。多良木村と宇佐宮・弥勒寺との関係を示す史料は全くないけれども、宗頼―高橋郷・山井名―東光寺村と連ねてみるとこの関係は動かせないのではあるまいか。宗頼は八幡宮と何らかのつながりがあり、その線で八幡宮領である高橋郷地頭・名主職を得たと思われる。

同様に、相良長頼の人吉荘下向についても、相良氏の本貫地遠江国相良荘は蓮花王院領₂₇であり、そこで相良氏が領家とどう関わったか一切明らかでないが、荘官職ないし地頭・名主職を有したことは充分考えられるのであって、他の東国御家人にみられるように、九州の広大な莊園に新天地を求めたとするならば、長頼の蓮花王院領人吉莊地頭職補任は領家側にとっても望ましいことであり、幕府はこうした両者の希望を入れて長頼を補任したのではあるまいか。相良氏の伝承に説く、勲功地を父頼景の住む球磨郡に望んだわりに、以後の頼景系（上相良氏）と長頼系（下相良氏）の郡内における族的展開は充分でない、むしろ両氏が別家としての道を進んでいるのであって、そのこと

は莊園領主との関わりに由来するところが大きいと思われる。

さらに相良氏が東国御家人ではないかと思われる証跡の一つに、相良氏の所領内において鎌倉紀年銘の巨大な石造建造物がみられることがあげられる。肥後国内で石造五輪塔が一般化するのは室町期だと思われるが、鎌倉期の石造五輪塔はとくに東国御家人所領と関連が深く阿蘇郡南小国満願寺の北条氏三代塔のほか、相良氏関係では鹿本郡菊鹿町(内田相良氏)、玉名郡玉東町(山北相良氏)、球磨郡(下相良・上相良氏)、小代氏関係の荒尾市浄業寺などにあり、在地領主である菊池氏・阿蘇氏の所領にはみられない。葬制のような極めて旧慣尊重の風が強い慣習は容易に在地領主層に受け入れられなかったことを示すとともに、とくに巨大な石造五輪塔が権威の象徴として機能していることに、幕府を背景として進出する東国御家人の地方への対応ぶりが窺われるのであって、ここからも相良氏が東国御家人であることが裏付けられよう。

以上のべたように、相良氏は東国御家人の徴証が多く、しかも始祖頼景の事蹟が全く現われなところから、一応長頼・宗頼の補任の段階からを確実なものと考ええる。最も問題を含んでいる「相論条々」を採用した場合でも、必ずしも肥後に下向する必要はなく、泉新庄山井名の所職を得たとするならば、文治三年の段階での問題として処理できないでもない。而して頼景は伊勢弥次良との関係で多良木に進出してここを領するに至り、長頼は蓮花王院領の関係で、元文二年に人吉荘に補任されてその経営にあたり、宗頼は八幡宮弥勒寺との関係で泉新庄山井名・山北名を領したのではあるまいか。頼景と長頼・宗頼が父子でありながら、初期以来別々の展開をとげるのはかかる領有関係によるものと思われる。

註1 大日本古文書『相良家文書』三一九号

1 「全右」三三号

2 「全右」二号

3 「平川文書」(『熊本県史料・中世篇』第三卷所収)

4 球磨郡岡原村に「伊勢本」という地名があり、多良木町古多良木と近い距離にあるが、乙益重隆氏はここを伊勢氏の居所とするには余りにも小さい地名だとされる。(『報告書』第四集)

5 安田元久「西國の惣地頭について」(史学雑誌五九―二)

6 「平川文書」

7 「相良家文書」二号

8 上村重次「九州相良の寺院資料」、乙益重隆氏によれば、この兩

9 仏は同じ檀越僧快速により造立されたもので、それ点から莊園領主層の存在を推定している。(『球磨地方の美術工芸』)―『熊本県文化財報告』第四集以下「報告書」という)

10 「相良家文書」五号

11 上村重次「前掲書」

12 奈須真一「前掲論文」

13 「平川文書」平河家由緒書(未刊)、宮元尚「球磨の中世文書」(『報告書』第四集)

14 「菊池系図」(統群書類従6巻下)

15 「相良家文書」一六一号

16 「全右」一五号

17 「全右」一三三号

18 田辺哲夫「西安寺の調査」(『報告書』第八集)

19 「相良家文書」七号

20 「全右」二四号

21 「全右」五号

22 「全右」三三三号

23 「白河院序牒」(『醍醐雜事記』)

24 「山本南荘下司宗形氏綱田地売渡状」(『託麻文書』)

25 「平川文書」

26 乙益重隆「東光寺出土の経筒」(『報告書』第四集)

27 「東寺文書」永和二年月日官符(『莊園志料』)

28 五味克夫「大隅の御家人について」(日本歴史一三〇・一三一)

29 多田隈豊秋「九州の石塔」、田辺哲夫「西安寺の調査」、荒尾市文化財調査報告第一集『浄業寺と小代氏』による。

田辺哲夫氏は五輪石塔などが土着勢力の周辺地域に、新たに支配権を確立していこうとする東国御家人の所領に多い傾向を、新しく入込んでいく御家人の権威を示すためのものと見、それには幕府の援助があったかも知れないと推定している。(『報告書』第八集)

(二) 上相良民の多良木支配

相良氏は鎌倉期において、上球磨(多良木を中心として上相良氏)および人吉荘(下相良氏)を領した。上球磨は頼景のあと長頼を経て頼氏に相続される。ここでは頼景の段階で在地領主須恵氏との婚姻関係がみられ、須恵氏の女青蓮尼に因んで青蓮寺が建立されたとする、東ノ前は当時の中心地と考えられる茂原ではなく、球磨川沿岸のより不安定な地形に置かれているなど、頼景より須恵氏の伝承が中心となっていることが指摘されよう。而して頼景の事蹟は殆んどみられず、所領相続に具体性がみえるのは、頼氏からである。正応六年(一二九三)七月頼氏は地頭職を六郎頼宗に譲り、田畠在家を頼包・頼高・頼秀・頼実の四人兄弟に分与した。うち頼秀の分は次の如くである。

譲与 多良木田畠在家事

五字田六丁一反四、

三字田二丁二、

一字

一守田七反四、

一字

ひこ三郎いその

うししま

万さい丸

まかと

やまことうし

一字田七反二、

田二丁

田五反

田一丁

田五反一、

田六反

田七反

以上在家拾貳字田地拾伍町者

をれ丸

ふツハラ

かimoto万さい丸

ひさいた

大なかたにわう

うち水をその

をのやまのたうしん

右件田地在家畠、所譲与彦三郎頼秀実也、但、至公家関東御公事、異国警固番役者、随惣頼所勘可致沙汰、仍讓状如件、

正応六年七月廿日

沙弥上蓮(頼氏)(花押)

こうして多良木村百丁は、惣領頼宗以下に分与されたが、その分与は地頭職の分割ではなく、下地進止権を分与されたにすぎなかった。すなわち正安四年(一三〇一)六月日の「肥後国多良木村地頭代申状案」では次の如くである。

〔肥〕後国多良木村地頭相良牛房丸代左衛門尉資氏謹言上

早任相良弥五郎頼氏法師法名上蓮遺状等欲被下地於惣領上蓮孫子頼

頼高六郎三郎頼秀彦三郎頼実次五郎等異賊警固以下面々所役并当村檢□及譲

外押領地等且企押領濫妨且不相從惣領牛房丸催促條々張行子細事

副進

一通 熊蓮讓子息頼宗牛房丸狀正応六年七月廿日

右、以多良木村内、譲与子孫等之時、去正応六年七月廿日讓惣領於

子息六(郎)頼宗牛房丸之次、為孫子頼包、頼高、頼秀、頼実等、以同日

宛給面々讓状畢、而惣領所持之上蓮讓備進之上、不及巨細、爰彼庶

子等背上蓮遺状、或濫妨検断、或押領讓之外之地、或国方濟物等惣領不弁之、或捍対異国警固番役以下用途、就中、於警固用途者、恐干当時懈怠、為全所役、悉惣領所經入之也、先年頼包等企濫訴之間、聊雖番訴陳、入人於中可和与之依令望申、相互存知和談儀之處、就和与状、号不給御下知状、弥云押領、云濫妨、云对捍、並之令張行之条、且背上蓮之讓、且輕其素意、既以告言也、早被止押領濫妨、至对捍分者、糺給惣領所經入之用途、任上蓮遺状等、為被付面々下地於惣領、粗恐々言上如件、

右の訴状と延慶二年十一月日の「肥後国多良木村地頭代陳状案」⁽⁴⁾

肥後国多良木村地頭相良孫三郎経頼代左衛門尉助氏弁申

彦三郎頼秀難遁謀畧并告言以下答問為延引御沙汰捧本陳同篇追進

状條奸謀也早任祖父上蓮誠讓状欲被付頼秀分領於惣領経頼子細事

右、如追進状者、経頼備進讓状、併頼宗進退執筆之間、任雅意所書出之謀書□此條執筆等事、頼秀等不可難申之子細、載頼兼之番畧、次已与理非事、尽本訴問、不及重説、次北尼讓内田蘭事、頼兼分載之、次頼範後家分事、如頼平分之陳状、次頼秀等分領子孫相承由事、具于本訴、次山野河事、惣領進止之條、如讓状、頼秀向背惣領之上者、不能恠望之條勿論、次国方濟物并関東御公事者、属惣領可弁勤之由、上蓮讓状明白之間、頼秀弁惣領之時者、出請取畢、彼請取頼秀出帯之間、相濟之証跡也、向背之時取納所返抄之由申之、遠背上蓮誠遺状、敵対惣領之條、自称畢、勿緒本主上蓮之誠、自由用捨之條、罪科至極畢、次異国警固事、背上蓮遺状、望別勤之由令申之間、惣領対無所遁哉、次検断事、載本訴之間、不及巨細、次経頼扶持悪党由事、不実也、助氏殺害虚誕事、頼兼之番載之、次毛佐宇窪

堺以下事、不入頼秀讓之上者、押領之段承伏也、具于本訴陳之間、畧之、次八岡名由事、頼秀帯正応六年一烈讓状、兄弟一同番之畢、關彼状、差四至阡佰於追進状之條、自由所行也、出带状又無位所之間、不足証文。以背仁頼顯立証之條、背法之上、望証文之間、破頼秀所帯正応六年上蓮讓状歟、是則為濫押領之咎也、早任上蓮誠状、被付頼秀分於惣領経頼之後、至頼秀者、為被行所当罪科、披陳言上如件

の二つの文書と正応六年七月廿日の頼宗への「相良上蓮讓状」によつて、惣領頼宗（牛房丸||経頼の亡父）が父上蓮から譲与され、経頼に受けついだ惣領の権限は(1)庶子分を含めた多良木村所領の検断権、(2)国方濟物・関東御公事、異国警固用途の配分徴収権、(3)異国警固番役で別勤を許さず統率する権限、(4)山野河への進上権であり、惣領と庶子という身分関係が保持され、庶子は所領の配分を受けながらも、所領を挺子として惣領の集権的支配の中に位置づけられ、主従的關係におかれて、自由に領主化することはできないのである。庶子が独立して領主化への途を歩みはじめるとき、惣領はこれを惣領への敵対として捉え、これを罪科として本主上蓮の遺誠状に従つて庶子の所領を惣領の手に奪い返すという強行手段に出ているのであって、庶子の反抗・領主化をおさえ惣領の集権的支配を維持したのである。

さて、これら多良木相良氏の惣領・庶子の居館が何処に設けられたかを想定する場合、まず惣領頼宗の館は平安末期においてすでに弥勒寺・長運寺などに大治五年（一一三〇）仏像を造立するだけの有力者がいた茂原であろう。頼宗は永仁三年（一二九五）青蓮寺を建立しており、今に伝わる。上相良家歴代の五輪石塔もあり、現在でも大字黒肥地の中心地である。

彦三郎頼秀は在家十二字田地十五町を譲与されたが、その在家は「うししま」「まかと」にあり、また、また前出延慶二年の「多良木地頭陳狀案」では頼秀は所領を八岡名といったという。「相良頼資申狀案」によれば八岡名はまた鍋倉名ともよばれた。すなわち

一、心蓮(蓮)遣領者号八岡名処為鍋倉名由書載讓狀条違目由事

如正応六年七月廿日祖父上蓮(頼氏)讓狀者、多良木村内田島在家由載之訖、全不付交名、而或号八岡名、或為鍋倉名之由、名付訖、乘心則被呼鍋倉名字上者、一切不足謀難者哉矣、

とある。鍋倉は大字里城にあり、八岡は大字八日であることは確実である。これからみると、彦三郎頼秀の所領は里之城・八日・馬門・牛島の一帯にあり、従つて居館(いやしき)は里之城附近にあつたと思われる。

残りの庶子頼包・頼高(8)・頼実については、その所領を比定する材料に乏しいが、字図その他から推定してみると、一ヶ所は「相論条々」にも出て来る古多良(木)村周辺で字名で古多良木・横馬場・地藏堂・宮床・馬場田・門田のあたりは、名主館をとりまく寺こそ残つていないが神社・馬場・門田が一セットで出ており、中心地茂原から西へ三キロ隔つており、独立した村を形成しているので有力な候補地である。

もう一つはやはり「相論条々」に独立した村として数えられている東光寺村で、東光寺は文応元年(一二六〇)に相良頼氏によって再興(一説には造立)された。この寺の寺城の経塚から文永十年(一二七三)の銘文をもつ六個の経筒(9)が発掘され、それによって藤原(相良)頼氏をはじめ頼□・藤原氏女など相良氏一門が、往生極楽証大菩提・現世安穩・法界平等の願いをこめて祀つたものであることがわかる。

上相良氏の有力拠点の一つであり、茂原から柿川を溯ること東北約三キロに位置するから、惣領頼宗に与えられたとするよりも庶子の一人に分与されたとみる方が適當であろう。

問題は相良頼景が下向直後に東ノ前の館を備え、また頼氏が嘉禎元年(一二三五)に蓮花寺を建立したという字蓮花寺の一帯である。ここに残っている小祠には文永六年に妙阿と相良頼宗が上蓮(頼氏)の往生極楽を生前に願つた石塔婆があり、又近所には「永仁三年五月 鮎之瀬井手碑 領主相良頼宗建」の鮎ノ瀬井手碑があり、茂原からさほど隔つてもいないところからこの一帯は惣領頼宗の所領に属した可能性がつよい。この場合、頼宗は父頼氏が建立した蓮花寺がありながら、さらに自らの館の近隣に青蓮寺を建立し、歴代の菩提寺としたという説明が必要とならう。

ただ問題は平河氏との関係で、永吉莊横瀬村が蓮花寺・東ノ前の数百メートル上流の横瀬大王であり、伝承のように横瀬大王が横瀬四郎高実であるならば、建久年間にはすでにこの地に威を張つており、そのころ東ノ前に館を構えた頼景と競合することになる。平川文書で見ると永吉莊は球磨川沿岸の散在莊園であり、平川氏は球磨川の水路をおさえて発展した在地土豪層であろう。平川氏の性格は数少ない文書では充分明らかにし難いが、田地が全くない尾瀬村以下五ヶ村から(雑紙)さつし・くす・あつかみ・いた・うるし・鹿か・茶など山野の産物を収納しており、これらを交易することの可能な、水上交通に巧みな勢力だつたと思われる。横瀬村の役割が上球磨における山野物産の集結地だとすれば、平川氏にとって横瀬村は重要な意味をもっていたに違いないし、その意味で横瀬四郎高実の存在も理解できる。そこにもし相良頼景との競合が生じるならば平川氏にとっては大きな問題とな

る筈である。平川氏は永吉莊地頭并名主職を建長三年に大江広元のあとをついだ預所職実春朝臣に奪われ⁽¹³⁾以来弘安四年から元享頃まで争っているけれども、相良氏との對抗関係は全く出て来ない。その間中神・播瀬^(横之)両村地頭・名主職をめぐって一族間に相論⁽¹⁴⁾が起っているが、この時横瀬村地頭・名主職は良峯(平河)良高の手にあつたと思われ⁽¹⁵⁾る。平河氏が下相良氏に吸収されるのは南北朝期永和元年ころでそれまでは横瀬村を領有していたのではあるまいか。

もし平河氏が横瀬村を領有し、横瀬四郎高実が館を構えたとするならば、依高―木上福田寺、師高―深田万福寺、東高(藤高)―山田高寺院という平河氏の一族の例からみて高実にも対応する寺院を想定することができのではなからうか。上相良氏が頼宗の本拠茂原に青蓮寺を建立したことから考えると、近接する蓮花寺をも上相良氏の菩提寺とするのは適當でないし、これを高実―蓮花寺としても大きな矛盾はないのではあるまいか。仮説として提示したい。この仮説が承認されるならば東ノ前館跡は最初平川氏によって創設された上球磨の拠点と考えてよからう。

註1 「相良家文書」三六号

2 「全右」三二号、このうち「ひこ三郎いその」は後述のごとく字八日・字里城鍋倉、「うししま」は字牛島、「まかと」は字馬門であろう。「万さい丸」は平川文書二号(『熊本県史料中世篇三三』)に見える平川三郎長貞の女子号万歳⁽¹⁶⁾の在家にあてることができよう。

3 「相良家文書」三六号

4 「全右」三八号

5 鈴木英雄「惣領制」に関する二三の問題」(安田元久編『封建制成立の研究』所収)

6 乙益重隆「球磨の仏像表術」(『報告書』第四集)
「相良家文書」四六号

7 「全右」一九号・二〇号・三七号によれば、正元元年(一二六〇)から徳治二年一二七六にかけて、人吉莊南方松延に政所を勤める庄官頼高法師の存在がみられる。徳治二年には預所良峯師種・惣政所右衛門尉藤原盛員など球磨郡の平河・相良一門らしい人物が登場しており、頼高法師はあるいは上相良一門の頼高かとも思われる。

8 乙益重隆「東光寺出土の経筒」(『報告書』)
宮元尚「鎌倉―室町時代における球磨の地頭一覽」

9 『肥後国誌補遺・索引篇』

10 「平川文書」一号

11 「全右」四号

12 「全右」五号

13 平河小三郎師頼は人吉莊一分地頭(「相良家文書」一二五号)、平川又三郎は相良定頼一族(「全右」六一号)として扱われているほか、平河貞世・貞家(平川文書六・七号)ら球磨郡の平河氏は下相良氏に同心し、その後相良前頼によって下相良家惣領制が確立され、戦国大名に発展して行くと、平河氏はその家臣団へ編入されていく。(「平川文書」八・九・一〇・一一号、「永池文書」三・四・五・六・七号)

14 「平川文書」一二号の所伝は文書によって裏付けられるほか、「門中堂社并代々先祖書」、仏像銘文により確実である。山田高寺院については寺記にもふれず、相良家伝では永留家領とするが、その時期は明示されず、「平河文書」により建久以来平河氏が地頭・名主職を有しており、また里・小山田大王神社からみて平河氏の拠点であることは疑いなく、高寺院も平河氏との関係があつたとすべきである。この地は南北朝争乱期における両相良氏の激戦地であり、そのために平河氏支配の痕跡がないが、下相良系の永留莊司頼明について「相良家文書」には全くみられず、前述のように平河氏は南北朝期まで永吉莊を有したので下相良氏が山田を領有するのは南北朝期以後である。

補論

(一) 下相良氏の展開

相良長頼は元久二年(一二〇五)の北条氏の畠山重忠追討における戦功によって平家没官領人吉荘地頭職に補任された。ついで弟宗頼が、承久の乱の戦功によって高橋郷を得た。相良氏の肥後所領の獲得は北条氏の執権政治進展と大きな関わりを持っていることが指摘できる。しかも北条氏の側近にあって活躍しているところをみると、彼らが補任後直ちに現地に下向して来たとは考えられない。恐らく自らは鎌倉にあって北条氏に近侍し、代官を派遣して所領経営に当らせたのではないだろうか。多良木家で所領支配に具体性が見えるのは正応六年であることを指摘したが、人吉荘においても正元二年(一二三〇)の「正元元年実検目録事」²⁾においてはじめて惣公文・政所代・地頭・預所の連署がみられるのであって、それ以前の文書には人吉荘に下向して支配したと思われる点が少ない。

まず人吉荘下地中分の原因ともなった頼重と長頼の「相論条々」³⁾では、(一)山井名について頼重は父宗頼の讓状と契状によって伝領し、兄頼元濫訴に際し本主頼景の讓状に蓮仏が加判した。而して頼重が頼元妻女を密懐したので、「蓮仏所入代官也」そして押領した。(二)高橋内作田等は宗頼の死後所領を長頼娘に割き分讓し、娘を取返した上で、所領は返さず管領し、所領年貢が私用し女子に宛給しなかつたとして「去々季所入別代官」れたもの。(三)多良木内四ヶ村は宗頼が父頼景の讓状により領掌していたが、宗頼の死後頼重に伝領さるべきところ、

長頼が讓を得、安堵御下文もあり正当性が認められた。これは完全な書類審査で、「頼重所進頼景建保二季讓状者、為先判之上、不帶御下文敷、蓮仏所進安貞二季頼景讓于蓮仏并宗頼之状者、為後判之上、同季十二月安堵御下文明鏡也」とある。(四)去々季正月蓮仏代官の山井名における頼重下人への濫妨について蓮仏は「不知子細、代官清元可申」としている。これから推測するに、長頼も頼重も現地に代官・下人をおいているだけで、本人は在地していないのである。

寛元二年の「人吉庄起請田以下注進状」⁴⁾は人吉庄を中分した際の地頭分南方に属するものを詳細に記載しているが、中分線をはっきり示し、田畠・苧・桑・在家から山野江河狩倉まで中分した徹底したものである。この中分状は如何なる理由でこれほど詳しいのであろうか。一般には北方・南方の所領を明確にしたため詳密に行なったと理解されているが、もし本所に所領に過不足がないように折半したということを表示するのであれば、双方の所領が明確に打ち出されて然るべきである。例えば領家と地頭の下地中分にしばしばみられる中分図⁵⁾はまさにそうした要求に応じたものだからである。ところがここでは荘園領主側から惣公文・田所・納所代・政所と地頭蓮仏の証判がみられるが、原本によらなければはっきりしないが、地頭沙弥蓮仏の証判は一字上っているように見える。このことは大きな意味があるのであるまいか。結論だけを云えば、この中分状は専ら領家側が南方地頭沙弥蓮仏に領家方への連上を確認するために作製されたものではないであろうか。勿論そのことは自ら地頭取得分を規制することにもなるわけであるが、而してその中分が正当になされたことを保証するために「当給人之御代官調所七郎忠康」を立会わせ相共に見知しめたというのである。ここでいう当給人を奈須氏は北方を獲得した得宗家尼御前と

解しているけれども、それならば何故得宗家代官は証判をしてその客観性を主張しないのであろうか。例えば徳治二年の「人吉莊南方松延名田數得田米田付雜物等実檢注進状」⁽⁶⁾は預所交代にとまなう実檢注進であるが、惣公文・惣政所・地頭・雜掌・(新預所)・領家御代官と責任あるすべての当事者が証判しているのであって、もっと重大な所領の中分において、中分の相手方代官が証判を加えないことはないのではないか。その意味で、私は当給人を現地頭沙弥蓮仏だと考える。何故にかかる代官立会で中分がなされたかと言うと、沙弥蓮仏は現地には居ず、従って地頭沙弥蓮仏の証判は、後日追認の上でなされたと考ええる。

つぎに寛元四年三月五日の「相良蓮仏頼讓状」⁽⁷⁾は六郎頼俊・九郎頼員・藤二永綱へ宛てたものであるが、いずれも彼らの居屋敷を伴わず、得分と領家への公役勤仕を問題とし、頼利に対しては「官仕之忠ヲ致者ニ候へハ、蓮仏か御さ候へん時も、此讓状を捧上訴」申せば北方を返給することもあると云っているのである。

相良一族の downward が確認できるのは建治三年(一二七七)六月十七日の相良西信頼讓状⁽⁸⁾に長者女の夫願心房が西信の代官として異国警固番役を勤仕したのに対して恐らく住居地として「うとのくちの田地耆町、北のたけの内の藪耆ヶ所」を長者女に譲っているのが初見である。それよりさき正元二年(一二六〇)に松延名で庄官頼高法師給分⁽⁹⁾というのがあり、頼高を一族だとすればこの時点まで遡れる。

弘安一〇年(一二八七)の「相良蓮運頼讓状」⁽¹⁰⁾では、前の「惣公文在家」⁽¹¹⁾が關所となり、「ほりの内」と呼ばれて地頭館を示唆している。頼俊は二男ながら長氏を嫡子として相伝所領である経徳・常案名を「永代無妨可令領知」兄弟中の譲りもれの知行を命じ、北方及び五分一は

訴訟により返還されることを望むなど、にわかに所領への意欲を示している。一方成恒名でも「又次郎頼季かところに、ははの名屋敷一所、水田畝中、四郎頼里か所ニ、末光の名やしき一所水田」⁽¹²⁾を讓渡して所領経営を可能にしている。このように頼俊の晩年に在地への意欲が増してきた理由としては、元寇に伴なう所領への downward に求められよう。今まで幕府勤仕の御家人として所領からの得分に依存していた相良氏の所領経営・族的結合のあり方が大きく轉換するのである。折しも人吉莊では徳治二年に預所が代り、中原遠盛から在地土豪平河氏一門の良峯師種がその任につくことになる。

人吉相良氏の族的結合がこの時期にどう轉換するか、先学の業績をたどりながら追求してみよう。鈴木英雄氏は「相論条々」⁽¹³⁾など初期相良家にみられる惣庶の対立を「無指惣領輩」といわれる完全な各別分割知行とみる、そこでは惣領の庶子所領の統制また庶子に対する人的支配はみられず、それぞれが自己の所領の確保とその経営に専念しているとする。問題は所領に対する地頭相良氏の関わり方にある。縷々述べた如く相良氏は代官を派遣するのみで専ら地頭得分に依存していると思われるので、所領(得分権)の確保・拡大はあっても経営は考えられないのではないか。その意味で「相論」の結果人吉莊を中分されたことはショックであったろうが、前述の北条氏との関係から余り深刻に考えてない。領家召物への対捍を訴えられることを恐れ、むしろ領家に勤仕をほげむべしとする。幕府―北条氏へは「於中分北方者、本領之習、上訴申所、返給ル例有り、」⁽¹⁴⁾「一旦ノ傍輩之コラシメニ、中分被召」たと理解している。北条氏との関係は彼の認識の通りで、七年後には長頼は宝治合戦の賞として豊前国成恒名地頭職に補任されるが、人吉莊北方は返還されなかった。

第5表 相良長頼・人吉庄配分表 (単位・町)

各名田積	譲得者					計
	頼 俊	頼 員	永 綱	頼 貞 (頼 妙阿)	その他 の庶子	
経 名	27.04		7.00		0.98	35.20
常 名	25.44					25.44
松 名		26.00	2.03		1.51	29.54
刀 名				7.22		7.22
竜 名	2.50				0.42	2.92
豊 名			0.40			0.40
神 名	2.30				1.50	3.80
そ の 他	43.30	1.70	0.53		52.72	59.28
計	61.61	27.70	9.96	7.22	57.13	163.62
全庄田対する百分率	37%	17%	6%	4%	36%	100%

長頼以後の人吉庄伝は頼俊・頼員・藤二永綱、頼貞¹⁵への名地頭各別相続でなされた。その田地配分は第5表の通りである。この表にみる如く嫡子頼俊には全所領の三七%が集中し、最大の経徳・常楽名をもって質量ともに庶子を圧倒している。これにつぐ頼員と二人で人吉庄の半ばを越えている。こうした頼俊・頼員の所領からみて、他の庶子に対する経済的優位は明らかであるが、その政治的支配という面では独立性を保っており、

四年(一三一)の「相良蓮道¹⁶氏置文」によると、(1)嫡子頼広に経徳・常楽名地頭職を田島・在家・山野・築にいたるまで譲与する。(2)三人の庶子三郎二郎・九郎・十郎にはその内から田三町三ヶ所ずつ与える。(3)女子には所領を譲渡せず扶持米を与える。(4)惣領が領家年貢を収めるが、庶子は毎年米五斗を頼広に弁ずること。(5)異国警固番役は庶子が交る交る供すること、世間が騒々しい時は全員が供をすること。を命じ、庶子各別知行から惣領相続へ切りかえている。こうした相続形態の変化は、異国警固役などの負担の増大と分割相続による所領の矮少化の矛盾が著しくなったことを反映しているであろうが、今までの得分依存から所領経営への生活の転換に刺激されるところも無視できない。惣領にとって所領は単なる経済的な基盤でなく、政治的な関係を決定する要因として自覚されたのである。かくて頼広は頼俊の弟に譲られていた「松延名」を手中にし、所領拡大をはかっている。

こうして惣領制を志向する相良頼広にとって痛根事は回復されざる本領北方であり、五分一であった。元弘三年(一三三三)北条高時に対する全国的反乱が起ると、北条氏に北方回復の期待をもてなくなった相良頼広は、のぞみを天皇に托して天皇方についた。^(合戦)「かせんなんとしたらん時へ、くんこうをへなして申さすへし、身せまき物へ、さやうの時こそひろくもなる事なれ」と聞かされた頼広らは南北朝争乱期を迎えて、領土拡大を希って争乱に参加した。

領家への所当公事は各別であり、また南北朝期にもそれぞれが一分地頭として催促に応じるなど、経済的に優位に立つ嫡子のもとに庶子が従属するという惣領制的規制はみることができない。「無指惣領輩」の原則が貫かれていたのである。この点、多良木相良家の族的結合とは違った展開をしているといえる。

こうした傾向の中で人吉相良家では頼俊のあと長氏が所領へ意欲をもやすと共に、一家の惣領としての動きをみせている。すなわち延慶

註1 「相良家文書」三号

2 「全右」一七・一八・一九・二〇号

- 3 「全右」五号
- 4 「全右」六号
- 5 例えば「島津家文書」(一)所収の「伊作庄内日置北郷堺絵図」など
両者に中分前と中分後の状態が把握できるよう作成されている。
- 6 「相良家文書」三七号
- 7 「全右」七・八・九号
- 8 「全右」二三号
- 9 「全右」二〇号
- 10 「全右」二四号
- 11 「全右」七号
- 12 「全右」二五号
- 13 鈴木英雄「前掲論文」
- 14 「相良家文書」七号
- 15 「全右」七・八・九・四八号
- 16 「全右」三九号

(一) 下相良氏惣領制の確立

南北朝内乱期に入ると相良氏は南・北両朝に分属して抗争する。多良木相良一族は「家督相良因幡權守経頼」にひきいられ「肥後国凶徒相良経頼已下」「相良経頼已下凶徒」とよばれて、一族・庶子の名前が全く出て来ないという惣領制構造で行動し、須惠・永里・岡本・奥野橋佐渡八郎など上球磨の勢力に長氏の子縫殿允祐長も含まれている。

一方人吉相良家は惣領の統率力が弱く、頼広とその子定頼以下、人吉庄一分地頭税所新兵衛入道宗円・同相良孫次郎定長・同六郎三郎頼氏・同孫三郎惟頼・同三郎兵衛頼房・同平河小三郎師頼など一族がそ

れぞれ別個に着到状、軍忠状を出し、独立して恩賞に与ろうとしている。球磨郡内の主な戦場ははじめ永吉庄山田・木枝であった。永吉庄は当時少弐頼尚の所領だったらしく上相良勢は領土拡大をここに向けたのであるが、やがて興国三年(一三四二)久米郷木原々合戦で多良木経頼は打撃をうけ、翌年少弐頼尚の誘いに応じ、本領安塔を条件に北朝方に転じたので、球磨の争乱は一まづ落着いた。

正平二年(一三四七)征西府の中院定平の努力によって八代和談が成立し、征西將軍懷良親王が菊池の本拠にあって肥後の南朝方が勢力を奮うようになり、正平五年(一三五〇)足利直冬が大宰府に入ると九州の情勢は混乱の極に達した。北朝側で足利直冬と一色範氏が紛争を続け、時として直冬が南朝方に通じ、或は一色氏が南朝に通じるなど混乱を極めた。この間相良定頼は少弐頼尚、一色範親と通じて北朝方に立ち、多良木経頼は須惠彦三郎、橘遠江入道道公らと南朝方に属した。両者は正平六年四月から九月にかけて球磨郡内所々に合戦した。この戦いを通して定頼とその一族は人吉庄北方のほか、永吉庄半分・久米郷・永里村のほか日向など多大な所領を得た。その後一四世紀前半の前頼の代にはこうした所領を背景に一族への統制をつよめ、「しよせん一そくのわつらいになり候はんするともからにおいては、親子兄弟をいはず、なかをたかふへく候」と主張できるようになっている。

こうして前頼が人吉相良氏の惣領になると、正平二三年(一三三八)南朝方に帰順し球磨郡には久しぶりに平和が到来した。戦乱中に人吉相良氏に恩賞として与えられた多良木経頼の所領は再び多良木家に返され、両相良氏はそれぞれ私領経営に専念したようであるが、人吉相良氏は永吉庄半分一七五丁(平河左近允跡)、久米郷西方(三池兵庫

助跡)、久米郷東方(橘遠江入道跡)、須惠庄(一族須彦四郎へ)、永里村(永里彦次郎跡)を加えて球磨郡の大半⁵⁾を入手し、元中八年(一三九一)には相良孫五郎頼仲との間に多良木を競望せざることを契約するほどの余裕を見せているし、この頃には天皇の綸旨も征西將軍宮の令旨もすべて相良近江守(館、一族等中)あてになつてくる。人吉相良氏惣領としての前統の地位が確立したのである。

元弘三年相良頼広は人吉庄北方半分の訴訟に際して、相良長頼の人吉庄地頭補任御下文の正文を多良木経頼から借用し、訴訟成就の時は四分一を多良木経頼にするとの契状を出していること、前述の相良祐長が経頼を「祐長一族家督相良因幡權守経頼」と云っていることからみると、最初は多良木相良家を相伝した頼氏―頼宗―経頼の系統が両相良家の家督を有していたと思われる。

しかして、南北朝争乱期を経て人吉相良家が中・下球磨を領有し、人吉庄地頭職を相伝した相良頼俊―長氏―頼広―定頼―前頼の系統が所領の過半を嫡流に集めて、経済的優性を背景に庶子に対する統制を強化し惣領制的結合を強め、南北朝期に衰退期に入った多良木家を抑えて、惣領としての地位を内外に確立し、「相良庄司」を称して、大名化の道をたどる。この系統がのちに戦国大名に成長し、さらに近世大名として球磨郡を支配するのである。

(松本 寿三郎)

註1 「相良家文書」一〇八号

2 「全右」九九―一六八号に散見

3 「全右」八二―一六一号に散見

4 「全右」一七〇号

5 「全右」一六〇号

6 「全右」六二・六三号

7 「全右」一〇八号

相良頼景關係未刊史料

(一) 歴代參考下書一

第一

頼景公 三郎後改四郎
御法名蓮寂

大織冠十七代上総介周頼右京大夫長久二年關東下向被居住遠州相良
莊、仍稱相良周頼四代大膳大夫頼繁ノ嫡頼景也、御系図ニ詳之

一治承四辛丑源頼朝卿於豆州北条被奉義兵、東国を平而鎌倉御居住、同五年

寅三月十三日己丑遠江国ノ守護安田三郎義定後守遠江守訴于頼朝卿云使者、為武藤五

御代官令守護当国相待平氏襲来、就中請命向橋本欲構要害之間召人夫
之処、浅羽莊宗信・相良三郎等於事成蔑如不致合力、剩義定居地下之

時件ノ兩人乍乘馬打通其前訖、是已存野心者也、隨而彼等一族當時多、
属平家速ニ可被加刑罰歟云々、同十四日庚寅浅羽莊司・相良三郎等事就一

方鬱陶難被処罪科之由被仰合于武藤五之処、武藤申云為訴彼等奇恠被
進使者之由披露國中畢而不蒙裁許而空令帰国者其威勢如無歟、後日若

聞召虚訴之旨者可被行使於斬罪者、依之於彼等領者義定主可領掌之旨
有御消息、但宗信等後日陳謝若有其謂者還可被処訴人於罪科之趣被載

之云々

一後鳥羽院御宇建久四年癸丑賜肥後国球磨郡多良木庄御下向也、御嫡子

長頼公為成長讓三郎号改号四郎、

一頼景公多良木ヲ御領知被成長頼公之御二男弥五郎頼氏を御養子ニ被成
候、是ヲ上相良与申也、頼景公ノ頼觀迄八代御相統左之通

頼景四郎 御法名蓮寂

二頼氏弥五郎 御法名上蓮実又神ハ長頼公御次男

三頼宗六郎 御法名蓮空

四経頼孫三郎因幡守 御法名蓮観

五頼仲十郎 御法名蓮仲

六頼忠遠江守 御法名大蓮

七頼久遠江守 御法名源蓮

八頼觀左衛門尉 御法名蓮珍

右頼觀并弟ノ頼仙撰津守事御本家十一代堯頼公御代叛逆、多良木
八代ニ而断絶、多良木家領知

久米・多良木・湯前・江代・湯山合五ヶ村

(二) 歴代私鑑

二十一相良庄司四郎藤原頼景 大膳大夫頼繁御嫡子

一伊藤大夫頼堯 頼景御舍弟
門河殿ト称

人皇八十三土御門ノ院御宇正治元年己未御即位ノ時翌燈ノ御
役依為伊東統領ノ宣旨ヲ蒙伊東大夫ニ任ス、西国下向ナシ、

一相良伊井介 同御舍弟初亀丸

御弱年故本国居住、關東相良是也、

一相良三郎長頼 頼景御嫡子

一山井四郎宗頼 同御二男 当国山鹿郡ニ御居住

是ヲ内田相良ト号、

一山北五郎左衛門頼平 同御三男 当国玉名郡ヲ領

一、頼景公鎮西御下向之事

或記曰、右大将源頼朝卿関東御支配之砌、遠州掛川或ハ浜松ノ城御普請ノ場ヲ乗打ノ御科目ニテ、建久四年癸丑当郡多良木へ御下向ト云々、又洞然宗郭御文書ニモ建久四年贖罪ニ仍テ当郡多良木村ヲ被宛行ハ御下向ト云々、小ニ古老ノ伝曰、頼景公鎮西御下向ハ人皇八十代高倉院ノ御宇治承五年辛丑養和、建久四年ヨリ十三年以前也、小ニ治承五年ノ

春遠州ノ守護安田遠江守護定同国於橋本構要害処ニ浅羽宗信・相良頼景等馬上ニテ慮外ノ働有之由鎌倉へ言上有シカハ無程可慮遠流旨被仰出、九州豊前国成恒ノ庄ニ御下向也、其後文治年中御赦免有テ

御版国ノ由、其後建久四年癸丑当郡ヲ賜テ御下向ノ処ニ、人吉ハ平家ノ領ニテ守護有リ、又中求麻ハ平川太郎義高木枝岩城ニ有テ諸方ヲ下知ス、因茲先ツ上ミ永吉ノ庄多良木村へ御下向也、

一建久八年丁巳頼景公関東御下向、同五月右大将家信州善光寺御参詣ノ時随兵供奉

一同九年戊午御子長頼公播州鎭磨郡ヲ賜テ御入国ノ処ニ、御願ヒニ仍当郡御下向ノ由、小共御敵対ノ族ヲ多ク有之故、先ツ村山ニ左陣ヲ御構へ、敵対ノ族悉ク御退治有テ人吉御在城也、其後頼景公御事ハ長頼公御二男頼氏ヲ御養子トメ鍋ノ城ニ御移リ、久米・多良木・湯前・湯山・江代迄御支配也、是ヲ上相良ト号、御子孫八代迄御相統也、御小苗子今ニ相伝ハリ候、

一頼景公御逝去去年号年未考、御忌日四月八日、御法名蓮寂 青蓮寺御堂御本尊御影仏也、

一多良木王宮神北東脇 新八幅宮、是則頼景公御灵社也、
弘長年中藤原頼宗御草創

或記曰、四郎頼景御事ハ、後鳥羽院ノ御宇右大将家ノ命ニ背キ蒙罪ニ仍、建久四年癸丑鎮西御下向、但肥後国求麻郡多良木へ御下向、法名蓮寂、又一説ニ治承年中九州豊後ノ国へ御下向、其後当郡御下向之、又曰其前豊後成恒庄御下向ノ所ニ伊東殿日州江御下向ノ由風聞ニ仍テ日州ト当郡隣国故求麻へ御越ノ処ニ、翌建久五年甲寅ニ伊東殿祐時日州へ御下向ノ由

大友能直ハ建久六乙卯
忠久ハ建久七丙辰

一頼景御舍弟有リ、五郎頼堯門河殿ト号、八十三土御門院ノ御宇伊藤統領ノ宣旨有之由、因茲伊藤大夫頼堯ト号、土御門院御即位トキ正治元己未翌灯ノ役者仍ナルニ伊藤統領ノ宣旨アリ

但西国下向無之、其御舍弟相良井伊介字ハ亀魚丸弱年ニ仍本国居住、其後建久九年戊午頼景御嫡子相良三郎長頼頼朝公ノ命ニ仍鎮西御下向、但シ当郡人吉御入部、時ニ御年廿二、蓮仏公是也、

几蓮仏公以前御先祖次資御相統之由来粗如斯、委細御系図ニ有、但工藤・伊藤・二階堂・相良・遠藤・曾我皆以御連枝之御分レナリ、一相良四郎頼景公鎮西御下向之事

御家ノ伝記ニ云ク。人皇八十二後鳥羽院之御宇建久ノ始源頼朝公関東御支配ノ砌、遠州浜松ノ城主一條次郎殿御普請ノ場ヲ相良四郎頼景ヲ始彼是三四人乗打被致候、依之一条殿立腹ニテ急度鎌倉ニ言上ノ所ニ、頼朝公委細被届聞召件旁ニ鎌倉ニ被召集被遂御詮議候処ニ、頼景御一人重科ニ御究リ可被處九州遠流旨被仰出、因茲建久四年癸丑肥後国求麻郡永吉庄多良木ニ御配所也、但頼景御下向六年目建久九年戊午御子長頼御下向也、其後頼景多良木ヲ換ヘテ御知行、其后久米郷御知行被成、長頼御二男弥五郎頼氏ヲ御養子トメ多良木家御相統被成候、是ヲ上相良氏ト称メ数代御連統ノ処ニ、人皇百三代後花

園院御宇文安五年^{戊辰}頼景公八代目相良左衛門尉頼観御代ニ到テ多良木家終ニ滅却致候、委細御当家十一世相良左近將監御代記略一詳也

東鑑第二曰、治承五年^{辛丑}養和改元三月十三日安田三郎後遠江守養定使

者武藤五自遠江參著鎌倉ニ申曰為御代官令守護当国相待平氏襲来就

中請命向橋本欲構要害之處、浅羽庄司宗信・相良三郎等於事成蔑如

不致合力剩へ義定居地下時、件人任乘馬打通其前訖、是已ニ存野心

者也、隨而彼等一族多属平家速ニ可被加刑罰敷云々、同十四日浅羽庄

司・相良三郎等就一方鬱陶難被處罪科之由被仰舍武藤五ト云々、

私此後武藤五重テ言上、今ノ通ニテハ使者ノ甲斐無之故急度可被處

罪科哉否ヤノ旨庶テ雖言上申其処ニテハ御許容無之様子ノ文雖然共

後日ニ遠流ノ沙汰ニ及、終ニ鎮西御下向被成候、亦私ニ云、御家ノ

記録ニハ長頼公御親父頼景公建久四年^{辛丑}当郡御下向ノ由シ明白也、

亦ニ東鑑コトキハ長頼公ノ由分明也、又治承四年安徳天皇御即位元

年ニテ尤養和改元也、長頼公御年僅カ五歳ノ御時也、但治承五年^{癸丑}

ヨリ建久四年^{癸丑}ニ至リテハ其間十三年也、頼景・長頼ト御相違鎮、

一本朝年代記曰、建久五年^{甲寅}八月遠州国司安田遠江守義定謀反ニ仍

被殺一略一

一建久四年^{癸丑}相良庄司四郎頼景御当地御下向ノ時御一家平原次郎頼

範・同御舍弟新堀又四郎頼兼御同道ニテ御下向ノ由、亦ニ頼景御当

地ニテ御一人ノ御女子有リ、右頼兼合縁被成候、今ノ新堀此後胤也、

其後ハ頼範・頼兼御両所共ニ頼景御養子ニテ弥五郎頼氏御舍弟分也

ト云々

一頼景公其前御当地御居住始ハ多良木蓮花寺ノ上ミ大川端タ今東ノ前

ト云御屋敷也、其後御養子ノ弥五郎頼氏御代鍋ノ城ヲ拵御居城ノ由、

第一 一上相良多良木家八代御連続之次第

一相良庄司四郎頼景 法名蓮寂 御逝去年号不詳但四月八日 御忌日、一説建保年中ノ御逝云

龜田山青蓮寺本堂阿弥陀如来 御影仏也、

伝記曰、右御本尊ハ永仁三年乙未頼景公御廟ノ上ニ御建立、亦青蓮寺

造創ハ永仁六年戊戌頼景御後室須惠殿御娘青蓮尼御牌所ト御建立、

開山龜田ノ入道因芸大檀那藤原牛房丸建立ト云々是ハ三代六郎頼宗也、

一郡中神名伝記ニ云、当所王宮神社東脇新八幡社壇ハ頼景御靈社也、

但弘長年中ノ草創其後天文年中岩崎氏何某再興ト云々

(二) 南 藤 蔓 綿 録

一曩祖相良三郎長頼公御父頼景公其先遠州相良庄御住居也、然るに人

皇八十三代御鳥羽院御宇建久之始、鎌倉將軍頼朝公関東御支配之砌、

遠江国浜松之城主一條次郎殿御城御普請所を頼景始三四人馬にて乘

打被成候、依之一條殿御立腹にて鎌倉に言上之處ニ、即時ニ御詮儀

被遂、頼景老人重科ニ御極、九州遠流可被処旨被仰出、建久四^{癸丑}

年肥後国球麻郡多良木庄ニ御下向也、或謂ニ一条次郎殿殿板垣次郎トモ有、是則

頼朝公之御一門ト云々

東鑑其二曰

一治承五年^{辛丑}養和元年也、三月三日安田三郎頼朝公ノ御一家也、後ニ遠江守養定ト号 使者武藤五自遠江国鎌倉江參着申而曰、為御代官令守護当国ニ相

待平家襲来候を、就中請命向橋本欲構要害之處、浅羽ノ庄司宗信・

相良三郎頼景等於事成、蕩心不致合力、剩義定地下居之時、件之兩人、乘馬打通其前、是已野心之存者也、隨而彼等一族、當時多屬平家、速可被刑罰、歟と云々、同十四日、淺羽莊司・相良三郎等事、就一方、鬱陶難被、処罪科之由、被仰合、于武藤五之処、使者申曰、為訴彼等、寄恠被、遂使者之由、披露國中、畢、而不蒙裁許、而空令帰國者、其威勢如無、歟、後日若聞、召宥許之旨、有御消息、但宗信等、後日陳謝、若有其謂者、遂可被、処訴人於罪科之趣、被裁之云々

一 後鳥羽院御宇、建久四年乙未、相良四郎頼景、肥後國求麻郡多良木之庄、に關東、御下向、被成蓮花寺之上、ミ大川端ニ東の前と云、御屋敷也、此屋敷にハ、今に人二代と住事無之、四方高土手、築たる御屋敷也、其後、弥五郎頼氏、御代鍋城を、拵御居住之由、

一 頼景公御逝去之年月不詳、或建保或承元、御法名蓮寂号、青蓮寺今之本堂之、弥陀則蓮寂御影仏也、伝記曰、右本尊者永仁三乙未、頼景後室青蓮尼御牌所也、同六年戊戌、頼宗御草創、但右之開山、龜田入道同芸と云、今ニ龜田山と号、

一 或記曰、莊司四郎頼景、初三郎、承元元丁卯、四月八日卒於多良木、法諱蓮寂と有、

一 建久八丁巳三月廿三日、右大将頼朝、公信州善光寺御參詣之時、為後陳隨兵也、望月三郎配対矣、其時之文書于今有之、東鑑建久七八九年之間、脱卷絶、此文、皆御當家ニ有之、

一 莊司四郎頼景、多良木を御領地、被成、御嫡長頼公之御一男、弥五郎頼氏を御養子ニ被成、上相良ト申也、八代御統、文安五年戊辰、左衛門尉頼親、叛逆故、断絶、但頼親、弱年之御子、有鬼太郎ト称ス、右一乱之節、主従僅人數ニ、而竊ニ多良木を引、私ひ五木越いたし、中国ニ立退、大内多々良家を頼周防、国山口居住、成人之後、相良遠江守武任是也と云々、或

人云、此說不分明と云々

一 多良木家領地 久米 多良木 湯前 江代 湯山 合五ヶ村

四 探 源 記

一 長頼公御親父、相良四郎頼景ハ、頼朝公之御時、遠州浜松の宿ニ、頼朝公の御一同、一条次郎殿、御普請を被成候、而御座候、処ニ、頼景彼是三四人ニ、而乘打を被成候間、一条殿御立腹ニ、而則鎌倉ニ言上被成候、依之、鎌倉ニ被召集、其旨被仰付、頼景、咎人重罪之由ニ、而建久四年、肥後國求麻郡多良木村ニ、流被遣候、其後六年ありて、長頼公御下向、被成候、得共、頼景は、多良木を御領被成候、是を上相良と申候、頼親公之御舍弟、弥五郎頼氏を御養子ニ、被成多良木の家を御相続也、

相良氏に関する諸系図

新撰事蹟通考卷十五《相良氏系圖》

藤原武智麻呂
鎌足之孫而不比等子也

正二位 左大臣

乙麻呂
從三位

參議 治部卿

是公
正三位

左大弁 右大臣

雄友
正三位

播磨守 中納言 弟河

從五位下 伊賀守

高扶
從五位上

陸奥守

清夏

從四位下 左少弁

維幾
從五位上

讚岐守 始ノ名ハ真衡

為憲
從五位下

木工助 遠江權守
因レ為ニ木工助ニ称ニ工藤ニ

時理
從五位下

遠江守 伊東家ノ祖

時文
或ハ作ニ為時一
伊豆守

維兼
從五位下 遠江守
或ハ時文維兼之間ニ有ニ時頼一

維頼
從五位下

周頼
右京大夫 下野權守

長久二年始テ住ニ遠江ノ国相良ノ莊一、自レ是一流之子孫悉ク以ニ相良一為ニ家号一

光頼
工藤大夫

或ハ云光頼実ハ伊東祐光之二男

頼寛
相良藤太

頼繁

相良大膳大夫

頼景
相良三郎四郎

建久四年源頼朝賜ニ肥後球磨郡多良木ノ莊一、因テ而来テ居ニ食邑一以ニ孫頼氏一繼ニ多良木ノ家一法名蓮寂

長頼
相良三郎

建久九年補ニ肥後球磨郡ノ地頭職一來レ任居ニ人吉一正治元年源頼朝薨長頼剃髮号ニ蓮仏一、承久三年六月ノ役ニ有レ功

因レ茲賜ニ播磨国飾摩郡豊前国上毛下毛之地一、建長元年補ニ豊前上毛郡奈利恒莊ノ地頭ニ、同三年辛亥三月十日死年七十五、法名蓮仏葬ニ顯成寺一

宗頼 山井四郎左衛門

住ニ山鹿郡山井一（今屬ニ下内田村一）内田高橋玉名郡山北郷西安寺ニ有ニ塔石一、銘ニ曰奉ニ造立ニ五輪卒都婆一基、延応元年七月当寺大檀那遠江ノ国ノ住人相良四郎左衛門入道

頼元 高橋左近將監
住ニ山鹿郡高橋一

頼重 内田三郎左衛門 法名淨位
住ニ山鹿郡内田ニ子孫移ニ飽田郡大多尾村ニ系図在別

頼平 山北五郎左衛門
住ニ玉名郡山北一 法名淨信

延応元年三月建ニ一寺ヲ於山北一号ニ大護山真言院西安寺一（寺記○此寺有ニ菊池義治之書四通大友義鑑義鎮内古閑鎮房等之書狀ニ又有ニ頼平ヲ正嘉元年四至界榜示之書ニ又亨祿三年与ニ那智一有ニ境論ノ時ノ留書一）西安寺ニ有ニ塔石一、銘曰奉ニ造立ニ五輪卒都婆一基、正嘉元年丁巳八月日当寺大檀那遠江ノ国住人相良五郎左衛門入道淨信、（又有ニ古墓ニ銘ニ曰洛陽六波羅住人諸岡三郎左衛門入道沙弥定智嘉元二年甲辰七月九日酉刻入滅）

頼忠 佐原六郎左衛門
大隅国正八幡宮ノ地頭

頼親 四郎兵衛尉
始ノ名ハ頼宗

在鎌倉ノ時將軍若宮八幡社參從レ之有ニ名譽一、源実朝薨ハ頼親剃髮号ニ觀仙一、（大成武鑑ニ後勅ヲ而賜ニ禪師号一）建長六年讓ニ家ヲ於弟頼俊一後居ニ神瀬山又球磨山一、文永元年甲子五月二十二日死法名觀仙大徳、葬原田馬草野正持寺

頼氏 多良木弥五郎 法名上蓮

統ニ祖父頼景之家一（洞然長狀）、寛元三年乙巳八月源頼嗣之時為ニ競馬ニ番之右一（東鑑）頼氏後孫遠江守武任仕ニ大内家一（異本系図○歴名士代曰相良武任始ハ中務丞天文十年七月二十二日為ニ遠江守ニ二十四年五月十二日出家）

頼俊 嗣ニ兄頼親之家一

頼村 上村七郎
領上村 頼武 頼綱

為頼 八郎 後遁世号ニ道忍一

頼員 九郎 称ニ犬童一（異本系図ニ西豊永原ノ三家出レ自ニ頼員一）

頼貞 十郎
称ニ稻富一 頼為 弥十郎（有子孫）

女 家臣愛甲九郎景元妻

賴俊 六郎 実頼親弟

建長六年繼家兼領肥後葦北郡一、弘安四年蒙古襲來、時防之有功、延慶年中正月二十四日死法名迎蓮、葬二大村佐牟田一

賴明 永富莊司次郎 法名觀元

賴常 永富弥三郎 領二山田郷永富一
於二関東一戰死

賴積 藤五郎 長滋 左近將監

賴均 弾正忠 賴道 左近將監

賴連 藤五郎 実重 治部少輔

長統 嗣二本家堯頼之家一

長氏 六郎三郎 正中年中死法名蓮道、葬二大村佐牟田一

賴清 十郎 称二薩摩瀬一為二家臣一

長家 三郎 後名二正觀坊幸慶一村山家ノ祖

長任 弥六郎 称二桑原一為二家臣一

賴照 讚岐守 称二藪田一為二家臣一

賴広 弥三郎 死年月未詳法名蓮喜、葬二大村佐牟田一

祐長 治部少輔 称二養毛一為二家臣一

賴長 十郎 称二西橋一為二家臣一

氏泰 四郎 称二竹下一為二家臣一

定頼 八郎 兵庫允 從五位下
室ハ名和伯耆守顯興女

正平十二年賜日向国莊内ノ地、十三年十月任二兵庫允一、文中元年壬子八月二十五日卒法名契阿弥陀仏

氏高 称二外越一為二家臣一

長俊 民部少輔 称二松木一為二家臣一

前頼 近江守 從五位下

自二賴広一三代奉二仕南朝二元中二年賜二肥前ノ国ノ守護職一、又将軍宮賜二本領安堵之令旨一、十一月被レ許二昇殿一、応永元年甲戌正月十九日卒(大成武鑑於二薩摩国一戰死)、法名立阿弥陀仏葬二觀音寺一、阿蘇文書九月十一日(不レ記レ年)齊藤美濃守贈二荒瀬入道一状中、相良近江守九州奉行之事吉野より承仰候由其聞候仍宇土河尻辺罷越候て云云

賴劫 藤太 称二今村一為二家臣一

氏頼 兵庫允 称二丸目一為二家臣一

賴豐 四郎 称ニ丸野一為ニ家臣一
賴範 九郎 家臣青井前清為ニ養子一
賴氏 称ニ小垣一為ニ家臣一
女 相良因幡守経賴妻

実長 兵庫允 從五位下
始ノ名ハ賴茂

応永元年繼ニ遺跡一五年九月任ニ兵庫允一、二十四年丁酉四月四日卒法名実阿弥陀仏

前統 近江守 從五位下

室ハ島津陸奥守久豊女(忠国ノ妹也長狀)
嘉吉三年癸亥六月二十六日卒法名竺芳永徳

賴家 六郎三郎

堯賴 三郎
文安五年戊辰三月二十八日於ニ大隅国一死年十六 法名
悦山大喜

長統 藤五郎 左近將監
從五位下

実ハ永富治部少輔実重ノ長男、永亨中任ニ左近將監一文安五年五月統ニ堯賴之遺領一、長祿二年領ニ薩摩国牛屎院及牛山一(後返ニ島津家一)、四年領ニ肥後葦北郡一応仁二年戊子三月二十五日卒年五十八法名実山道珍

賴金 相摸守
因レ病不レ為レ嫡不レ為レ嗣

長定 為ニ長祇之嗣一

賴幡 藤五郎

女 上村参河守直賴妻(賴村十一世ノ孫)

為統 四郎三郎 左衛門尉

從五位下

始ノ名ハ賴元、元服之時菊池為邦授ニ名ノ一字ニ改ニ為統一、善ニ和歌聯句一(洞然長狀家臣日野某覺書) 文明ノ始与ニ八代郡ノ領主名和顯忠ニ接レ兵屢角レ勢連歳十六年三月顯忠終ニ不レ利出ニ居城籠一而遁、為統取テ得ニ其地一尋テ略ニ豊福一、且領ニ天草郡一、後ニ為統勢ニ衰明応八年退保ニ球磨郡人吉城一、顯忠復還ニ八代一、九年庚申六月二十日卒年五十四法名西華蓮船号ニ玉井院一、葬ニ無量寿院一(洞然長狀日野覺書大成武鑑○為統事跡具著ニ于編年考徵一故ニ不レ復々贅中于此上)

賴泰 権五郎 左近將監

長每 太郎 宮内少輔 近江守
從五位下

始ノ名長輔 後致仕シテ号ニ休也齊一
室ハ伊東大和守祐国女
永正元年二月討ニ名和顯忠一顯忠服而遷ニ宇土ノ城一長每以ニ麓城一為ニ居所一自レ是又併ニ領球磨八代葦北天草四郡一、七年任ニ近江守一、十二年讓ニ家於長祇一隱ニ居今出水一、(洞然長狀大成武鑑○今出水ハ八代郡松熊村属

邑在三古麓城之東南熊河ノ浜一、十五年戊寅五月十一日卒年五十法名大地蓮心(系図長状日野覚書)号ニ龍成寺一異本系図)諡ニ加清一(日野覚書)

長尚 駿河守 為ニ上村直頼養子一

長皎 伊勢守 称レ西為ニ家臣一(大成武鑑)

為ニ八代郡関城主鎮一、(古城主考)在三古麓城北一、里餘興善寺村ノ山)墓ハ在三岡小路村蓮華寺跡一、(在三関城ノ北一今薬師堂存)墓標ノ銘華嶽蓮榮居士天文一十二癸丑載二月十七日、又有ニ辞世歌一
こゝをさりかしこに行も身ひとつの
もとの生れはもとにこそあれ

長時

西次郎兵衛尉
繼ニ為ニ関城ノ主ニ法名蓮室休清

某 天正十年正月相良家没落時焚レ城ヲ退ニ球磨一(西家記玉泉寺記)

義滋 為ニ長定之嗣一

長祇

太郎 始ノ名ハ長聖
室ハ伊東大和守尹祐女
大永五年丁酉正月十一日於ニ葦北郡水俣ニ生嘗年二十五、(日野覚書大成武鑑)、墓在三七日町薬師堂ノ脇一法名大谷蓮世(日野覚書)号ニ高雲寺一(系図)

長隆

為レ僧名ニ瑞堅一為ニ観音寺住職一

長定

民部大輔
実ハ頼金ノ男

大永四年八月入二人吉ノ城ニ繼ニ長祇之家一、同六年没落、享祿四年辛卯十一月十一日生害、葬ニ大村鬼木戒藏院一法名西池蓮秀

義滋

六郎丸 左衛門尉 近江守
宮内大輔 從五位下

始ノ名ハ長唯 実長毎ノ長男
大永六年長定没落ノ後嗣レ家五月入二人吉ノ城一、享祿三年移ニ居古麓城一(大成武鑑ニ作ニ鷹峰城) 天文十四年足利義晴賜ニ一字ニ改ニ義滋一、十二月(歴名士代作三四月二日)叙ニ從位下一任ニ宮内大輔一、十五年丙子八月十二日卒年四十三法名了徳永幸号ニ蓮乘院一(日野覚書ニハ廟所八代蓮乘院未レ詳)

晴広

藤五郎 右兵衛佐 從五位下
始ノ名ハ頼重長為為清

実相良上総介頼興(上村駿河守頼兼男)長男享祿三年為レ嗣居ニ人吉城一、天文十四年与レ父同賜ニ一字ニ改ニ晴広一、十二月叙ニ從五位下一任ニ右兵衛佐一、十五年繼ニ遺領一徒ニ古麓城一、弘治元年乙卯八月十二日卒、法名兆山蓮慶号ニ林泉院一(日野覚書廟所八代林泉院未レ詳)

某

萬次郎

女

菱刈某妻

女

義陽室

義陽

四郎太郎 遠江守
修理大夫 從四位下

始ノ名ハ頼房 義頼

永祿七年五月足利義輝賜ニ名ノ一字一改ニ義頼一又改ニ義陽一、叙ニ從四位下一任ニ修理大夫一、兼ニ領四郡一居ニ古麓城一、始ノ屬ニ大友義鎮一与ニ阿蘇一相連通、天正九年秋兵勢尽キ遂ニ降ニ島津義久之麾下一、同年十二月為ニ島津家之先鋒一征ニ阿蘇一、二日与ニ甲斐宗運一戰ニ于響、原一敗死年三十八、宗運函ニ送義陽首於八代一家臣等葬ニ之ヲ於古麓城左芭蕉谷ノ上ノ山一、法名越江蓮芳号ニ柳江院一（日野覺書大成武鑑系図島津家伝響原合戦記○日野覺書ニ、芭蕉谷ヲ作ニ二辺谷一未レ知ニ孰是一）

徳千代丸

大膳亮

為ニ葦北郡津奈木ノ地頭一、居ニ津奈木ノ城一密叛ニ兄義陽一、通ニ薩摩一義陽遣レ兵捕レ之幽ニ八代小谷一、（国志略島津世録記○世録記ニハ小谷ヲ作ニ谷山一未レ知ニ孰是一谷山乃種山也）及ニ義陽戰没一乘レ變潛逃テ赴ニ上球磨一近郷為レ之駭動、島津忠平在ニ日向国真幸一聞レ之遣レ使招ニ頼貞一止ニ其逆乱一、（島津世録記）、相良ノ旧臣相議遂ニ殺レ之其廟在ニ城下今春光禪寺ノ右ニ称ニ相良天神一、乃前云小谷ノ地也、（国志略八代事跡考）

按ニ異本系図ニ於ニ八代一、生害、大成武鑑ニハ有レ故出ニ奔薩摩一不レ知ニ孰是一、又国志略八代事跡考ニ為ニ大膳大夫頼高一今大膳亮頼貞從ニ大成武鑑島津世録記一、又異本系図及水俣家伝国志略等有ニ頼貞之弟帶刀頼通一為ニ家臣深水参河守入道宗芳カ養子一、然レトモ正本系図大成武鑑宗芳墓銘等ニ所レ不レ載故不レ取（宗芳伝著ニ編年考徵天正十八年ノ条ニ子孫存ニ子人吉一）、又按ニ国志略頼高之子辰王丸護高父生害ノ時遁テ匿ニ葦

北一、同十年正月深水合右衛門於ニ水俣山中一殺レ之年十七其墓在ニ南福寺後ノ山一、家臣上村莊右衛門長陸妻

忠房

四郎太郎
天正九年島津義久授ニ家名旧用之一字一謂ニ忠房一十二月嗣ニ遺領一年甫十歲僅ニ保ニ球磨一郡一居ニ人吉城一、十三年乙酉二月十四日死年十四、法名天膺了清
為ニ忠房之嗣一
頼房
長誠 佐三郎

長每

四郎次郎 宮内大輔 左兵衛佐
從五位下 始ノ名ハ頼房
室ハ秋月長門守種長女
天正十三年襲レ封寛永十三年丙子六月十三日卒年六十三
法名大叟玄高号ニ瑞祥院一

頼寛

長次郎 壹岐守 從五位下
始ノ名ハ頼尚
元和六年八月叙ニ從五位下一任ニ壹岐守一、寛永十三年襲レ封領ニ球磨郡二萬二千百石余一、明曆二年閏四月肥後日向両国界椎葉山可ニ支配一旨蒙ニ台命一寛文四年閏五月致仕七年庚午六月二十九日卒、法名本源雄性号ニ天真院一
家臣相良喜平次頼章妻

長秀

莊次郎 主殿助
始ノ名ハ頼在 為ニ家臣一

女

頼喬室

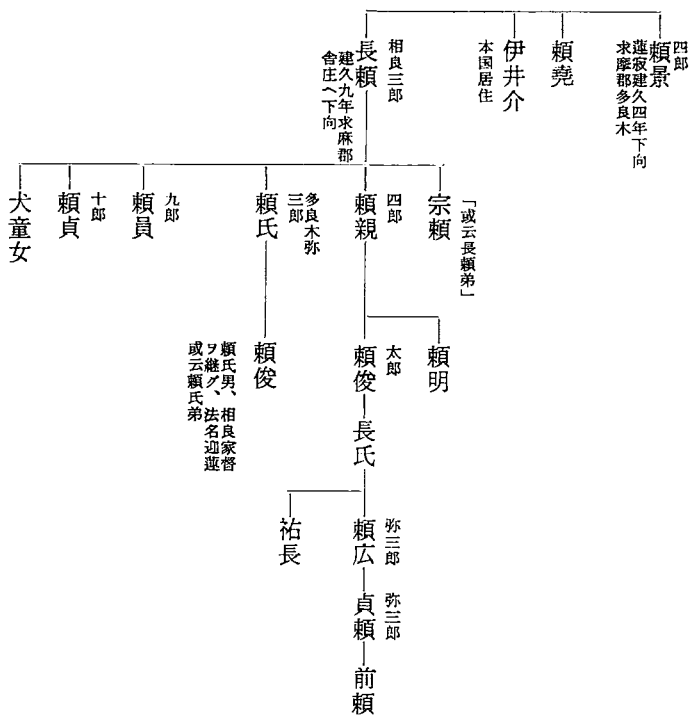
女

家臣萬江長右衛門長矩妻

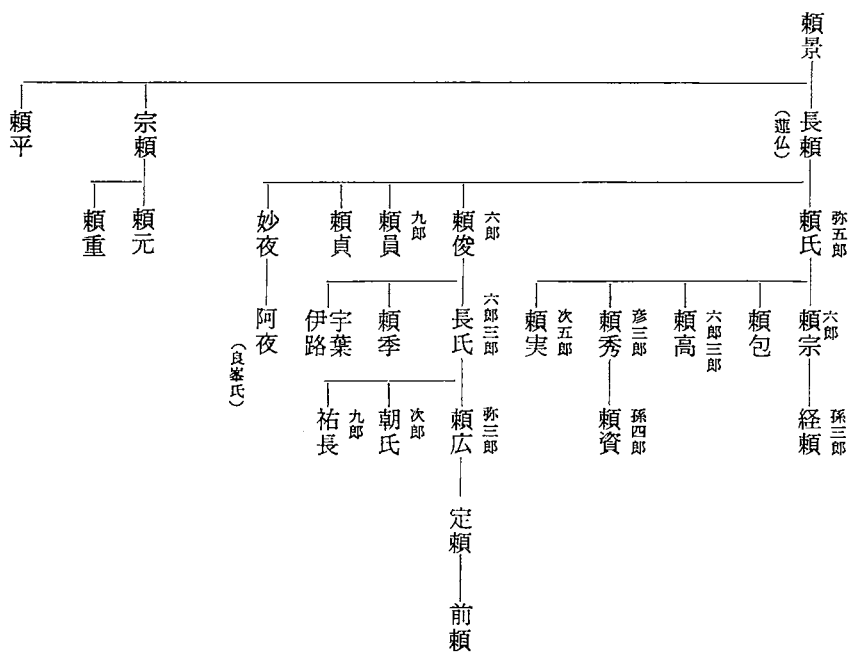
某 莊次郎
 賴福 為二賴喬之嗣一
 女 為二萬江長矩養女一

賴喬 長次郎 遠江守 從五位下
 始ノ名ハ長武
 室ハ鷲尾宰相隆尚女

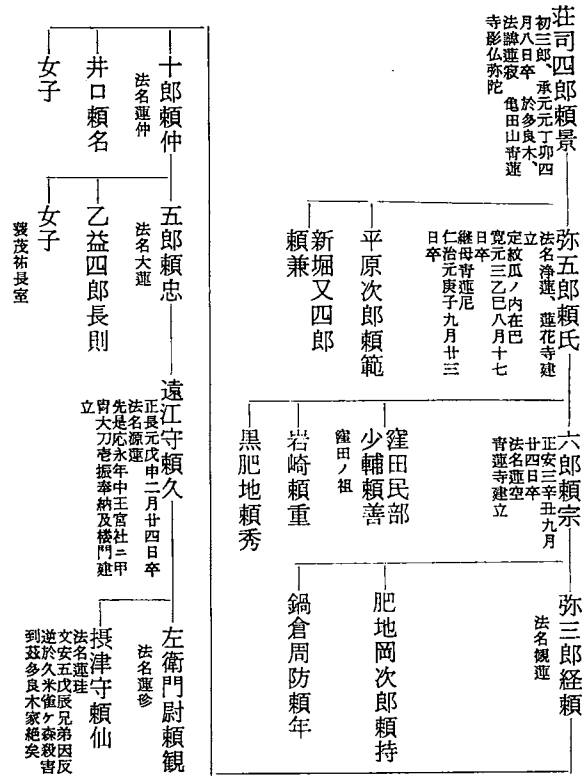
『統群書類從』収録△相良系図▽



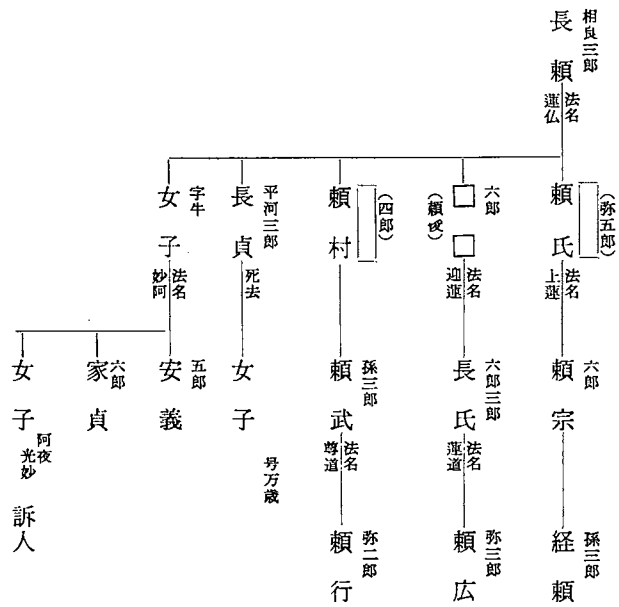
『相良家文書』によつて作成した△相良系図▽



『南藤蔓綿録』収録△多良木家御系図▽

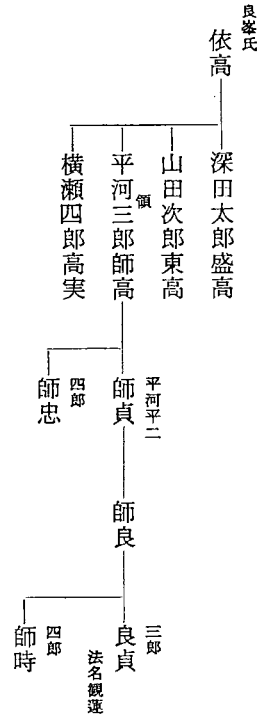


『平川文書』所収△肥後國球磨郡人吉庄南方刁岡
名地頭職事▽



建長四年三月廿五日

『平川文書』によつて作成した△平川系図▽



相良氏受領官途次第并同氏由来注進状書 (『相良家文書』五 一八 号)

鎮西御下向以來十□□從京都被成拜領候受領官途之次第、□方書注候、

賴朝將軍江御元服、正治元年正月十二日、賴朝公依御薨逝、廿二歲而有落髮、号三郎法師蓮仏、

四郎兵衛尉
賴親

六歲之時、賴朝將軍之御時、被成在鎌倉、被任右兵衛尉訖、

雖然、依為先君之前官、荐以御内訴、被任四郎兵衛尉、是

偏、從賴朝公被下候四郎之字、後日為不奉失、如此言上之由候、誠梓寄特之忠心候歟、諸大名御褒美之通申伝候、其後下

向之刻、於和泉之堺、彼実朝公薨御之由相聞候条、則時大寺江參、令落髮、被号親仙大徳、其後勅宣之禪師拜領之間、親

仙共奉申也、

六郎
賴俊

家業繁多之故歟無官而失給、元服者如前代、於私家被仕候、

他准之、

六郎三郎
長氏
公隙多端之故歟、無官而失給、
三郎
賴広
国家弓箭無透故無官、

兵庫尤
定頼
後先敝院御宇

延文二年十二月十八日綸旨拜領候而、已被任遠江守、于今兵庫允定頼与申伝候之事、誤迄候、

近江守
前頼
官方年号

元中二年十一月三日綸旨以拜領、被任近江守、殊更被聽仙籍与候御証文、于今被相納可有之候、真二田舎之栖与申、国共無格護処、此等之儀、微妙之至候、

兵庫尤

実長
從義滿將軍被任兵庫允実長畢、

近江守
前統
從義滿將軍、如前代与候而、近江守前統与被成下候、

三郎
堯頼
早世之故無官、

左近將監
長統
從義教將軍令補任左近將監長統畢、

左衛門尉
為統
菊池肥後守為邦江御元服、御親父長統之堅慮深重之間、如此候、併於他家之元服、是始之由申伝候、其後求广郡以平等寺法印、再三京都江被遂言上候、不之耳、大内家之荷担依無類、自義尚將軍被補左衛門尉訖、雖然、実名共如本被召置候、故法之儀如此候歟、

近江守

長每
從義尹將軍被任近江守畢、求广觀音寺前任為使節、細々上洛之由申候、

太郎

長祇
廿五歲而逝去候、余二早世之間無官、

宮内太輔
義滋

天文十四年霜月廿七日官務殿(小機伊治)為勅使且上使、当庄江御着船候、其後十二月三日口宜御頂戴候而、被号宮内太輔義滿畢、

誠御面目之至候、

右兵衛佐

晴広 親父義滋同前、御下字頂戴、其上右兵衛佐被補任候、

修理大夫

義陽 從義輝將軍、上野紀伊守源輝秀為上使以下向、永祿七年甲子

五月三日ニ義之字官名共拜領候、何茂銘々御存知之前候之条、

不及細記候、

当家濫觴之事、以御系図証文之上、故越後入道法名惠照被申聞候趣、

連々令雜談之処、慥可致註進之由承候、斟酌不一、併無御等閑之間、

再三不及辭、任筆端訖、

天神第七伊弉諾尊第貳御子權輿于天兒屋根尊之十二代神孫雷大臣命、

仲哀天皇御宇賜卜部姓、陸代属此性、然処、七代苗裔常磐大連公、繼

赫天皇御宇遷中臣氏、其三代後胤大職冠鎌足、孝德天皇御宇誅入鹿大

臣、天智天皇御宇被改藤原姓、御子正一位大政大臣武智丸号南家、次

男大政大臣房前号北家、武智丸以来当八代從五位左助為憲、勲功無双

之条、被号工藤、其孫從四位上宰相維兼号遠藤、子息至從四位上遠江

守維頼迄、未下民間、從五位下上總介周頼、鳥羽院御宇、天永三壬

辰、賜遠江國伊井郡相良庄、号相良上總介周頼、其後過五代、三郎長

頼、後鳥羽院御宇、建久九戊午、源二位頼朝將軍御時、賜当国求广郡人

吉下着云々、介来至修理大夫義陽十七代、年代者、建久九戊午永祿八

乙刃迄三百六十八年也、根元一筋如此歟、其外枝葉之相分処、累代之

家業、不遑短筆、仍所々闕御所勤之地、至人吉御下向之事、御孝行之

段、被思食故有之之由、被申置候者也、猶細碎期面会之時候、恐惶不

宣、

二月二日

勢齋拝

東民部左衛門尉殿

御館

二、相良頼景館跡 地質調査報告

緒言

昭和五〇年八月から、相良頼景館跡の発掘調査が熊本県教育庁文化課の杉村彰一技師によって進められていた。筆者は五一年三月、県教育長の依頼を受け、地質の専門的立場から、この調査に参加した。現地では、当時すでに調査のためにトレンチ及び剝土が実施されていた。本稿はこれらトレンチ及び剝土による観察を基にして作成した。

(一) 立地条件からみた館跡

館跡は蓮花寺跡の東隣する球磨川右岸にある。(第3図) この館の位置は現地の地形からみて、最適の立地条件を具えていたと判断する。即ち

- (一) 付近の地形から、ひとときわ高い位置にあり、見通しがよく、日当りのよいところである。
- (二) 球磨川の沖積平地が広く、農耕地で、生産地として物質に恵まれている。
- (三) 館は球磨川の河岸にあり、当時の交通の大動脈たる球磨川の船便を利用できる。

- (四) 球磨川屈曲部の内側に位置しているの、常に河岸には土砂が堆積し、土地の増加が見込まれる。

- (五) 扇状地礫層に被われ、ひとときわ高い位置にあることから、水は

けがよく適当に乾燥している。

(二) 地質

館跡にみられる地層は球磨川によって堆積した地層で、その層序は上位のものから順に挙げると次のようである。

- (3) 褐色砂質土 (C層) 厚さ 一・〇〇〜二・〇〇m
- (2) 礫層 (B層) 厚さ 三・〇〇〜四・〇〇m
- (1) 黒色土 (A層) 厚さ 一・〇〇m

褐色土：第63図の集積場及広場にみられる土壌で、西側濠の南岸に沿って露出している。この褐色土はその直上にある礫層を被っている。礫層：礫層は館跡の全域に発達し、頭大の古生層礫から成り、砂を混ず。礫層の礫は堅硬・丸味を呈した水蝕礫で、工用材料として利用されている。館の建造物中、北側住居は、この礫層上にたてられている。礫層はここでは一一・二mあり、礫層であるために透水性があり、降雨に際してもよく滲透するのでこの住居跡には排水路がないことも首肯できる。

黒色土：住居跡の中、南側にある住居跡はこの黒色土上にたてられている。排水溝は柱穴の位置にある。

※C層の褐色砂質土は杉村報文では黄灰色砂層、B層は礫層となっており、それにA層の黒色土は褐色土層となっている。

(三) トレンチによる調査

館跡の調査のため、多数のトレンチの他、切割にみられる断面から天然(自然)のもの人工によるものとを正確に区別してみた。今個

々の断面について説明する。

東側濠跡（第64図1）

Bは礫層（B層）で、このB層の露頭を整地した面上に住居跡を示す柱穴がある。濠は正面の断面でみるように濠は埋めたてられていて、水による堆積物でなく上から濠に落した様子を示している。これを示す礫の配列断面がよくあらわれている。（矢印は礫を落した方向を示す。）

東側濠跡（第64図2）

2は第64図1の石積みから西へ向けて撮影した図である。この2で興味のあるのは、B層を切って、石積みの工事、住居跡や濠を構築した。その後にC層（CはC層）が堆積し、このC層の堆積面上又はこのC層を整地して、集積場と思われる整地や写真にみる石積工事が実施されたことを示している。

石積みの前面にみられる古い整地面はB層を削っていることから、住居工事と同時に行われたものと判断する。

西側濠跡（第64図3）

この図でみるように、濠は東側から埋立てられた様子を示す（礫が東側に厚く、西側には礫はみられない）。B層を切って濠を作っている。

切落し（第64図4）

西側濠につづく住居南の濠では、濠を埋めた土砂は水中で堆積したもので、成層面が認められ、砂層を挟んでいる。礫層の斜面が天然のものにしては急斜しているので人工のものである。

西側濠の西側トレンチ（第65図5・6）

トレンチの底に露出する礫層Bが急に傾斜するところでは、傾斜面

に礫層が並んでいる。おそらく河岸の保護のための石敷または捨石ではないか。

東側堤防（第65図7）

この堤防はC層堆積後にC層上に作ったことがわかる。

棧橋敷石（石積）（第65図8）

石積みはB層を直接破っているもので、住居構築時に棧橋用として作り、この地点が球磨川岸であったと想定する。堤防よりは古いことはこの石積みB層上に直接作っていることからわかる。

以上「トレンチ」の地質調査から左に挙げるような結論が導かれる。

(1) 工事は第1期、第2期の2回に亘って進められている。（第1

期…住居建設時、第2期…護岸堤防建設時）

(2) この2回の工事が実施された時期を地層の堆積からみると

第1期…B層即ち扇状礫層堆積後の或時期

第2期…C層（B層を被う）堆積後

となり、C層は第1期工事後と第2期工事前に堆積したことを示している。

(3) したがって地質図のC層の分布区域は第一期工事当時の球磨川の流路にほぼ一致する。

(4) 暫濠としたところの石積みは濠への水の取入口と護岸のために球磨川流路に交わるよう設計した。しかし、礫層が厚く水もれがすること、洪水時に濠北側地区が低いので洪水の時の氾濫を考慮する時期に入口と出口付近を埋めた。

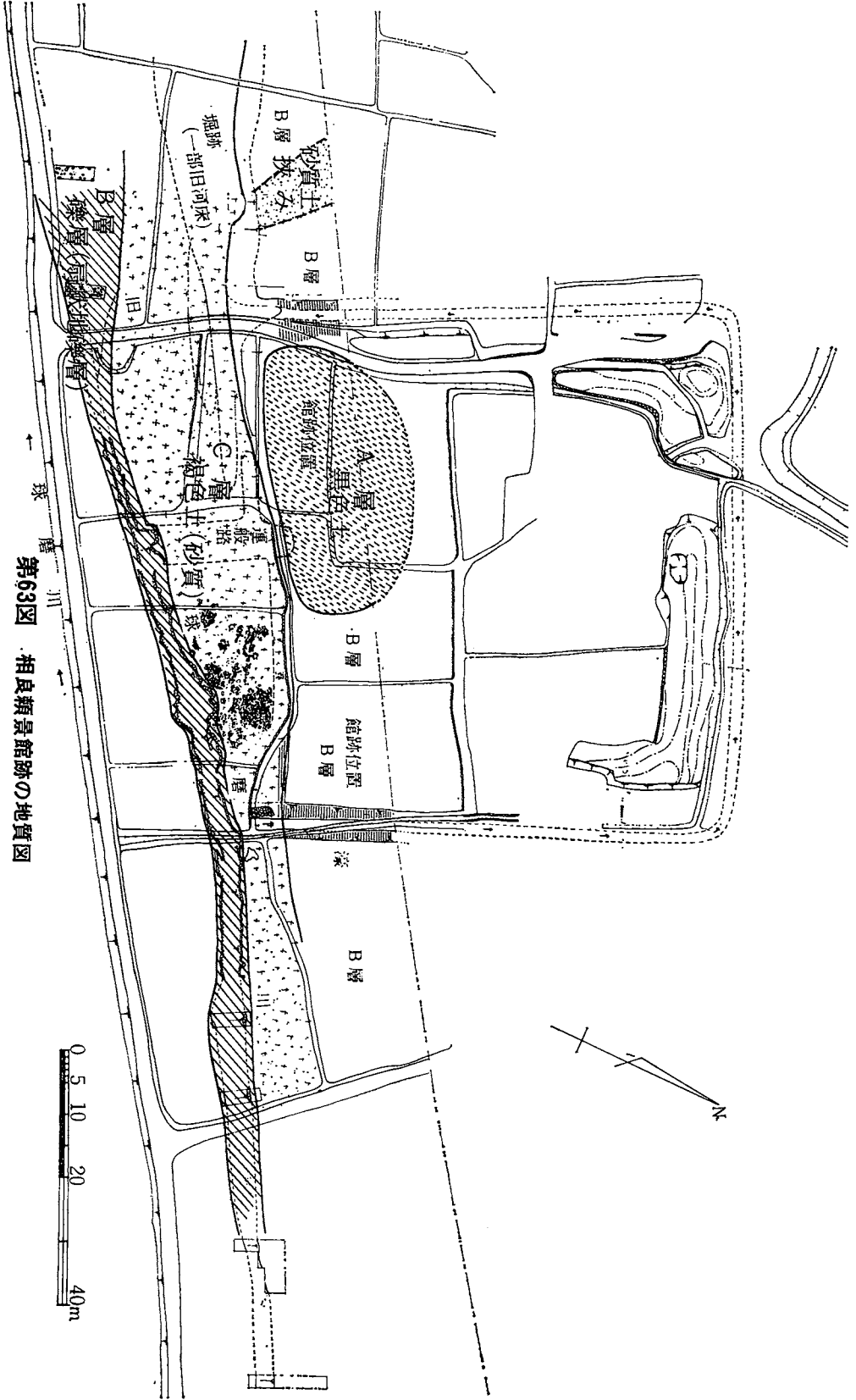
(5) 第1期と第2期工事中にC層が堆積して球磨川の屈曲部の内側にあるために土地が新たに造成されるに従い球磨川が取入口付近

第6表 表土と地質・河川との関係

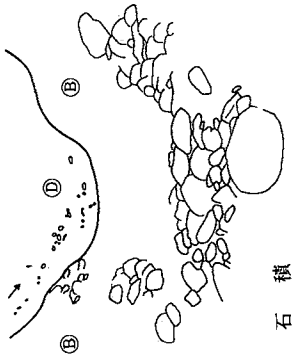
工期	地層と工期との関係	工事内容	球磨川
第1期	扇状地礫層 (B層) 堆積後 C層 堆積前	住居、濠、土塁、護岸 (西側濠) (西側) (濠は工事後：C層の堆積時に入口と出口付近を埋める。)	住居の南端又は近くを流れる。
第2期	B層を被う、C層の堆積後	(1) 球磨川護岸堤防 (2) 新しく造成された土地に集積場、広場、道路 (3) 旧河床の一部に池又は濠を作る	球磨川は取入口を軸として、南に移動、その間に三角形(外形)の土地が新たに形成された

を軸に南に(移動)したので、この造成された土地を利用して新たに集積場や広場を作り護岸堤防等の工事が行われた。(第6表参照)

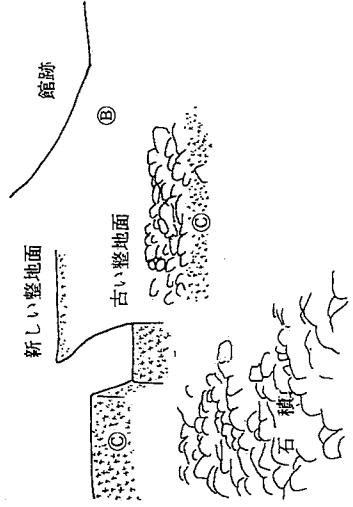
(斉藤林次)



第63図 相良頼景館跡の地質図



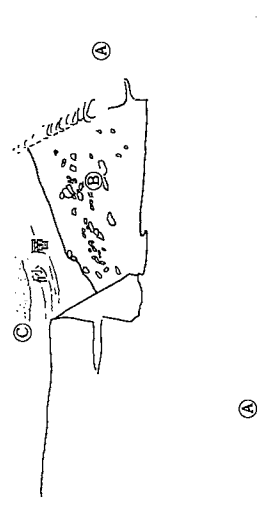
①



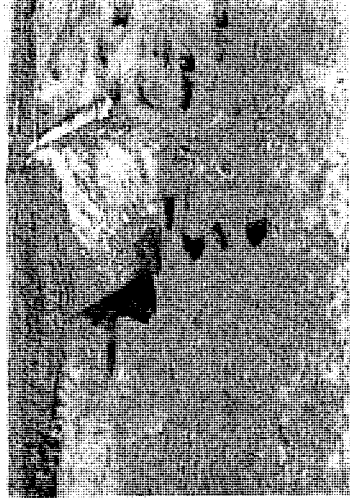
②



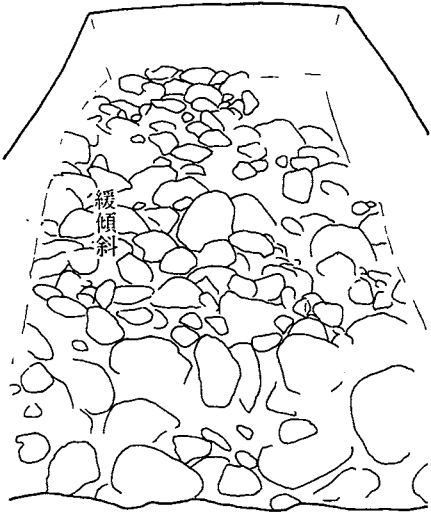
③



④



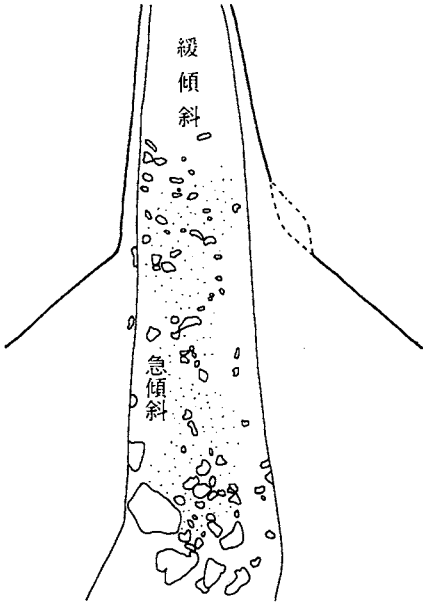
第64図 相良頼景館跡地質図



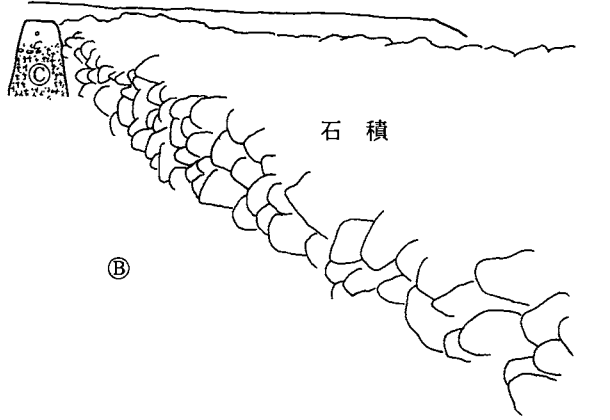
⑤



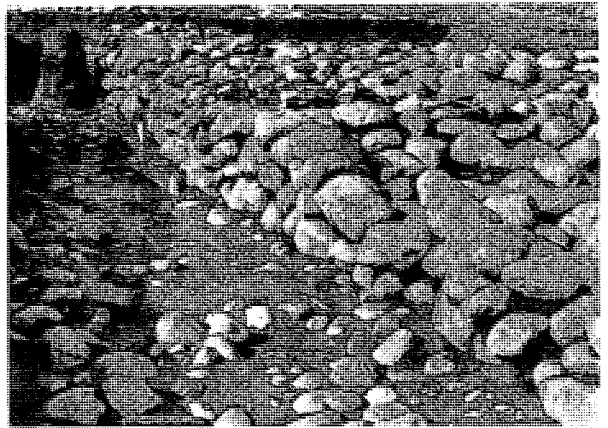
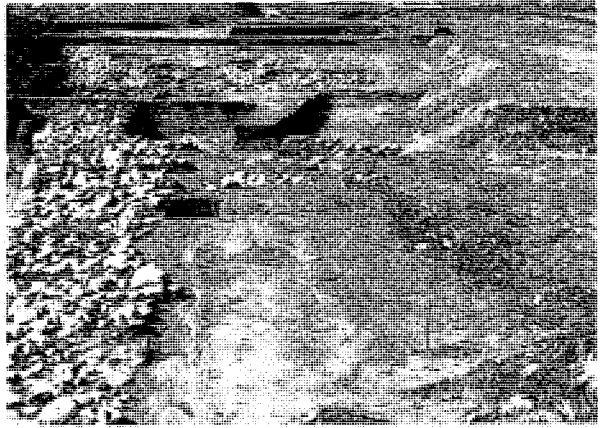
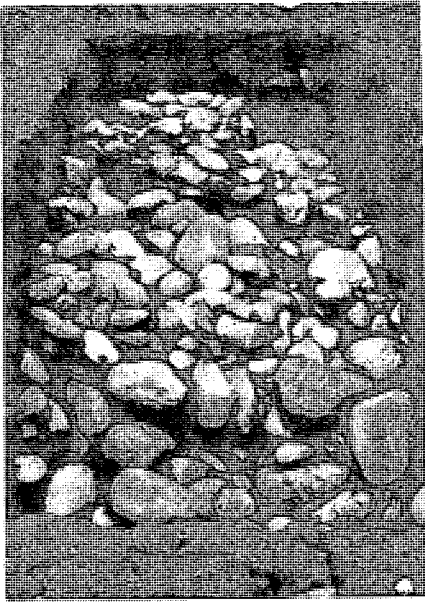
⑦



⑥



⑧



第65図 相良頼景館跡地質図

五 相良長毎の骨塔

|| 人吉市南町発見の骨塔および納骨器 ||

(一) 調査の経過

(1) 発見の動機

昭和四九年六月一九日人吉市胸川改修工事中「骨塔」の笠部と塔身部が別々に発見された。笠部は蛇籠付近から、塔身は地藏菩薩の立てられている付近に倒れていた(株式会社藤永組、現場主任、横山憲彦氏談)。現場主任が電話で人吉市教育委員会社会教育課東主事に連絡、人吉市教委から井上課長、東主事、上川社会教育指導員と県文化課の杉村技師が現場におもむき、現場主任より発見時の事情を聴取した。別件で文化庁阿部義平技官と現場にきた文化課上野参事に課への報告を依頼すると同時に、現場主任に骨塔出土地付近の工事中止を伝えた。

六月一九日、人吉市教委の東氏を通じて市文化財保護委員種元勝弘、豊永俣両氏へ骨塔の銘文の解説、文献調査等を含めた基礎調査の実施を依頼した。

六月二〇日、人吉市教委井上、東、上川の各氏と種元氏、杉村で現場を踏査し、塔身部の銘文解説および拓本とり等の作業を行った。

六月二一日、土木工事による発掘調査(五七条の二項)で処理することとし、人吉市教委を通じて工事担当土木事務所書類提出と工事の一時中止等について連絡を取った。

六月二四日、文化課から栗崎主幹が出向し、現場に関係者一同が集

合し、調査範囲を骨塔発見周辺二五 m^2 とすることを了承した。

(2) 発掘調査

五〇年三月一七日から二一日にかけて骨塔発見地の発掘調査を実施した。市教委の東、上川の両氏と、種元氏が参加し、県文化課の桑原憲彰、島津義昭、杉村彰一が調査にあたった。

五〇年三月一七日、発掘調査開始。人吉市教委へ栗崎主幹、隈原長、桑原の三人で調査の説明に出向き、午後は地元の古老その他を対象に聞き取り調査を行った。

三月一八日、古い石組を残す護岸のための石垣の上面が、骨塔が存在した場所と考えられるので、旧宅地跡に幅一 m 、長さ五 m のトレンチを石垣と直角に設定し発掘を開始した。トレンチの設定方向は、ほぼ東西方向である。

三月二一日 骨塔・納骨器の実測ならびにトレンチ断面の層序を記録し銘文の拓本をとり調査を終了した。骨塔に関連する遺物の出土は見られなかった。

五〇年一二月中旬、田町橋架替工事と河川工事により、西側の川岸がおよそ八 m 削り取られるため、一月中旬に骨塔ならびに地藏尊立像四体と供養塔の塔身部(後世、石燈籠火袋に改造)と思われる石造物を、市内上原町の長毎の菩提寺である瑞祥寺境内に移転した。

(二) 地理的概況

(1) 骨塔の所在地

骨塔および容器の発見された場所は、人吉市南町の胸川左岸、田町橋から約二〇 m 上流の地点で、二五、〇〇〇分の一人吉図幅では西から六・三 cm 、南から一五・八 cm の所である。この場所は鹿児島県との

県境に端を發する胸川が、左右にある高塚山と津が尾山兩山裾を削りほぼ北へ向かつて蛇行し、その流路を拡げ球磨川本流へ合流する七五〇m手前の左側に位置する。球磨地方の地頭に封ぜられた相良長頼が建久九年に、前領主の矢瀬主馬やせしゆうめすけ佐を誘殺したと伝える胸川の中島もこの二〇〇mほど上流にある。

骨塔の位置する場所は田町橋のたもとにあり、ここは古来より多良木・免田に至る旧道沿いの場所で交通の要衝であったことは、同所に江戸時代の地藏尊が何体も建てられていることから推察できる。このような要地であったからこそ、この地を選んで骨塔を建立したものであろう。現在のコンクリート橋は昭和二六年の三月に完成したものであるが、当初の橋は村上左近が家老の時代に完成したもので、囚人を使って架橋したため博奕橋と俗称されていたという。このことが事実であろうことは、今も残る橋のたもとの護岸のための石垣が、戦国末から江戸初期の組み方をなすことから推察できる。同様の石垣は市役所前の川にも残っている。

球磨絵図（現在行方不明）や人吉市織月城下の図（小山家所蔵）によると、この一帯には鉄砲師弓師等の家も見られ、また各種の問屋街でもあったらしく寛永四年前後の町奉行寛えがきのなかにも、問屋の記録などが見られる。また平川等にはローソクの間屋を始め多くの問屋が存在していたようである。往時川向いの七日町、九日町には舟着場があり、この前まで舟が遡ってきていたという。この一帯は、免田・多良木方面から積み出した物資を八代方面へ送り出す一種の集散地的性格を帯びていたのであろう。

骨塔発見箇所は下流で流路が拡がっているためと、球磨川への合流地点に近いため度々洪水に見舞われ、胸川改修工事の着工を見ることが

になった。今回の改修工事は胸川の兩岸を拡張し、流路を拡げ架橋するための工事である。

(2) 骨塔旧所在位置

今回の胸川改修工事中に骨塔の笠部と塔身が別々に発見され、笠部は蛇籠付近から、塔身は現地蔵菩薩の付近に倒れていたというが、元來この状態でなかったことは次の種元氏の談話からも明らかである。

「昭和二五年頃、この場所に住んでいた東善太郎、同キミさん（女祈禱師）から家の裏に異様な石塔があるので見て欲しいという話があった。そこで、夕方そこへ行って、見せてもらった。骨塔は石垣の付近に立っていたが、その時は塔身の銘文にはまったく気が付かなかった。笠をとって見たら塔身のくりぬきの中に納骨容器があり、その内に齒が納められていた。納骨容器の蓋には鈕もあったが、容器の銘文には気付かずその時は誰の供養塔であるかも判らなかつた。」

この事実から、元來この骨塔は田町橋のたもとの護岸のための石垣上面の平坦部分に建てられていたことが判る。ただこの骨塔は笠部と塔身合わせても七九cm程度の背丈しかないので、単独で立っていたとは考え難く、基礎部となる何らかの施設を伴っていたであろうことが想像される。

(三) 発掘調査

骨塔が建てられていた場所が石垣でかためられた旧東氏宅地跡であることが判明したため、三月一八日同宅跡地に幅一m、長さ五mのほぼ南北を指す試掘溝を設定し発掘を開始した。試掘溝北壁面に現われた層序関係は左記のとおりである。

第一層は灰白色のシラス土で一〇cm前後の厚さで拡がっている。第

二層は黒褐色土層であるが、この層内には瓦・煉瓦等の破片が含まれている。第三層は黄褐色土層となっているが、この層に第二層からの落ち込みや樹根跡等が見られる。続いて厚さ四五cmの褐色土からなる第四層があり後は岩盤となっている。

この場所は宅地造成の際、第三層の黄褐色土層上面まで削平されているので、第一層・第二層は現代に形成された層である。試掘溝の西側には直径1mの落ち込みが見られるが、この中からランプの笠の破片、新しい染付片など出土するところから明治頃の落ち込みと思われる。第三層の黄褐色土層も地山でなく、後での堆積であるが、この層からの遺物の出土は見られなかった。第四層の褐色土層からは若干の遺物の出土があった。第四層の上部から土師質土器片二片と下部付近から銅製金具破片二片、鉄片等が検出された。銅製破片の一片は銅銭と思われる。土師質土器は燈明皿の破片である。

以上の試掘結果から、骨塔に関する遺構は地上物件のみで、地下の埋納遺構は存在しなかったことがほぼ明らかになった。ただ骨塔創建の時代とは異なるが、第四層から遺物の出土が見られるので、中世時に何らかの遺構がこの場所に存在していた可能性は充分考えられる。

(四) 骨塔

この骨塔は硬質の容結凝灰岩を素材として形造られ、基礎・塔身・笠・宝珠の四部分から成る。しかし基礎は塔身部に造り付けられており、同様に笠と宝珠部も造り付けられているため、実際にはこの骨塔は笠部と塔身部の二個体から成り立っているといえる。

塔身は、厚さ一二cm、幅四三cmの六角形をなす基礎部の上に乗っており六角柱状を呈する。この下部の幅が三一・六cm、上部が二八・四

cmで上部がやや先細りとなる六角柱である。基礎部と合せると五三・六cmの高さとなる。この六角柱の頂端部の中心には直径約九cm、深さ一二cmの納骨用の穴がくり込まれている。笠部は、宝珠部と合せて二八cmの高さを持つ、やはり六角形をなす笠である。笠の中心部にある宝珠から浮き彫りにされた線が放射状に各六角部の突端に走り、これらの線に直交して四本の線が笠部を巡っている。笠の外観はこうもり傘を開いた状況と酷似する。笠の下端の塔身と接する部分には、塔身の上端をかませるための六角形の浅い枿穴が彫り込まれている。

塔身部と笠部とを合せた全身長は七九cmとなる。塔身部正面には骨塔、逆三女俊菴主生年六十五歳と陰刻され、以下左回りに各面を通じて骨塔建立の趣旨が述べられている。その全文は左記の通りである。

正面 骨塔 逆三女俊菴主 生年六十五歳

二面 □□氏藏人者相良代々之家也・年先為

三面 瑞祥院殿天叟玄高大居士御菩提移步

四面 於六十餘州遊心於十方刹土荷擔法華

五面 妙典献納者一回一部矣。尽好_三勲功者専上報君恩

六面 下世家門者也 于時延宝二甲寅四月廿九日

現在、球磨人吉地方で相良長毎の供養塔碑が本墓を含めて一二か所ほど確認されているが、そのほとんどが五輪塔か板碑であり、この骨塔の形式を持つものは見られない。県下でもこの骨塔と同様の形式を持つ塔は皆無であり、学術的にも貴重な資料となり得ると思われる。(図版55参照)

銘文の読み方については、地元郷土史家等関係の方々から数々の御助言をいただいた。この銘文を漢文として見た場合可笑しい点もあり、また読み方についても種々あると思われるが、ここでは、原口長之氏

(県文化財保護審議会委員)の解説文をその一例として左記に掲げた。

骨塔 逆三玄俊菴主 生年六十五歳

□□氏藏人者相良代々之家也。年先為

瑞祥院殿天叟玄高 大居士御菩提移歩

於六十餘州遊心於 十方刹土荷擔法華

妙典獻納者一回一部矣。尽好子勲功者專上報君恩

下世家門者也 于時延宝二甲寅四月廿九日

対句等も考え、最も漢文的に返り点、送り仮名を付せば以上のとおりとなろう。なおこれらのなかで文字が欠落したり、風化した箇所が若干見られるが、その部分には□、疑わしい部分は□と記した。正面の骨塔と刻まれた下の「逆三」は、常識的には「逆修」・「造立」等の読み方が考えられるが、この文字が誤字・宛字等でない限り、くずしその他からは「造立」および「逆修」と読むには少々無理があるように思われる。むしろ「逆」は「選」もしくは「迭」と読んだ方が合理的であろう。従ってここでは「選筆」と読んでおきたい。現在でも碑文等の終りに○○撰筆と記録されるのはよく見かけるところである。なお「選」は撰を誤ったものと思われる。

第二面の上の二文字は姓名の刻まれた部分でこの骨塔を調べる上で重要な鍵となるところであるが、欠落しており判断不可能である。この部分は風化でなく、後世ある意図をもって潰された事実は明らかである。

五面の二行目の□は、予もしくは乎か可とも考えられる。同行の上から四文字は右半分にカの字のみしか見えないが功の字であろう。

以上の外にも、風化が激しく判読した文字にも誤りもあるかと思われるが、参考のため左記に書き下し文の一例を掲げておく。

骨塔 撰筆玄俊菴主 (生年六十五歳)

□□氏藏人は相良代々の家なり。年先、瑞祥院殿天叟玄高大居士の御菩提のため歩を六〇餘州に移し、心を十方刹土に遊ばせ、法華妙典に荷擔し、一回一部を献納する者なり。好く勲功を尽すは、上は君恩に報じ下は家門に世するものなり。

時に延宝二甲寅四月廿九日

なお碑文中の瑞祥院殿天叟玄高大居士は相良藩二〇代の相良長毎の法名で、延宝二年は西暦一六七四年にあたる。

さて、この骨塔に刻まれた銘文は、あたかも相良長毎の菩提を弔うために建立された供養塔のように見えるが、銘文をよく熟読してみると、相良家代々につかえる□□氏の功績を顕彰し、それを子孫に伝える意図の元にかかれた、ある一族の記念碑ともいえるもので一般に喧伝された長毎自体を供養するための骨塔でないことは明白である。つまり、全国六〇余州の霊地を回り、主君の菩提を弔うために法華一回一部を献納した行為が、□□氏藏人の君恩に報じる勲功話として語られているに過ぎないのである。

この事実は、球磨・人吉一帯の寺院・廃寺跡に点在する長毎の供養塔の形式と比較してみても明らかである。人吉市の願成寺の本墓も含め一二か所の供養塔のうち、碑が四基、宝篋印塔一基、五輪塔が七基であり、今回発見された骨塔の如き型式を有する供養塔は見られない。また、長毎の死後さかんに建立された供養塔の建立年号は、すべて歿年の寛永一三年丙子六月一三日となっているか、刻まれているか、碑塔の実際の建立年代が刻まれているのは寛永一十九年(一六四

(二)・慶安五年(一六五二)・万治三年(一六六〇)の三基だけである。最後に建立された供養塔の万治三年と骨塔の延宝二年(一六七四)とは一四年も時期的なへだたりを持つことになり、骨塔はこれら一連の詣り墓的性格を持つ供養塔とは目的を異にするものと思わなければならない。

(五) 銅製納骨器

(1) 経筒の形とそのつくり

この銅製納骨器は、先に述べた骨塔と刻銘のある凝灰岩製の塔身にくり込まれた直径九cm、深さ一二cmの円筒状の納骨用の孔のなかに納められていた容器である。(図版56参照)

納骨器とは言うものの、本来は寶幢形をなす小型の経筒として作られたものを後で納骨器に転用したものである。形状は金銅板製で六角幢形をなし、台は蓮葉に作り天蓋は六花形にして中高に盛り上げていく。この盛上った蓋の中央部には小孔があり、方型の鏝の形が残るところから頂上に露盤を置き寶珠鈕が施されていたと思われるが今は失われている。蓋の花弁の反転した端には瓔珞を垂れ、金銅の截小板、瑠璃珠を飾るための小孔が二個ずつ施されている。この経筒の台座の直径は七・一cm、六角形の身部の対角線の長さが五cm、また六花形をなす蓋部の長さが八・三cmである。また、台座から蓋部までの高さは一一cm、これに現在失われた寛珠形鈕の高さを加えると総高値は一一・五cmとなり、小型の部類に属する経筒となる。

銅製の経筒には銅鑄製のものと同板製のものがあるが、この経筒は銅板製で、銅板を組み合わせて製作されている。身部は銅板を六角形に折り曲げて六角柱を構成し、両端部は約〇・五cmの重なりを作りこ

の部分で一方から三ヶ所の柄、他方に三ヶ所の柄穴をつくり、柄を柄穴に差し込み柄の先端を折り曲げ締めつけて接着させている。身部と台座も別々に製作したものを同様の手法を持って四か所で接着させている。また、身部と蓋部との合せ口部にも同様の手法を用いた六角形の銅板が蓋の方に取り付けられている。

経筒の飾りとしては、各部分に毛彫りされた文様と蓋部の花卉突出部につるされた瓔珞がある。毛彫りされたものとしては、台座の蓮葉文、身部下端を巡る菊座状の文様、蓋部外側全面に施された絡み合う唐草文様等があげられる。

瓔珞は蓋部花卉の突端六ヶ所に吊るされていたと思われるが、現在三つ葉の截小板五個、扇状の截小板一二個、瑠璃玉としては白玉二個、青玉二個、茶玉一個が残っており完全なセットをなし残っているものはない。

これらの截小板および経筒本体には渡金が施されているが、剝落と緑錆により失われた部分も多い。なお、台座裏面、身部内面には文様および渡金の痕はみられない。このように、小型ながら精巧なつくりと、きらびやかな渡金と瓔珞がこの経筒の特徴となっている。

(2) 経筒に彫られた銘文

六角柱をなす塔身のうち三面に鑿刻による銘文が認められる。六角柱の接着部を右後方に置いた場合、正面上部に舟型光背を背に蓮台に座す僧形ぎょうじやうの人物像が描かれ、下端には「奉納藏三部」とある。向って右面には「十羅刹女駿しやう三養上人」とあり、左面には「三十番神當年今月吉日」と刻まれている。他の三面に記銘はみられない。

経筒の記銘の内容は元来、経名、意趣、年月日、及び願主を記すのが一般的であるが、鎌倉時代以後経名や願意を略するものが多くなっ

ている。室町時代にはいり永正以降になってくると、新しい記載形式が多くなって来る。この時期のもので他所から出土した経筒の銘文と当経筒の銘とを比較してみると次のようになる。

この表で比較してみると、正面に經典名を記し右に十羅刹女、左に三十番神と書き分け、この下にそれぞれ願主あるいは年月日を記しており、多少の差異はあっても全国的に普遍化された記載形式であることがわかる。

十羅刹女は十人の悪鬼であるが、法華経をもつものを擁護しその衰患を除く鬼である。また、三十番神も法華経を守護する神々で国内三〇か所の神々が日々交代して法華経の守護神をとめるところからこの名が出たという。これらの経筒は経筒本来の意図からはずれ、追善供養(逆修供養)の目的をもつ六部と称する人々が全国六六個所の霊地を巡り經典一部を納める際の容器となっていることがわかる。年号の個所は、このように諸国を遍歴して歩き奉納するため月日があらかじめ定まらないこともあって、当経筒の記銘のように當年今月吉日などと年次を記さない例もあらわれてくるのであろう。

第9表 各地出土経筒との比較表

出土地		記載面	
右面	十羅刹女 駿 叟 三 養 上 人	右面	十羅刹女 大永六年八月
正面	奉 納 藏 三 部	正面	奉 納 大 乘 妙 典
左面	三十番神 當年今月吉日	左面	三十番神 口 昌 上 人
備考	(延宝二年・納骨器に転用)	備考	(天文四年 銘経筒と伴出)
人吉市南町発見の経筒		下野国阿蘇郡田沼町発見の経筒	
東京郡南多磨郡南村発見の経筒			

雄山閣・仏教考古学講座I(二四)~(二五)P所載資料より)

つぎに、この経筒の製作年代であるが、記銘の形式や年号の部分省略等から考えると一六世紀前半頃の製作と考えた方がより妥当であろう。天文年間でも後半の作と思われる。

これらの経筒の納められる霊地であるが、寛永四年の東武九日誓の刊行したものであると肥後では、阿蘇宮(十一面)がその霊地となっている。駿州の三養上人が僧であったことは確かであろうがいかなる人であったか不明である。また、肥後の阿蘇宮にもたらされたものであったかどうかもわからない。

(3) 経筒内容物

調査時に銅製経筒内に納められたものは、先に述べた経筒に付属していた瓔珞残欠以外に絹状からなる布片状のものと人の歯が二八本納められていた。このうち瓔珞は、ちぎれ残欠となったものが紛失しないよう後で筒内に納めたものと思われるので、これを除くと元來経筒内に収められていたのは布片状のものと人歯ということになる。

人歯は全部で二八本納められていたが、その内訳は第10表のとおりである。二八本の歯は火葬されたものと、そうでないものとに大別される。

火葬が六本ではか
二二本は火に遇っていない
い。火に遇っていない二
二本は咬耗が激しく老年
の人の歯であることを思
わせる。とくに、犬歯、
小白歯の咬耗は激しい。
なお、これらの歯は乳歯
から永久歯に代る際に欠

第10表 経筒内に納められた歯

名称	歯数		状況	備考
	上顎	下顎		
第三大白歯	1		火に遭って いない歯	智歯(俗称・親知らず)
第二大白歯	1		"	
第一大白歯	1		"	
第一小白歯	1	1	"	とくに咬耗が激しい
犬歯	1	1	"	とくに咬耗が激しい
側切歯	1	1	"	(正中線)
中切歯	1	1	"	
犬歯	1	1	"	とくに咬耗が激しい
第一小白歯	1		"	自然歯については全般的に咬耗 が激しくて歯自身も大きいので 60才以上の男性の歯を推定され る。
第一大白歯	1		"	
第三大白歯	1		"	
合計	16	6		6本のうち三本は第三大白歯、 他は歯冠部を欠くため不明。
火葬歯				

(歯科技工士・藤田昭敏氏による)

け落ちたものではなく、永久歯自体であり老年になり自然に抜け落ちたもの、もしくは、遺骨より採対した歯を納めたものらしく全部に歯根部が付いている。火葬歯は第三大白歯が三本で他の三本は歯冠部を欠くため不明である。双方共に虫歯はみられない。また、脱落した歯二二本と火葬歯とは、合計すれば二八本となり一人分の歯となるが両方大きさが異なり、同一人物の歯ではない。つまり、脱落歯二二本は同一人のものであり、火葬歯六本がまた別の同一人の歯であることはほぼ確実と思われる。

このほか、糸に紡いでいない歯をただけの状況を示す青色に染った布状の塊りが納められていたが、これらの歯をくるんであった布

片だったのかもしれない。

(六) 関連調査

骨塔の銘文に出る瑞祥院殿天叟玄高大居士は、相良藩二〇代の相良長毎の法名である。長毎は一八代義陽の第二子で薩摩の人質の時代を経て、一二歳の時人吉に帰り二〇代の相良家当主となった人である。長毎の時代は、島津氏の勢力の増大、秀吉の九州征伐、領地の安堵、朝鮮の役を経て関が原と、相良家の浮沈かわる重大な事柄の頻発した時期であった。この多難の時代に歿落した家も多かったが、長毎は辛じてこの窮境を切り抜け、明治まで続く相良家の基礎を築いたのである。このような時期の当主であり多難な時期を君臣共に切り開いて来たためであろうか、家中の人氣も高かったようである。また、秀れた人柄の持ち主でもあったのであろう。

このような理由によるのであろうか、寛永一三年に江戸桜田邸で死去した長毎のため、その後球磨人吉の各地に供養塔が家臣の手によって建立されている。これらの供養塔は球磨人吉地区内に本墓も含めて一二か所も存在することが、昭和四九年七月一七日付の人吉新聞に掲載された北村龍雄氏(免田郷土研究会)の報告によって確認された。

骨塔の性格を知る上でも、これらの供養塔の調査は是非共実施すべきことであるので、上川香氏(人吉市教委社会教育指導員)に本墓も含めた一二か所について悉皆調査をお願いした。

なお、この調査結果によれば、塔建立を長毎歿年の寛永一三年六月一三日と刻むもの五基、寛永一十九年が一基、慶安五年が一基、万治三年が一基、年号記録のないもの四基となっている。供養塔の造立は長毎の死去の年の寛永一三年(一六三六年)から万治三年(一六六〇年)

までの二四年間もの長い間に亘って造立されているが、このことを考
えるとき長毎の根強い人気に驚嘆せざるを得ない。供養塔の形式は五
輪の塔が七基、板碑型が四基、宝篋印塔が一基となっている。建立場所
近くに住む家臣達が埋め墓に行くことなく供養することのできる、詣
り墓的性格を持たせて建立したものと思われる。なお、長毎供養塔の
写真、調査結果等については巻末の図版57、図版60を参照されたい。

(七) 考 察

今回の調査で、我々が明らかにし得た事実が三つある。ここで整理
をして見ると、

第一に、骨塔と呼ばれる外容器の建立時期と内に納められていた納
骨器（実は経筒）とは、製作年代が約一四〇年ほど異なるものであ
り、したがって、骨塔銘と経筒銘とは無関係であるということ。

第二に、骨塔に刻まれた銘は、あたかも相良長毎の菩提を弔うため
の供養塔のごとく見られるが、実は相良家に代々つかえる□□氏の功
績を顕彰し、それをその子孫に伝えるために書かれたものであり、一
般に喧伝される長毎自体を供養するための骨塔ではないこと。

第三に、経筒内に火葬歯と自然歯と二種の人歯が納められていたの
は、後世、この骨塔が歯の神様として土俗の信仰の対象となっていた
からであるということ。

以上の三点であるが、この三点を基礎として、以下若干の考察を加
えてみたい。

(1) 骨塔の造立者

骨塔碑文によれば、この碑が建立されたのは、延宝二年甲寅四月廿

九日（一六七四年）である。相良長毎が江戸の桜田邸で死去したのが、
寛永一三年六月一三日（一六三六年）であるので、この長毎供養の骨塔
が建立されたのは、死亡後三八年も経過した後のことである。

銘文によれば碑文の撰筆もしくは建立した人は、自から玄俊菴主と
名乗る人で、延宝二年頃に六五歳であった人である。この年令から推
定すると、長毎生存の時期に二〇歳代の青年だった訳である。

骨塔の第二面の冒頭に記銘される「□□氏藏人者相良代々之家也」
の□□部分が玄俊菴主の俗姓名であろうと思われるが、欠落してわか
らない。とくにこの部分は、他の判読困難な個所に比べて破損が激し
く二字名の部分は、意図的に打欠いた痕跡が認められる。このため判
読は不可能であり、次の□□氏藏人なる者が問題となってくる。

地元人吉市で上川香氏を中心に、長毎の生存時代からこの骨塔の建立
された、延宝前後頃まで生存していたと思われる藏人名を名乗る人々
の調査が実施されたが、この結果によると二人の藏人が確認されてい
る。共に『求麻外史』に出てくるもので、一人は恒松藏人という人で、
慶長の役で病死している。もう一人は丸目藏人で、寛永六年二月卒と
なっており、双方とも該当しそうにない。それ以後、延宝頃までの人
で、藏人という人名を探し出すべく努力中だそうであるが、現在まで
判明していない。法名と思われる玄俊という名の人も調査中であるが、
これも確認されていない。

ともあれ、玄俊菴主という人は、長毎に恩顧を蒙った元相良藩士で
あり、引退後の晩年、出家して名乗った僧名であろうと思われる。お
そらく付近に小庵を詰んで、その庵主として住んでおったのかも知れ
ないが、文献、その他から現在までには、この骨塔付近に寺院等のあ
った事実は見出し得ない。

このように姓名については現在調査中であるので断定はできないが、骨塔第二面の冒頭に記される「□□氏藏人者相良代々之家也」の欠落部分は、やはり晩年長毎に仕え、藩主、その外家中の師範役ともなった丸目藏人佐の一族ではなかったかと、今密かに考えている。丸目藏人佐は、長毎が死去する七年前の寛永六年（一六二九年）に死去しているため、本人が長毎を供養するため六〇余州を回るとは考えられないが、藏人等の名前は、当時子孫等が引継ぐこともあるので、あるいは丸目藏人の子孫、もしくはその一族のものであった可能性はある。さらに推察が許されるなら、この骨塔に刻まれる銘文の事項は、この骨塔の造立者である玄俊菴主自体の実績であり、銘文にもあるように君主に対する勲功とそれを子孫のために、自分の業績を碑に記し、後世に残そうとしたものとも考えられるが如何なものであろうか。

(2) 納骨器（経筒）とその伝来者

骨塔塔身部に納められていた納骨器は、元来納骨器として製作されたものではなく、一六世紀前半の天文年間に製作された銅板製の経筒を納骨器として転用したものである。元来この経筒は、当時普通的に行なわれていた全国六カ所の霊地を巡り、法華妙典一部を奉納して、追善供養等をなす六部といわれる人々の納経用の経筒として製作されたものであった。このためこの経筒に刻まれた銘文は、奉納蔵三部・十羅刹女駿劬三養上人、三十番神當年今月吉日と銘の入った当時一般に見られる形式の願文で、外容器とは何ら関係のないものであることも判明した。しかし、この一見無関係に見える経筒に記名される駿州は、相良氏の出身地である遠江国相良荘の所在したところであり、これは偶然ではなさそうである。延宝二年、この骨塔を造立したを推定

される玄俊菴主の手元にどのような経路をもって、この経筒が招来されたのか不明であるが、もし骨塔銘文における□□氏藏人の欠落部分が丸目氏であったとすれば、容易にこの間の事情が理解されるような気がする。丸目藏人佐は、若い時代から全国を跋渉して修行を続け、当時天下無双の劍客として知られており、相良、京都、江戸を幾度も往復している。おそらく藩主相良氏の出身地である遠江国をも訪れ、その際縁故の者を通じてこの経筒が入手され、相良へ招来されたものではなからうか。そして、丸目家一族に伝世したものが、その一族もしくは子孫と思われる玄俊菴主なる人により、一族の骨塔の納骨器に転用され、現在に至ったのではないかという推測である。以上はあくまで一推測であるので、今後の新資料の発見を期待したい。

このように納骨器に転用された経筒が先にあり、後に骨塔が作られたため容器に合せて外容器である骨塔が作られたのであろうことは、骨塔自体が経筒と同様塔身が六角柱をなし、同様の台座・天蓋を付属せしめ、また塔身上端にくり込まれた納骨用の穴も、きっちり経筒が納まるようにほられてることなどからも推測でき得る。これが原因して、この骨塔が他の球磨人吉の一二か所に点在する長毎供養塔と相異なる独自の型式を表している訳であるが、この点また他の供養塔と区別すべきところでもあろう。ただ骨塔の笠部は、延宝年間前後球磨人吉地方で、一般に石燈籠の笠部に用いられた意匠らしく、同様の型式を有する石燈籠笠部は、願成寺相良家墓地の第二墓所東側に寄進されて並ぶ延宝五年や貞享五年の銘を持つ石燈籠笠部にも見られる。このように、外容器となつている凝灰岩製の骨塔と納骨器となつている経筒とは、本来意図を異にするもので時代的にも差があるが、偶然にも相似かよつた事実がある。それは、骨塔に刻まれる銘文と経筒

に刻まれる銘文の趣意が同一である点である。骨塔の六面に亘って彫られた願文によれば、「□□氏は相良代々の家であるが、先頃相良長毎公の菩提をとむらうため全国六〇数か所の靈地を巡り、十方刹土に心を遊ばせて法華妙典に荷擔し、一回に一部を献納した。」とあり、この点では内に納められた経筒も六部が追善供養等の願望成就のため、全国六〇余か所の靈地を訪ね、法華妙典を納める際の容器としたものであるので、骨塔の趣意と相通じるところがある。さればこそ、骨塔を建立した玄俊菴主もこの経筒を骨塔として転用したのかも知れない。

(3) 齒の神様への変貌

さて、この納骨器に転用された経筒内には人齒が二八本納められていた。このうち六本が火葬された齒で、残りの二二本は老年になって自然に抜け落ちたものか、もしくは改葬等の際遺骨から採取したと思われる齒であった。精査して見ると火葬齒が一人分、火を受けていないものが一人分で、合計二人分の齒が納められていたことが判った。しかしこれらの齒が一体どのような意図のもとに納められたのか、また火葬齒の主は誰だったのか、残念ながら今となっては確定的なことは判らない。しかし次のような推測は成り立つと思われる。

まず火葬齒を納めた理由として考えられることは、骨塔と銘打っていることから分骨の意味を持たせ齒を納めたことも考えられるが、実は納骨器に転用した経筒に記銘される十羅刹女に負うところが大であろうと思われる。因みに十羅刹女の名前をここに列記すると一藍婆、二毘藍婆、三曲齒、四華齒、五黒齒、六多骨、七無厭足、八持瓔珞、九臯諦、十一切衆生精氣等である。諸国巡回して法華經を納める場合、六部はこのような守護神の掩護を受けるのであろうが、この中の三・

四・五に齒の字のつく羅刹女が三人も現われるのである。造立者はこれらの十羅刹女の名前を知っており、その名前に因んで齒を納めたものではなからうか。また火葬骨以外の齒、つまり老年になり抜け落ちたと思われる二二本の齒についてはいかなる解釈がなされるべきであるうか。この件については骨塔周辺に住む古老に聞き取り調査を実施した結果、高沢キエ氏（七〇才）から、祖母の話としてこの骨塔が昔から齒の神様として土俗の信仰を集めており、つい先頃まで参拝に来る人々を見かけたという報告を耳にすることができた。恐らく、納骨器内に納められている火葬齒を見た後世の人々の間から、齒の神様としての土俗信仰が自然に成立し、現在に到る過程のなかで、二次的にある人の抜け落ちた齒が納められたのであろう。（あるいは逆に火葬齒が後に納められたことも考えられる。）齒の神様は県内数か所に見られるが、齒自体が信仰の対象となっている類例は他に見られない。次にこれら最初に納められた火葬齒は一体誰の齒だったのであろうか。もしこの骨塔が相良長毎の菩提を弔うための供養塔であるとすれば、当然長毎の齒が納められていなければならない訳である。さて寛永一三年六月一日江戸の桜田邸で死亡した長毎は赤坂邸に葬られた。この時火葬であったか土葬であったかは判らないが、当時の藩主の死亡の際火葬の例も多いので茶毘に付された可能性は充分あり得る。ただ火葬の際の分骨がこの骨塔にもたらされたものと仮定しても、この骨塔建立まで約三八年の時が経過しているので、長毎の遺骨が入手できる可能性はまことに薄くなってくる。その後、明治一〇年に到って長毎の墓は人吉市内の願成寺相良家墓地に移されるが、その際遺骨がどのような方法で運ばれ埋葬されたのか明らかでない。

以上の理由によりこれらの齒は長毎の遺骨の分骨ではなく、まった

く別の□□氏藏人の先祖の火葬歯であると考えた方がより妥当性があるように思われる。また、自然歯は、後世□□氏藏人の子孫がこの骨塔に追葬した一族の歯である可能性も考えられる。
(桑原憲彰)

参考文献

一、単行本・雑誌関係

求麻外史 青潮社

仏教考古学講座「墳墓経塚編」 雄山閣

人吉・球磨文化財のあらまし 人吉市教育委員会

球磨郡誌 球磨郡教育支会

謎の骨塔 上川香「郷土」第四号・免田郷土研究会

二、新聞記事関係

胸川から古い骨塔発見 昭和四九年七月九日付 日刊人吉新聞

相良藩主長每公の供養塔発掘 人吉市の工事現場で 昭和四九年七月一日付 熊本日日新聞

相良二〇代長每公の供養塔 本格的な調査へ 昭和四九年七月一日付 日刊人吉新聞

相良長每公の供養塔・碑 免田郷土研究会 北村龍雄 昭和四九年七月一日付 日刊人吉新聞

埋蔵文化財を調査 新たに台座発見若干のミステリーも 昭和五〇年三月二〇日付 日刊人吉新聞

相良藩主の供養塔と板碑① 北村龍雄 昭和五〇年二月二〇日付 日刊人吉新聞

相良藩主の供養塔と板碑② 北村龍雄 昭和五〇年二月二〇日付 日刊人吉新聞

第11表 相良長每供養塔関連年表

時代	室町時代	安土桃山時代	代	時	戸	江	時代	閏	連	事	項	本墓の別
年号	西暦	西暦	年号	年号	年号	年号	年号	年号	年号	年号	年号	年号
天文 九年 一五四〇	天正 二年 一五七四	慶長 六年 一六〇一	慶長 四年 一六〇九	寛永 六年 一六二九	寛永 三年 一六三六	寛永 三年 一六三六	寛永 三年 一六三六	寛永 三年 一六三六	寛永 三年 一六三六	寛永 三年 一六三六	寛永 三年 一六三六	寛永 三年 一六三六
丸目藏人佐出生	相良長每出生	恒松藏人朝鮮の役にて死去	玄俊奄主出生(骨塔建立者)	九目藏人佐一武村切野原にて死去	長每江戸桜田邸にて死去	球磨村神瀬神照寺境内(碑)	人吉市願成寺相良家菩提寺(五輪塔)	人吉市願成寺相良家菩提寺第五墓所(宝篋印塔)	球磨郡深田村内山・内山観音万福寺(五輪塔)	球磨郡須恵村字上阿蘇・釈迦堂境内(五輪塔)	球磨郡多良木町黒肥地・青蓮寺境内墓地(五輪塔)	球磨郡多良木町・永昌寺境内墓地(碑)
球磨郡岡原村宮麓・庭柏寺跡(碑)	球磨郡免田町下乙・渡辺儀三郎氏方庭先(五輪塔)	球磨郡錦町大字木上寛井・長安寺境内(五輪塔)	球磨郡須恵村寛井了玄院裏の天満宮境内(碑)	球磨郡相良村四浦神・慈法院境内(五輪塔)	人吉市南町・長每骨塔							
供養塔	供養塔	供養塔	供養塔	供養塔	供養塔	供養塔	供養塔	供養塔	供養塔	供養塔	供養塔	供養塔

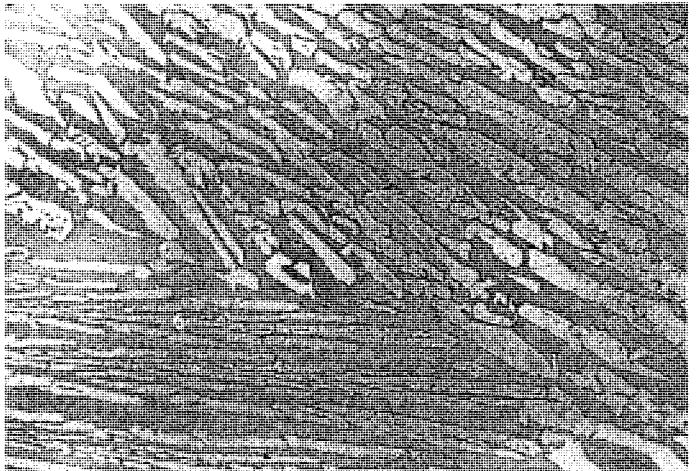
(上川香氏の調査による)



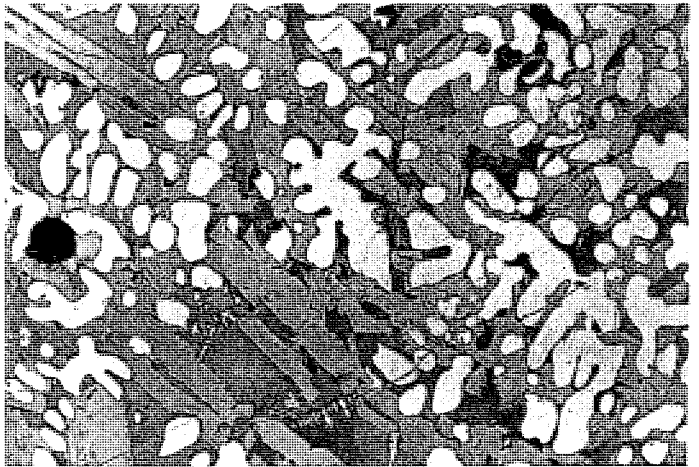
3M-6A



3M-6B



3M-6C



第70図 頼景館跡出土鉄滓の顕微鏡組織
(外觀写真 $\times\frac{1}{2}$ 、鉍物組織 $\times 100$)

第8表 (Table 2) 鉄滓の化学組成 (%)

符 号	試 料 履 歴	全 鉄 Total Fe	金属鉄 Metallic Fe	酸 化 鉄 第一鉄 FeO	酸 化 鉄 第二鉄 Fe ₂ O ₃	二酸化 硅 素 SiO ₂	酸 化 アルミ ニウム Al ₂ O ₃	酸 化 カルシ ウム CaO	酸 化 マグネ シウム MgO	酸 化 マン ガン MnO
3M-6A	A区、西外堀、V層	48.69	0.11	48.86	15.16	24.80	4.54	1.77	0.78	0.12

二酸化 チタン TiO ₂	酸 化 クロム Cr ₂ O ₃	硫 黄 S	五酸化 磷 P ₂ O ₅	炭 素 C	バ ナ ジウム V	銅 Cu	造 滓 成 分	造 成 滓 分 Total Fe	造 成 滓 分 Total Fe	TiO ₂ Total Fe
0.30	0.015	0.023	0.252	0.118	Trace	0.004	31.89	0.655	0.006	

(注) 分析は新日鉄八幡製鉄所で行なった。

第8表 (Table 3) 鉄滓の分光分析結果

符 号	試 料 履 歴	銀 Ag	アルミ ニウム Al	比 素 As	ほう素 B	バウ リウム Ba	ビスマ ス Bi	カルシ ウム Ca	コバル ト Co	クロム Cr	銅 Cu
3M-6A	A区、西外堀、V層	0	3	0	1	0	0	3	1	0	2
B	B区、東外堀、3層	0	3	0	1	0	0	4	1	0	2
C	S-8、9区、溝、4層	0	4	0	0	0	0	5	2	1	2

鉄 Fe	ゲルマ ニウム Ge	カウ ム K	リウ ム Li	チム ウム Mg	マグ ネシ ウム Mn	マ ガ ン Mn	モリ ブ ン Mo	ナ リ ウ ム Na	ニ オ ブ ン Nb	ニ ケ ル Ni
4	0	0	0	2	1	2	2	0	1	
4	0	0	0	2	2	2	2	0	1	
5	0	0	0	3	2	2	2	0	1	

鉛 Pb	アンチ モン Sb	けい 素 Si	すず Sn	テル ル Te	チ タ ン Ti	バ ナ ジ ウ ム V	タ ン グ ス テ ン W	亜 鉛 Zn	ジ コ ル ン Zr	磷 P
0	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0
0	0	5	0	0	1	1	0	0	0	0
0	0	5	1	0	2	2	0	1	0	0

(注) 分析は新日鉄八幡製鉄所で行なった。

- 0 : 認められない
- 1 : 辛じて認められる
- 2 : 明 瞭
- 3 : 強 い
- 4 : 可成り強い
- 5 : 非常に強い

当鉄滓は、3 M—6 A、3 M—6 Bに比較して、クロム (Cr)、すず (Sn)、亜鉛 (Zn) 等が新しく検出され、また、アルミニウム (Al)、コバルト (Co)、マグネシウム (Mg)、チタン (Ti)、バナジウム (V) 等は強度が上っているが、これはバラツキ程度の変動であり、構成成分は大差ないものとする。

また、当鉄滓は、蓮花寺出土の碗形滓 (3 L—6 A) の成分構成に非常に似通っており、両遺跡の素材鋸は、同一成分系と判断して差支えないものとする。

(三) ま と め

頼景館跡は、蓮花寺跡の東 100 米の所に隣接した遺跡である。ここから出土した鉄滓の鋸物組成・化学組成を調査した結果、大鍛冶で生成された碗形滓と考えられた。

すなわち、外観上は70～160mm程度の直径をもち、中央部厚みは、30～40mmある。鋸物組成は Wüstite (FeO) + Fayalite ($2\text{FeO} \cdot \text{SiO}_2$) であり、化学組成は、全鉄分 (Total Fe) 48.69%、造滓成分 ($\text{SiO}_2 + \text{Al}_2\text{O}_3 + \text{CaO} + \text{MgO}$) 31.89%、二酸化チタン (TiO_2) 0.80%、バナジウム (V) 痕跡程度、銅 (Ca) 0.004%であった。

また、構成成分が蓮花寺跡の碗形滓に類似しており、精錬前 (大鍛冶前) の素材である鋸は、同一成分系と考えられる。両遺跡の推定年代は鎌倉時代で、ほぼ、同一年代であり、かなり、大規模な鉄精錬を行なったのであろう。軟質凝灰岩を使った羽口の出土をみると、技術的にも生産効率に対する配慮がうかがわれる。

最後になったが、本稿作成にあたっての各分析Dataは、いつもながら清水峯男氏の御援助の賜物であることを銘記し、感謝の意を表して筆を擱くことにする。

(新日本製鉄八幡製鉄所技術研究室 大沢 正己)

厚み30mm(中央部)。重量 230 g。椀形滓と考えたいが炉壁粘土の付着がないのが気がかりである。

b. 顕微鏡組織(第70図最上段の写真参照)

白色粒状のヴスタイト(Wüstite: FeO)が、樹枝状に晶出している。また灰色長柱状の結晶であるファイヤライト(Fayalite: $2\text{FeO} \cdot \text{SiO}_2$)は、大きく発達して多量に存在するところからみて、徐冷滓であろう。黒色部の地はガラス質(Glass)である。

c. 化学組成(Table 2 参照)

全鉄分(Totale Fe)が高目の48.69%で、そのうちの酸化第1鉄(FeO)の占める割合が48.86%と大きい。二酸化チタン(TiO_2)は0.30%でバナジウム(V)はTrace(痕跡程度)、銅(Cu)0.004%と低目であり、鍛治滓タイプの鉄滓である。造滓成分($\text{SiO}_2 + \text{Al}_2\text{O}_3 + \text{CaO} + \text{MgO}$)が、31.89%と高目であるので、大鍛治滓と考えられよう。

d. 分光分析(Table 3 参照)

化学分析値に対比させてみると、大体似通った傾向にある。すなはち、鉄(Fe)と造滓成分であるけい素(Si)、アルミニウム(Al)、カルシウム(Ca)、マグネシウム(Mg)等が主構成成分であり、これに、ほう素(B)、コバルト(Co)、銅(Cu)、マンガン(Mn)、モリブデン(Mo)、ナトリウム(Na)、ニッケル(Ni)、チタン(Ti)、バナジウム(V)等が検出されている。

2) 鉄滓 3 M-6 B

a. 肉眼観察

表皮は、光沢ガラス質であり、裏面は赤褐色の滴下状で、全体に凹凸の多い鉄滓である。破面は、上部のガラス質の個所は、比較的気孔が多く、7~8mmもある大粒の石灰石?を数個含んでいる。下部の赤褐色個所は若干の気孔と木炭痕も認められる。重量は120gであるが、比重としては比較的小さいものである。

b. 顕微鏡組織(第70図中段写真参照)

検鏡試料は下部赤褐色部であるが、ヴスタイト(Wüstite: FeO)は認められず、写真に示すように、灰色長柱状のファイヤライト(Fayalite: $2\text{FeO} \cdot \text{SiO}_2$)と、地のガラス質(Glass)で、大部分は占められている。当鉄滓は、羽口近辺の還元条件の良好な個所での生成物であろう。

c. 分光分析(Table 3 参照)

構成成分としては、3 M-6 Aと大差なく、鉄(Fe)と造滓成分が主体をなしている。肉眼観察でガラス質の中に大粒の石英がかなり噛み込まれていたのであるが、赤褐色部の鉄滓部分には、カルシウム(Ca)の増加は認められない。十分に溶解していないのであろう。(石灰石の噛込みは、偶発的なことではなかろうか)

3) 鉄滓 3 M-6 C

a. 肉眼観察

表皮は、粘土膜を被っているが赤褐色を呈し、比較的滑らかな肌をしている。椀形滓の形態をした $\frac{1}{4}$ 程度の破片であり、円周から推定して、直径が160mm前後になろう。中央部厚み40mm。破面は黒褐色を示し、気孔は少なく緻密で製錬滓を思わせる。大鍛治での椀形滓であろう。比重は大きい。重量295g。

b. 顕微鏡組織(第70図最下段写真参照)

鉱物組成は、大粒の白色粒状ヴスタイト(Wüstite: FeO)と、灰色長柱状ファイヤライト(Fayalite: $2\text{FeO} \cdot \text{SiO}_2$)、それに黒色地のガラス質(Glass)等から構成されている。

c. 分光分析(Table 3 参照)

鉄(Fe)と造滓成分を構成するけい素(Si)、アルミニウム(Al)、カルシウム(Ca)、マグネシウム(Mg)等が主成分である。

四、相良頼景館跡出土鉄滓の調査

はじめに

相良頼景館跡は、熊本県球磨郡多良木町黒肥地に所在し、鎌倉期の遺跡として、昭和50年に発掘調査されたところである。此の遺跡から、リング箱一杯（約15.8kg）の鉄滓が発掘され、そのうちの大塊3個の調査依頼を受けたので、鉱物組成・化学組成の検討を行なった。

なお、発掘調査は、館跡全面の調査ではなかったため、鉄生産に関する遺構の検出はなかったが、軟質凝灰岩製の羽口1個と土製羽口小破片等が採取されている。

(一) 調査方法

1) 試料

調査試料は、Table. 1に示す3区から出土した鉄滓である。

第8表 (Table 1) 供試試料の履歴及び調査項目

符号	遺跡	試料履歴				調査項目			
		調査区	遺構名	層位	採取月日	外観写真	顕微鏡組織	化学分析	分光分析
3M-6A	頼景館	A	西外堀	V層	75.12.20	○	○	○	○
6B		B	東外堀	第3層	—	○	○		○
6C		S-8.9	溝	第4層	75.10.28	○	○		○

2) 調査項目

a) 顕微鏡組織

構成鉱物は光学顕微鏡で観察した。試料は、十分に水洗して乾燥後、二分割して検鏡用と分析用にあてた。特に、検鏡試料は偏析を避けるため、鉄滓の中央部（コア部）から採取している。

b) 化学分析

検鏡試料の片方を分析試料にあてた。化学組成は湿式分析を実施して定量値を出している。

c) 分光分析

スペクトル線の波長から、構成元素をチェックする発光定性分析を行なっている。

(二) 調査結果

鉄滓の外観写真と鉱物組成を第70図に示す。また、化学組成を Table. 2に、分光分析の結果を Table. 3に示す。

1) 鉄滓 3M-6A

a、肉眼観察

本来、表皮は黒色餡状であったと思われるが、現在は酸化して大部分は赤褐色の皮膜に被われている。裏面は、やや滴下気味で木炭痕が認められる。破面は気孔少なく黒褐色で木炭の噛み込みもある。比重大。70×80mm、

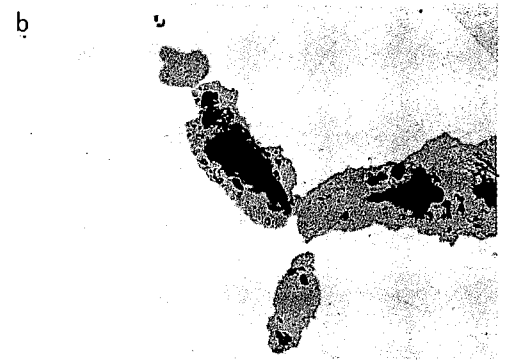


金属鉄大の炭化物組織 (二重レプリカ)×5,000



金属鉄小の炭化物組織 (二重レプリカ)×5,000

第69図 鉄滓中に残留した金属鉄 (3 L-6 B) の電子顕微鏡組織

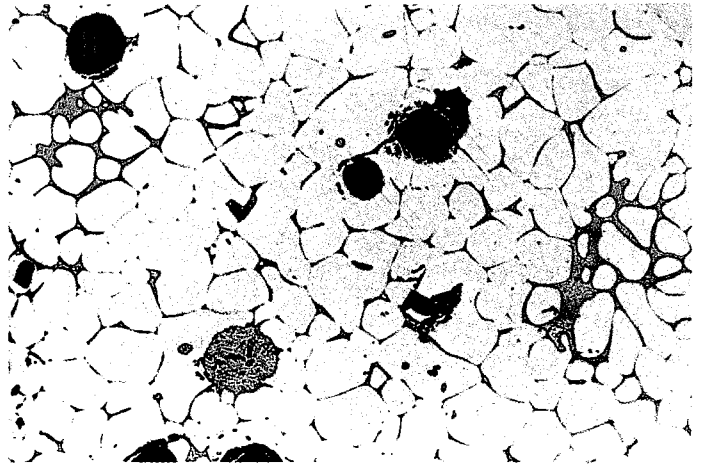


- a: 金属鉄大 No etch ×100
- b: 金属鉄大 No etch ×400
- c: 金属鉄大 5%Nital etch ×100
- d: 金属鉄大 5%Nital etch ×400
- e: 金属鉄小 Pickral etch ×100
- f: 金属鉄小 Pickral etch ×400
- g: 金属鉄小 5%Nital etch ×100

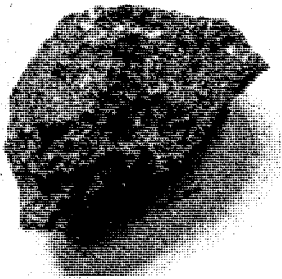
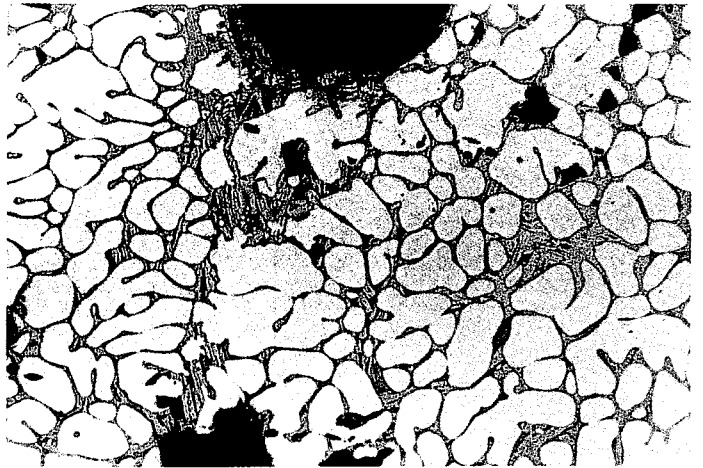
第68図 鉄滓中に残留した金属鉄 (3 L-6 B) の顕微鏡組織



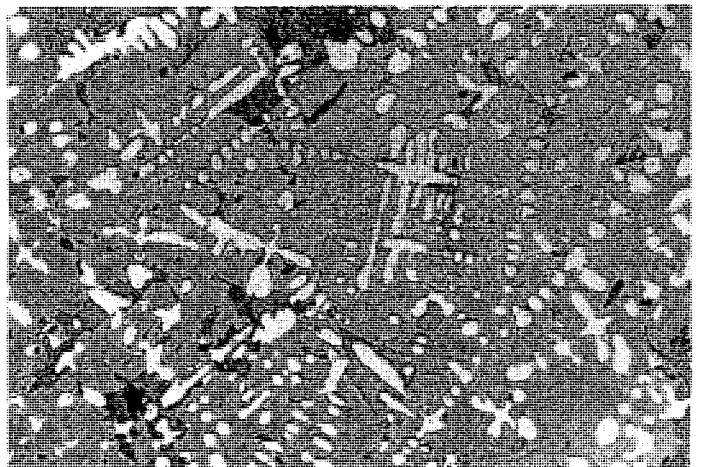
3L-6A



3L-6B



3L-6C



第67図 蓮花寺跡出土鉄滓の顕微鏡組織

(外観写真 $\times\frac{1}{2}$ 、鉍物組成 $\times 100$)

- ⑮ 窪田蔵郎「鉄の考古学」雄山閣。1972。194頁
- ⑯ 湊秀雄・佐々木稔「タタラ製錬鉄滓の鉱物組成と製錬条件」『たたら研究』第14号1968。
- ⑰ 大澤正己「福岡県の古代製鉄」『福岡考古懇話会会報』第3号1975。
- ⑱ 湊秀雄・佐々木稔前掲書（註⑯）
- ⑲ 下前原鉄滓と同時期の鉄滓と考えられる、玉名郡菊水町諏訪原遺跡出土のものを、熊本県教育委員会松本健郎氏より、調査依頼を受けているので、弥生時代の鉄滓は後日、報告したいと考えている。諏訪原鉄滓も、化学組成・鉱物組成からみて鍛冶滓という結論が出ている。
- ⑳ 長谷川熊彦「砂鉄」技術書院
- ㉑ 島村哲夫・浅井浩美「砂鉄の精錬について」昭和37年4月、鉄鋼協会講演大会。
- ㉒ 大澤正己「福岡平野を中心に出土した鉄滓の分析」『広石古墳群』所収。福岡市教育委員会1977。
- ㉓ 坂本経彦「肥後上代の鉄」『熊本史学』第4号1953。
- ㉔ 長谷川熊彦前掲書（註⑳）
- ㉕ 窪田蔵郎前掲書（註⑱）
- ㉖ 鋸（けら）。日本古来の直接製鋼法ともいふべき鋸押し（和鋼製造法）における粗製品で、成分上は、各種品質の鋼の集合体。たたら炉内から引き出した大塊は単に鋸塊と呼ばれるが、これが破碎選別されて各種の和鋼（ひはがね。みずはがね。つくりはがね等）となる。
- ㉗ 庖丁鉄。たたら鉄または鋸を原料として間接に製造された鉄（鍊鉄）を和鉄とよぶが、この製品の形状が庖丁に類似しているところから、俗に庖丁鉄といわれる。
- ㉘ 穴澤義功「鉄生産のあり方」『和白遺跡群』所収。福岡市教育委員会1971。
- ㉙ 福岡市教育委員会「多々良遺跡調査報告書」1972。遺跡については前述の報告書にあり、椀形滓の分析値は（註㉒）に記載している。
- ㉚ 久留米市教育委員会「茶臼山・東光寺遺跡」1974。
- ㉛ 加藤晋平・古泉弘「千代田区一ツ橋高校内遺跡の調査」
椀形滓の分析については下記の通りである。
大澤正己「鉄滓・ルツボ・羽口等の科学的分析及び結果の考察」昭和51年5月に原稿提出。近日中に印刷予定。
- ㉜ 芹澤正雄「南伊豆における製鉄跡」『たたら研究』第16号1972。
- ㉝ 山本博「古代の製鉄」学生社38頁。
- ㉞ 玉名市教育委員会「玉名市の文化財」第4輯18頁。
- ㉟ 津島市史編纂委員会「津島市埋田遺跡発掘調査報告」
- ㊱ 堅田直「白峰山古墳」『帝塚山考古学』4 1968。
- ㊲ 杉村彰一「相良頼景館跡の発掘調査」『ふるさとの自然と歴史』第65号1976。
- ㊳ 桑原憲彰「伝承のなかに生きていた幻の”浜の館。”」『ふるさとの自然と歴史』第32号1974。
- ㊴ 桑原憲彰「伝承のなかに生きていた浜の館」『日本談義』289号1974。
- ㊵ 桑原憲彰「浜の館第二次調査、巨大柱をもつ神殿」『広報やべまち』233号1976。
- ㊶ 元禄二年堺大絵図に南鍛冶屋町と記され、十軒の鍛冶屋が軒を並べていたと伝えられた場所からの出土である。

註

① レプリカ法とは、物体表面の組織に応じた凹凸模様を電子線が透過できるような薄膜で転写し、その薄膜を電子顕微鏡用の検鏡試料として間接的に観察する方法である。

二段レプリカ法とは、コロジオンおよびホルムバルをそれぞれ、0.5～1%の酢酸アルミおよび二塩化エチレンに溶かした溶液の少量を試料表面に流し広げて乾燥すると、表面には数百Å以下の厚みのレプリカ膜ができる。これにセロハンテープを貼り付け、静かに、そのテープを引きはがすとレプリカ膜はテープについてはがれてくる。次にテープだけが溶けてレプリカ膜は溶けない溶液に入れると、レプリカ膜は、テープから離れる。このレプリカ膜に、ごく薄い第2のレプリカ膜を作って、それを検鏡する。

② 初析フェライト (Proeutectoidferrite) 亜共析鋼 (0.85%以下) のもので、A₁変態によってオーステナイトから析出するフェライト (α) のことをいう。この初析フェライトも初析セメントイトと同様網状にオーステナイトの結晶粒界にそって析出するが、前者は後者に比較して網状が太くて短いのが特徴である。このため、顕微鏡組織のうえから、この両者を区別することが出来る。また、ピクリン酸アルコール溶液の腐蝕によって、パーライト部分は黒色に、初析フェライト部分は白色に現われるので、この存在比によって鋼中における大約の炭素量 (C) %を推定することができる。

③ ウイドマンシュテッテン組織 (Widmannstätten Structure) はじめて隕石中に見出された組織。一般に合金を過熱して結晶粒を粗大化させ、徐々に冷却すると現われやすい。高温からの冷却にとまない、新相がもとの相の一定の結晶格子面に析出してくるので、特有の規則正しい多角形の模様となる。このような模様の出たものは、もろくて加工しにくい、熱処理によって改善しうる。鋼の場合についてみると、亜共析鋼をr相から長時間にわたってゆっくり冷却してゆくと、α (フェライト) か r (オーステナイト) の粒境界とその劈開面にそって析出してくるので、上記のような結晶粒界の内に微細な格子状模様を示してくる。

④ 三島徳七・三島良績「合金学、上巻」共立出版株式会社S31年、65頁

⑤ パーライト (Pearlite) 鋼または鋳鉄をAc₁以上 (723°C) の温度から冷却した場合、A₁変態によって生ずるフェライト (Ferrite) とセメントイト (Cementite) の層状組織をいう。冷却速度の大小により、層状組織には疎密を生ずる。

⑥ セメントイト (Cementite) Fe₃Cで示される正斜方晶の炭化鉄につけられた組織の名称。

⑦ フェライト (Ferrite) 体心立方晶をもつα鉄または、その固溶体につけられた組織上の名称。

⑧ 粒度番号。JIS (日本工業規格) G.0552に準拠して測定。

顕微鏡 100倍における25mm ² 平方中の結晶粒の平均数	0.0625	0.125	0.25	0.5	1	2	4	8	16	32	64	128	256	512
粒 度 番 号	—3	—2	—1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

⑨ 大澤正己・山本信夫「鉄錠の新例に関する検討」『考古学雑誌』62—4 1977。

⑩ 堀川一男・梅沢義信「古代鉄釘の冶金学的調査」『鉄と鋼』48—1 1962。

⑪ 大澤正己「千葉県柏市中馬場遺跡出土の鉄滓及び鉄錠の調査結果」『中馬場遺跡第3次発掘調査報告書』柏市教育委員会1976。

⑫ 製錬 (Smelting) 鉱石や砂鉄その他の原料から含有金属を抽出し精製する冶金学的反応操作をいう。

⑬ 精錬 (Refining) 金属の純度を改善するために溶湯や還元鉄から酸化物、ガス、その他不純物を除去する操作をいう。

⑭ 和島誠一「鉄の成分」『月の輪古墳』所収1960。

第7表 (Table 5) 椀形滓の出土例

No.	遺跡名	所在地	推定年代	区分	羽口出土			分析	注
					数量	内径	長さ		
1	蓮花寺跡	熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地字蓮花寺	鎌倉時代	大鍛冶	4本	26mm	不明	◎	
2	頼景館跡	〃 字黒肥地	〃	〃	2	24	256	◎	②⑦
3	浜の館遺跡	熊本県上益城郡矢部町浜町	16世紀	〃?	なし			◎	③⑧⑨⑩
4	六段製鉄跡	〃 玉名市三ツ川西原六段	鎌倉時代	不明	1		不明		④
5	上和白遺跡	福岡県福岡市東区大字和白字宮前	8世紀	小鍛冶	4以上	13~19	160		⑤
6	多々良遺跡	〃 多々良宗原	13世紀	大鍛冶	6	12~21	不明	◎	⑥⑭
7	茶白山遺跡	〃 久留米市山川町	13~14世紀	不明	1	21	不明		⑦
6	寺地町遺跡	大阪府堺市寺地町東一丁9-1	17世紀	小鍛冶	6	30	160~220	◎	⑪
9	一つ橋高校遺跡	東京都千代田区東神田1-12-13	18世紀	〃	6以上	17~25	不明	◎	⑫
10	大賀茂遺跡	静岡県賀茂郡伊豆大賀茂	不明	不明	1	40	130	○	⑬
11	垣内古墳近傍	京都府船井郡園部町垣内	12~13世紀	小鍛冶	不明				⑮
12	埋田遺跡	愛知県津島埋田	中世	大鍛冶	〃			○	⑮⑯
13	天辺鍛冶遺跡	千葉県佐倉市天辺		小鍛冶	5~6	26	不明		⑮
14	酒勾鍛冶遺跡	神奈川県小田原市酒勾	19世紀	大・小鍛冶	12以上	size色々あり		○	⑮
15	隈谷刀匠工房	石川県松任市	現代	小鍛冶					⑮
16	白峠山古墳	大阪府岬町	7世紀	鉄塊となっているので検討を要す	なし				⑳㉑

注) 頼景館跡出土羽口のうち1本は軟質凝灰岩製。 ◎: 大澤分析 Data 有り

参考のために、現在まで判っている椀形滓の出土例を Table. 5 に挙げておく、No. 1 から15までは、明確に鍛冶滓とみとめられる。しかし No. 16 の白峠山古墳出土品は、鉄塊にみられているが、私は椀形滓ではないかと考えている。今後の検討が必要であろう。

椀形滓は、根気よく調べれば、発掘品の中にもかなり出土例があるものと思われる。この場合、羽口と共存するケースが非常に多い。

(四) ま と め

熊本県下の古代製鉄に関する鉄滓の鉱物組成・化学組成等の調査は、あまり実施されていない。今回、蓮花寺跡の椀形滓について、幾つかの知見を得たので報告した。まだ、古代製鉄の研究は、緒についたばかりであり、多くのデータの集積が大切と考える。

調査に供する鉄滓は、小規模な炉から生成された僅かな量であり、偏析の大きなことは云うまでもない。この問題をかかえての検討であり、今後とも、遺構と出土鉄滓・木炭・炉材粘土等総合的な調査が必要であろう。

最後になったが、この原稿作成に当たっての分析データは、清水峯男氏(旧新日鉄生産技術研究所部長、現在は九州大学工学部冶金学教室教授)の御尽力で完成したことを感謝して筆を置くことにする。

(新日本製鉄八幡製鉄所技術研究室 大沢 正己)

なお、他の砂鉄産地としては、天草郡がある^④。下島北部の本渡～御領付近一帯の海浜に集積する海浜砂鉄である。地質は70%阿蘇岩類で黒色灰黒色の溶岩泥溶岩を主とする。化学組成は次の通りである。

熊本県天草郡本渡海岸砂鉄

Total Fe	FeO	Fe ₂ O ₃	TiO ₂	V ₂ O ₅
53.59	28.73	44.70	6.42	0.346

以上が熊本県下における古代製鉄の原料に関する情報である。今後、採取砂鉄の分析を行ないつつ、原料問題に取り組んでゆきたいと考えている。

3) 椀形滓について

蓮花寺跡出土の鉄滓は、上部の直径が70～120mmで中央厚み 25～46mm前後あり、底部が球形を呈する椀形滓であった。

「椀形滓は鍛冶滓の一種であり、直径12から18センチのやや楕円形を呈した浅い椀形の鉄滓である。鍛冶工房で大鍛冶や鍛え鍛冶の作業にもなって発生するものと、小鍛冶の作業にもなって発生するものがあり、前者の表面はやや製錬滓に近い外貌をしており、後者の方はやや小形で質も均一に粗鬆である。いずれも吹子口直下の火床中に形成されるもので、鉄滓と藁灰、あるいは山土との焼結状態を呈している。」と窪田氏は説明している。

蓮花寺椀形滓は、外觀形状から大鍛冶や鍛え鍛冶にもなって発生したものと考えられるが、化学組成の造滓成分(SiO₂+Al₂O₃+CaO+MgO)は、8.63%と非常に低目で、小鍛冶滓とみてもおかしくない鉄滓である。

しかし、蓮花寺椀形滓(3L-6B)に金属鉄が残留したのもある所から、やはり大鍛冶タイプと判断しておきたい。この時の不純物を多く含有した海綿鉄は、炭素含有量(C)が0.15%から0.8%程度で、この炭素含有量が全体を代表するとすれば、まだ不純物の多い鋸を素材として加熱半融し、脱炭して棒状もしくは、平板状の包丁鉄程度の半成品の製造過程で生成された鉄滓と判断できよう。この時の最終製品は、寺院建設に関連のある工具類や日用品であったらうか。

第66図は、中世末頃の鍛冶師の作業で小鍛冶風景である。仕事場の中央に火床があり、その横にフィゴが設置されている。親方と思われる人物が、右手で小鋸を持ち、左手で鋸を使って赤熱した鉄片をはさみ、相方に大鋸を打せている図である。おそらく、農具類の加工中を描いたものであろう。

一つの工房で、道具類の配置や作業の実体をつかむ上で大変参考になる絵図である。

蓮花寺では、明確な製鉄遺構の検出はなかったとの事であるが、鉄滓が集中して出土した地点に強く熱を受けた部分があり、この個所が火床のあった地山の可能性も考えられる訳である。鍛打率も併出しているので、この裏付け資料にならう。(大鍛冶椀形滓と小鍛冶椀形滓を出土する火床は似通ったものと思われる)

蓮花寺のように、鎌倉時代における鉄生産(精錬:大鍛冶)は、自給体制下で営まれたものと考えられるが、素材となる鋸の生産地や流通形態については不明である。今後の研究課題にならう。



第66図 鍛冶師 職人尽絵屏風(埼玉県川越市喜多院蔵)

(Cu) が高目となり、これに付随して、マンガン (Mn)、硫黄 (S)、磷 (P) 等多目になる。

この様に、製錬滓は原料中の脈石 (製錬上邪魔になるような不純物の総称) 成分と造滓剤 (主に炉材粘土) の混融物であるため、造滓成分は高目になる。原料が砂鉄であれば、これに二酸化チタン (TiO_2) やバナジウム (V) も当然増加する。また、全鉄分 (Total Fe) は、製錬過程によって変動があるが、操業が不調であったとしても、50%を越えることはほとんどない。

これに対して鍛冶滓は、酸化鉄と混合金属鉄に原料鉄中の夾雑スラグが絞り出されてきて混じたもので、造滓成分は製錬滓に比べて少なくなり、かつ全鉄分 (Total Fe) は逆に多い目になる。

また、鍛冶滓は、製錬時砂鉄を原料としていても、二酸化チタン (TiO_2)、バナジウム (V) 等は製錬滓に大部分移行するため、鍛冶滓になると、二酸化チタン (TiO_2) は1%以下、バナジウム (V) は小数二桁目に数値がくるような小さいものになる。

製錬滓であれば、鉱滓の化学組成から製鉄原料の大凡の推察も可能だが、鍛冶滓からは現状では製鉄原料の類推は無理の様である。

下前原遺跡の弥生後期堅穴6号出土の鉄滓は、化学組成が鍛冶滓タイプであり、また、湊・佐々木両氏の論文記載の鉱物組成も成長した粒状ヴスタイト (Wüstite: FeO) が多く、その粒間には長柱状のファイヤライト (Fayalite: $2\text{FeO} \cdot \text{SiO}_2$) が存在することから鍛冶滓と判定したい。

日本列島における製鉄 (製錬) 起源は、現在のところ、弥生時代まで遡りさせるのは無理で、やはり古墳期を鉄製錬の黎明期と考えたい。しかし、鉄製品の加工といった鍛冶に関する作業は、当然弥生後期を念頭においても間違いないと考えている。^⑧

2) 熊本県の製鉄原料

Table. 1の引用データの化学組成からみて、現在までに判明した鉱滓は、砂鉄を原料としていることは明白である。そうすれば、これ等鉱滓の原料砂鉄の産出地は何処であろうか。管見では、熊本県の砂鉄産出地としては、菊池郡、鹿本郡と、天草郡本渡海岸あたりであろうと思われる。

長谷川熊彦氏も指摘しているように、砂鉄は菊池川筋一帯で、菊池・鹿本西部にわたり、特に菊池川上流山間部に多いとされている。川砂と共に川岸に集積して沖積層をなしている。河川砂鉄鉱床としては、筑後川に次いで有名である。菊池川流域・北宮地区、村田地区、岩瀬北部、隈府北部、高野瀬〜本履などに河岸段丘堆積砂層があり、砂鉄を包含し、レンズ状または偽層状である。とされているが、しかし、これには、砂鉄の化学組成についてはふれられていない。

有明海海底砂鉄から砂鉄品位をみると、Fe 57.2%、 TiO_2 10.1%^⑨であり、Table 1の鉱滓中の成分を加味して、二酸化チタン (TiO_2) は5~10%前後を含有した砂鉄を使用したものと考えたい。古代製鉄における製鉄原料の砂鉄は、高チタン含有砂鉄 (TiO_2 : 20%以上) を、あまり使用せず、低チタン砂鉄 (TiO_2 : 2~6%) が製錬温度が低くてすむ関係から、多く使われる傾向がある。(高チタン含有砂鉄は、鉄と鉱滓の分離が悪いので、これを良くするには、高温製錬を行わなければならない。)

福岡市平野では、最近6世紀末から7世紀前半にかけての古墳32ヶ所から、供献とみられる鉱滓が発見され、注目されている。これ等鉱滓の二酸化チタン (TiO_2) は、いずれも、1~3%含有していることから、この時期の製鉄原料の砂鉄は、極純粋砂鉄というべき0.8~2%程度の二酸化チタン (TiO_2) を含有した高品位砂鉄を使用していることが明らかになっている。^⑩

熊本県でも荒尾市に近い小岱山付近には、約20ヶ所の製鉄遺跡が発見されており、出土遺物により古墳期から平安時代にかけての推定年代に入るものとされている。^⑪ これ等遺跡から出土する鉱滓と、菊池川流域の砂鉄との結び付き等、今後追求すべき課題として留意すべきと考えている。

e. 分光分析 (Table. 3 参照)

此の鉄滓は、鉱物組成 (第67図) で確認したように、ヴスタイト (Wüstite: FeO) が多量に存在していたが、分光分析の結果においても、鉄 (Fe) として可成り強く検出され、これに造滓成分を構成するけい素 (Si) とアルミニウム (Al)、カルシウム (Ca)、マグネシウム (Mg) 等が、強くから明瞭程度に存在している。

また、コバルト (Co)、銅 (Cu)、マンガン (Mn)、チタン (Ti) 等が明瞭に出ているが、他にはクロム (Cr)、ニッケル (Ni)、ナトリウム (Na)、すず (Sn)、バナジウム (V)、亜鉛 (Zn) 等辛じて認められていて、鉄滓 3 L—6 A と大差ない構成成分となっている。しかし、モリブデン (Mo) だけは、強く検出されているのが特異である。ただし、全般的に眺めると、鍛冶滓としての成分範囲に収まった分析値である。

3) 鉄滓 3 L—6 C

a. 肉眼観察

表皮は、赤褐色と灰黒色の混合した粗雑な肌で、木炭の噛み込みが認められる。表面はわん曲して海綿状を呈し、一部に金属鉄の錆化部分が存在する。破面は、気孔のほとんど無い部分とコークス状のところ相半していて、比重は大きい。現状は、70×40mm厚み25mmであるが、本来は70×80mm径程度の碗形滓だったと考えられる。160gある。

b. 顕微鏡組織 (第68図参照)

熔融スラグからの晶出物である白色粒状のヴスタイト (Wüstite: FeO) が樹枝状に存在する。ファイヤライト (Fayalite: $2\text{FeO} \cdot \text{SiO}_2$) は、大きな広がりをもって析出し、結晶の発達が十分に行なわれたことを示している。この鉄滓も徐冷滓とみなして差支えない。

c. 分光分析 (Table. 3 参照)

此の鉄滓の成分構成は、鉄 (Fe) と造滓成分のけい素 (Si)、アルミニウム (Al)、カルシウム (Ca)、マグネシウム (Mg)、ナトリウム (Na) 等である。

これに、脈石 (製錬・精錬上邪魔になるような不純物の総称) からの残留物としてコバルト (Co)、クロム (Cr)、銅 (Cu)、マンガン (Mn)、モリブデン (Mo)、ニッケル (Ni)、鉛 (Pb)、すず (Sn)、チタン (Ti)、バナジウム (V)、亜鉛 (Zn) 等が検出された。定量分析を行なった鉄滓 3 L—6 A に近似した化学組成になるものと考えられる。

(三) 考 察

1) 製錬滓と鍛冶滓

遺跡から出土する鉄滓には、色々な形態のものがある。例えば、Table. 1 に引用データである熊本県 3 遺跡出土の鉄滓のうち、下前原遺跡の鉄滓は、蓮花寺鉄滓と同じく鍛冶滓と考えられ、蛇ヶ谷及び柳迫出土鉄滓は製錬滓と推定したい。

まず、下前原鉄滓は、全鉄分 (Total Fe) が 58.63%^⑩と高目で、造滓成分 ($\text{SiO}_2 + \text{Al}_2\text{O}_3 + \text{CaO} + \text{MgO}$) は 25.01%と低目である。これに対して、蛇ヶ谷及び柳迫の鉄滓は、全鉄分 (Total Fe) は 33.19%^⑨、21.22%^⑨と低目で造滓成分は高目であり、下前原鉄滓とは構成成分が逆傾向である。

また、全鉄分 (Total Fe) や造滓成分以外で注目すべき成分に、酸化チタン (TiO_2) ・バナジウム (V) や銅 (Cu) がある。酸化チタン (TiO_2) とバナジウム (V) は、砂鉄母岩に含有されることを特徴とするから、砂鉄を原料とした製錬滓であれば、この酸化チタン (TiO_2) は、砂鉄産地によって、1~20%程度範囲の数値を示し、バナジウム (V) は、小数第 1 位に数値が認められる筈である。また、鉄鉱石の使用であれば、銅

後含有されており、初析フェライト^⑤が板状に交錯してウイドマンシュテッテン (Widmannstätten) 組織^⑤を呈している。此の組織から、鉄滓は非常な高温度 (1,000°C以上) にさらされていて、かつ、冷却速度も甚だ小さいものだったと推察される。

[鉄滓に残留した金属鉄は徐冷されたため、オーステナイトの結晶粒が成長して粗大となり、この大粒のオーステナイトはさらに変態するに当って、大きなフェライトとセメントイトに分解する。従って亜共析鋼 (炭素量 0.87%以下) においては、フェライトが粗大な網目に発達し、かつ粒の内部には初析フェライトが板状に交錯してウイドマンシュテッテン組織^④が現われたのであろう。]

次に金属鉄小について述べる。写真e・fは、Picral etch (ピクリン酸アルコール溶液で腐蝕) で現われる炭化物組織である。炭化物は、パーライト (Pearlite)^⑤と一部にセメントイト (Cementite)^⑥が析出しており、これ等から炭素量 (C) を推定すると 0.15%前後と考えられ、一つの鉄滓中の金属鉄間においても、かなりの成分偏析が予想される。(炭素量のバラツキ範囲は、0.15~0.8%である)

写真gは、5%Nital etchで現われたフェライト (Ferrite)^⑦であり、結晶粒の粒度番号^⑧は5番程度であらう。

c. 電子顕微鏡観察 (第69図参照)

鉄滓中に残留した金属鉄大・小について、二段レプリカ法により、電子顕微鏡 (Electron microscope) の観察を行なった。

金属鉄大は、パーライトのラミラー (Lamellar) 間隔 [フェライトと線状セメントイト間の間隔] が0.2~0.6μあり、第68図の顕微鏡組織 (c・d) で確認したように自然放冷にもとづく組織と考えられる。

金属鉄小は、結晶粒界に析出したパーライト中の薄片セメントイトで、層状組織は粗く、これからも冷却速度は緩やかであったことがうかがわれる。なお、セメントイト以外の析出物は認められない。

b. 金属鉄の硬度測定結果

鉄滓中の金属鉄について、マイクロ・ビッカース断面硬度の測定を行なった。結果をTable 4に示す。

金属鉄大は、炭素量 (C) が0.8%前後と推定され、徐冷滓であるため、ウイドマンシュテッテン組織も確認されていたが、硬度値としては189~232の範囲にバラツキがあり、平均値としては208であった。

また、金属鉄小は、炭素量 (C) が0.15%前後で、硬度値は177~178で金属鉄大に比べると軟かい。同一熱履歴を経ていても、鋼中炭素量 (C) の差異が硬度値に影響したものと推察される。

なお、参考のために、福岡県小郡市三沢字花笠 2号墳出土の鉄鋌^⑨の硬度値を挙げているが、これは金属鉄大と同じように、ウイドマンシュテッテン組織が確認されていて硬度値も平均で213と近似値がでている。

また、法隆寺金堂の創建当初に使われた鉄釘^⑩や千葉県柏市中馬場遺跡出土の鉄鎌茎^⑪の硬度値は、104~169、114~134という数値である。この両者は製品であり、炭素量 (C) 以外に熱処理の影響も考慮に入れねばならないが、金属鉄小はこれ等より硬度値は若干高目であった。

第7表 (Table 4) 断面硬度測定結果

試料	炭素量 (C) (%)	マイクロ・ビッカース硬度値Hv1,000 μ	平均値
鉄滓中の金属鉄大	0.8	189 194 200 226 232	208
鉄滓中の金属鉄小	0.15	177 178	178
参考値	福岡県花笠 2号墳出土鉄鋌 ^⑨	0.69~0.86	184 ~ 242
	法隆寺金堂創建時鉄釘 ^⑩	0.1	104 ~ 169
	千葉県中馬場出土鉄鎌茎 ^⑪	0.15	114 ~ 134

1) 鉄滓 3 L-6 A

a. 肉眼観察

表皮は粗雑で赤褐色を呈する。75×120mmの楕円形をなし、厚み25mmの浅い椀状の鉄滓である。破面は、多孔質部分と緻密部分からなり、黒褐色を呈して比重は大きい。

側面の一部には、砂粒を含んだ灰色粘土の付着がみられ、火窯のわん曲部のアールとみなされる。鉄滓には、木炭痕も認められ、俗に椀形滓と呼ばれる鍛冶滓と考えられる。重量470g。

なお、粘土付着部分に、鍛打滓が1点検出された。サイズは約2mm平方で、厚みは0.1mm程度のものである。

b. 顕微鏡組織 (第67図参照)

充分に成長した白色粒状のヴスタイト (Wüstite: FeO) が多量に存在し、僅かな粒間にファイヤライト (Fayalite: $2\text{FeO} \cdot \text{SiO}_2$) が認められる。鍛冶滓としての鉱物組成を如実に示している。

c. 化学分析 (Table. 2 参照)

全鉄分 (Total Fe) が67.02%と非常に多く、このうちで酸化第一鉄 (FeO) の占める割合も62.39%と大きい。造滓成分 ($\text{SiO}_2 + \text{Al}_2\text{O}_3 + \text{CaO} + \text{MgO}$) は、逆に8.63%と極端に低目であり、また、二酸化チタン (TiO_2) は0.09%、バナジウム (V) も0.020%と少ない成分構成を特徴とする鉄滓である。

d. 分光分析 (Table. 3 参照)

定性分析で非常に強く検出される元素としては、鉄 (Fe) 以外では、やはり造滓成分を構成するけい素 (Si)、カルシウム (Ca) で、これに続いてアルミニウム (Al)、それに明瞭程度のマグネシウム (Mg) である。

他元素で明瞭に検出されるものは、コバルト (Co)、銅 (Cu)、マンガン (Mn)、チタン (Ti) 等があり、クロム (Cr)、モリブデン (Mo)、ナトリウム (Na)、ニッケル (Ni)、すず (Sn)、バナジウム (V)、亜鉛 (Zn) 等は低温度で金属に固溶されるせいか、辛じて認められる程度である。

2) 鉄滓 3 L-6 B

a. 肉眼観察

表皮は赤褐色を呈し、やや粗雑で木炭痕も認められる。比重も大きい。サイズは、70×60mm、厚み46mmの椀形滓である。裏面は、多数の滴下状ふくらみがある。

破面は、赤褐色部分が多く、この個所は気孔少なく金属鉄が錆化した感じであり、局部的にはコークス状の個所も認められる。

b. 顕微鏡組織

(i) 鉱物組成 (第67図参照)

かなり大きく成長した白色粒状のヴスタイト (Wüstite: FeO) と、その隙間を灰色長柱状のファイヤライト (Fayalite: $2\text{FeO} \cdot \text{SiO}_2$)、それに地のガラス (Glass) 質等で鉱物組成は構成されている。

また、此の試料の断面には、金属鉄の酸化物であるゲーサイト (Goethite: $\text{Fe}_2\text{O}_3 \cdot \text{H}_2\text{O}$) と共に、かなり多量の金属鉄 (Metallic Fe) の残留が認められた。

(ii) 鉄滓中の金属鉄 (第68図参照)

研磨断面に現われた金属鉄は、鉱物組成に対して3割程度であるが、大小色々存在する。便宜上7mm²程度の金属鉄を大とし、3mm²程度のものを小として採り上げる。

第68図のa~dは金属鉄の大を、e~gを小として、写真撮影を行なっている。

まず、金属鉄大のa・bは、研磨そのまま腐蝕 (etch) しない場合の、金属鉄と非金属介在物である。非金属介在物は、量的には多くはないが、局部的に認められる。硫化物系 (FeS もしくは MnS) であろう。

c・dは、5% Nital (5%硝酸とアルコール混合液) で腐蝕した場合の組織である。炭素量 (C) は、0.8%前

鉄の二段レプリカ法による電子顕微鏡写真を第69図に示す。

次に化学組成のうち、定量化学分析値を第7表のTable. 2に、分光分析の結果をTable. 3に示す。

第7表 (Table 2) 鉄滓の化学組成 (%)

符号	試料履歴	全鉄	金属鉄	酸化第一鉄	酸化第二鉄	酸化二酸化シリコン	酸化アルミニウム	酸化カルシウム	酸化マグネシウム	酸化マンガン	酸化チタン
		Total Fe	Metallic Fe	FeO	Fe ₂ O ₃	SiO ₂	Al ₂ O ₃	CaO	MgO	MnO	TiO ₂
3L-6A	蓮花寺A-B3、第2層鉄滓	67.02	0.05	62.39	24.61	5.25	1.97	1.07	0.34	0.09	0.09
参考データ1	玉名郡岱明村下前原 (弥生堅穴6号)	58.63				12.13	9.86	1.03	1.99		Tr ⑭
	玉名郡立願寺蛇ヶ谷(平安)	46.72				7.81	18.46	1.55	4.38		Tr ⑭
	〃	33.19	2.09	38.26	1.94	22.64	8.15	3.22	4.41	1.28	12.97 ⑮
	宇土郡三角町中村柳迫 (古代)	48.71				9.30	13.02	1.79	3.62		Tr ⑭
	〃	21.22	0.14	9.05	20.07	36.30	12.75	3.15	1.86	0.8	8.16 ⑯

符号	試料履歴	酸化クロム	硫化硫黄	五酸化リン	炭素	バナジウム	銅	造滓成分	造滓成分	造滓成分	TiO ₂
		Cr ₂ O ₃	S	P ₂ O ₅	C	V	Cu	成分	Total Fe	Total Fe	
3L-6A	蓮花寺A-B3 第2層鉄滓	0.011	0.032	0.149	0.137	0.020	0.005	8.63	0.129	0.001	
参考データ1	玉名郡岱明村下前原 (弥生堅穴6号)							25.01	0.427		⑭
	玉名郡立願寺蛇ヶ谷(平安)							32.20	0.689		⑭
	〃	—	(SO ₃) 0.197	0.275				38.42	1.16	0.39	⑮
	宇土郡三角町中村柳迫 (古代)							27.73	0.57		⑭
	〃	0.13	0.07	0.5			±	54.06	2.54	0.38	⑯

第7表 (Table 3) 鉄滓の分光分析結果

Tri Trace

符号	試料履歴	銀	アルミニウム	比素	ほう素	バリウム	ビスマス	カルシウム	コバルト	クロム	銅	鉄
		Ag	Al	As	B	Ba	Bi	Ca	Co	Cr	Cu	Fe
3L-6A	蓮花寺A-B3 第2層	0	4	0	0	0	0	5	2	1	2	4
B	〃 A-B1溝第1層	0	3	0	0	0	0	3	2	1	2	4
C	〃 B-FG3溝第4層	0	4	0	0	0	0	4	1	1	2	4

符号	試料履歴	ゲルマニウム	カリウム	リチウム	マグネシウム	マンガン	モリブデン	ナトリウム	ニオブ	ニッケル	鉛	アンチモン
		Ge	K	Li	Mg	Mn	Mo	Na	Nb	Ni	Pb	Sb
3L-6A	蓮花寺A-B3 第2層	0	0	0	2	2	1	1	0	1	0	0
B	〃 A-B1溝第1層	0	0	0	2	2	3	1	0	1	0	0
C	〃 B-FG3溝第4層	0	0	0	2	2	1	1	0	1	1	0

符号	試料履歴	けい素	すず	テルル	チタン	バナジウム	タングステン	亜鉛	燐	ジルコン
		Si	Sn	Te	Ti	V	W	Zn	P	Zr
3L-6A	蓮花寺A-B3 第2層	5	1	0	2	1	0	1	0	0
B	〃 A-B1溝第1層	5	1	0	2	1	0	1	0	0
C	〃 B-FG3溝第4層	5	1	0	2	2	0	1	0	0

0 認められない 1:辛じて認められる 2:明瞭 3:強い 4:可成り強い 5:非常に強い
分析は新日鉄八幡製鉄所で行なった。

三、蓮花寺跡出土鉄滓の調査

はじめに

熊本県球磨郡多良木町黒肥地に所在する蓮花寺跡出土の鉄滓3個について、鉱物組成・化学組成を中心とした調査を行なったので、報告する。

当遺跡は、球磨川畔にある鎌倉時代創建の寺院跡であり、多数の鉄滓(約7.15kg)と羽口が4点以上出土しているが、製鉄遺構は検出されていない。

(一) 調査方法

1) 試料

第7表 (Table 1) に示す3個所の調査区から出土した鉄滓について調査を行なった。

第7表 (Table 1) 供試試料の履歴及び調査項目

符 号	遺 跡	試 料 履 歴				調 査 項 目					
		調査区	遺構名	層 位	採取月日	外観 写真	顕微鏡 組 織	電 子 顕微鏡	断面 硬度	化学 分析	分光 分析
3L-6A	蓮花寺	A-B3	—	第2層	75.4.14	○	○			○	○
6B		A-B1	溝	第1層	75.4.15	○	○	○	○		○
6C		B-FG3	溝	第4層	—	○	○				○

2) 調査項目

a. 顕微鏡組織

鉄滓は、水で充分に洗滌して2分割した片方を検鏡試料とした。(残り半分は分析用)検鏡試料は、ベークライト樹脂に埋込んだ後、エメリーペーパーの#150、#320、#600、#1000で研磨し、仕上げには酸化クロム、アルミナ等を用いた。

b. 電子顕微鏡

観察鉄滓中に残留した金属鉄を、二段レプリカ法^①で試料を調製して、金属組織の撮影を行なった。

c. 断面硬度

同じく金属鉄について、マイクロ・ビッカース硬度計 (Micro-Vickers Hardness) で、硬さの測定を行なった。これは、研磨した試料断面に136度の頂角をもったダイヤモンドを押込み、その時生じた窪みの面積を以って、その荷重を除いた商を硬度値とした試験値である。荷重は1,000gを使用。

d. 化学組成

湿式法による定量化学分析法を行なった。試料は検鏡用と二分割した残りを用いた。約35gを消費する。

e. 分光分析

スペクトル線の波長から構成元素の存在を知る発光定性分光分析を行なった。全試料を定量化学分析を行なうのが理想であるが、時間的制約があったので、当方法も併用した。供試試料は、約20mg程度あれば足りる。

(二) 調査結果

鉄滓の外観写真及び鉱物組織を第67図に、鉄滓中に残留した金属鉄の顕微鏡組織を第68図に、また、同じ金属

図版目次

- 図版1 A・B区遠景、A区石積基壇……………
- 図版2 石積基壇……………
- 図版3 A区石積基壇……………
- 図版4 A区石積基壇……………
- 図版5 A区溝（発掘前）の状態・A区溝の断面……………
- 図版6 A区溝の上面・A区溝……………
- 図版7 A区埋鏡遺構・蔵骨器出土状態……………
- 図版8 蔵骨器出土状態……………
- 図版9 B区石敷溝……………
- 図版10 C区全景・A区西側の五輪塔群……………
- 図版11 A区東側の五輪塔群・A区東側の板碑群……………
- 図版12 五輪塔（第八号）・五輪塔（第三一号）……………
- 図版13 五輪塔（第二三号）・五輪塔（第二五号）……………
- 図版14 五輪塔（第四六号）・笠塔婆……………
- 図版15 板碑（第一〇八号）・板碑（第一一五号）……………
- 図版16 蓮花寺阿弥陀如来像……………
- 図版17 蔵骨器（褐釉陶器）・B区出土白磁……………
- 図版18 青磁碗……………
- 図版19 青磁碗底部・青磁、白磁……………
- 図版20 近世磁器・A区出土土鉢……………
- 図版21 陶質土器・陶質土器（火舎）……………
- 図版22 陶質土器……………
- 図版23 埋鏡遺構出土の陶質土器……………
- 図版24 相良頼景館跡全景（発掘調査前）・発掘後の遺跡全景……………
- 図版25 北側土塁（北側より望む）・北側土塁近景……………
- 図版26 北側土塁（北方より望む）・（西方より望む）……………
- 図版27 東側土塁（西方より望む）・（東方より望む）……………
- 図版28 東外濠検出状況（南側より望む）・（北側より望む）……………
- 図版29 西外濠と切落し部検出状況（中央部切落し部）・（南方より）……………
- 図版30 調査区全景（南方より望む）・（東方より望む）……………
- 図版31 柱穴検出状況（東方より望む）・（南方より望む）……………
- 図版32 柱穴検出状況……………
- 図版33 柱穴検出状況・柱穴内土師器出土状況……………
- 図版34 柱穴と排水溝（南方より望む）・排水溝（北方より望む）……………
- 図版35 切落し・柱穴内土師器出土状況……………
- 図版36 土器溜・遺物取りあげ後の土器溜……………
- 図版37 切落しと広場面・東外濠南端西側の石組（東方より望む）……………
- 図版38 東外濠南端西側の石組近景・広場（北東より望む）……………
- 図版39 堤防（東方より望む）・堤防構築状況（外側）……………
- 図版40 堤防基礎部構築状況・堤防内瓦質土器出土状況……………
- 図版41 堤防外側傾斜面（西方より望む）・堤防構築状況……………
- 図版42 B-7試掘坑内土師器出土状況・堤防内青磁出土状況……………

図版 43	柱穴構築面出土遺物……………
図版 44	柱穴構築面出土遺物……………
図版 45	柱穴内出土遺物……………
図版 46	土器溜内出土遺物……………
図版 47	東外濠内出土遺物……………
図版 48	西外濠内出土遺物……………
図版 49	西外濠内出土遺物……………
図版 50	A地区出土遺物・西外濠南側切落し部出土遺物……………
図版 51	盛土内出土遺物……………
図版 52	盛土内出土遺物……………
図版 53	広場出土遺物……………
図版 54	C地区・堤防内・土塁内出土遺物……………
図版 55	骨塔全景・骨塔とその銘文……………
図版 56	納骨器……………
図版 57	相良長每供養塔……………
図版 58	相良長每供養塔……………
図版 59	相良長每供養塔……………
図版 60	相良長每供養塔……………

図版 1



A・B 区 遠 景



A 区 石 積 基 壇



石 积 基 坛

图版 3



A 区石積基壇

图版 4



A 区石積基壇

図版 5



A区溝発掘前の状態



A区溝の断面



A区溝の上面

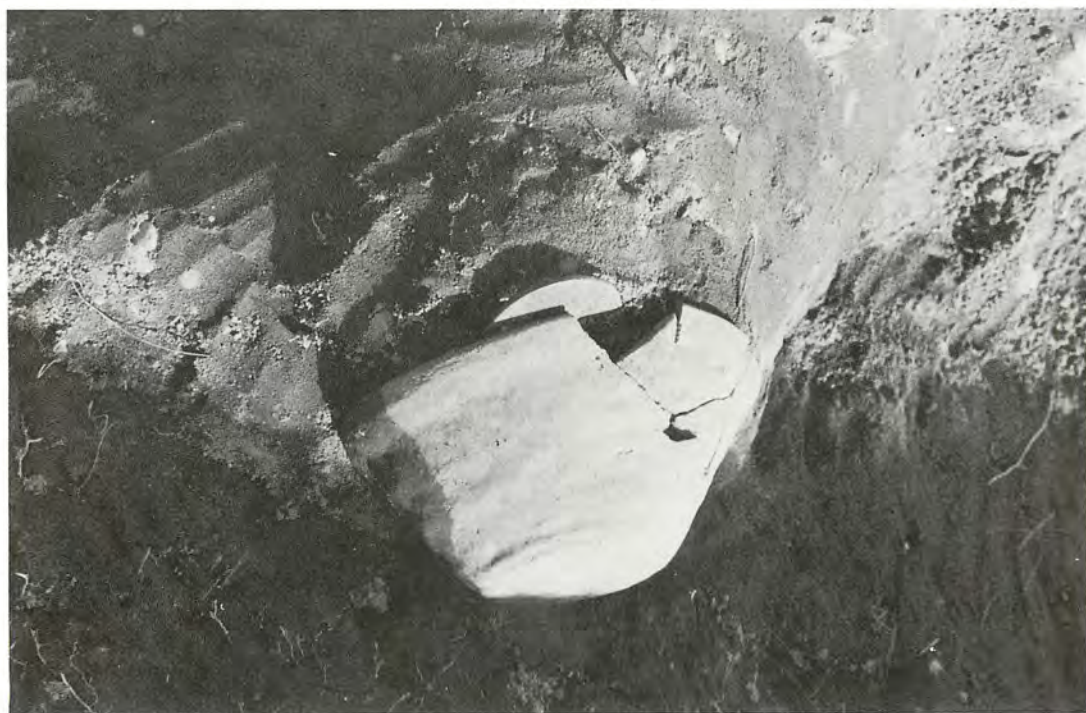


A区溝

藏骨器出土狀態



A 区埋鏡遺構



図版 7

图版 8



藏骨器出土状态



B 区 石 敷 溝



C 区 全 景



A 区 西 側 の 五 輪 塔 群



A区東側の五輪塔群



A区東側の板碑群



五輪塔 (第8号)



五輪塔 (第31号)



五輪塔 (第23号)



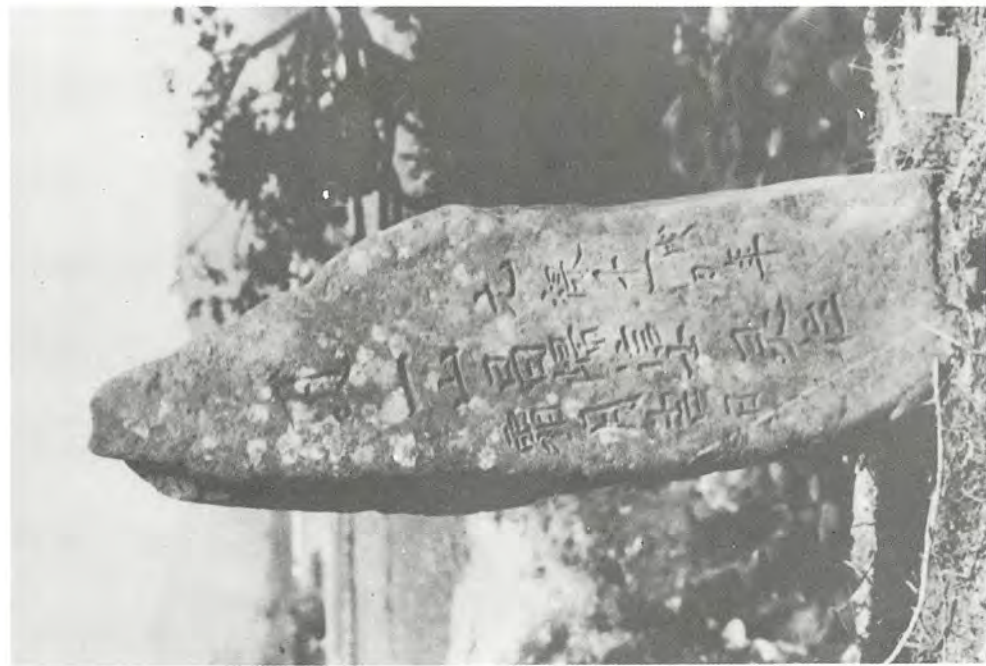
五輪塔 (第25号)



五輪塔 (第46号)



笠塔婆



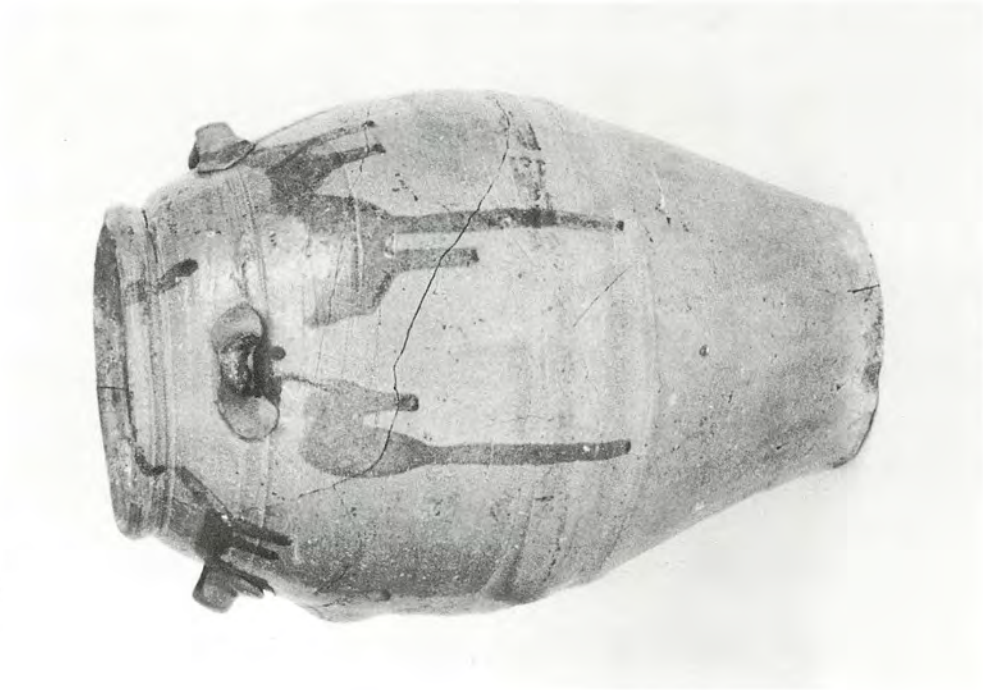
板 碑 (第108号)



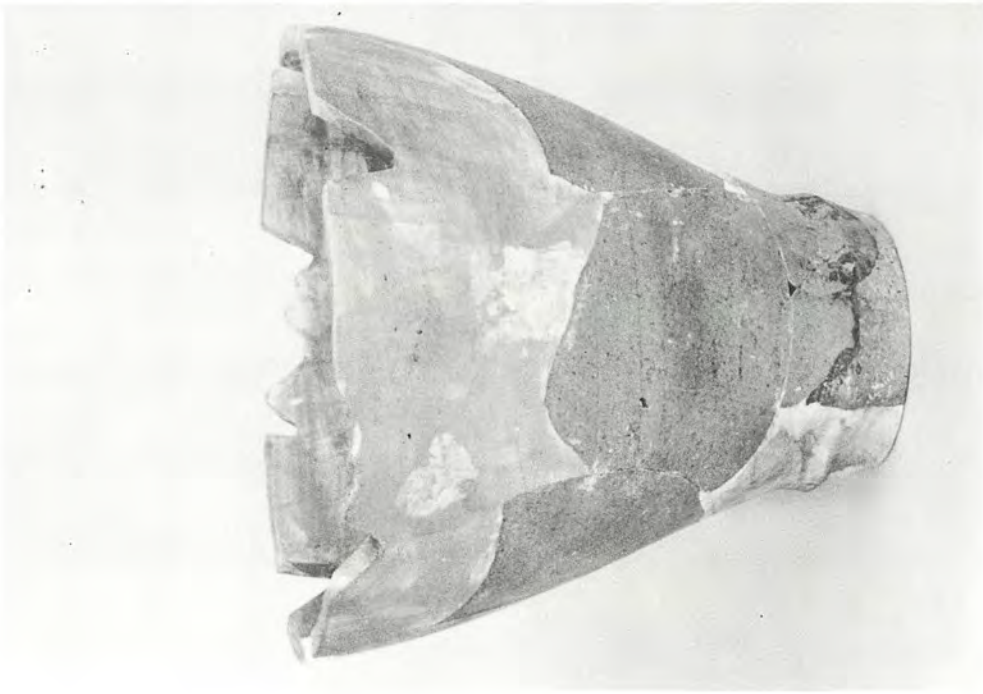
板 碑 (第115号)



蓮花寺阿彌陀如來像



藏骨器



B区出土白磁



1



5



2



6



3



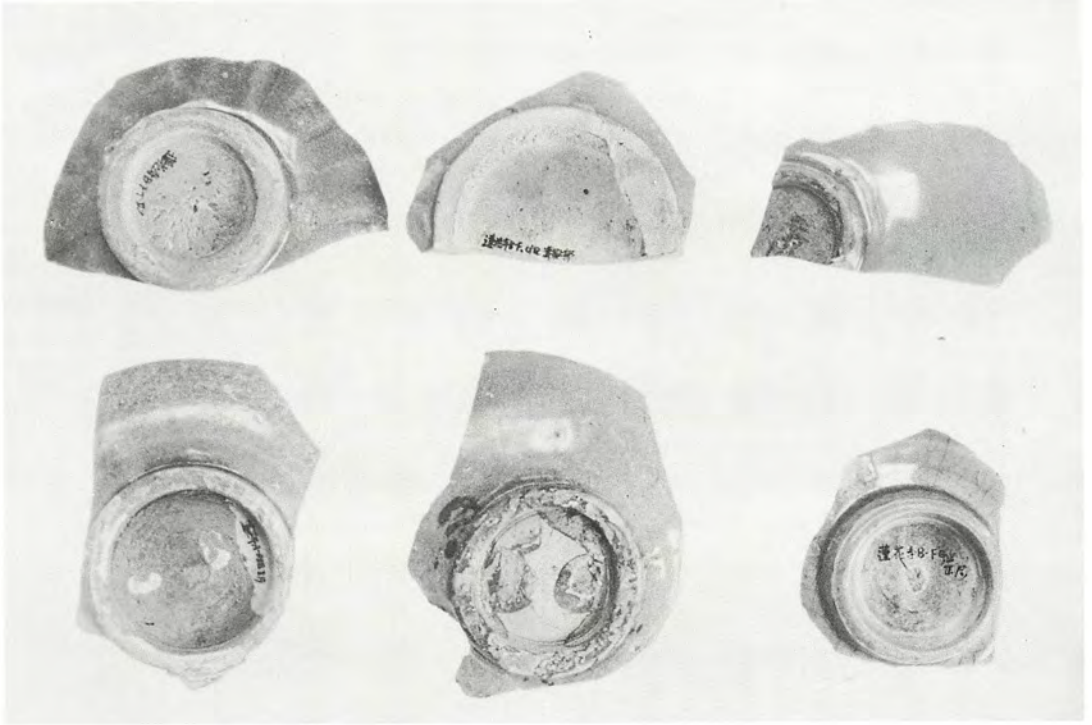
7



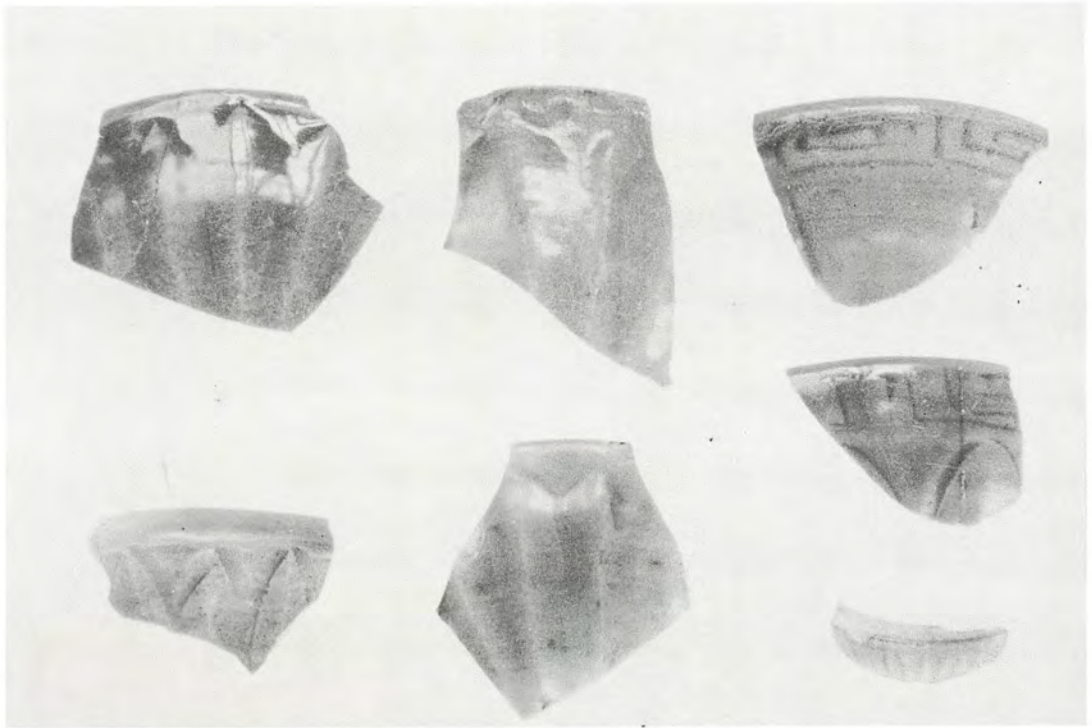
4



8

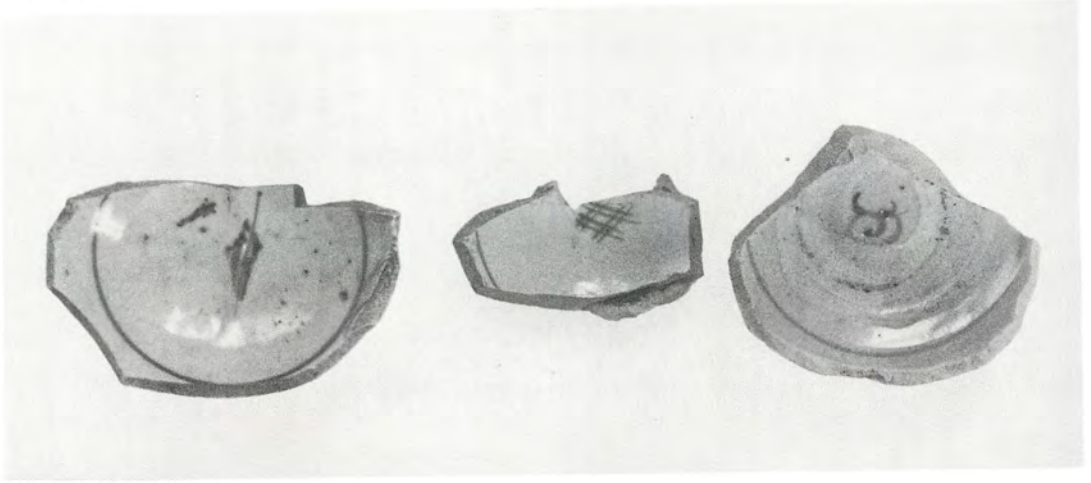


青磁碗底部



青磁·白磁

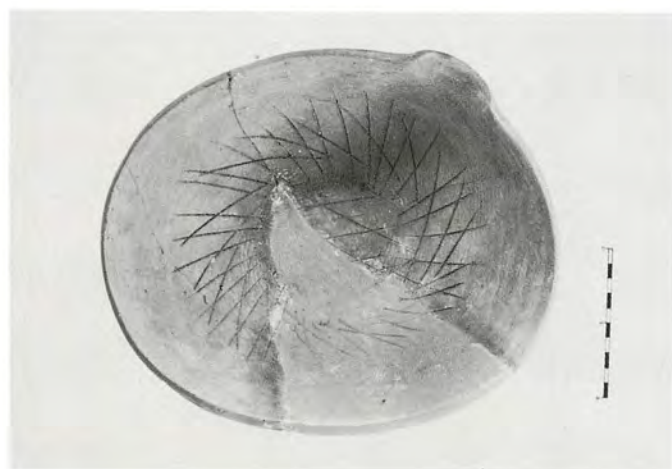
图版20



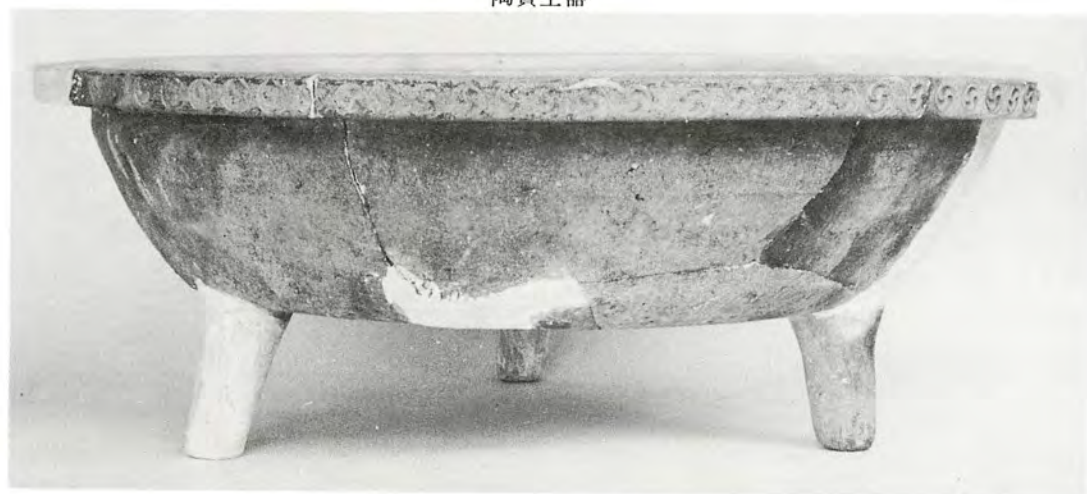
近世磁器



A区出土土锤



陶質土器



陶質土器（火舎）



陶質土器



陶質土器



埋鏡遺構出土の陶質土器



(1)南方よりみた相良頼景館跡全景（発掘調査前）



(2)発掘後の遺跡全景

第25図



(1)南方より北側土塁を望む



(2)北側土塁近景



(1) 北方より北側土塁を望む



(2) 西方より北側土塁を望む



(1) 西方より東側土塁を望む



(2) 東方より東側土塁を望む



(1)東外濠検出状況（南方より望む）



(2)東外濠検出状況（北側より望む）



(1)西外濠と切落し部検出状況(中央部 切落し部)



(2)西外濠検出状況(南方より望む)

図版30



(1)調査区全景 (南方より望む)



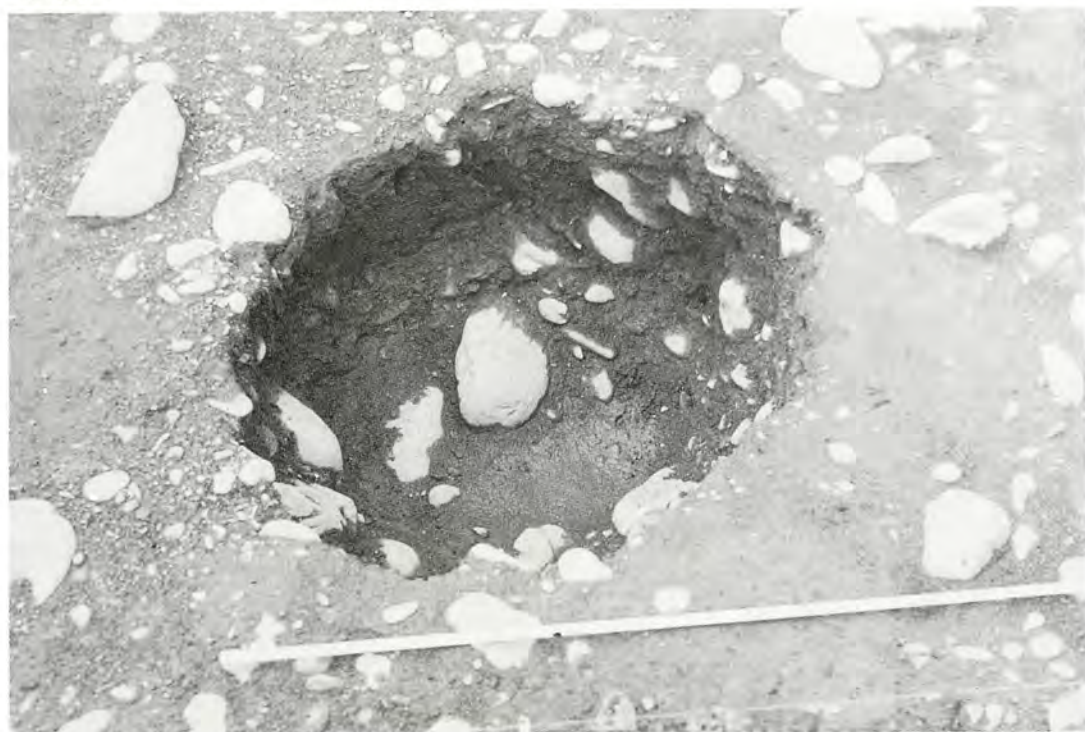
(2)調査区全景 (東方より望む)



(1)柱穴検出状況（東方より望む）



(2)柱穴検出状況（南方より望む）



(1)柱穴検出状況



(2)柱穴検出状況



(1)柱穴検出状況



(2)柱穴内 土師器出土状況



(1)柱穴と排水溝（南方より望む）



(2)排水溝（北方より望む）



(1)切落し (東方より望む)



(2)柱穴内 土師器出土状況



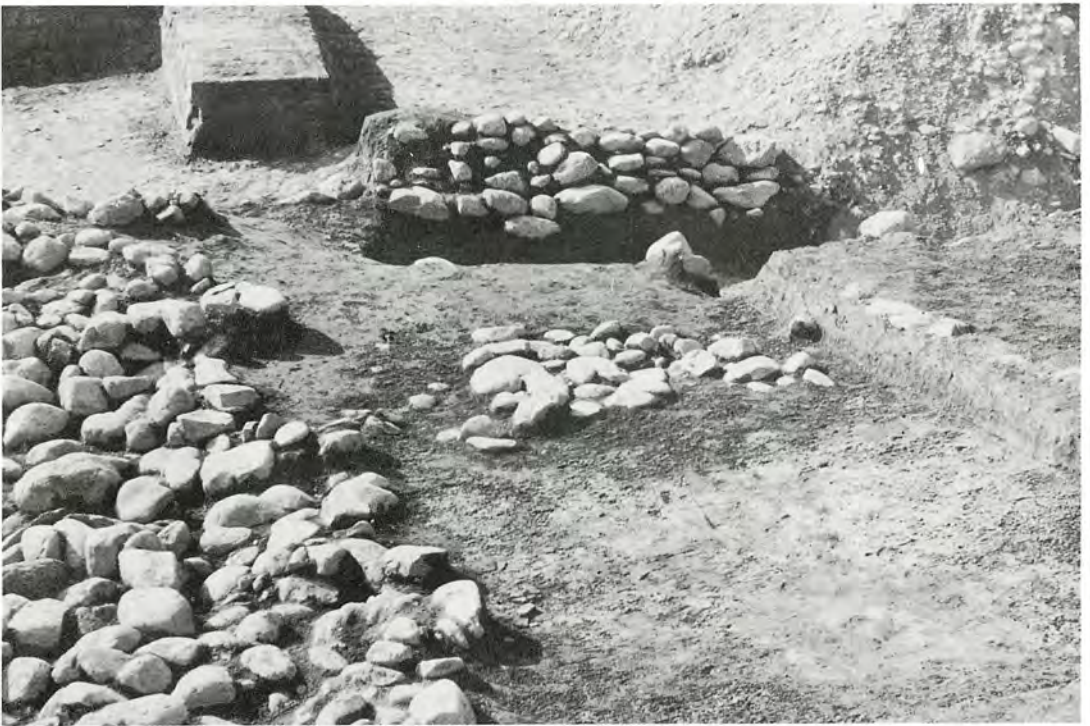
(1) 土器溜



(2) 遺物取りあげ後の土器溜



(1) 切落としと広場（東方より望む）



(2) 東外濠南端西側の石組（東方より望む）



(1) 東外濠西端西側の石組近景



(2) 広場（北東より望む）



(1) 堤防 (東方より望む)



(2) 堤防構築状況 (外側)



(1) 堤防基礎部構築状況



(2) 堤防内瓦質土器出土状況



(1) 堤防外側傾斜面 (西方より望む)



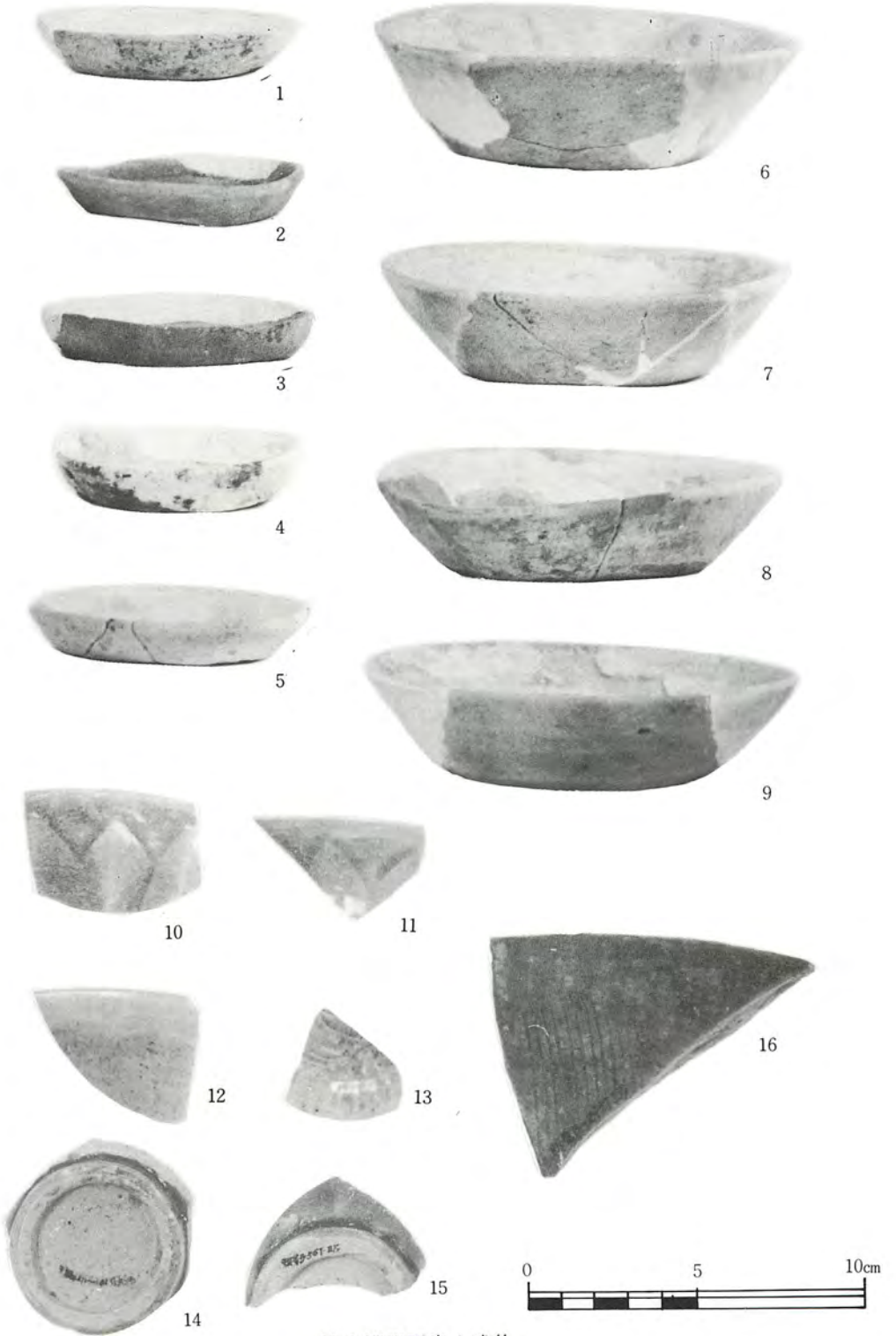
(2) 堤防構築状況 (西方より望む)



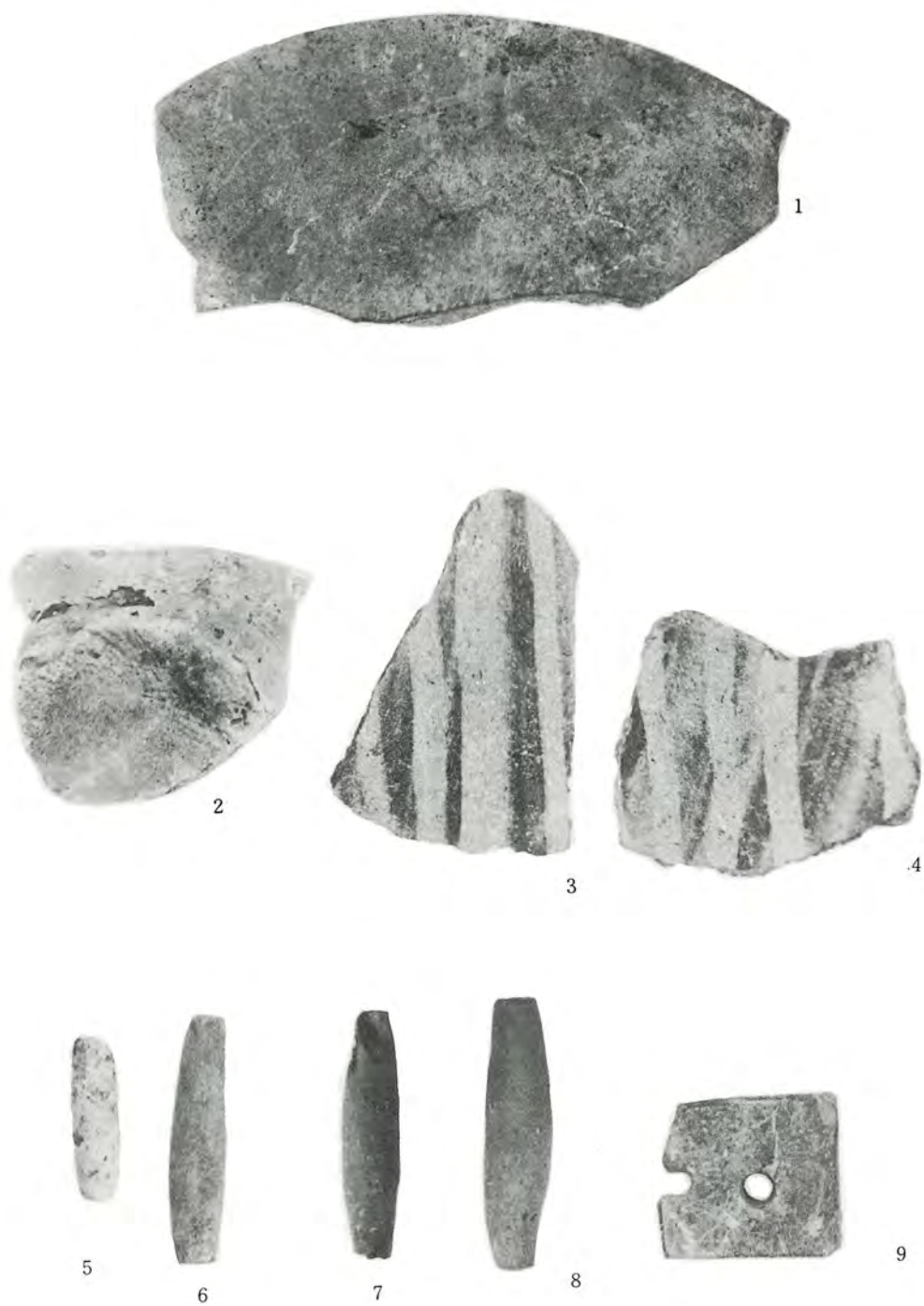
(1) B-7 試掘坑内 土師器出土状況



(2) 堤防内 青磁出土状況

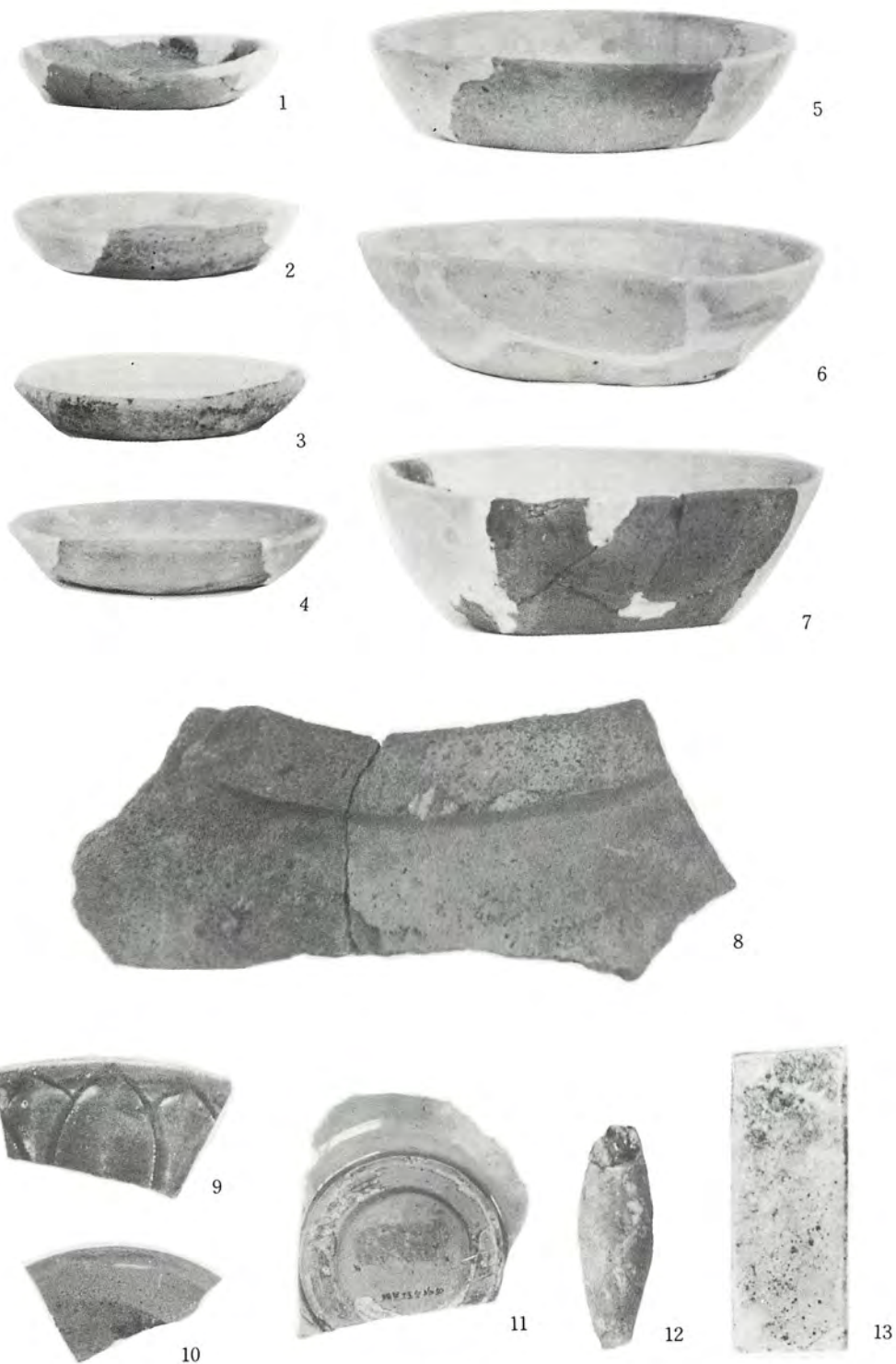


柱穴構築面出土遺物



柱穴構築面出土遺物

图版45



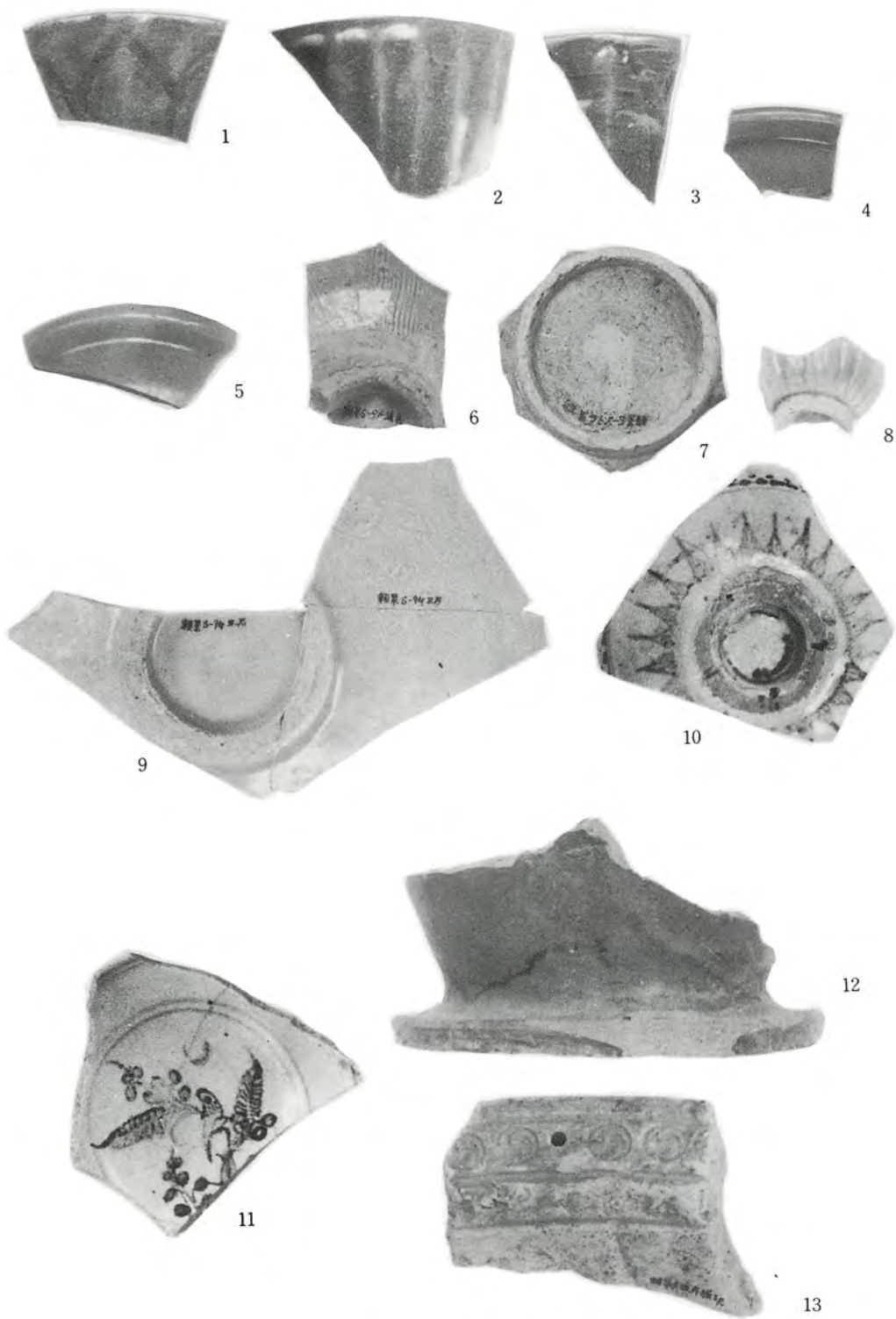
柱穴内出土遺物



土器溜内出土遺物



東外濠内出土遺物





1



2



3

図版50



A地区出土遺物（1～6）西外濠南側切落し部出土遺物（7～11）

図版51



1



4



2



5



3



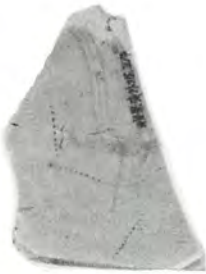
6



7



8



9



10



1



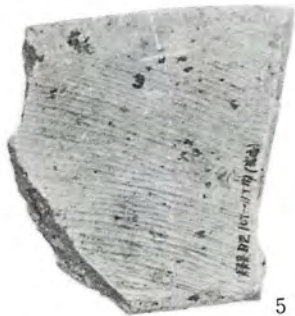
2



3



4



5



6



7



8

盛土内出土遺物



1



4



2



5



3



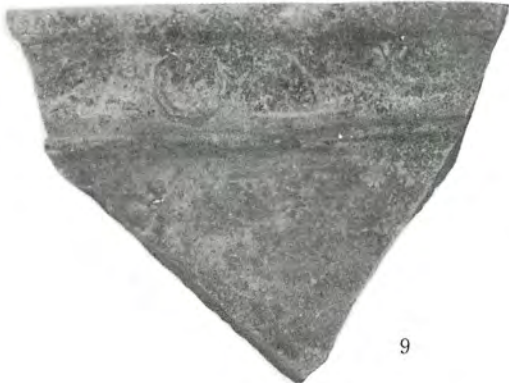
6



8



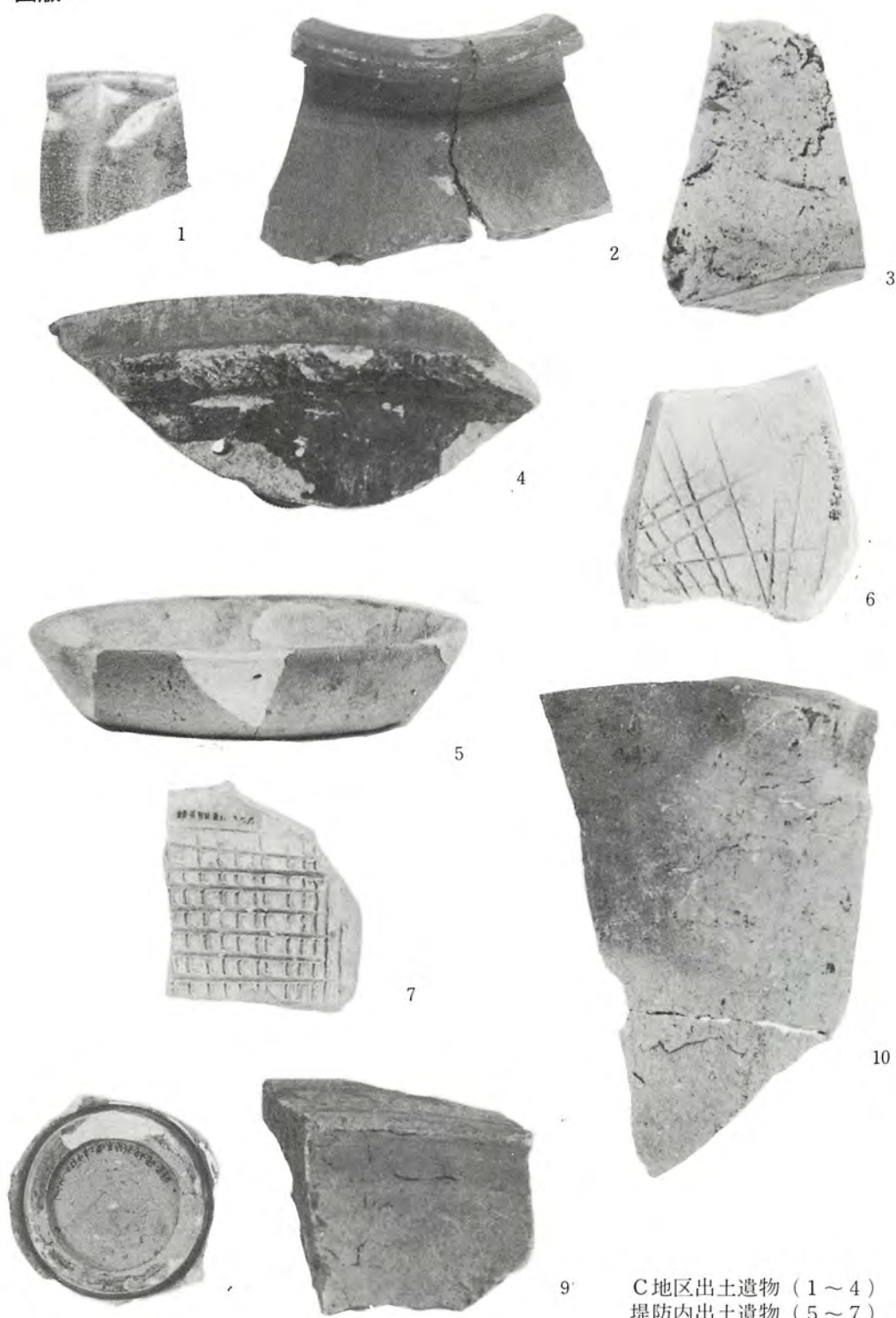
7



9



10



C地区出土遗物 (1~4)
堤防内出土遗物 (5~7)
土墓内出土遗物 (8~10)

骨塔全景



骨塔塔身部の納骨穴



生年六十五歳
(正面) 骨塔選筆玄俊庵主



(四面) 於六十餘州遊心於
十方刹土荷擔法華



(二面) □□氏藏人者相良代々
之家也 年先為



(五面) 妙典獻納者一回一部矣
好国勤功者專上報君恩



(三面) 瑞祥院殿天叟玄高
大居士御菩提移步



(六面) 下世家門者也
干時延宝二甲寅四月廿九日



(右面) 十羅刹女駿男三養上人



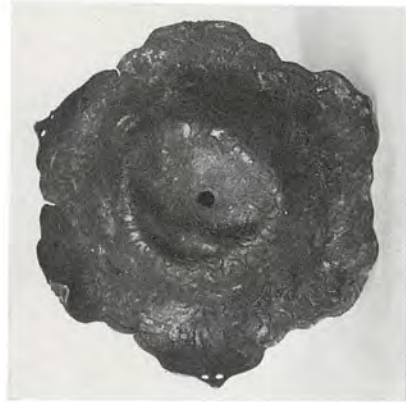
裏面かきめ部分



(正面) 奉納感三部



納骨器天蓋部分文様



(左面) 三十番神當年今月吉日



納骨器内容物





供養塔の寸法

高さ 七十一 cm
 幅 二十一・五 cm 七十一
 台石高さ 十九・八 cm

(球磨郡誌)

一、神照寺境内墓地供養塔

所在 球磨郡球磨村神瀬神照寺境内墓地

寛永十三^丙子、三高叟

碑文 奉寄進瑞祥院殿天叟玄高大居士

神照寺 本寺は曹洞宗の寺院にして、本

尊は千手観音。

徳川時代、藩主参勤交代の折

球磨川下りの際の休憩所となっ

た所で、現在の本堂がこれに当

てられたと云われている。元、

板張りとなされていた前方一間通

りの向って左端上方に横木を渡

してあるのは槍を立て掛けたも

のであると云われている。

二、願成寺相良家墓地内本墓

所在 人吉市願成寺町相良家墓地内

碑文 瑞祥院殿前武衛 梵字 天叟玄高大居士

願成寺 古義真言宗、伝法山願成寺(相良家

菩提寺)。天福元年(一一三三年)

相良初代長頼の創建。開山は、建久

九年遠州相良から長頼に随つて来た

弘秀上人。

寺祿三百石、相良家の菩提寺として

又、後陽成天皇の勅願所として六坊

を有し郡内三十五か寺を統べ、勅許

権僧正を寺格としていた。

相良家墓地は願成寺の裏台地にあ

る。

埋め墓の寸法

全 高一六四・九 cm
 地輪 高さ四十二・四 cm 巾 六十八・五 cm
 水輪 高さ四十四・五 cm 直径五十八・〇 cm
 火輪 高さ三十五・〇 cm 巾 八十二・五 cm
 風空輪 高さ四十三・〇 cm 直径三十三・〇 cm

瑞祥院殿前武衛
 梵字
 天叟玄高大居士



三、願成寺相良墓地第五墓所内 供養塔

所在 人吉市願成寺町相良家墓地内

(第五墓所)

碑文 右から 瑞祥院殿天叟玄高大居士

商 院聖泉院殿

了玄院殿月窓了心

供養塔の寸法

高さ 二七〇 cm
 基壇 巾五十四・五 cm 高さ五十一・五 cm
 塔身 巾四十四・五 cm 高さ九十七・七 cm
 笠 隅飾り巾五十七・五 cm 高さ五十一・五 cm
 相輪 直径三十四・〇 cm 高さ一六・〇 cm
 基礎 巾八十九・〇 cm 高さ三十・〇 cm





供養塔の寸法
 高さ 一三三・二 cm
 地輪高さ 三十 cm 巾 六十三 cm
 水輪高さ 三十五 cm 直径 四十三 cm
 火輪高さ 三十七 cm 巾 七十三 cm
 風空輪高さ 三十七 cm 直径 三十一 cm

奉為天叟玄
 梵字
 寛永十九天王
 土中

の供養塔が散在している。
 なお、庭の西側に長毎の奉行であつた犬童休矣（天息休矣居士）の供養塔もある。

(22代)天靈院殿俊翁含英大居士 (頼喬)
 (頼寛)

(21代)天真院殿本源雄性大居士

所在 球磨郡錦町大字木上寛井長安寺境内
 長安寺 臨濟宗の寺院で、享保年間、第二世完室祖全の創立、徳外宗半の開山。寺運繁栄の頃は藩公の帰依も厚く、時には藩公自らの参詣もあつた。(球磨郡誌)庭上の芝生に瑞祥院殿天叟玄高大居士(長毎)

四、長安寺境内供養塔



供養塔の寸法
 高さ 一三三・二 cm
 地輪高さ 四十三 cm 巾 五十一 cm
 水輪高さ 三十三 cm 直径 四十一 cm
 火輪高さ 二十六 cm 巾 五十六 cm
 風空輪高さ 二十八 cm 直径 二十四 cm
 風空輪は他を利用

〇〇〇〇
 〇〇〇〇
 〇〇〇〇
 〇〇〇〇
 梵字
 高大居士

天靈院殿俊翁含英大居士
 天真院殿本源雄性大居士
 天叟玄高大居士

内山観音堂は相良三十三ヶ所札所(第十九番目)堂の東方内中に三基の供養塔がある。
 向つて右から

所在 球磨郡深田村内山内山観音堂東方山の
 中 万福寺 万福寺は真言宗有智山万福寺で、明治維新後廃絶。
 創立は九寿元年(一一五四)で平川三郎師高の建立(免田郷土研究会誌「郷土」より)

五、内山観音(万福寺跡)供養塔



供養塔の寸法
 高さ 一三三・二 cm
 地輪高さ 四十二・五 cm 巾 三十六・八 cm
 水輪高さ 二十七・七 cm 直径 三十八・〇 cm
 火輪高さ 二十四・〇 cm 巾 四十九・〇 cm
 風空輪高さ 三十八・〇 cm 直径 二十六・〇 cm

天叟玄高大居士
 梵字
 万治三庚子年三月十三日

右 瑞祥院殿天叟玄高大居士 (二十代長毎)
 左 天真院殿本源雄性大居士 (二十一代頼寛)

所在 球磨郡相良村四浦初神慈法院境内入口
 慈法院 人吉市永国寺の末寺で曹洞宗。本尊は観世音菩薩。
 明応六年三月の創立で、永国寺善山虎裕が開祖(球磨郡誌)。
 長い石殿を登り境内に入る所、左右に二基の五輪塔がある。
 向つて、

六、慈法院境内入口供養塔

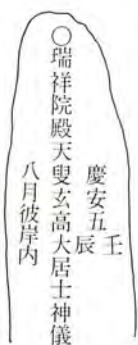
七、了玄院裏天満宮境内供養塔

所在 球磨郡須恵村覚井了玄院裏の天満宮境内林の中

了玄院 臨濟宗の寺院で龍淵山と号す。本尊は阿弥陀仏。

寛文十年十二月の創立で僧義雲が開祖。相良二十代長每の開山といわれる。(球磨郡誌)長每の碑は現在了玄院裏の高台で、天満宮の境内林の中にある。

碑文



供養塔の寸法 高さ一九二cm 幅四十二cm



八、釈迦堂境内裏墓地の供養塔

所在 球磨郡須恵村字上阿蘇釈迦堂境内(裏の墓地)

平等寺 この地は元真言宗の寺院平等寺のあった地で、今も尚、昔を偲ぶ古い墓石(五輪塔、板碑)が多数残っている。

本寺は創立不明であるが南藤蔓綿録に「仁平元年永敏和尚七十才を以て本寺に歿す」とあるを以って、相当に古いものと思われる。(球磨郡誌)五輪塔右より

瑞祥院殿天叟玄高大居士
天真院殿本源性大居士
摩利支天聖応正位(藤原長秀)

天叟玄高大居士
梵字
寛永十三丙子年六月十三日

供養塔の寸法

高さ 三一三二cm
地輪高さ三十九cm 巾 四十六cm
水輪高さ三十四cm 直径四十四cm
火輪高さ二十五cm 巾 五十三cm
風空輪高さ三十四cm 直径二十六cm



九、青蓮寺境内墓地供養塔

所在 球磨郡多良木町黒肥地青蓮寺境内墓地(寺院裏山上相良墓地内)

青蓮寺 真義真言宗智山派総本山智積院末寺。亀田山と号し阿弥陀仏を本尊とす。阿弥陀堂は永仁三年の創立で上相良初代頼景(蓮寂)菩提の為に建立したものである。建立者は上相良三代六郎頼宗。頼景の継室青蓮尼死亡により亀田山に葬り、永仁六年頼宗青蓮寺を建つという。(歴代私鑑、族蹟備考による)青蓮寺裏の墓地にある五輪供養塔。

中央の五輪塔が瑞祥院殿供養塔

瑞祥院殿前武衛
梵字
天叟玄高大居士

供養塔の寸法

高さ 一五三三cm
地輪高さ四十五cm 巾 五十七cm
水輪高さ三十三cm 直径四十七cm
火輪高さ三十四cm 巾 六十cm
風空輪高さ四十一cm 直径三十二cm

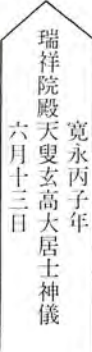


十、永昌寺境内墓地の供養塔

所在 球磨郡多良木町永昌寺境内墓地
永昌寺 山号は法丘山、真言宗であったが、
後臨濟宗となる。

天正九年(一五八一年)犬童美作は、
人吉城第十八代義陽の本廟(下益城
郡豊野村響が原)に参りさらに八代
の牌所に参つて義陽の法号を書写し
球磨に帰つて多良木法丘山永昌寺に
奉安する(獨集覽)(上村重次編著九
州相良の寺院資料による)

南側墓地にある供養塔
写真右より
玉井院殿越江蓮芳大居士



供養塔の寸法

高 さ一九二 cm 巾 上部六十四 cm
下部七十 cm
厚 さ二十二 cm
台石高さ二十一 cm 巾 八十九 cm



十一、庭柏寺跡供養塔

所在 球磨郡岡原村宮麓庭柏寺跡(桑原武氏
所有地)
庭柏寺 相良十六代義滋の室庭柏裕意の為に
享禄二年に建立された曹洞宗の寺院
で後黄檗宗となる。

明治三年頃廃寺、現在山林となつて
いる。(上村重次編著九州相良の寺院
資料より)
山林中に三基の人吉藩主の供養塔が
ある。
正面向つて左から

瑞祥院殿天叟玄高大居士神儀
前老州天真院殿本源雄性 大居士神儀
天齊了清大禪定門尊位



供養塔の寸法

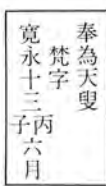
高 さ一七八 cm
巾 上部四十二 cm
下部四十九 cm
厚 さ二十三 cm



十二、渡辺儀三郎氏宅庭先きの供養塔

所在 球磨郡免田町下乙渡辺儀三郎氏方庭先
き

土屋観音(?) 何時頃か近い時代に他所から
移転されたものらしい。或る
人の話では球磨郡錦町大字一
武覚井の土屋観音の裏の山に
あったものではないかも云
う。
渡辺氏は某氏から買受けたも
のらしい。と、



供養塔の寸法

高 さ一六〇 cm
地輪高さ三十七 cm 巾 五十八 cm
水輪高さ四十四 cm 四十八 cm
火輪高さ四十一 cm 五十六 cm
風空輪高さ三十八 cm 直径三十五 cm



昭和五十二年三月三十日 印刷

昭和五十二年三月三十一日 発行

熊本県文化財調査報告 第二十二集

蓮花寺跡・相良頼景館跡

編集
発行

熊本県教育委員会
(〒962 熊本市水前寺六丁目一八番一号)

印刷
株式会社 秀巧社

(〒962 熊本市国府四丁目一〇一八)
電話代表 六六一二二三二番

『蓮花寺跡・相良頼景館跡』正誤表

頁行	誤	正	頁行	誤	正
74	下左5	部分も堤防	55	(六面) 干時	干時
72	下左6	C3	図版	(五面) 好干勲功	好干勲功
71	上左7	P1P	図版37	切落しと広場	切落しと広場
69	下左3	内側	図版28	(北側より望む)	(北方より望む)
63	上左6	両端	図版25	(北側より望む)	(南方より望む)
61	下左12	溝I遺構	図版目次	(Total Fe)	(Total Fe)
59	下左4	西側	162	(Tadpole) 1	(Tadpole 1)
54	下左10	東側	164	Fe 5 (Fe 値を)	Fe 値を
47	上左12, 13	粘土	159	茶毘	茶毘
26	上左1	一五ノ二九号	156	採対	採取
25	上左4	上相良歴代	149	真好干勲功	真好干勲功
22	上左13	万十形	116	(上相良氏)	(上相良氏)
9	上左1	空風	113	大同5	大治5
8	上左2	文化調査報告書	98	磁器、それに	瓦質土器、瓦質土器それに
7	上左9	文化調査報告書	95	須惠器系土器	須惠器系土器、瓦質土器それに
挿図	目次	遺跡周辺航空写真	94	瓦質	瓦質
本文	目次	六、塔群	91	瓦質	瓦質
例言	14	あった。	88	瓦質	瓦質
口絵	1	相良頼景館跡出土の青磁碗	86	瓦質	瓦質
		の白磁碗(左)と青磁碗(右)があった。	84	瓦質	瓦質
		六、塔群	82	瓦質	瓦質
		(調査の方法)	80	瓦質	瓦質
		遺跡周辺の航空写真	77	瓦質	瓦質

※ なお頼景は頼景に弥勒寺は弥勒寺に訂正して下さい。

この電子書籍は、熊本県文化財調査報告第 22 集を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会と図書館、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：蓮花寺跡 相良頼景館跡

発行：熊本県教育委員会

〒862-8609 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

電話： 096-383-1111

URL： <http://www.pref.kumamoto.jp/>

電子書籍制作日：2016 年 3 月 31 日